

**防災に関してとった措置の概況
平成24年度の防災に関する計画**

第180回国会（常会）提出

この文書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第9条第2項の規定に基づく防災に関してとった措置の概況及び平成24年度において実施すべき防災に関する計画について報告を行うものである。

目 次

第1部 東日本大震災を踏まえた災害対策

はじめに	1
第1編 東日本大震災の概要と復興に向けた取組	
第1章 被災地の復旧と復興に向けた取組	3
1 東日本大震災の被害状況	3
(1) 人的被害	3
(2) 住家被害	4
(3) 農地被害	5
(4) 液状化被害	5
(5) 長周期地震動の影響	7
(6) 市町村庁舎の被災	9
(7) 土砂災害による被害	9
2 復旧の状況	10
(1) 政府の主な動き	10
(2) 被災者支援	11
(3) 災害廃棄物処理	13
(4) 主なインフラ等の復旧状況	14
(5) 事業者の再建支援	16
(6) 雇用の確保	17
3 復興に向けた新たな取組	18
(1) 復興庁の設置	18
(2) 復興特別区域制度	19
(3) 復興交付金制度	20
(4) 復興施策に関する国の事業計画及び工程表	21
(5) 復興計画の策定支援	22
(6) 住宅再建及び高台移転	23
(7) 被災者の孤立防止と心のケア	23
(8) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の設立	23

第2章 原子力災害への対応	25
1 原子力発電所事故への対応	25
2 原子力被災者への対応	26
(1) 警戒区域, 避難指示区域等の推移	26
(2) 帰還, 復興に向けた取組	30
3 原子力防災の改善	33

第2編 東日本大震災を踏まえた災害対策の推進

第1章 東日本大震災の教訓	35
(1) 災害の想定及び災害対策の基本的考え方に関する教訓	36
(2) 広域で大規模な災害への即応力に関する教訓	36
(3) 被災者支援等に関する教訓	37
(4) 地震動や津波による被害に関する教訓	41
(5) 教訓のまとめ	43
第2章 政府において取り組んできている災害対策	44
(1) 災害対策の基本となる検討の推進・制度の充実	44
(2) 災害の想定の見直し	47
(3) 広域で大規模な災害への即応力の強化	47
(4) 被災者支援の強化	52
(5) 地震・津波被害の軽減に向けた各行政分野の取組	54
(6) 南海トラフ巨大地震, 首都直下地震等大規模災害に対する 取組	63
第3章 政府として今後更なる取組が求められる災害対策	77
(1) 災害対策の理念の明確化	77
(2) 自然災害における「緊急事態」等への対処	77
(3) 人の命を大切にする避難対策	78
(4) 被災者支援の充実	79
(5) 復旧・復興の枠組み強化	81
(6) 南海トラフ巨大地震, 首都直下地震等大規模災害への対応	82

第4章 民間分野で進む取組と国際防災協力	85
1 企業の取組等	85
(1) 企業の事業継続計画（BCP）の策定・運用促進に向けた政府の対応	85
(2) BCPに関する企業の取組と東日本大震災における状況	86
(3) 企業による東日本大震災における取組と今後の大規模災害に対する備え	87
2 ボランティアの取組等	89
(1) 防災ボランティア活動の環境整備に向けた政府の対応	89
(2) 東日本大震災におけるボランティアの取組	89
(3) 防災ボランティア活動の広域連携体制の推進	93
3 国際防災協力	93
(1) 国連や国際会議の開催を通じた防災協力の推進	94
(2) アジア・太平洋地域における防災協力	95
(3) 日中韓等地域内防災協力	96

第2部 各種災害対策への取組の方向性と 平成23年以降発生した主な災害とその対応 (東日本大震災を除く)

第1編 各種災害対策への取組の方向性

- 1 地方都市等における地震防災の在り方……………99
- 2 大雨災害時の避難の在り方……………100
- 3 大雪に対する防災力向上の方向性……………103
- 4 竜巻等突風対策……………106

第2編 平成23年以降に発生した主な災害(東日本大震災を除く)

- 1 霧島山(新燃岳)の噴火……………109
 - (1) 災害の状況……………109
 - (2) 国等の対応状況……………110
- 2 平成23年台風第6号……………110
 - (1) 災害の状況……………110
 - (2) 国等の対応状況……………111
- 3 平成23年7月新潟・福島豪雨……………111
 - (1) 災害の状況……………111
 - (2) 国等の対応状況……………112
- 4 平成23年台風第12号……………112
 - (1) 災害の状況……………112
 - (2) 国等の対応状況……………113
- 5 平成23年台風第15号……………114
 - (1) 災害の状況……………114
 - (2) 国等の対応状況……………114
- 6 平成23年11月からの大雪等……………115
 - (1) 災害の状況……………115
 - (2) 国等の対応状況……………115
- 7 平成24年5月に発生した突風等……………116
 - (1) 災害の状況……………116
 - (2) 国等の対応状況……………116

第3部 平成22年度に防災に関してとった措置の概況

第1章 概要	119
1 法令の整備等	119
2 科学技術の研究	119
3 災害予防	119
4 国土保全	119
5 災害復旧等	119
6 国際防災協力	119
第2章 法令の整備等	120
第3章 科学技術の研究	121
1 災害一般共通事項	121
2 震災対策	123
2-1 地震に関する調査研究	123
2-2 震災対策一般の研究	125
3 風水害対策	126
4 火山災害対策	127
5 雪害対策	128
6 火災対策	128
7 危険物災害対策	129
8 原子力災害対策	129
9 その他の災害対策	129
第4章 災害予防	131
1 災害一般共通事項	131
1-1 教育訓練	131
1-2 防災施設設備の整備	133
1-3 その他	136
2 震災対策	142
2-1 教育訓練	142

2-2	防災施設設備の整備	143
2-3	その他	146
3	風水害対策	148
3-1	教育訓練	148
3-2	防災施設設備の整備	148
3-3	その他	149
4	火山災害対策	151
4-1	教育訓練	151
4-2	防災施設設備の整備	152
4-3	その他	152
5	雪害対策	153
5-1	教育訓練	153
5-2	防災施設設備の整備	153
5-3	その他	153
6	火災対策	154
6-1	教育訓練	154
6-2	防災施設設備の整備	154
6-3	その他	155
7	危険物災害対策	155
7-1	教育訓練	155
7-2	防災施設設備の整備	156
7-3	その他	156
8	原子力災害対策	157
8-1	教育訓練	157
8-2	防災施設設備の整備	157
8-3	その他	158
9	その他の災害対策	158
9-1	教育訓練	158
9-2	その他	158
第5章	国土保全	160
1	治水事業等	160
1-1	維持管理	160
1-2	災害対応・危機管理対策	160

1-3	予防的な治水対策	160
1-4	良好な河川環境の回復	160
1-5	ダム建設事業	160
2	治山事業	160
2-1	国有林治山事業	161
2-2	民有林治山事業	161
3	地すべり対策事業	162
3-1	直轄事業	162
3-2	補助事業	162
4	海岸事業	163
4-1	直轄事業	163
4-2	補助事業	163
5	下水道における浸水対策	163
6	農地防災事業	163
6-1	直轄事業	163
6-2	補助事業	163
7	災害関連事業	164
8	地盤沈下対策事業	164
9	その他の事業	165
第6章	災害復旧等	167
1	災害応急対策	167
1-1	平成22年梅雨前線による大雨に対してとった措置	167
1-2	鹿児島県奄美地方における大雨に対してとった措置	168
1-3	霧島山（新燃岳）の噴火に対してとった措置	168
1-4	平成22年11月からの大雪等に対してとった措置	170
1-5	東日本大震災	170
1-6	その他の災害に対してとった措置	174
2	災害復旧事業	177
2-1	公共土木施設災害復旧事業	177
2-2	農林水産業施設災害復旧事業	177
2-3	文教施設等災害復旧事業	178
2-4	厚生施設等災害復旧事業	178

2-5	その他の災害復旧事業	178
3	財政金融措置	179
3-1	災害融資	179
3-2	災害保険	180
3-3	地方交付税及び地方債	181
4	災害復興対策等	182
4-1	被災者生活再建支援金の支給等	182
4-2	雲仙岳噴火災害に関する復興対策	182
4-3	阪神・淡路大震災に関する復興対策	182
4-4	有珠山噴火災害に関する復興対策	182
4-5	三宅島噴火による災害に対してとった措置	183
4-6	平成16年台風第23号による災害に対してとった措置	183
4-7	平成16年(2004年)新潟県中越地震による災害に対して とった措置	183
4-8	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震による災害に関 する復興対策	183
4-9	その他の災害に対してとった措置	184
第7章	国際防災協力	186
1	多国間協力	186
2	二国間協力	187
2-1	技術協力	187
2-2	無償資金協力	187
2-3	有償資金協力	187

第4部 平成24年度の防災に関する計画

第1章 概要	189
1 科学技術の研究	189
2 災害予防	189
3 国土保全	189
4 災害応急対策及び災害復旧・復興対策	189
5 国際防災協力	189
第2章 科学技術の研究	190
1 災害一般共通事項	190
2 地震災害対策	192
2-1 地震に関する調査研究	192
2-2 震災対策一般の研究	196
3 津波災害対策	197
3-1 津波に関する調査研究	197
3-2 津波対策一般の研究	198
4 風水害対策	199
5 火山災害対策	199
6 雪害対策	200
7 火災対策	200
8 危険物災害対策	201
9 原子力災害対策	202
10 その他の災害対策	202
第3章 災害予防	203
1 災害一般共通事項	203
1-1 教育訓練	203
1-2 防災施設設備の整備	205
1-3 災害危険地住宅移転等	209
1-4 その他	209
2 地震災害対策	217
2-1 教育訓練	217

2-2	防災施設設備の整備	218
2-3	その他	223
3	津波災害対策	225
3-1	教育訓練	225
3-2	防災施設設備の整備	225
3-3	その他	227
4	風水害対策	228
4-1	教育訓練	228
4-2	防災施設設備の整備	228
4-3	その他	229
5	火山災害対策	232
5-1	教育訓練	232
5-2	防災施設設備の整備	232
5-3	その他	232
6	雪害対策	233
6-1	教育訓練	233
6-2	防災施設設備の整備	233
6-3	その他	234
7	火災対策	234
7-1	教育訓練	234
7-2	防災施設設備の整備	235
7-3	その他	235
8	危険物災害対策	236
8-1	教育訓練	236
8-2	防災施設設備の整備	236
8-3	その他	236
9	原子力災害対策	238
9-1	教育訓練	238
9-2	防災施設設備の整備	238
9-3	その他	238
10	その他の災害対策	239
10-1	教育訓練	239
10-2	その他	239

第4章 国土保全	241
1 治水事業等	241
1-1 維持管理	241
1-2 災害対応・危機管理対策	241
1-3 予防的な治水対策	241
1-4 ダム建設事業	241
2 治山事業	241
2-1 国有林治山事業	242
2-2 民有林治山事業	242
3 地すべり対策事業	242
3-1 直轄事業	242
3-2 補助事業	243
4 海岸事業	243
5 農地防災事業	243
5-1 直轄事業	243
5-2 補助事業	243
6 災害関連事業	243
7 地盤沈下対策事業	245
8 下水道事業	246
9 その他の事業	246
第5章 災害復旧等	248
1 災害応急対策	248
1-1 自衛隊の災害派遣	248
1-2 災害救助費の国庫負担	248
1-3 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	248
1-4 被災者生活再建支援金の支給	248
1-5 その他の災害応急対策	248
2 災害復旧事業	248
2-1 公共土木施設災害復旧事業	248
2-2 農林水産業施設災害復旧事業	249
2-3 文教施設等災害復旧事業	250
2-4 水道施設等災害復旧事業	250
2-5 その他の災害復旧事業等	250

3	財政金融措置	251
3-1	災害融資	251
3-2	災害保険	252
3-3	地方債	252
4	災害復興対策等	252
4-1	被災者生活再建支援金の支給等	252
4-2	雲仙岳噴火災害に関する復興対策	253
4-3	阪神・淡路大震災に関する復興対策	253
4-4	三宅島噴火災害に関する対策	253
4-5	平成16年(2004年)新潟県中越地震による災害に関する復興対策	253
4-6	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震による災害に関する復興対策	253
4-7	霧島山(新燃岳)災害による復興対策	254
4-8	東日本大震災に関する復興対策	254
4-9	その他の災害に関する復興対策	256
第6章 国際防災協力		257
1	多国間協力	257
2	二国間協力	258
資料 平成24年度防災関係予算額等集計表		262
附属資料		263

第1部

東日本大震災を 踏まえた災害対策

はじめに

今回の白書は、「災害対策基本法」に基づきいわゆる防災白書が昭和38年（1963年）に初めて世に出て50回目の節目を迎えるものである。半世紀前、我が国の災害による犠牲者が1,000人を超える年も少なくなかった。昭和34年（1959年）の伊勢湾台風を契機に、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図るため、「災害対策基本法」が昭和36年（1961年）に制定された。その結果、毎年起こりえるような災害に対しては、災害対策が確立してきた。特に風水害による被害は減少してきた。そして今、私たちは、昨年発生した未曾有の大災害、東日本大震災の教訓を踏まえ、万全の災害対策を進め、「ゆるぎない日本」を構築することが求められている。

（自然豊かな我が国が抱える自然災害の脅威）

我が国は、おおむね温帯に位置し、春夏秋冬の四季を経験でき、豊かな自然に恵まれた風光明媚な国である。一方、四季の様々な自然現象として現れる台風、大雨、大雪等は時として甚大な被害をもたらすことがある。また、我が国は、プレート境界、環太平洋火山帯に位置しており、世界で発生するマグニチュード6以上の地震の発生回数の約2割、世界の活火山の約7%を占めている。同時に、災害をもたらす自然の力は、温泉や美しい風景、豊かな水資源等の恵みももたらしている。

人間の一生の長さとは地震、火山噴火等大災害の発生間隔には隔たりがあり、国民一人一人で見れば災害経験がなく、ややもすると災害に対する警戒心が欠如しやすい面もある。マグニチュード9.0という歴史的にも、世界的にも未曾有の大災害を経験した今、行政、民間及び国民一人一人が改めて災害対策の重要性を認識し、その一層の推進に努める必要がある。

（災害教訓を災害対策強化につなげる努力）

我が国は、災害を経験する度に、それを教訓に、災害対策を強化してきた。「災害対策基本法」の制定以降も、昭和48年（1973年）の桜島噴火を契機として制定された「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」（現「活動火山対策特別措置法」）、昭和53年（1978年）の宮城県沖地震を契機とする「建築基準法」の改正等により防災体制の充実・強化に取り組んできた結果、平成7年の阪神・淡路大震災までは毎年の自然災害による死者・行方不明者数は数十名から数百名で推移した。このように、防災体制の充実・強化、国土保全の推進等災害対策に取り組んできた成果は表れていた。

しかし、その後、地震に伴う二つの極めて大きな災害が発生した。一つは平成7年の阪神・淡路大震災で、もう一つは平成23年の東日本大震災である。

阪神・淡路大震災は6,400人以上の犠牲者が出た大災害で、特に地震動による建築物の倒壊等の被害が甚大であった。この教訓を踏まえ、「地震防災対策特別措置法」、「建築物の耐震改修に関する法律」、「災害対策基本法」の一部改正等各種法令の制定・改正、防災基本計画の大幅な修正、耐震の強化、初動対応の強化等様々な分野における災害対策の充実・強化が図られた。一方、津波被害は発生しなかったため、津波による災害への教訓は得られなかった。

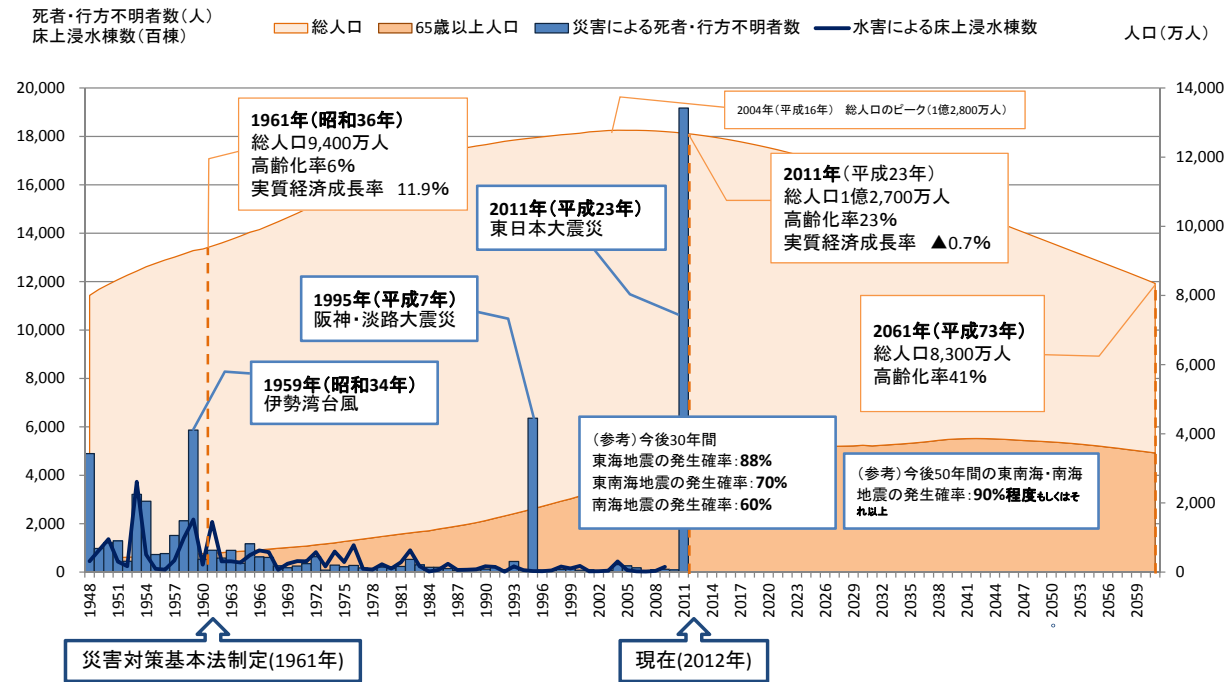
東日本大震災を経験した今、この未曾有の大災害を検証し、教訓の総括を行ったうえで、災害対策全般を見直す必要がある。

（災害対策基本法制定後の社会環境変化）

「災害対策基本法」が制定された昭和36年（1961年）は、高度経済成長期であり、年齢構成も若者が多く、大都市圏に人口が流入し、都市構造や国土構造にも変化がみられた。その後、半世紀を

経て、現在は、経済成長の鈍化、人口が大幅増加したのち人口減少局面へ転換、少子化・高齢化の進展、大都市部への人口・財の集中、地方部の過疎化等の社会環境等が大きく変化している。こうした変化を踏まえ、今後の災害対策を進めていくことが必要である。

図表 1 自然災害による被害の推移と人口等の長期変動



出典：防災白書、消防白書、地震調査研究推進本部、国勢調査報告、人口推計年報及び「日本の将来人口推計」に基づき内閣府作成
注：2006年以降の人口値は、平成18年国勢調査報告に基づく中位推計値、被害関係データは一部整理中

昨年の防災白書では、第1部において、東日本大震災について地震・津波被害の概要、応急対策対応及び今後の災害対策の問題意識を中心に記述した。

今年の防災白書では、第1部において、引き続き東日本大震災を取り上げ、現在の復旧・復興状況を報告するとともに、東日本大震災を踏まえた我が国の今後の災害対策の方向性等を提示する。

第1編 東日本大震災の概要と復興に向けた取組

第1章 被災地の復旧と復興に向けた取組

1 東日本大震災の被害状況

ここでは、東日本大震災について、昨年の防災白書の記述以降の状況変化や新たに判明した被害状況を中心に記述する。

東日本大震災をもたらした「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」（気象庁が命名した地震名。以下「東北地方太平洋沖地震」という。）は、マグニチュード9.0という我が国の観測史上最大の地震であり、世界でも1900年以降4番目の巨大地震であった。震源域は岩手県沖から茨城県沖まで及び、長さ約450km、幅約200kmの断層が3分程度にわたり破壊されたものと考えられている。そのため、広範囲に揺れが観測され、また津波が発生し、被害は広域にわたった。

（注：平成23年4月1日の閣議了解により、東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害を「東日本大震災」と呼称することとされた。）

（1）人的被害

東日本大震災では、死者・行方不明者は12都道県でみられ、死者1万5,859人、行方不明者3,021人（平成24年5月30日警察庁発表）という明治以降では大正12年（1923年）の関東大震災（死者・行方不明者：約10万5,000人）、明治29年（1896年）の明治三陸地震（同：約2万2,000人）に次ぐ極めて深刻な被害をもたらした。

また、別途、復興庁等が各地方公共団体の協力を得て、東日本大震災による負傷の悪化等により死亡した者で、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき災害弔慰金の対象となった者（実際には支給されていない者も含む。）について把握したところ、10都県で1,632人であった（平成24年3月31日時点）。なお、当該数値は、警察庁発表の死者数と一部重複している可能性がある。

図表 1-1-1 東日本大震災における都道府県別の人的被害

(単位：人)

都道府県名	死者	行方不明	負傷者
北海道	1		3
青森県	3	1	109
岩手県	4,671	1,222	200
宮城県	9,517	1,581	4,136
秋田県			12
山形県	2		29
福島県	1,605	214	182
茨城県	24	1	709
栃木県	4		134
群馬県	1		38
埼玉県			42
千葉県	20	2	251
東京都	7		117
神奈川県	4		134
新潟県			3
山梨県			2
長野県			1
静岡県			3
三重県			1
高知県			1
合計	15,859	3,021	6,107

※未確認情報を含む。

※4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震、4月11日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、4月12日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、5月22日に発生した千葉県北東部を震源とする地震、7月25日に発生した福島県沖を震源とする地震、7月31日に発生した福島県沖を震源とする地震、8月12日に発生した福島県沖を震源とする地震、8月19日に発生した福島県沖を震源とする地震、9月10日に発生した茨城県北部を震源とする地震、10月10日に発生した福島県沖を震源とする地震、11月20日に発生した茨城県北部を震源とする地震、平成24年2月19日に発生した茨城県北部を震源とする地震及び3月1日に発生した茨城県沖を震源とする地震の被害を含む。

出典：警察庁「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」(平成24年5月30日)に基づき内閣府作成

(2) 住家被害

住家についても、全壊は10都県で発生し、その数約13万棟、半壊は13都道県で発生し、その数約26万棟となる大きな被害が生じた。

図表 1-1-2 東日本大震災における都道府県別の住家被害

(単位：棟)

都道府県名	全壊	半壊	一部破損
北海道		4	7
青森県	306	701	835
岩手県	20,189	4,688	8,219
宮城県	84,940	147,613	217,875
秋田県			3
山形県	37	80	
福島県	20,607	68,473	155,607
茨城県	2,738	24,506	182,540
栃木県	260	2,103	70,479
群馬県		7	17,246
埼玉県	24	194	1,800
千葉県	798	9,985	51,439
東京都	15	198	4,847
神奈川県		39	445
新潟県			17
山梨県			4
静岡県			13
合計	129,914	258,591	711,376

※未確認情報を含む。

※4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震、4月11日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、4月12日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、5月22日に発生した千葉県北東部を震源とする地震、7月25日に発生した福島県沖を震源とする地震、7月31日に発生した福島県沖を震源とする地震、8月12日に発生した福島県沖を震源とする地震、8月19日に発生した福島県沖を震源とする地震、9月10日に発生した茨城県北部を震源とする地震、10月10日に発生した福島県沖を震源とする地震、11月20日に発生した茨城県北部を震源とする地震、平成24年2月19日に発生した茨城県北部を震源とする地震及び3月1日に発生した茨城県沖を震源とする地震の被害を含む。

出典：警察庁「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」(平成24年5月30日)に基づき内閣府作成

(3) 農地被害

東日本大震災により約2万4,000haに及ぶ農地が流失、冠水等し、広域にわたりがれき、ヘドロ等の堆積や塩水の浸入等による被害が生じた。さらに、内陸部を中心に広範囲な農地において、地盤沈下や液状化が生じた。

図表 1-1-3 被災農地面積及び復旧面積（平成24年3月11日時点）

（単位：ha）

区 分	東日本大震災に伴う被災農地面積			東日本大震災に伴う被災農地の復旧完了面積			
	計	うち、 津波の被災農 地面積	うち、 その他の被災 農地面積	計	復旧完了済 み面積割合 ⑤=④/①×100	うち、 津波の被災 農地	うち、 その他の被災 農地
青 森 県	107	77	30	101	94.4%	71	30
岩 手 県	1,209	725	484	269	22.2%	28	241
宮 城 県	14,558	14,341	217	4,855	33.3%	4,666	189
福 島 県	5,927	5,462	465	549	9.3%	226	323
茨 城 県	1,063	208	855	958	90.1%	202	756
千 葉 県	1,162	663	499	1,162	100.0%	663	499
太平洋岸6県計	24,026	21,476	2,550	7,894	32.9%	5,856	2,038
山 形 県	1	-	1	1	100.0%	-	1
栃 木 県	198	-	198	194	98.0%	-	194
群 馬 県	1	-	1	1	100.0%	-	1
埼 玉 県	39	-	39	39	100.0%	-	39
新 潟 県	117	-	117	86	73.5%	-	86
長 野 県	95	-	95	66	69.5%	-	66
内陸6県計	451	-	451	387	85.8%	-	387
合 計	24,477	21,476	3,001	8,281	33.8%	5,856	2,425

注1) 東日本大震災に伴う被災農地面積のうち、

ア 津波の被災農地面積は、「農業・農村の復興マスタープラン（平成23年11月21日改訂）」の津波被災農地面積（復旧を必要とする農地）である。

イ その他の被災農地面積は、農林水産省職員が関係機関からの情報収集を基に被災直後の農地を現地確認して把握した、地割れ・液状化・埋没・土砂流入等による被災農地面積のほか、マスタープランの復旧を必要とする被災農地面積には含まれない軽微な津波による被災農地面積も含まれている。

2) 東日本大震災に伴う被災農地の復旧完了面積は、農林水産省職員が地震発生から1年後に当たる平成24年3月11日時点における被災農地の復旧完了面積を関係機関からの情報収集を基に現地確認して把握したものであり、復旧・復興に向けた工事が着工していても工事が完了していない面積は含まれていない。

出典：農林水産省資料

(4) 液状化被害

国土交通省の調査（平成23年9月27日時点）によれば、東北から関東にかけて9都県で約2万7,000件の液状化による宅地被害が発生した。

国土交通省関東地方整備局及び公益法人地盤工学会の「東北地方太平洋沖地震による関東地方の地盤液状化現象の実態解明」によれば、関東地方整備局管内9都県のうち7都県96市区町村で液状化が発生している。

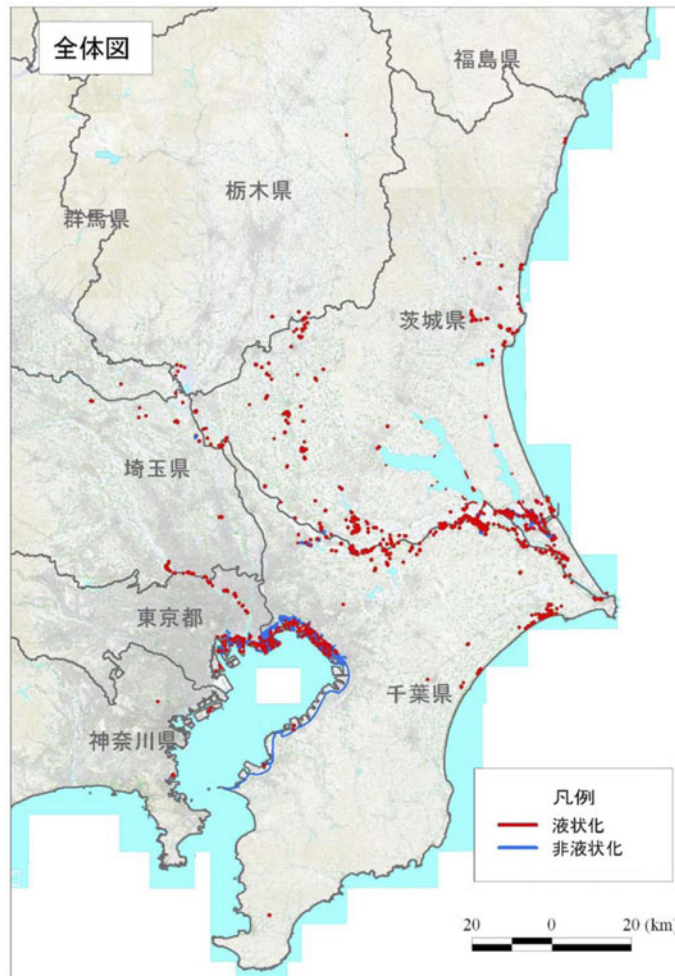
図表1-1-4によると、液状化は東京湾岸の京葉間及び利根川下流域に集中し、それ以外では川崎・

横浜方面，那珂川や久慈川方面，利根川中流，鬼怒川・小貝川流域及び古利根川流域に散在している。東京湾岸については，液状化発生地域はおおむね明治以降の埋立地と一致している。

東京湾岸の比較的新しい埋立地は，震源からの距離が400km近く離れているにもかかわらず，非常に広い範囲で液状化が発生しており，住宅の沈下・傾斜等の甚大な被害が発生した（図表1-1-5）。

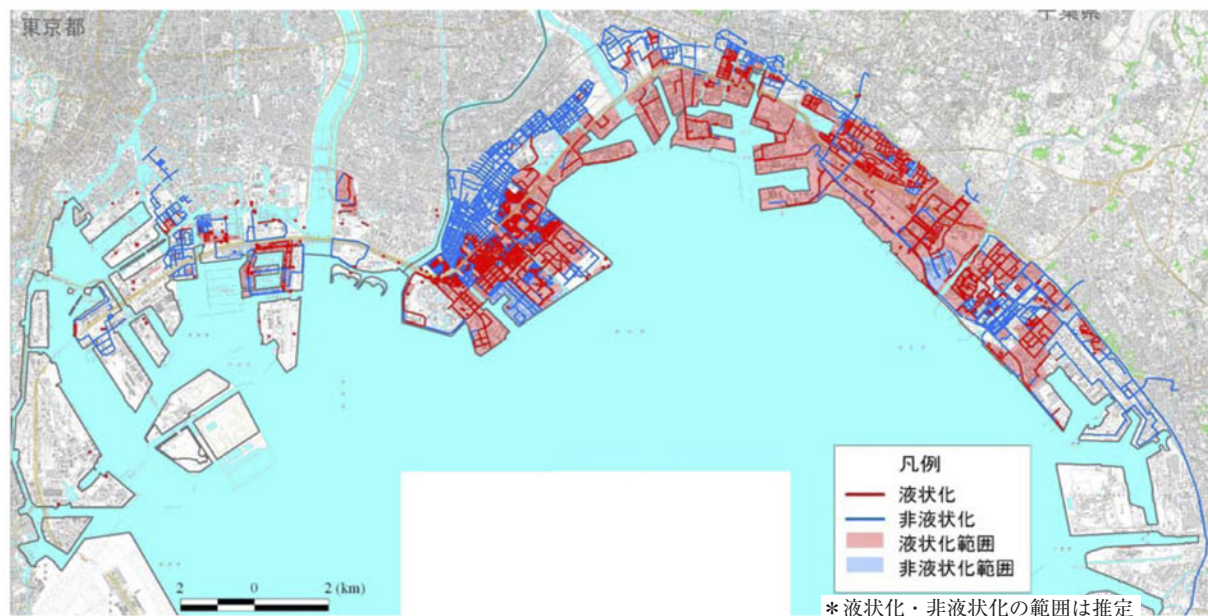
また，液状化の被害が大きかった地域においては，電柱等の沈下や傾倒，下水道等の地下構造物の損壊，マンホールの抜上り等の被害が発生した。

図表 1-1-4 関東地方の液状化発生分布



出典：国土交通省関東地方整備局及び公益法人地盤工学会「東北地方太平洋沖地震による関東地方の地盤液状化現象の実態解明」

図表 1-1-5 東京湾沿岸の液状化の状況



出典：国土交通省関東地方整備局及び公益法人地盤工学会「東北地方太平洋沖地震による関東地方の地盤液状化現象の実態解明」

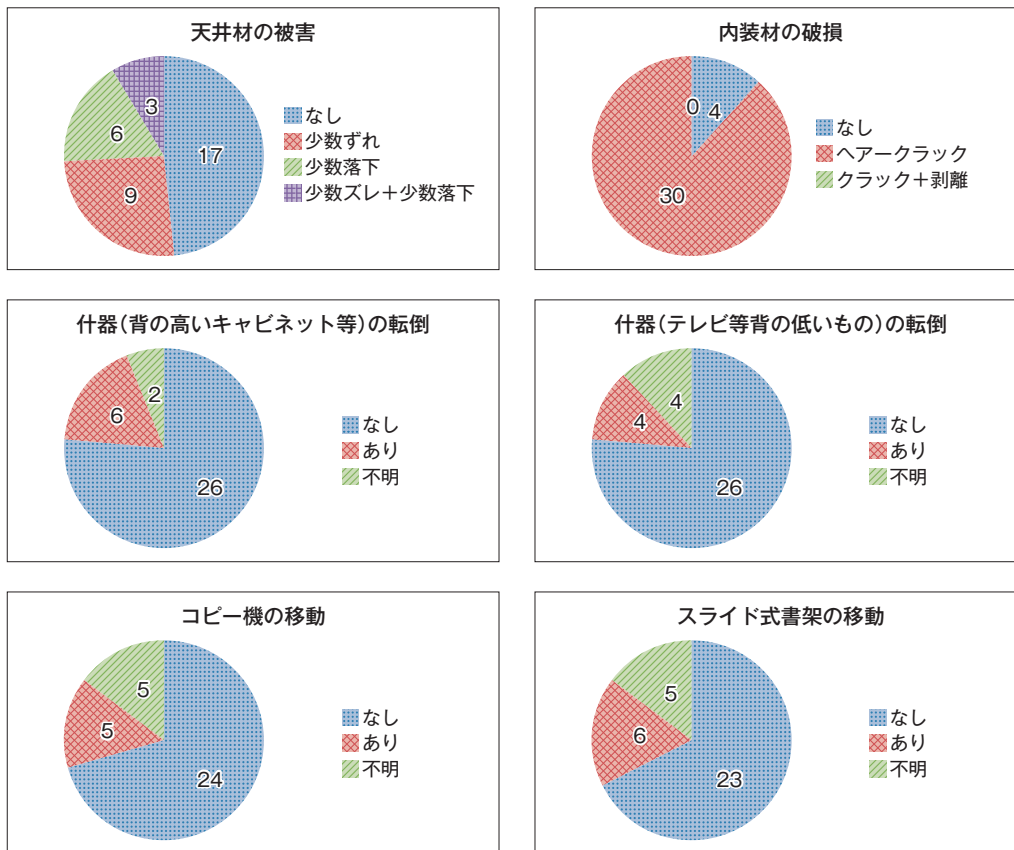
(5) 長周期地震動の影響

地震動は、短い周期の揺れと、ゆっくり繰り返す長い周期の揺れ等様々な周期で構成される。長周期地震動は後者を指し、高層ビルや、石油タンク、長大橋梁等の長大構造物は、周期数秒から十数秒の固有周期を有するため、大地震に伴って発生する長周期地震動と共振することによって大きな揺れを生ずることがある。東北地方太平洋沖地震では、長周期地震動によって、首都圏や大阪府等で、高層ビル等において大きな揺れが観測された。

大阪府庁の咲洲庁舎においては、約10分間の揺れが生じ、最上階（52階）では、最大1m（片側）を超える揺れが確認された。内装材や防火戸等の一部で破損が見られたほか、エレベータの停止や閉じ込め事象が発生した。なお、机・棚等は固定されていたため、これらの転倒・移動による被害は認められなかった。

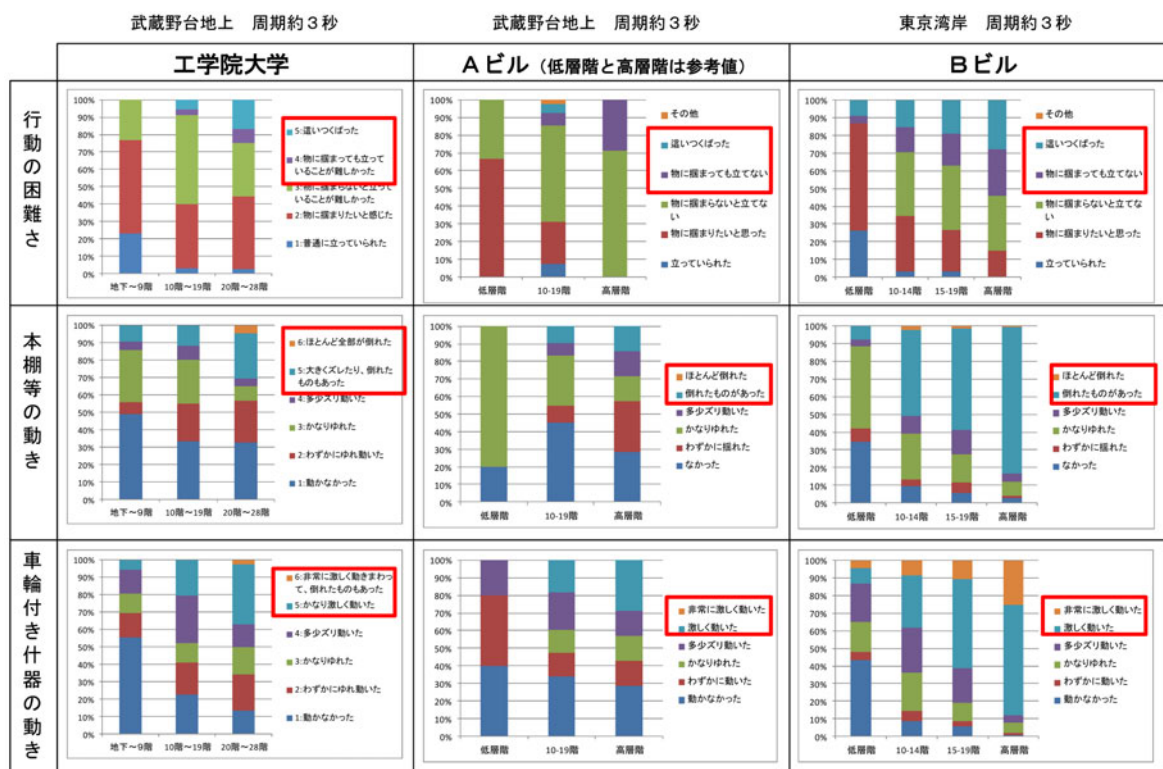
東京都内の34棟の高層ビルにおける内装材の破損や家具、什器等の移動・転倒について、気象庁が行った聞き取り調査は図表1-1-6のとおりであるが、多くの高層ビルで、内装材に亀裂が生じる等の軽微な損傷が認められた。また、高層ビルの低層階と高層階との揺れの違いについては、高層階になるにつれ、人が行動することが困難になったり、本棚や車輪付き什器等の動きが大きくなるといった傾向が認められた（図表1-1-7）。

図表 1-1-6 高層ビル内の内装材の破損や家具、什器等の移動・転倒



出典：気象庁「高層ビル内の内装材の破損や家具、什器等の移動・転倒に関する聞き取り調査」

図表 1-1-7 高層ビル内（低層、中層、高層）の揺れの状況



出典：気象庁「高層ビル内の揺れの状況に関するアンケート調査」

(6) 市町村庁舎の被災

東日本大震災で震度6弱以上を観測した8県では、352市町村のうち237市町村の庁舎が被災した。このことで、災害応急対策活動への支障（支援物資の配給等）、住民基本台帳等のデータ紛失、行政サービスへの支障（義援金の配給等）等が発生した。

図表 1-1-8 市町村庁舎の被災

震度6弱以上を観測した都道府県	本庁舎が地震・津波により被災した市町村数				
	市町村数	合計	移転	一部移転	移転なし
岩手県	34	22 (6)	2 (2)	2 (1)	18 (3)
宮城県	35	32 (3)	3 (2)	2 (1)	27 (0)
福島県	59	36 (0)	3 (0)	3 (0)	30 (0)
茨城県	44	34 (1)	3 (0)	5 (0)	26 (1)
栃木県	27	26 (0)	1 (0)	2 (0)	23 (0)
群馬県	35	18 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (0)
埼玉県	64	31 (0)	1 (0)	0 (0)	30 (0)
千葉県	54	38 (0)	0 (0)	1 (0)	37 (0)
合計	352	237 (10)	13 (4)	15 (2)	209 (4)

※原子力発電所事故の影響による移転は含んでいない。また、「移転なし」の数字は被災程度による整理を行っていない値である。

() 内の数字は本庁舎が津波による被災を受けた市町村である。

出典：中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告参考図表を基に内閣府作成

(7) 土砂災害による被害

土砂災害は、平成24年6月4日時点で、土石流等13件、地すべり29件、崖崩れ97件及び集落雪崩2件の合計141件が発生し、死者は19人となっている。

図表 1-1-9 土砂災害の発生状況

件数：平成24年6月4日時点

	土石流等	地すべり	崖崩れ	集落雪崩
青森県			1	
岩手県	1		3	
宮城県	2	2	12	
山形県		2	1	
福島県	1	6	30	
茨城県	1	1	22	
栃木県	1	5	5	
群馬県	1			
千葉県			16	
神奈川県			1	
長野県	3		1	
新潟県	3	13	2	2
静岡県			3	
計	13	29	97	2
主な被害	人家全壊1戸、半壊2戸、一部損壊4戸	死者16人、人家全壊23戸、半壊2戸、一部損壊12戸	死者3人、人家全壊4戸、半壊6戸、一部損壊23戸	

出典：国土交通省砂防部調べ

2 復旧の状況

(1) 政府の主な動き

① 応急対応、復旧

政府においては、発災直後の平成23年3月11日14時50分に、官邸対策室を設置するとともに、緊急参集チームを招集した。その後、15時14分に、東日本大震災の応急対策を強力に推進するため、「災害対策基本法」に基づき、同法制定以来初めて、内閣総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部が閣議決定（「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部の設置について」）により設置された。また、3月12日に、宮城県に緊急災害現地対策本部（本部長：内閣府副大臣）、岩手県及び福島県には、それぞれ現地連絡対策室が設置された。

今回の地震では、広い範囲で津波が発生し、沿岸部を中心に多数の行方不明者及び孤立集落が発生したことから、消防、警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、大規模な救出・救助活動が行われた。

また、緊急災害対策本部に設置された事案対処班において、被災者に対する物資調達・輸送、広域医療搬送及び海外支援受入れに係る調整事務が行われた。さらに、3月17日の第12回緊急災害対策本部会議において、被災者の生活支援が喫緊の課題であることに鑑み、緊急災害対策本部の下に被災者生活支援特別対策本部を置くことが決定された（5月9日に被災者生活支援チームに名称変更）。

5月2日には、応急復旧等を迅速に進めるための地方公共団体に対する財政援助や、被災者のための社会保険料の減免、中小企業者に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定める「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が制定された。また、同日、東日本大震災からの早期復旧に向け、年度内に必要と見込まれる経費（応急仮設住宅の供与、津波等により発生した災害廃棄物の処理、公共土木施設や学校施設等の災害復旧等に要する経費）として、4兆153億円の平成23年度第一次補正予算が成立した。

5月20日の第17回緊急災害対策本部会議においては、本格的な復興の取組段階に至るまでの、当面3か月程度の間に関国が取り組んでいく施策を取りまとめた「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針」を決定した。

② 復興

未曾有の複合的な大災害である東日本大震災からの復興は、単なる復旧ではなく未来志向の創造的な取組が必要であるとの認識の下、我が国の叡智を結集し、幅広い見地から復興構想について議論を行うため、4月11日に、東日本大震災復興構想会議の設置が閣議決定され、4月14日に、第1回会議が開催された。6月25日には、同会議により、「復興への提言～悲惨のなかの希望～」が提出された。

また、復興の基本理念、国と地方公共団体の責務等を定める「東日本大震災復興基本法案」が議員立法として6月9日に国会へ提出され、与野党協議を経て6月20日に成立し、6月24日に公布・施行された。そして、「東日本大震災復興基本法」に基づき、内閣に復興対策本部が設置され、同本部会議（第1回）が6月28日に開催され、内閣総理大臣が、「復興への提言」を最大限尊重し、復興基本方針を策定するよう、官房長官及び復興対策担当大臣に対し指示した。これを受け、7月29日、同法第3条等に基づき、「東日本大震災からの復興の基本方針」が決定された。

さらに、「原子力損害賠償法」等の関係経費、二重債務問題対策経費、被災者生活再建支援金補助金等を内容とする平成23年度第二次補正予算が7月25日に成立した。

その後、基本方針の具体化に向けて、東日本大震災・原子力災害からの本格的な復興予算として、真に復興に資する施策を重点的に措置する平成23年度第三次補正予算案が、10月21日に閣議

決定され、11月21日に臨時国会において成立した。また、同国会では、東日本大震災からの復興を図るために平成23年度から27年度までの間に実施する施策に必要な財源を確保するため、所要の措置を講じる「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」、復興特別区域での規制・手続き等の特例及び税・財政・金融上の支援を講ずる「東日本大震災復興特別区域法」、復興庁の設置・任務等を定める「復興庁設置法」が成立した。そして、平成24年2月10日に、復興庁が開庁された。

(2) 被災者支援

① 避難者・応急仮設住宅

避難者数については、被害の大きかった岩手県、宮城県及び福島県を中心として、平成23年3月14日時点で約47万人に上った。これは平成7年の阪神・淡路大震災（最大時約32万人）と比較すると約1.5倍に上る。その後、平成24年5月10日時点で、公民館や学校等の避難所で生活している者の数は約250人に減少し、応急仮設住宅や公営住宅等で生活している者は約34万1,000人となっており、全国47都道府県約1,200市区町村に所在している。また、自県外に避難等している者は、福島県から約6万2,000人、宮城県から約8,400人、岩手県から約1,600人となっている。

発災直後、避難所においては、食料を含む物資の不足が深刻であったが、物資の調達・輸送を国が直接開始した後、4月に入り著しい物資不足は解消された。また、国では全避難所の生活環境、具体的には食事、下着・洗濯、プライバシーの確保等に関する状況を定期的に把握し、生活環境の改善が遅れている市町村に対して、各県の避難所担当課と協力し、重点的な環境改善が可能となるよう支援した。加えて、避難所の解消や避難等している者に対する適切な支援に資するよう、全国の都道府県や市町村の協力を得ながら、避難者等の数の把握を行った。

また、被災者支援の一環として、生活に役立つ情報等を被災者が身近なところで入手できるよう、壁新聞、生活支援ハンドブック、税制支援ハンドブック、生活・事業再建ハンドブック等を避難所やコンビニエンスストア等で掲示・配布したほか、テレビ、ラジオ、地方新聞、首相官邸ホームページ、首相官邸災害ツイッター、内閣府災害対策ページ等における「被災者支援に関する各種制度の概要（東日本大震災編）」の公表、「復旧・復興支援制度検索サービス」等により各種情報の提供を行った。

応急仮設住宅については、国土交通省における用地確保等の支援のための職員の被災県への派遣、財務省における未利用国有地の無償貸付等、早期完成のための取組を進めた。また、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げる仕組みを初めて本格的に活用した。さらに、被災者の二次避難のため、直ちに利用可能な国家公務員宿舎等の情報を取りまとめ、全都道府県に対して情報提供を行うとともに、都道府県を通じて被災者に無償で提供した。これらにより、当初避難した者の多くが、おおむね平成23年9月頃までには、応急仮設住宅等に入居した。平成24年5月4日時点までに、約5万3,000戸の応急仮設住宅が建設され、約4万9,000戸に約11万7,000人が入居し、約6万8,000戸の民間住宅が借り上げられ、約18万人が入居している。また、約1万9,000戸の国家公務員宿舎・公営住宅等が活用されている。

また、建設された応急仮設住宅については、入居者等に対して実施したアンケート調査結果を踏まえ、

ア 窓の二重サッシ化、断熱材等の追加、バリアフリー化等ハード面の改善措置

イ 買い物支援としての仮設店舗の設置、通勤・通学・通院の交通手段の確保等ソフト面の取組を明示

ウ 入居者の孤立化防止等の観点から、団地ごとのコミュニティの構築に向けた自治会組織の立ち上げを促進（平成24年3月9日時点で、全団地のうち88.9%で設置）

等、入居者の居住環境等の改善対策等を講じた。

図表 1-1-10 避難者・応急仮設住宅の状況

- 避難者数は約34万1,000人，うち避難所にいる者は約250人。
- 応急仮設住宅は約5万3,000戸を完成。

(1) 避難者等の減少

	発災3日目 ^(※1) (平成23年3月14日)	平成24年5月10日時点 ^(※2)
全体	約47万人	34万1,235人
うち避難所にいる者の数		254人

- * 1 緊急災害対策本部資料
青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県の避難状況の合計。
- * 2 復興庁調べ
全国の避難所（公民館・学校等），旅館・ホテル，その他（親族・知人宅等），住宅等（公営・仮設・民間・病院含む）にいる者の合計。

(2) 応急仮設住宅等の状況

	入居戸数	備考
国家公務員宿舎等・ 公営住宅等 ^(※3)	1万9,041戸	全国計 提供戸数内訳 岩手県内：1,420戸 宮城県内：1,769戸 福島県内：2,237戸 その他：1万3,615戸
民間住宅 ^(※4)	6万8,317戸	全国計 うち 岩手県：3,606戸 宮城県：2万6,050戸 福島県：2万5,504戸 その他：1万3,157戸
応急仮設住宅	4万8,884戸 ^(※4)	岩手県・宮城県・福島県・茨城県・千葉県・長野県・栃木県 ^(※5) 必要戸数：5万3,916戸 着工済み戸数：5万3,089戸 (うち完成戸数：5万2,858戸)

- * 3 復興庁調べ（5月7日現在） * 4 厚生労働省調べ（5月15日現在）
- * 5 国土交通省調べ（5月1日現在）

出典：復興庁資料

② ボランティアの取組

発災直後は、主として、災害救援活動に従事しているNPO・NGO等によるボランティア活動が開始され、被災者の救援や、被災地の情報把握に大きな役割を果たした。

その後、交通事情の改善、燃料不足の解消等に伴い、それ以外のNPO・NGO等や一般の人々によるボランティア活動も拡大した。発災後、しばらくの間は、活動の中心が、炊き出し、泥の除去、片付け等であったが、被災者の応急仮設住宅への入居が進む中で、引っ越し支援や買い物代行、応急仮設住宅における生活環境の改善支援や見守り活動、集会所等における交流の場の提供等を通じたコミュニティづくり支援や心のケア、さらには、復興まちづくりへの参画・協力等、ボランティアへのニーズが拡大・多様化している。

ボランティア活動には多くの国民が参加し、平成24年5月20日までに、岩手、宮城及び福島3県の災害ボランティアセンターを経由した活動者数だけでも延べ100万人を超え、災害ボランティアセンターを経由しないで、NPO・NGO等で活動した者も加えれば、非常に多くの国民がボランティア活動に参加したものと考えられる。

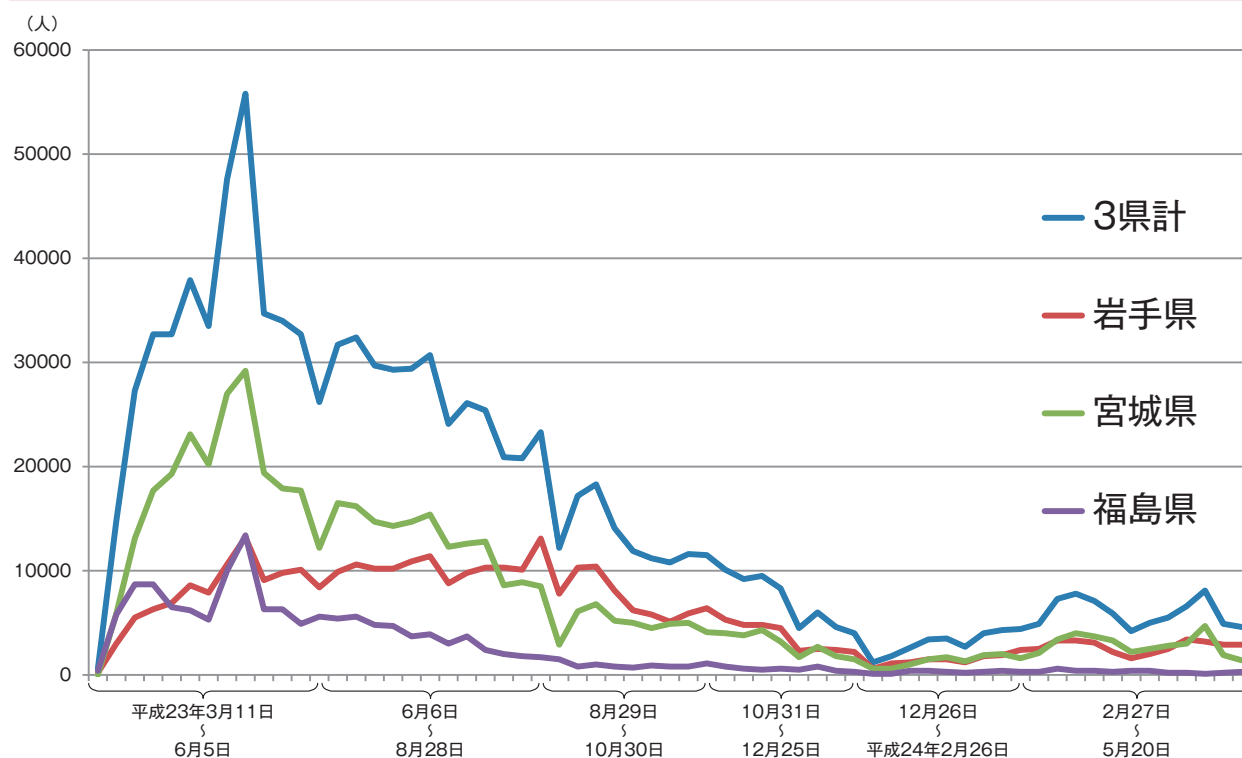
今回の震災においては、全国規模のNPO・NGO等のネットワークが構築されるとともに、被災3県に、それぞれ地元のNPO・NGO等のネットワークが構築され、NPO・NGO等同士が連携して、被災者支援及び復興支援を担っている。

また、NPO・NGO等と行政との連携も深まっており、NPO・NGO等の団体、社会福祉協議会、国、地方公共団体等による連絡会議が開催され、具体的課題について連携したり、地元のNPO・

NGO等のネットワークが県の委託を受けて応急仮設住宅の生活環境調査を実施する等、官民の協働による取組が進められている。

国においても、発災直後から、内閣官房に震災ボランティア連携室を設置し、その後、平成23年9月16日に東日本大震災復興対策本部事務局、平成24年2月10日に復興庁へと組織を移行しつつ、発災直後からしばらくの間は、必要な支援が届いていない被災者や被災地の情報を現地で活動するNPO・NGO等から得て、必要に応じて、物資等を担当する部署につなぐこと、国の施策や事業の内容について、被災者のために活動を行うNPO・NGO等に対し、情報提供・丁寧な解説を行い、その取組を支援すること、NPO・NGO等の活動の障害となる制度や手続の運用等に関する問い合わせに対して、随時説明、又は必要に応じて関係府省庁に照会、関係府省庁間の調整を行うこと等の取組を行っている。

図表 1-1-11 岩手県・宮城県・福島県の災害ボランティアセンターに登録し活動を行った人数



※全国社会福祉協議会の取りまとめ（平成24年5月20日時点）より作成。

出典：復興庁資料

(3) 災害廃棄物処理

東日本大震災では、特に津波により、岩手県、宮城県及び福島県において膨大な量の災害廃棄物が発生した。環境省の推計によれば、これら3県の沿岸市町村で発生した災害廃棄物の量は、岩手県で525万t、宮城県で1,154万t及び福島県で201万tであり、3県合計で1,880万tに及んだ。

これらの災害廃棄物をいち早く撤去し適切に処分するため、制度面においては、所有者等との連絡が取れない損壊家屋等の撤去等に関する指針や有害廃棄物等の取扱を定め、各地方公共団体に周知を図るとともに、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」を制定し、国が、被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理できる制度を創設した。

また、財政面においては、災害廃棄物処理事業の国費率のかさ上げと、基金の活用により、平均で事業費の95%を国費で負担することとし、残りを震災復興特別交付税で措置することにより市町村負担が実質的に生じないようにした。

さらに、地方公共団体への支援として、上記のほか、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」の策定、3県への環境省廃棄物関係職員の常駐、沿岸市町村への環境省職員・研究者・技術者チームの巡回訪問及び災害廃棄物仮置場等として未利用国有地等の無償貸付を行った。

撤去された災害廃棄物は、まずは仮置場に搬入され、その後、破碎・選別等によりリサイクル、焼却やセメント焼成、埋立処分等により処理・処分される。居住地近傍に散乱していた災害廃棄物については、平成23年8月末までに福島県の警戒区域内の市町村を除く全ての沿岸市町村で仮置場への搬入が完了した。平成24年5月21日時点で災害廃棄物全体の仮置場への搬入率は79%となっており、残る21%については、そのほとんどが今後解体される家屋や建物から生じる廃棄物となっている。また最終的に処理・処分された量は291万tであり、全体の15.5%となっている。

政府は平成26年3月末までに災害廃棄物の処理を終えることを目標としており、被災地においては、既存の廃棄物処理施設を最大限活用し、また仮設焼却炉の設置を行う等、処理の加速化を図っている。しかしながら、被災地だけでは処理能力が不足していることから、県外の既設の焼却炉や処分場を活用した広域処理や、公共事業における再生資材の活用に向けた取組を進めている。

図表 1-1-12 災害廃棄物処理の状況

	推計量 (A)	仮置場への 搬入済量 (B)	搬入率 (B/A)	処理・処分量 (C)	処理・処分割合 (C/A)
岩手県	525万t	409万t	78%	60万t	11.3%
宮城県	1,154万t	937万t	81%	212万t	18.4%
福島県	201万t	143万t	71%	19万t	9.4%
岩手、宮城及び福島 3県合計	1,880万t	1,489万t	79%	291万t	15.5%

平成24年5月21日時点
出典：環境省資料

(4) 主なインフラ等の復旧状況

主なライフラインや、通信、郵便、病院、学校等の公共サービス等については、家屋等流出地域、原発警戒区域等を除き、おおむね応急的な復旧が進んでいる。

図表 1-1-13 主なインフラ等の応急的な復旧状況①

項目(最大被害)	(復旧済み)/(最大被害)	復旧率	項目(最大被害)	(復旧済み)/(最大被害)	復旧率
電気 (停電最大戸数(東北3県):約258万戸(3/11時点))	停電:約11.2万戸	約96%	道路(直轄国道) (国道4号, 国道45号, 国道6号の総開通距離数1,119km)		100%
都市ガス (供給停止最大戸数(東北3県):約42万戸(3/11時点))	未供給:約6万戸	約86%	鉄道(在来幹線) (常磐線, 東北線等の総開通距離数1011.9km)	不通:約15.0km	約99%
LPガス (供給停止最大戸数(東北3県):約166万戸(3/11時点))	未供給:約8万戸	約95%	港湾 (八戸港~鹿島港の地方港湾を含む21港の公共岸壁373/バース(水深4.5m以深))	利用不可:83バース	約78%
水道 (これまでに断水した戸数(全国):約166万戸(3/11時点))	断水:約4.5万戸	約98%	漁港 (被害のあった北海道から千葉県までの7道県の漁港:319漁港)	水産物の陸揚げが一部未了:8漁港 でも可能:311漁港	約97%
			河川堤防(直轄管理区間) (9水系直轄河川2,115箇所)	本復旧未了:389箇所(うち388箇所で応急復旧完了)	約82%

注) 高速道路・空港・海岸堤防については100%復旧。

出典: 関係府省庁からのデータを基に復興庁作成

図表 1-1-14 主なインフラ等の応急的な復旧状況②

項目(最大被害)	(復旧済み)/(最大被害)	復旧率	項目(最大被害)	(復旧済み)/(最大被害)	復旧率
通信(NTT固定電話) (サービス停止交換局の回線数(東北・関東地方):約100万回線(震災当初))	サービス停止:約1.0万回線	約99%	病院(入院受入) (入院の受入制限または受入不可を行った病院数(東北3県):全体の約50%相当の191(被災直後))	入院受入制限または不可:37	約81%
通信(携帯電話) (サービス停止基地局数(東北・関東地方, 携帯電話4社):約14,800基地局(震災当初))	停波基地局数:179基地局	約99%	学校 (公立学校(幼・小・中・高・中等・特別)の休校数3,925(震災当初))		約100%
郵便局 (営業停止局(東北・関東地方):全局53%相当の583(5/11時点)約53%(3/20時点))	営業停止:53局	約91%	銀行 (閉鎖店舗(東北6県及び茨城県):全営業店12%相当の315(3/17時点))	閉鎖:47店舗	約85%
郵便配達 (配達停止エリア(東北3県):全エリア15%相当の44(5/11時点)約53%(3/20時点))	配達停止:9エリア	約80%	ガソリンスタンド (営業停止(東北3県):主要元売系列SS47%相当の866(3/20時点))	営業停止:約130SS	約85%

出典: 関係府省庁からのデータを基に復興庁作成

(5) 事業者の再建支援

被災地の産業（農林水産業、製造業及びサービス業）においては、沿岸部における津波被害のほか、原子力発電所の事故による避難やサプライチェーンの途絶による生産への影響等、これまでにない厳しい事態が生じた。

このため、政府の支援策として、東日本大震災復興特別貸付、復興緊急保証等の措置により事業費ベースで総額22兆6,000億円規模の資金繰り支援（平成24年4月20日時点）を行うとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構により、仮設店舗・仮設工場等の支援を行い、433箇所竣工し、順次事業者の入居が始まっている（平成24年5月11日時点）。また、地域経済の核となる中小企業等グループに対して、国費及び県費により復旧事業費の最大4分の3を補助するグループ補助金制度を創設し、198グループ、3,200社以上の事業再開を支援した（平成24年3月21日時点）。

こうした中、民間の自助努力もあいまって、鉱工業のサプライチェーンは早期に復旧し、自動車の生産は平成23年8月にはほぼ震災前の水準に戻った。被災地域の鉱工業生産指数も震災前の水準の約9割まで回復している。

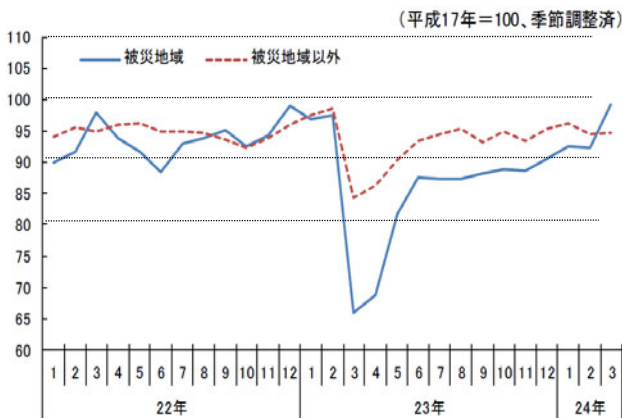
農業については、被災した農地のがれき除去や除塩等を行い、農地や農業用施設等の復旧を進め、平成24年度までに、津波被災農地の約4割に当たる8,310haで営農再開が可能と見込まれている。また、農業者の経営再開に必要な支援を行い、津波被害のあった農業経営体の約4割に当たる4,090の経営体が農業経営を再開した（平成24年3月11日時点）。

水産業については、漁船、漁具、養殖施設の復旧、冷凍冷蔵施設等共同利用施設の整備等に対する支援等を実施し、平成24年3月における被災3県の主要な魚市場の水揚げ数量が、平成22年3月比で約78%まで回復した。また、水産加工・流通業については、漁業生産と一体的な復興を推進し、被災3県で被害があった水産加工施設のうち約半数に当たる417施設が業務を再開した（平成24年4月2日時点）。

図表 1-1-15 産業の復興状況

(1) 鉱工業

経済産業省発表の「震災に係る地域別鉱工業指数」によると、平成24年3月分の指数は被災地域が99.3(被災前:96.9)となり、被災地域以外は94.7(被災前:97.9)となった。



注：本試算指数は、「東日本大震災(長野県北部地震を含む)」にて、災害救助法の適用を受けた市区町村(東京都の帰宅困難者対応を除く)を「被災地域」とし、適用を受けていない地域を「被災地域以外」として、指数の基礎データである「経済産業省生産動態統計調査」の事業所所在地別に2区分ごとに集計して指数計算したもの。

鉱工業生産指数(全国)のウェイト、基準数量を分割し、季節指数は全国のものを両地域とも使用している。

詳細は、「産業活動分析(平成23年4~6月期)」
(<http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/bunseki/index.html>)を参照されたい。

(2) 農業・水産業

項目(最大被害)	(復旧済み) / (最大被害)	復旧率
農地 被害のあった青森県から千葉県までの6県の津波被災農地:21,480ha	平成24年度までに営農再開が可能となる見込みの面積:約8,310ha	約39% ・おおむね3年間で復旧し、平成26年度までに約9割の農地で営農再開を目指す
農業経営体 津波被害のあった農業経営体(東北・関東地方5県:福島県を除く.):約6,690経営体(震災当初)	経営を再開:約4,090経営体 未再開:約6,070経営体	約40% ・経営を再開した約4,090経営体は、農業生産過程の対象作業又はその準備を一部でも再開した経営体を含む。(3/11時点)(福島県含む東北・関東6県)
水揚げ 注1, 2 岩手・宮城・福島各県の主要な魚市場の水揚げ数量(被災前同月比(22年3月))	被災前同月比:約78%(数量ベース)	約78% ・金額ベースでは、被災前同月(22年3月)比約84% ・今後、漁業・養殖業の再開に伴い、順次水揚げが回復する見込み
水産加工施設 被災3県で被害があった水産加工施設:831施設	417施設が業務再開	約50% ・27年度末までに再開希望者全員の施設を復旧・復興することを目標

注1:久慈(岩手)、吉石(岩手)、釜石(岩手)、大船渡(岩手)、気仙沼(宮城)、女川(宮城)、石巻(宮城)、塩釜(宮城)、小名浜(福島)における24年2月の水揚げ数量の対被災前同月(22年3月)比を示したもの。
 注2:小名浜での水揚げは3月はなし(福島県沖については、現在、全ての海面漁業・養殖業で操業を自粛。)

出典：経済産業省及び農林水産省からのデータを基に復興庁作成

(6) 雇用の確保

現在の雇用情勢については、平成24年3月の完全失業率が4.5%、有効求人倍率が0.76倍であり、情勢判断は「一部に持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しい状況にある」としている。

一方、被災地の雇用情勢については、有効求人数は12万人台とかつて無い高水準となっているが、有効求職者数も約14万人と依然高水準に留まったままである。しかしながら、就職件数は昨年比で見ると一貫して増加傾向にあり、毎月1万人を超える等順調に推移している。新規求人倍率（平成24年3月）に関しても、岩手県1.28倍（前月差-0.10）、宮城県1.75倍（前月差-0.15）、福島県1.30倍（前月差-0.09）と、全国計の1.19倍（前月差-0.08）と比較すると堅調に推移している。

特に沿岸部では、有効求職者数が増加している。また、女性の求職者数が男性よりも多く、増加率も高くなっており、逆に建設業・土木業等では求人件数が求職者数を上回っているものの未経験者が就職困難である等のミスマッチが見られることから、今後は、雇用機会の確保と職業間をまたぐような就職の支援も重要となってくる。

また、雇用保険受給者実人員は、平成24年3月時点で5万3,730人（昨年比79.5%増）と高水準に留まっている中、失業給付支給終了者が1月中旬から順次発生しており、雇用支援の充実は喫緊の課題である。

震災後、政府としては、被災者の雇用の維持・確保や、雇用創出基金等も活用し、復旧事業等を通じた雇用創出等を推進してきた。具体的には、被災地の就労支援・雇用創出の総合対策として、「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」において、当面の緊急対策をフェーズ1として、平成23年度第一次補正予算や法律措置による総合的な雇用対策をフェーズ2として、さらには本格的な雇用復興に向けて、第三次補正予算・税制改正措置等での対応をフェーズ3として取りまとめた。雇用創出基金事業（震災等緊急雇用対応事業）により、被災3県でこれまでに3万2,000人超（平成24年3月末時点）の雇用機会が創出された。

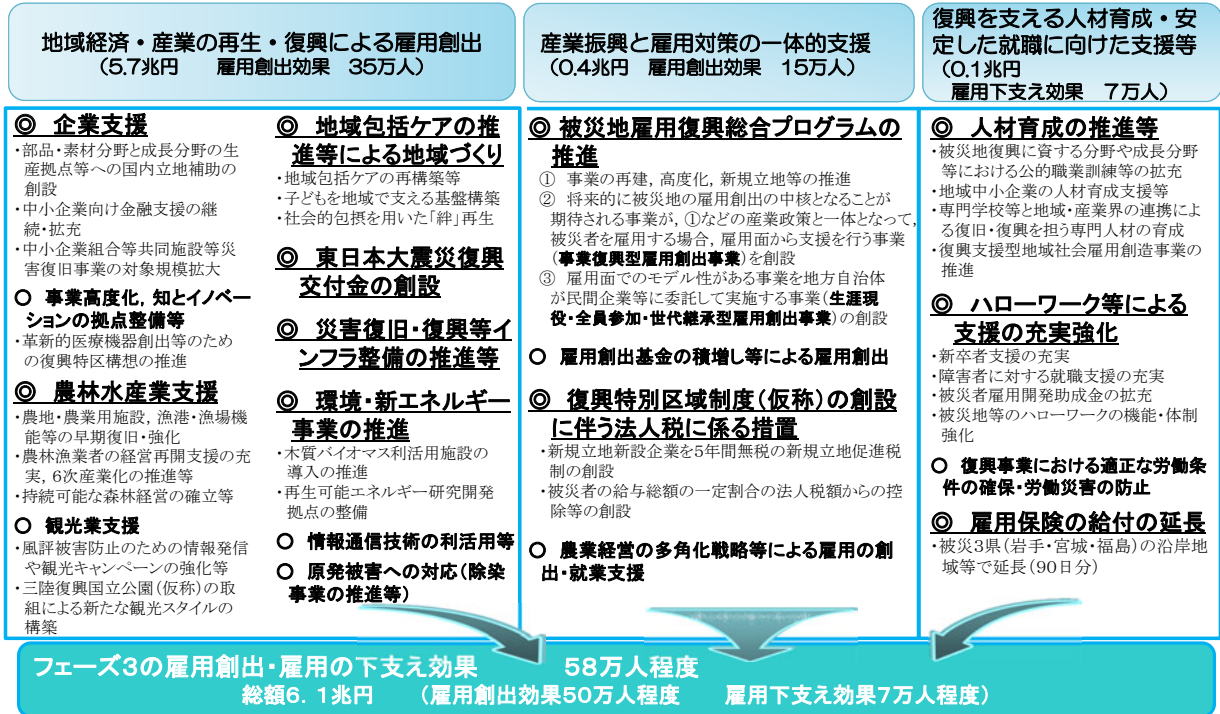
今後は、被災地の本格的な安定雇用の創出を図るため、「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」により、地域経済の再生復興のための産業政策を実施するとともに、このような産業施策と一体となって、雇用創出基金等を活用した雇用面での支援を推進する。また、被災地の雇用のミスマッチ解消のため、求職者個人の特性・状態に応じたきめ細かな就職支援を行うとともに、職業に必要な技能や知識を習得するための公的職業訓練を機動的に実施していく。

図表 1-1-16 「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ3

平成23年10月25日

雇用復興を支える予算措置等による対策

※フェーズ1, 2による当面の雇用の確保・生活の安定支援も引き続き強かに推進



出典：厚生労働省資料

3 復興に向けた新たな取組

(1) 復興庁の設置

復興庁は、「復興庁設置法」に基づき、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けるとともに、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図るため、平成24年2月10日に発足した。

① 所掌事務

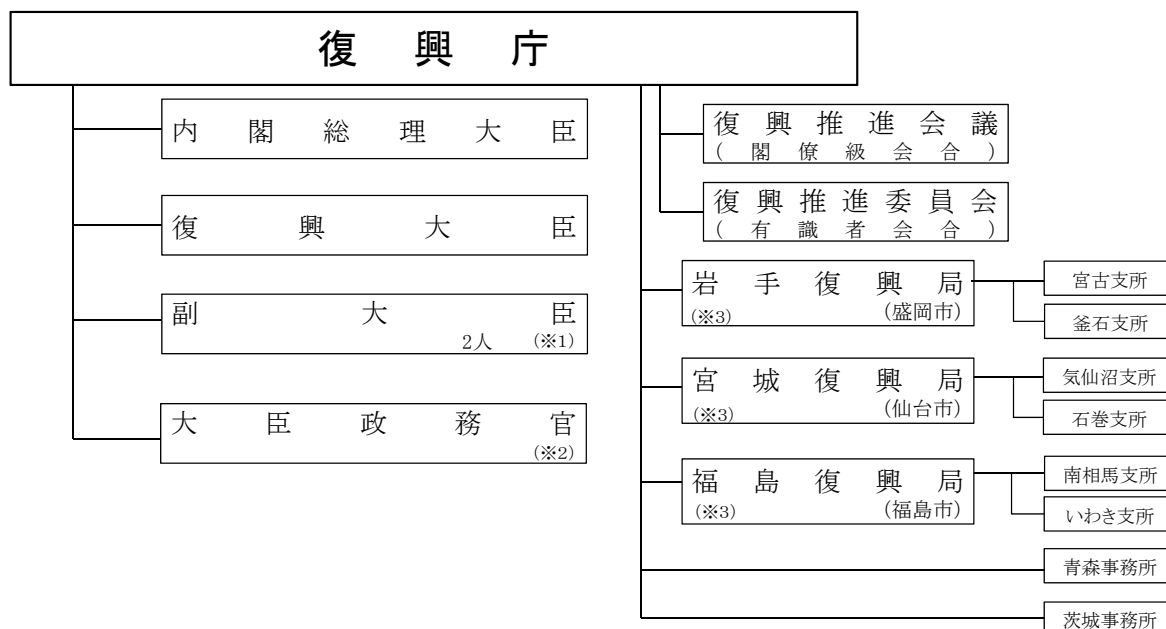
所掌する事務は、東日本大震災からの復興に関する施策の企画立案や総合調整に関する事務、復興に関する行政各部の事業の統括及び監理、復興に関する事業に関する関係地方公共団体の要望の一元的な受理、当該要望への対応方針の策定、当該対応方針に基づく事業の改善又は推進等、復興事業に必要な予算の一括要求、事業の実施に関する計画の策定、予算の関係行政機関への配分、復興特別区域の認定、復興交付金及び復興調整費の配分、二重ローン対策及び原子力災害からの福島からの復興・再生を推進するための「福島復興再生特別措置法」の施行事務等の実施事務である。

② 組織

組織は、内閣総理大臣を長とし、復興庁の事務を統括する国務大臣として、復興大臣を置いている。また、復興局とその支所を岩手県、宮城県及び福島県に、事務所を青森県及び茨城県に置き、これらを副大臣又は大臣政務官に担当させることにより、現地で被災地方公共団体のニーズにワンストップで対応する。このほか、内閣総理大臣を議長、復興大臣を副議長とし、全ての国務大臣等

で構成される復興推進会議を置くとともに、有識者会議として復興推進委員会を置いている。

図表 1-1-17 復興庁の組織について



※1 復興庁に副大臣2人を置くほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。

※2 復興庁に大臣政務官を置くことができる。大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。

※3 副大臣又は大臣政務官が各復興局を担当する。

出典：復興庁資料

(2) 復興特別区域制度

東日本大震災からの復興を加速させるためには、前例や既存の枠組みにとらわれず、地域限定で思い切った措置を講じることが必要であり、また、被災状況や復興の方向性が地域により様々であることから、地域の創意工夫を生かす仕組みが必要である。あわせて、被災した地方公共団体の負担を極力減らし、迅速な対応を可能とするため、規制・手続の特例や税制、財政及び金融上の特例をワンストップで総合的に適用する仕組みが必要である。

このような考え方に立ち、「東日本大震災復興特別区域法」に基づき、復興特別区域制度が創設された。復興特別区域制度については、震災により一定の被害を生じた区域（227市町村の区域、平成24年2月22日時点）において、その全部又は一部の区域が特定被災区域である地方公共団体が、特例を活用するための計画作成を行うことができることとし、各地域が自らの被災状況や復興の方向性に合致し、活用可能な特例を選び取る仕組みとしている。また、「東日本大震災復興特別区域法」の施行後に必要となる特例を追加するため、地域の提案に基づき「国と地方の協議会」の協議等を経て新たな規制の特例等を追加・拡充することができる仕組みを導入している。「国と地方の協議会」は、復興庁、関係府省庁、地方公共団体等から構成され、新たな規制の特例等の整備を始めとする復興の円滑かつ迅速な推進について協議を行うこととしている。

図表 1-1-18 東日本大震災復興特別区域法の枠組み



出典：復興庁資料

復興推進計画は、個別の規制・手続の特例や税制上の特例等を受けるために、県、市町村が単独又は共同して作成する計画であり、内閣総理大臣の認定を受けることにより、住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制・手続の特例、雇用の創出等を強力に支援する税制上の特例及び利子補給金制度の適用を受けることができる。これまでに、5県14件の復興推進計画について認定したところである(平成24年4月末時点)。

復興整備計画は、土地利用の再編を図りながら復興に向けたまちづくり・地域づくりを進めることが必要な地域等において、土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるために、市町村が単独又は県と共同して作成する計画であり、必要に応じ、公聴会、公告、縦覧や復興整備協議会での協議・同意を経て、当該計画を公表することにより、事業に必要な許可の特例が適用されるとともに、手続のワンストップ処理、被災地域の実態に即した事業制度が適用される。これまでに、岩手県の4市町村及び宮城県の5市町で復興整備協議会が組織され、復興整備計画が公表されたところである(平成24年4月末時点)。

(3) 復興交付金制度

今回の震災においては広い範囲で大津波が発生する等、沿岸部を中心に著しい被害が発生しており、こうした被害を受けた地域においては、公共施設の災害復旧だけでは対応が困難な失われた市街地の再生等が必要となっている。こうした状況に鑑み、「東日本大震災復興特別区域法」において、市街地の再生に一括して対応可能な復興交付金制度を創設するとともに、平成23年度第三次補正予算において1兆5,612億円の予算を計上した(平成24年度予算では2,868億円を計上)。

復興交付金で実施可能な事業は、被災地の復興地域づくりに必要な既存の補助事業等を幅広く一括化した基幹事業と、基幹事業に関連して地方公共団体が自主的かつ主体的に実施する効果促進事

業等となっている。

地方公共団体にとって使い勝手の良い交付金とするため、基幹事業においては復興地域づくりに必要なハード事業（5省40事業）を幅広く一括化し、地方公共団体は各補助事業の所管部局と個別に協議・申請を行わなくても、一本の復興交付金事業計画を復興庁に提出することにより、これら事業に係る補助を受けることを可能としている。

また、復興地域づくりを進めるに当たっては、基幹事業や他の既存補助金の対象にならない事業を含め、幅広い復興事業のニーズが存在すると考えられることから、効果促進事業等は、基幹事業に関連して地方公共団体が自主的かつ主体的に実施する事業を幅広く対象とする用途の自由度の高い資金としている。

加えて、地方公共団体の負担軽減の観点から、追加的な国庫補助及び地方交付税の加算により地方負担は全て手当てするほか、使い勝手の良さの観点から、基金造成等を含め、執行の弾力化・手続の簡素化のための各種手当てを行っている。

このように、復興交付金は地方公共団体にとって使い勝手の良い自由度の高いものとする観点から、既存の交付金等を超えて各種の制度的な手当てを行っている。

復興交付金の配分については、各地方公共団体から提出された復興交付金事業計画に基づき、平成24年3月2日に7県59市町村に対し第1回の交付可能額（事業費約3,055億円、国費約2,510億円）を、5月25日に7県71市町村に対し第2回の交付可能額（事業費約3,166億円、国費約2,612億円）を、それぞれ通知した。主な事業別では図表1-1-19のとおりとなっている。

図表 1-1-19 主な事業別のこれまでの配分状況

- 水産・漁港関連施設整備事業（29市町村，約411億円）
- 防災集団移転促進事業（24市町村，約1,804億円）
- 災害公営住宅整備事業（45市町村，約1,779億円）
- 農地整備事業（20市町村，約66億円）
- 市街地液状化対策事業（10市，約16億円）
- 造成宅地滑動崩落対策事業（17市町村，約330億円）

（注）計数は事業費
出典：復興庁資料

（4）復興施策に関する国の事業計画及び工程表

公共インフラ，学校施設等に関する国の復興施策について事業計画，工程表等を取りまとめて公表しており，今後も，節目節目において見直しを行い，取りまとめの上，公表し，市町村における復興への取組を支援する。

図表 1-1-20 復興施策に関する国の事業計画及び工程表

■工程表の例(宮城県石巻市の復興住宅, 復興まちづくり)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
7. 復興住宅(災害公営住宅等)	住宅復興計画の策定				具体的な計画が決まったものから順次, 用地取得, 設計, 工事着手, 管理開始												
8. 復興まちづくり (1) 防災集団移転促進事業					集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始 集団移転促進事業計画の策定, 住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手												
(2) 土地区画整理事業					事業計画案作成に向けた調査を開始 事業計画の決定, 住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手												

出典: 復興庁資料

(5) 復興計画の策定支援

市町村が策定する復興計画は, 平成24年3月末時点で39の市町村が策定済みである。市町村の復興計画策定後は, 個別事業の事業計画策定及び事業実施が課題であり, 市町村において地域住民との調整を円滑に進めていくために, 国としても, まちづくりの専門職員(土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業)の派遣を実施した。

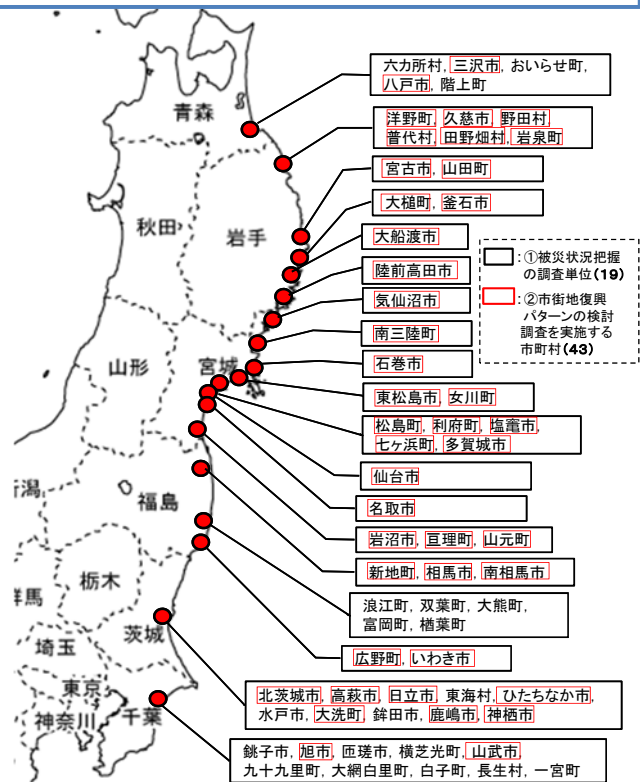
図表 1-1-21 復興計画の策定状況

○ 国交省職員を中心として国の職員が各市町村に出向き, 市町村の復興計画策定を技術的に支援。

○ 市町村が策定する復興計画は, 3月末時点で39の市町村が策定済。

○ 市町村の復興計画策定後は, 個別事業の事業計画策定及び事業実施が課題。

○ 市町村において地域住民との調整を円滑に進めていくために, まちづくりの専門職員(土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業)の派遣を実施。



出典: 国土交通省資料

(6) 住宅再建及び高台移転

被災地の復興を進めていく上で、生活の基盤となる住宅の再建を支援していくことは極めて重要である。

そのため、自力で住宅を確保することが困難な被災者に対しては、復興交付金制度の活用等を通じ、災害公営住宅の整備等、被災者の居住の安定を確保する地方公共団体の取組を支援しており、平成24年4月時点で、岩手県において4,000～5,000戸、宮城県において約1万5,000戸の災害公営住宅の整備を計画している。

一方、自力で住宅を再建しようとする被災者に対しては、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利の引下げや既存ローンの返済方法の変更等の措置を講じており、災害復興住宅融資については相談が約2万3,300件、受理が3,978件、実行が784件（平成24年2月時点）、既往ローンの条件変更契約締結については、3,680件（平成24年1月時点）となっている。

また、被災地の高台移転を進める上で活用される防災集団移転促進事業については、移転先の住宅建設等を目的とする借り入れの利子相当額への補助限度額を引き上げる等の拡充措置を実施し、平成24年5月2日時点で、集団移転促進事業計画は17地区（岩手県野田村（2地区）、宮城県岩沼市、石巻市（13地区）及び福島県相馬市）で策定済みである。

(7) 被災者の孤立防止と心のケア

現在、被災者の多くが、仮設住宅等での生活を余儀なくされており、被災者の孤立防止や心のケア、そのためのコミュニティづくり支援等が課題となっている。

被災者の孤立防止や心のケアの問題については、地方公共団体やNPO・NGO等、様々な主体により取り組まれており、政府としても、①応急仮設住宅での見守りや交流の拠点としての集会場を設置するとともに、高齢者等の総合相談や生活支援等を行うサポート拠点を整備する、②保健師等の巡回訪問により保健指導等を実施する、③岩手、宮城及び福島の各県に「心のケアセンター」を設置し、PTSDやうつ病等心の不調を訴える者に対して、心のケア専門職による訪問支援を実施する、④社会福祉協議会等の巡回訪問により、見守りや総合相談等を実施する、⑤幼児・児童・生徒等の心のケアのために、被災地の学校等にスクールカウンセラー等を派遣する、⑥孤立防止や心のケアに関する会議を開催し、各地方公共団体やNPO・NGO等の取組の好事例等を冊子やホームページ等を活用して紹介する、⑦被災者の心身の健康状態を把握するための調査を実施する、⑧岩手、宮城及び福島の各県において、震災による女性の様々な悩み、女性に対する暴力に関する相談事業を実施する等、地方公共団体やNPO・NGO等による被災者の孤立防止や心のケアに対する取組への支援を進めている。

(8) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の設立

東日本大震災によって被災した事業者の二重債務問題に対応するため、「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」が平成23年11月21日に成立し、同法に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が平成24年2月22日に設立され、3月5日より業務を開始し、5月16日に1件目の支援決定を行ったところである。

同機構は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資することを目的とする株式会社である。金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとする者の債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的としており、債権買取りのほか、出資や専門家の派遣等を通じて、被災事業者の再生の支援を行っていくものである。

図表 1-1-22 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

○ 東日本大震災によって被災した事業者の二重債務問題に関し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じて債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的として平成24年3月5日より業務を開始。

【対象事業者】

東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域において債権者その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの

※被災地域は、①被害が甚大な地域：227市町村、②原発事故に関する農林水産物（茶、牛肉、しいたけ等）の出荷制限に係る地域：94市町村、合計で14都道県321市町村。

※小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等を含む。大企業、第三セクター等は対象外。

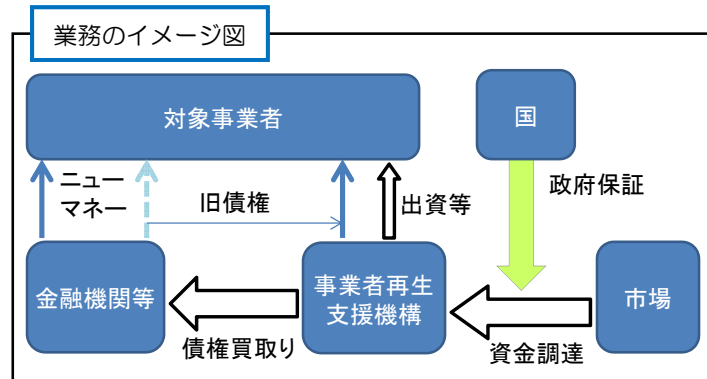
※再生支援を申し込む際には、①事業再生計画（事業の再生のおおよその見通し）、②支援決定後に債権者等が貸付等を行う約束を証する書面、を添付。

【機構の業務】

- ・対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り等
- ・対象事業者に対する資金の貸付け（つなぎ融資等に限る。）、債務保証、出資、専門家の派遣及び助言等
- ・債権買取り等に係る債権の管理及び譲渡その他の処分（支払猶予・利子の減免、劣後債権化、債務の株式化、債務免除等）
- ・支援申込み前の事業者に対しても必要な助言

【支援期間等】

- ・支援決定は機構の成立の日から5年以内に行う（1年延長可）
- ・支援期間は支援決定の日から15年



出典：復興庁資料

第2章 原子力災害への対応

1 原子力発電所事故への対応

平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震とそれが引き起こした津波により、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において、原子力緊急事態が発生した。これを受けて、同日、政府は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、原子力災害対策本部を設置した。

また、3月15日には、福島第一原子力発電所の事故に対し、政府と東京電力が、一体的に対応するため福島原子力発電所事故対策統合本部を設置した。（5月9日、原子力災害対策本部の下、政府・東京電力統合対策室と改組）。

4月17日には、事故の収束を計画的に進めるため、「福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋」（以下「道筋」という。）が取りまとめられた。この道筋では、「原子炉および使用済燃料プールの安定的冷却状態を確立し、放射性物質の放出を抑制することで、避難されている方々のご帰宅の実現および国民が安心して生活できるよう全力で取り組むこと」を基本的考え方とし、道筋公表後3か月程度までの目標としてステップ1（放射線量が着実に減少傾向となっていること）、ステップ1完了後3～6か月程度までの目標としてステップ2（放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられていること）がそれぞれ設定された。その後、7月19日の原子力災害対策本部において、モニタリングポスト等が示す放射線量が減少傾向であること、また放射性物質の放出量が事故当初と比較して十分に減少していることから、ステップ1の完了とステップ2への移行を確認した。また、12月16日の原子力災害対策本部において、原子炉が冷温停止状態に達し、不測の事態が発生した場合も敷地境界における被ばく線量が十分低い状態を維持できていることから、ステップ2が完了したことを確認した。

ステップ2完了後の廃炉に向けた取組については、12月16日の原子力災害対策本部において、経済産業大臣及び原子力発電所事故収束・再発防止担当大臣を議長とする政府・東京電力中長期対策会議を設置し、政府と東京電力が一体となって廃炉に向けた取組を実施することとした。12月21日に第1回政府・東京電力中長期対策会議を開催し、「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を決定した。当該ロードマップにおいては、廃止措置終了までの期間において、今後実施する主要な現場作業、研究開発等のスケジュールを策定した。

福島第二原子力発電所については、3月15日までに全号機が冷温停止した。その後、継続的な応急復旧が行われ、冷温停止を維持するための安全対策が講じられていることが確認されたことから、12月26日に内閣総理大臣が同発電所に係る原子力緊急事態解除宣言を行った。

また、経済産業省原子力安全・保安院では、今般の事故等を踏まえ、他の原子力発電所について安全確保対策を講じるよう、各事業者に対して指示を行った。具体的には、3月30日に、全交流電源喪失に至ったとしても、炉心損傷等の深刻事態を回避し、冷温停止状態に繋げるため、緊急時の電源確保等の緊急安全対策を指示した。4月15日には、外部電源の信頼性の向上を図るため、複数ルート回線の確保、開閉所の耐震性確保等を指示した。6月7日には、万一シビアアクシデントが発生した場合でも迅速に対応するため、事故時の通信・管理機能確保、放射線防護体制の強化を指示した。これらの指示に基づく実施状況については、現場確認を実施する等、評価・確認を行った。

2 原子力被災者への対応

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、設定された警戒区域及び避難指示区域は、原子力発電所の安全性の確認や放射線被ばくの危険性の低下、住民の生活環境の復旧状況等を踏まえ、原子力安全委員会の意見を聴いた上で、住民の安全・安心の確保を図ることを前提に、見直しがなされた。

平成23年9月30日 緊急時避難準備区域の解除

平成24年4月1日 川内村及び田村市の警戒区域の解除及び避難指示区域の見直し

平成24年4月16日 南相馬市の警戒区域の解除及び避難指示区域の見直し

また、当該区域外で、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地点を「特定避難勧奨地点」とし、居住者に対して注意喚起や避難促進等を行うこととした（6月16日）。

(1) 警戒区域、避難指示区域等の推移

① 緊急時避難準備区域の解除

原子力災害対策本部は、東京電力福島第一原子力発電所から半径20kmから30km圏内のうち、緊急時における避難等の対応が求められる可能性が否定できない地域として設定した緊急時避難準備区域について、原子力発電所の安全性評価、区域内における放射線量の詳細なモニタリングの結果、公的サービス・インフラ等の復旧のめどが立った時点で、同区域を解除する方針を決定した（平成23年8月9日）。

当該方針に基づき、関係市町村においては、住民の意向を十分に踏まえるとともに県と連携し、住民の円滑な移転支援、学校、医療施設等の公的サービスの再開、公的インフラの復旧、学校グラウンド・園庭等の除染を含む、市町村の実情に応じた「復旧計画」の策定を開始し、当該計画の策定が完了した段階で、緊急時避難準備区域を一括して解除することを原子力災害対策本部で決定し、関係市町村に指示した（9月30日）。

② 警戒区域、避難指示区域の見直し

原子力災害対策本部は、東京電力福島第一原子力発電所の事故収束の状況や放射線被ばくの危険性の低下を踏まえ、警戒区域（原子力発電所から半径20kmの区域）については、インフラ等の安全確認・応急復旧を行うとともに、防災・防犯対策等について関係者間で十分に調整を図った上で、段階的に解除する方針を決定した。

また、避難指示区域（原子力発電所から半径20kmの区域及び同半径20km以遠の計画的避難区域）については、関係者と協議した上で、放射線量を基準として、以下の三つの区域に見直しをすることを決定した（12月26日）。

ア 避難指示解除準備区域

避難指示解除準備区域とは、避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された区域である。同区域は、引き続き避難指示は継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策等の復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域である。

イ 居住制限区域

避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める区域である。同区域においては、将

来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧等を計画的に実施する。

ウ 帰還困難区域

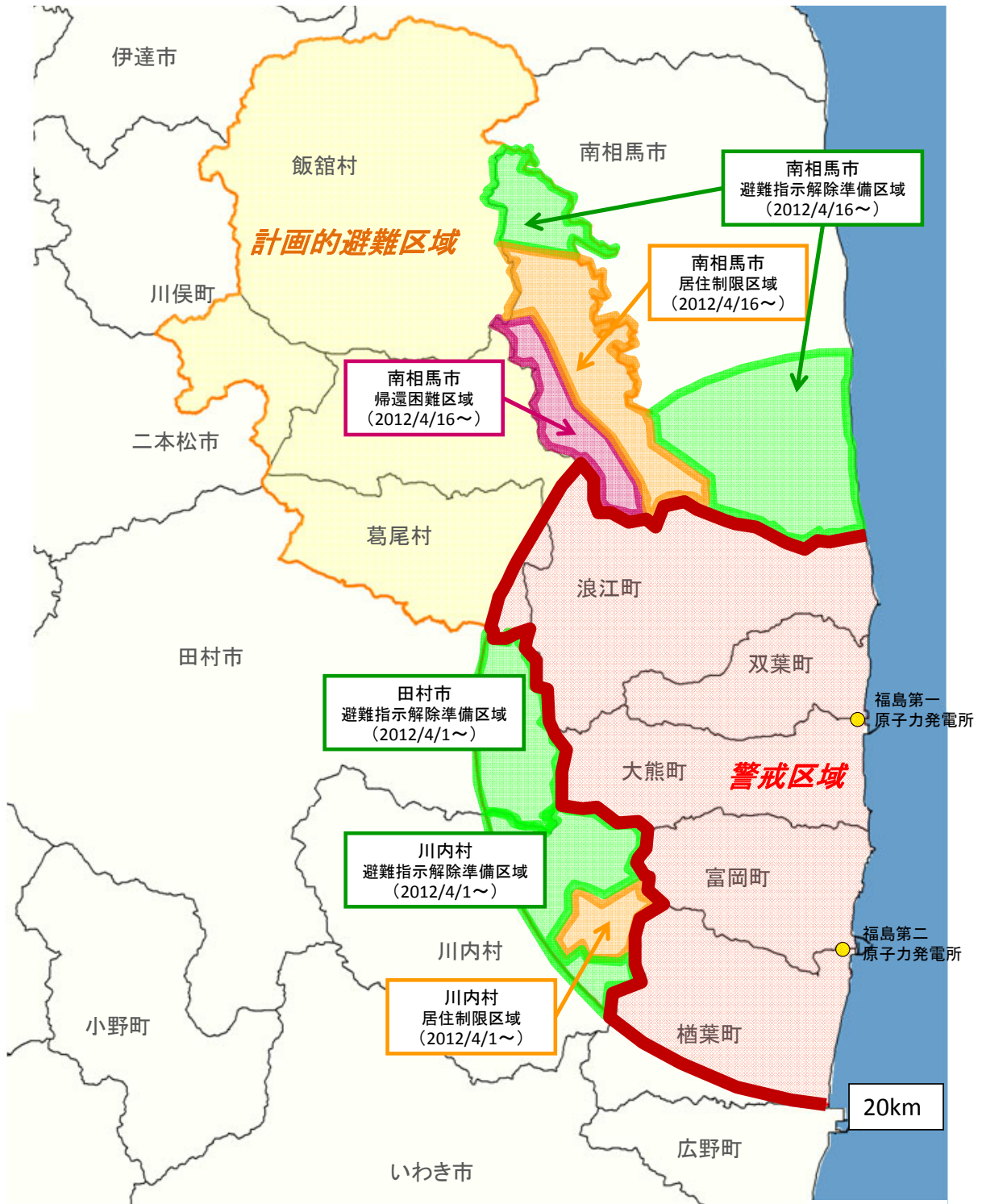
帰還困難区域とは、避難指示区域のうち、5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の区域である。同区域は将来にわたって居住を制限することを原則とし、同区域の設定は5年間固定する。

当該方針に基づき、原子力災害対策本部長は、避難指示区域等の見直しにかかる協議が整った川内村、田村市及び南相馬市について、警戒区域及び避難指示区域の見直しを行うことを決定し、関係市町村に指示した（平成24年3月30日）。

この決定を踏まえ、平成24年4月1日午前0時に、川内村は警戒区域を解除し、現行の避難指示区域を居住制限区域及び避難指示解除準備区域に見直し、田村市は警戒区域を解除し、現行の避難指示区域を避難指示解除準備区域に見直しを行った。また、南相馬市は、対象となる区域が広域であることや人口が多いことから、必要な準備期間を考慮し、4月16日午前0時に警戒区域を解除し、現行の避難指示区域を帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に見直しを行った。

図表 1-1-23 警戒区域と避難指示区域の概念図

(平成24年6月1日時点)



出典：内閣府資料

③ 一時立入りの実施

避難区域内の被災者は、事故発生時に緊急に避難したため、必要な物資を持ち出せなかった者が大半であり、自宅への一時立入りの強い要望があった。このため、対象市町村（大熊町、葛尾村、川内村、田村市、富岡町、浪江町、楡葉町、双葉町及び南相馬市）それぞれの対象者数見込みや準備状況を勘案し、地方公共団体や警察等の協力の下、第1巡目として平成23年5月10日から9月9日まで、第2巡目として9月19日から12月24日まで、第3巡目として平成24年1月29日から4月22日まで一時立入りを実施した。第1巡目から第3巡目の一時立入りの実績は下図表1-1-24のとおりである。

図表 1-1-24 一時立入りの実績

一時立入り対象市町村	警戒区域内の対象者数		1巡目			2巡目					3巡目				
	世帯数	人数	バス立入り		車持ち出し 台数	マイカー立入り		バス立入り		車持ち出し 台数	マイカー立入り		バス立入り		車持ち出し 台数
			世帯数	人数		世帯数	人数	世帯数	人数		世帯数	人数	世帯数	人数	
南相馬	約 4,000	約 14,300	2,907	5,030	511	3,335	8,169	66	95	102	3,032	7,941	39	57	14
浪江	約 6,700	約 19,600	4,812	8,218	916	4,622	11,031	234	345	90	3,764	9,207	209	305	10
双葉	約 2,400	約 6,900	2,061	3,547	573	1,930	4,638	177	279	62	1,744	4,362	92	140	7
大熊	約 4,000	約 11,500	3,525	5,683	1,021	3,265	7,495	210	308	129	2,944	6,936	162	234	8
富岡	約 6,000	約 16,000	4,537	7,631	741	4,757	10,921	275	398	126	4,240	10,025	158	217	10
楡葉	約 2,600	約 7,700	1,909	3,197	364	2,067	5,372	102	142	45	1,951	5,005	66	92	6
葛尾	約 80	約 300	17	27	1	40	91	0	0	0	0	0	0	0	0
川内	約 160	約 400	82	135	19	92	227	0	0	0	0	0	0	0	0
田村	約 110	約 400	76	130	6	112	260	0	0	2	90	196	0	0	0
計	約 26,000	約 77,000	19,926	33,598	4,152	20,220	48,204	1,064	1,567	556	17,765	43,672	726	1,045	55

※全体の数値は、平成22年度国勢調査及び各市町村データ（復旧計画等）からの概数。

※マイカーを所有していない住民の方については、近所の住民の方等が同乗させて1台で複数世帯分の立入りをを行うケースがあるため、立入台数が立入世帯数より少なくなる場合がある。なお、1世帯が複数台の自動車而立入ることは認められていない。

出典：内閣府資料

第1巡目では、1世帯あたり原則1人での送迎バスによる立ち入りとし、また、持ち出し品は大きさ70センチ×70センチ程度の1枚の袋に入る量に限られており、区域内の滞在時間も放射線量等も考慮して、約2時間とする等の措置をとった。

第2巡目では、住民からの要望等を踏まえ、バス方式と併せて、マイカーによる一時立入りを実施した。立入りの人数の上限も立ち入る車の定員とし、持ち出せる荷物も車に積めるだけ持ち出せることとした。立入時間についても4時間以内（一部は5時間以内）に拡大した。これらにより、住民の利便性は向上した。

第3巡目では、マイカーによる一時立入りにおいて、住民が車から降りることなく受付ができるドライブスルー方式を導入した。さらに、自宅以外の場所への一時立入り（墓参りのための立入り等）や引っ越し業者等の帯同も認めた。

平成24年5月から開始された第4巡目は、更なる利便性の向上を目指し、3巡目までは市町村が行っていた立入日程調整を、新規に設置したコールセンターが行うこととし、立入当日における受付ではバーコードシステムにより立入者を管理する方式を導入した。



一時立入り時の車両誘導の様子

出典：内閣府資料

(2) 帰還，復興に向けた取組

① モニタリングの実施

東京電力福島第一原子力発電所の事故により環境中に大量の放射性物質が放出され，国民の健康への影響等が懸念されることから，事故発生当初から，関係府省庁や福島県，原子力事業者等が連携して，空間線量や土壌等の放射線モニタリングを継続的に実施してきた。

さらに，平成23年8月以降は，関係府省庁や福島県，原子力事業者等で構成されるモニタリング調整会議において決定された「総合モニタリング計画」（平成23年8月決定，平成24年3月及び4月改訂）に沿って，各府省庁や福島県をはじめとする関係機関間の連携を強化しながら，放射線モニタリングを実施している（参照：図表1-1-25）。また，放射線モニタリング情報のポータルサイト（URL：<http://radioactivity.mext.go.jp/ja/>）において，各府省庁等が実施したモニタリングの結果を一元的に情報提供している。

図表 1-1-25 総合モニタリング計画（平成24年4月1日最終改定）に沿った主要なモニタリング

<p>全国的な環境一般のモニタリング (文部科学省、各都道府県等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県におけるモニタリングポストによる空間線量率の測定結果をリアルタイムで公開 事故発生以前の水準調査と同程度の分析精度で、降下物(雨や空気中のほこり等)は月に1回、上水(蛇口)は3ヶ月に1回の頻度で、放射性物質の濃度を測定 北海道、西日本を含む広域のほか、福島県隣県の比較的放射性物質の沈着量の高い地域について、航空機モニタリングを実施 	<p>港湾、空港、公園、下水道等のモニタリング (国土交通省、自治体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水汚泥中の放射性物質の濃度の測定 港湾、空港、都市公園等の空間線量率の測定
<p>福島県全域の環境一般のモニタリング (文部科学省、原子力災害対策本部、福島県等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型モニタリングポストを福島県に計545台、福島隣県に130台を設置し、測定結果をリアルタイムで公開 原子力発電所周辺の空間線量率、大気浮遊じん(ダスト)等の継続的測定 空間線量率の分布、地表面への様々な放射性物質の沈着状況を確認するとともに、陸域における放射性物質の移行状況調査を実施(昨年6月の調査より調査範囲、調査内容を拡大) 原子力発電所80km圏内における航空機モニタリングを定期的に実施 避難指示区域等における詳細モニタリングの実施 	<p>水環境、自然公園等、廃棄物のモニタリング (環境省、福島県等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県並びに近隣県の河川、湖沼・水源地、地下水、沿岸等における水質、底質、環境試料の放射性物質の濃度の測定 野生動植物の分析を実施 「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、最終処分場の地下水・放流水の放射性物質の濃度の測定、廃棄物焼却施設・最終処分場等の敷地境界における空間線量率の測定を実施
<p>海域モニタリング (文部科学省、国土交通省、環境省、水産庁、海上保安庁、福島県等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県及び周辺県を中心として、(1)東電第一原子力発電所近傍海域、(2)沿岸海域、(3)沖合海域、(4)外洋海域、(5)東京湾について、海水、海底土及び海洋生物の放射性物質の濃度を測定(平成24年度から強化) 	<p>農地土壌、林野等のモニタリング (農林水産省、福島県等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県及び周辺県について、調査地点を拡大して精緻化を進めるとともに、平成24年度は、放射性物質の濃度の推移の把握や移行特性の解明を行う 福島県内の試験地において、森林土壌、森林からの流出水、木材等の放射性物質の濃度を測定 福島県内において、ため池の放射性物質の濃度を測定
<p>学校、保育所等のモニタリング (文部科学省、厚生労働省、福島県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県内の学校等に設置した約2700台のリアルタイム線量測定システムによる空間線量率の測定結果をリアルタイムで公開 屋外プールの水の放射性物質の濃度の測定 学校給食について、児童生徒への提供後の検査を継続的に実施し、放射性物質の濃度を把握 	<p>食品のモニタリング (厚生労働省、水産庁、各都道府県等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月1日から新基準値が施行されることを踏まえて改正した検査計画のガイドラインに沿って、食品中に含まれる放射性物質の濃度を測定 食品摂取を通じた実際の被ばく線量の調査を実施 <p>水道水のモニタリング (厚生労働省、都県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄水場の浄水及び取水地域の原水について、放射性物質の濃度を測定
<p>※上記の各種モニタリングの結果は、文部科学省ウェブサイト に設置したポータルサイトを通じて一元的に情報発信</p>	

出典：文部科学省資料

② 除染の実施

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が生じており、これによる人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、平成23年8月30日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)が公布された。

11月11日には「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針」が閣議決定され、環境の汚染の状況についての監視・測定、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理、土壌等の除染等の措置等に係る考え方が取りまとめられた。これに基づき、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、放射性物質による汚染の除去等の取組を進めることとされた。

除染の実施に当たり、11月以降、警戒区域や計画的避難区域等において、除染の効果的な実施のために必要となる技術の実証実験等のため、除染モデル実証事業を実施し、その成果を平成24年3月に報告した。また、12月以降は、除染活動の拠点となる施設(役場、公民館等)や、除染を

行う地域にアクセスする道路及び除染に必要な水等を供給するインフラ施設を対象に、先行的に、自衛隊等による除染を実施している。

加えて、環境省においては、「放射性物質汚染対処特措法」の全面施行に伴い、福島県等における除染や汚染廃棄物処理を推進するために福島環境再生事務所を開所し、体制を整備した。福島県及び環境省では、除染等に関する専門家を市町村等の要請に応じて派遣するとともに、除染のボランティア活動等の関連情報の収集・発信のための拠点として、国、福島県、関係機関、関係団体等の連携を図る除染情報プラザを設置した。



民家の軒下・雨樋の清掃



側溝の汚泥の除去

(提供)福島市



草木の刈り取り

(提供)伊達市

出典：環境省資料

③ 復興に向けた取組

避難指示区域においては、避難指示が解除された後に住民が安全・安心に帰還できる環境を早期に整備するため、必要な道路、水道、下水道等の公共インフラの早期復旧も重要な課題である。

このため、比較的線量の低い地域においては、災害復旧事業を迅速に進めるとともに、線量の高い地域においても広域の地域経済社会の復興のために地元地方公共団体等から早期復旧を強く要望される施設に係る現況把握等と復旧に向けた取組を行っている。

特に、避難指示区域の基軸交通インフラとなる常磐道については、低線量地域における復旧・建設工事を進めつつ、関係府省庁において高線量地域における除染等の措置や復旧・建設の方策を検討している。

また、下水汚泥・し尿・ごみ等の広域処理施設については、稼働可能施設における稼働時間の延長や暫定的な処理に加え、避難指示区域の近隣地方公共団体等の施設の協力を得て、処理を実施している。

あわせて、津波・地震により被災したり、高線量であるため稼働不能な広域処理施設についても、復旧に向けた検討を進めている。このほか、政府は原発事故避難者（帰還できない場合及び帰還しない場合を含む）の帰還や生活再建のための支援に取り組んでいくこととしている。

④ 「福島復興再生特別措置法」

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置、新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進、福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置等を内容とする「福島復興再生特別措置法」が平成24年3月30日に国会で成立し、翌日、公布・施行されたところであり、政府は、同法に基づき、福島の復興・再生のための総合的な対策を策定し、実施しているところである。

3 原子力防災の改善

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東京電力福島第一原子力発電所において、地震及び津波により長期間にわたる全交流電源喪失及び原子炉の冷却機能の喪失に陥ったことから、原子炉の炉心が損傷して大量の放射性物質が環境中に放出されるという深刻な事態に至った。

この事態に対しては、同日20時50分に、福島県知事が、同発電所の半径2km圏内の避難を指示し、その後、原子炉の状況等に鑑み、「原子力災害対策特別措置法」に基づき、原子力災害対策本部長が、福島県知事を含む関係地方公共団体に対して、住民の避難等を指示した。具体的には、同日21時23分に同発電所の半径3km圏内の避難と半径3～10km圏内の屋内退避を、3月12日5時44分に半径10km圏内の避難を、同日18時25分に半径20km圏内の避難を、3月15日11時には半径20km圏内の避難と半径20～30km圏内の屋内退避を、それぞれ指示した。

しかし、避難指示区域への立入禁止の周知にもかかわらず、当該区域の立入りが確認されたことから、住民防護の観点から、「原子力災害対策特別措置法」において読み替えて適用される「災害対策基本法」に基づき、同発電所の半径20km圏内を警戒区域に設定した。また、事故発生後からの累積線量や発電所の状況に鑑み、緊急時避難準備区域及び計画的避難区域が設定された。

原子力安全委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故からの教訓及び国際的な考え方を取り入れ、防災対策の抜本的な見直しを図るため、6月16日、同委員会原子力施設等防災専門部会に対して、「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年6月原子力安全委員会決定、平成22年8月一部改訂）及び関連の指針類に反映させるべき事項を検討し、報告するよう指示を行った。

この指示を受けて、原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループにおいては、「『原子力施設等の防災対策について』の見直しに関する考え方について（中間取りまとめ）」を取りまとめ、平成24年3月22日に原子力安全委員会に報告した。中間取りまとめにおいては、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の範囲の目安をおおむね5km、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）の範囲の目安をおおむね30km、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）の範囲の参考値をおおむね50kmとすること等の考え方（図表1-1-26参照）や、オフサイトセンターの在り方に関する課題等が示された。

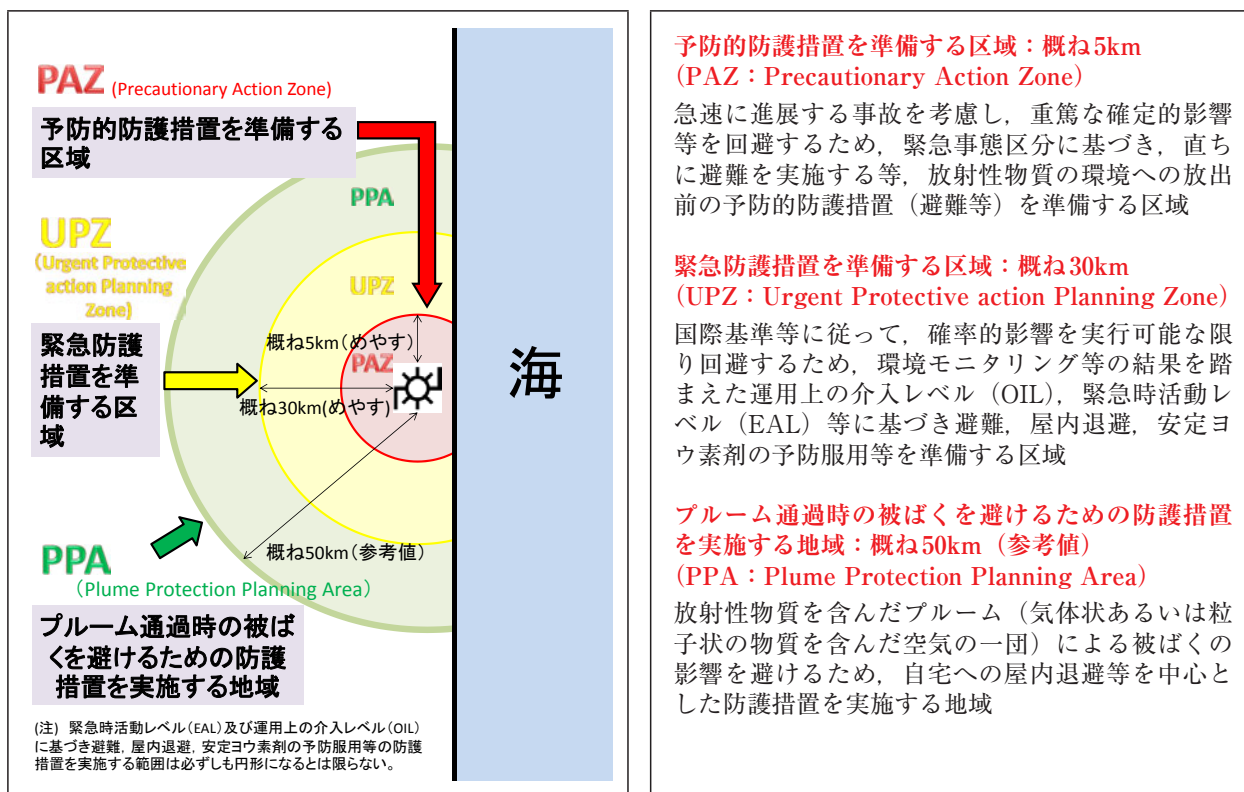
また、今回の事故時の対応においては、①意思決定を行う官邸の情報不足、②情報の入手・伝達ルート機能不全、③官邸と原子力安全・保安院の広報の二元化による混乱、④オフサイトセンターの機能不全、⑤膨大な原子力被災者に対する当初の支援対応体制の整備不足等が課題となった。

これらの課題に対して、政府としては、①PAZの考え方を踏まえ、直ちに避難指示を行う等、可能な限り新たな考え方を取り入れた対応を行えるようにするとともに、原子力災害対策本部の事務機能を強化して情報収集の迅速化を図る等、対応方針を迅速に決定し実施する体制の構築、②発電所・事業者本店等におけるTV会議システムを整備する等官邸の意思決定を支える情報収集機能の改善、③原子力災害対策本部事務局の広報担当は閣僚の会見に同席して専門的説明を補佐する等情報発信の一元化、④オンサイト対応については、電力会社本店等に政府と事業者との連絡拠点の確保等を行い、オフサイト対応については、オフサイトセンターにおける通信途絶に備えたモバイルネットワークの配備、放射線防護対策としての防護服やマスクの充実等を図る等、オフサイトとオンサイトの拠点を分担した上で各機能の向上、⑤避難後の住民支援について被災者支援チームが特化して対応する等事後対策の充実等、原子力緊急事態が発生した場合における対応の改善を進めている。

今回の事故を踏まえて、原子力安全や原子力防災の法体系等についても様々な課題が出てきた。このため、事故から得られた知見を基に新たな安全規制の仕組みの導入、安全基準の強化等を含め、原子力安全や原子力防災の法体系等の見直しを進めることとしている。

そして、政府は、関係組織の再編及びその機能強化を行うとともに、今般の原子力発電所の事故を踏まえた原子力安全規制の強化と、原子力災害対策本部における本部員の拡充等による体制強化等強固な防災体制の構築を行うべく、関係法案を第180回通常国会に提出した。

図表 1-1-26 PAZ, UPZ, PPAについて



出典：原子力安全委員会

第2編 東日本大震災を踏まえた災害対策の推進

第1章 東日本大震災の教訓

第2編

東日本大震災を踏まえた災害対策の推進

第1章 東日本大震災の教訓

物理学者で随筆家である寺田寅彦は、昭和8年（1933年）に発生した昭和三陸地震津波の直後に書いたエッセイ「津波と人間」で、明治29年（1896年）にも同じ地域に大津波が襲っていたことから、「困ったことには『自然』は過去の習慣に忠実である。地震や津波は新思想の流行等に委細かまわず、頑固に、保守的に執念深くやって来る」とし、「こんなに度々繰り返される自然現象ならば、当該地方の住民は、とうの昔に何かしら相当な対策を考えてこれに備え、災害を未然に防ぐことが出来ていてもよさそうに思われる。これは、この際誰しもそう思うことであろうが、それが実際はなかなかそうならないというのがこの人間界の人間の自然現象であるように見える」と述べている。そして、災害を防ぐためには「人間がもう少し過去の記録を忘れないように努力するより外はない」とともに、「日本国民のこれら災害に関する科学知識の水準をずっと高めることが出来れば、その時に初めて天災の予防が可能になる」として、防災教育の有効性を記している。

このように、災害対策は、実際に発生した災害の状況と、それに対して実際に行った対応を検証し、それらから導き出される教訓を踏まえ、必要な見直しを速やかに行うという不断の努力の上に成り立つものである。例えば、阪神・淡路大震災から地震動に関する教訓を得て、我が国では、建築物や土木構造物等の耐震化を積極的に推進していること等、被災の経験に基づき法制度を含めた災害対策を強化してきたところである。こうしたことから、我が国は世界の中でも自然災害が発生しやすい国土であるものの、相対的に被害が少ないという面もみられる。また、阪神・淡路大震災の被災状況を子どもらへ語り伝える取組等も行われてきた。

しかしながら、このような取組が行われていた中であって、東日本大震災が発生し、東北地方の太平洋沿岸地域を中心に大きな災禍もたらされた。

東日本大震災においては、耐震補強による土木構造物の被害の減少等、これまでの教訓が成果として発揮された一方、多数の被災者を出したこと、津波により建物やライフライン施設等に壊滅的な被害が発生したこと、極めて広域にわたって様々な被害や事象が発生したこと等、今までの災害対策では十分に対応できないことが明らかになった。また、地すべり、斜面崩壊、地盤の液状化、長周期地震動等の地震の揺れに起因した被害・影響も大きかった。

被害を最小化する「減災」に取り組み、大規模災害にも負けない「ゆるぎない日本」を構築して、次世代に引き継いでいくことは、我々の世代が果たさなければならない歴史的な使命である。

我々は、東日本大震災の災禍を再び繰り返さないように、東日本大震災から教訓を導き出し、今後の災害対策の改善・充実を図るとともに、その得られた教訓を忘れないように不断の努力を尽くしていかなければならない。

その際、災害への対応に当たっては想定外があってはならず、東日本大震災による被害状況及び対応を踏まえ、想像力を働かせ、より多くの教訓を導き出すことも必要である。

今年の白書においては、上述の視点をもとにして、中央防災会議の専門調査会、各府省庁に設置された検討会等の報告書の内容等を基に、東日本大震災への対応等を踏まえて教訓を整理し、我が国の災害対策の取組状況、今後の方向性等を示すこととしたい。本章では、東日本大震災への対応等の検証から導き出された主な教訓について、今までの災害の想定が適当であったか、津波や地震による揺れへの対策が十分であったか、大規模で広域にわたる災害への対応が十分であったか、被災者への支援が十分であったかの四つの視点から整理する。

東日本大震災から得られた教訓には、過去の教訓等が奏功して、今回の被害を軽減させることができたものも多くあるが、ここでは今後の災害対策の改善・充実につながる教訓を中心に取り上げる。

これらの教訓を基に、政府がこれまでに取り組んできている対策については、本編第2章において記述する。本編第3章においては、政府として今後更なる取組が求められる災害対策について記述する。本編第4章においては、民間分野で進む取組や国際防災協力の取組を紹介する。なお、東日本大震災の被災地で行われている復興への取組については、第1編において記述している。

(1) 災害の想定及び災害対策の基本的考え方に関する教訓

(災害の想定)

これまで地震・津波の想定は、当該地域で過去数百年間に経験してきた地震・津波を再現することを基本としてきたが、今回の東日本大震災を想定することができなかつたことから、従前の想定手法を見直す必要がある。

また、東日本大震災では、地震・津波に合わせて原子力災害が同時に発生し災害対応をより困難なものにした。今後、地域の特性を踏まえ、起こりうる複合災害を想定した対策について検討する必要がある。

(災害対策の基本的考え方)

防波堤や防潮堤等の構造物だけでは、自然災害を防ぎきることができないことが明らかになった。さらに、被害が大きかった現象にのみ着目した対策を取りがちだった。

各種の災害対策は災害想定に基づき実施されてきたところである。しかし、そのことが災害を防ぐことができるとの過信につながり、一部地域においては被害を拡大させた可能性がある。例えば、今回の津波は、従前の災害想定に基づくハザードマップに描かれた区域より広い区域まで到達している箇所がある。

このような状況を踏まえると、施設整備等のハード対策に加え、都市計画や土地利用とも組み合わせた対策が今まで以上に必要である。人命が失われないことを最重視し、ハード・ソフトの様々な対策を組み合わせ、今後は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を浸透させていかなければならない。

(2) 広域で大規模な災害への即応力に関する教訓

(自然災害における「緊急事態」への対処)

東日本大震災においては、一部の市町村において、首長が欠け、役場が壊滅的被害を受ける等、行政執行機能を喪失した。こうした事態は、これまでの災害対策においては、想定されていないことであった。

従って、今後は、東日本大震災を超えるような、さらに著しい巨大な災害において地方公共団体の行政機能が喪失するといった事態も想定し、行政機能の維持等に関して、国や被災地内外の地方公共団体の役割の見直しも含めて、検討を行う必要がある。

(被災地を支える災害対応体制)

全国の自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の行政機関、公共機関等が、被災地における救命救急、災害復旧・復興等のため前例のない大規模な活動を行った。しかし、消防、警察は一部を除き、後方支援やその資機材及び装備について、長期間の活動を支援するには十分なものではなかった。

また、被災地外の後方支援拠点として、岩手県遠野市が非常に効果的な役割を果たした。

津波警報下で避難誘導等を行った警察官、消防職団員等においては、多くの住民を無事に避難させることができた一方、そのために犠牲になった者がいた。

また、災害直後に災害派遣医療チーム (DMAT)、日本医師会災害医療チーム (JMAT) を始め医療関係団体等から多数の医療チームが現地へ派遣されることにより、応急医療活動等が展開されたが、重複して医師や看護師が配置される等医療チームの配置等のコーディネート機能等が十分で

はなかった。

このような状況を踏まえ、被災地を支える災害対応体制の在り方について検討する必要がある。

(被災地方公共団体の課題等)

被災した市町村においては、災害応急対策、被災者支援等の業務が増大し、対応能力の限界を超えたり、職員や庁舎が被災し、行政機能が著しく低下する例も多かった。加えて、通信の途絶等のため、被害の把握や被害状況の報告・発信等が行えない状況が多く発生した。このため、国や県においては、発災当初、被災市町村の実情を全く把握できなかったこともあった。

また、地方公共団体では、技術系職員の数が必ずしも十分ではないため、被災地の復旧・復興が円滑に進まない場合があった。そして、通常経験することのない激甚な災害であったため、公共施設の復旧に当たっての災害査定に時間を要した。さらに、広範な地域、多数の市町村に被害が及んだため、県のサポートが十分機能しなかった。

この対策として、被災した公共土木施設の点検等の支援を国が行ったほか、地方公共団体に代わって国が復旧工事を実施した例もある。

一方、被災した地方公共団体の多くは、災害時に他の地方公共団体等から応援を受ける計画を持っていなかったため、応援の受け入れが円滑に進まなかった。

このような状況を踏まえ、被災市町村への応援体制等の在り方について検討する必要がある。

(ライフライン・物流)

国土交通省東北地方整備局が中心となって行った「くしの歯作戦」によって、被災地の主要な道路の啓開作業が迅速に行われたことが、速やかな救命・救助活動、支援物資輸送等につながった。

一方、発電所やライフラインの主要設備が津波や地震動により被災し、復旧まで長期間を要する事例があった。また、製油所、油槽所及びサービスステーションが多数被災するとともに、被災地外からの物流網が途絶したことから、被災地への燃料の供給が停滞した。

さらに、流通段階での状況についての情報が、当初、政府へ十分に伝わらなかった。また、政府において、燃料を確保すべき優先順位及び燃料不足が及ぼす社会全体や応急活動への影響についての事前の認識・準備不足があった。

各ライフライン事業者や事業者間の相互応援により、ライフラインの復旧の促進が図られたが、津波被災地域においては、事業者の事務所が被災し、施設管理用図面・データを全て消失したこと等が復旧活動が遅れる要因となった。

また、国民の不安心理が増大する中で、商品の需給バランスや市中在庫量等を把握できなかったため、全国的に生活必需品が一時的に入手困難となった。

このような状況を踏まえ、災害発生時におけるライフラインや物流の在り方について検討する必要がある。

(3) 被災者支援等に関する教訓

(避難所の設置・運営)

地区の集会所や個人の住宅等、避難所として指定されていない場所が避難所となった例が多いこと、ライフラインの途絶した場所にも避難所が設けられたことから、これらの場所への救援物資の供給等の支援が十分に行われなかった。

避難所になるべき施設に、避難所に必要な設備や、食料、水、燃料等の備蓄があらかじめ十分に備わっていなかった。

また、被災者が一時的に身の危険を回避した避難場所に長く滞在したこと、自宅や自宅に近い避難所での生活を望んでいる場合も少なくなかったこと、行政側が被災者のニーズの変化へ十分に対応できなかったこと、避難所での栄養管理や健康管理を十分にできなかったこと等から、避難生活

の改善が遅れた。

日頃から行政と地域住民が一体となって訓練を実施していた避難所では、円滑な避難所運営が行われた一方、一部の避難所では、適切な運営が行われなかった。

このような状況を踏まえ、避難所の在り方について検討する必要がある。

(二次避難・広域避難)

地方公共団体は、一時的に難を逃れる場所としての機能と、長期にわたっての居住空間を提供する場所としての機能を峻別して、被災者を避難させることができなかった。

市町村や県を越える避難が必要となった場合があったが、そのような避難を想定した備えが十分でなかった。このため、他の地方公共団体による避難者の受入れや広域避難者に対する支援の実施までに時間を要した。

このような状況を踏まえ、長期間や広域にわたる避難者が発生する場合を想定した対策について検討する必要がある。

(応急仮設住宅)

応急仮設住宅の設置場所については、被災地の地形上やむを得ない面もあるが、砂利道の不便さ、室内の寒さ、玄関や風呂のバリアフリー、部屋の広さ等を改善する必要がある。

また、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として活用する場合にあっては、迅速に対応できるようにするため、地方公共団体と不動産業者との間のルールをあらかじめ明確にしておく必要がある。

なお、建設された応急仮設住宅と比べて民間賃貸住宅の活用は、避難者の居住場所が分散するため、官民の支援を行いにくい面があった。

このような状況を踏まえ、応急仮設住宅の在り方について検討する必要がある。

(男女共同参画の視点)

避難所の運営等、災害現場での意思決定に女性がほとんど参画していなかったため、女性用の物資が不足したり、女性専用の物干し場や更衣室、授乳室が設置されない等、男女のニーズの違いを踏まえた対策が不十分であり、女性が避難生活に困難を抱えていた。

長引く避難生活や生活不安等の影響により、女性に対する暴力の増加や男性の孤立化の懸念が生じた。

このような状況を踏まえ、災害対応に関わる意思決定の場に女性が参画できるよう検討する必要がある。

(災害時要援護者への配慮)

障害者、高齢者、外国人、妊産婦等の災害時要援護者については、情報提供、避難、避難生活等について、対応が不十分な場面があった。

災害時要援護者名簿の整備については、個人情報保護の観点から懸念を示す地方公共団体が少なからず存在し、名簿等の有効活用ができなかった。

避難所、応急仮設住宅等がバリアフリー化されていなかった。また、災害時要援護者の中には、障害者用トイレが必要な者や多人数での共同生活が困難であり、少人数での居室が必要な者もいたが、これらに対応できない避難所が多かった。

このような状況を踏まえ、災害時要援護者への配慮の在り方について検討する必要がある。

(医療・健康確保・心のケア)

DMATの派遣等により災害応急期における体制整備が図られてきたところであるが、慢性疾患への対応や、想定より長期間の活動が必要であった。また、医療チーム間の引継ぎが十分でない事例があった。

復旧・復興段階では、婦人科、小児科、予防注射等のほか、うつ病、不安障害等の予防・治療や

心のケアを行うための精神科が重要である。さらに、救助に当たった消防職団員、警察官、自衛隊員、地方公共団体職員等や遺族に対しても、心のケアが重要である。

また、生活不活発病や心の不調を訴える被災者が少なからずいたことから、保健師による巡回保健指導や、心のケアチームによる相談支援等が重要である。

このような状況を踏まえ、災害発生時の医療・健康確保・心のケアの在り方について検討する必要がある。

(絆・コミュニティの重視)

避難行動、避難所や応急仮設住宅での暮らしにおいては、被災者が孤立しないようにするため、絆・コミュニティが被災者の生活にとって欠かすことのできない重要なものである。また、被災した子どもを社会全体で責任を持って守り、育てていくことが必要である。

このような状況を踏まえ、被災地における絆・コミュニティの在り方について検討する必要がある。

(物資供給)

支援物資の供給は、これまで被災地方公共団体からの要請を待って調達するという需要追従型であったが、被災直後、被災市町村では著しく行政機能が低下し、通信途絶に陥っていたことから、政府においては、被災者に必要な物資に関する情報を得ることができず、「来ない情報」を待っていた。

そこで、政府では、被災地方公共団体の自助努力のみでは物資の調達が困難と判断し、国の予算の予備費を活用した物資の調達・支援スキームを構築し、県の集積拠点に、食料、水、毛布等の緊急的に必要となる生活支援物資を届けることとした。

しかし、避難所、避難者の状況把握に時間を要し、災害対応のフェーズに応じて変化する被災者の生活用品へのニーズの変化を十分汲み取った供給を適切なタイミングで行うことができなかった。

一方、県の集積拠点は、荷さばき・在庫管理のノウハウを持たない行政職員が対応したため、政府からの支援物資に加え、大量の民間からの義援物資で集積拠点はあふれかえり、物資が滞留する事態に陥り、市町村や避難所への移送手段の手間取りとあいまって、避難所等への配送が滞った。

今回の災害対応を通じ、調達・輸送のスキームの立ち上げ時期の判断、物資調達に係る費用負担や会計処理の明確化、発災後3日間、1週間等の時間の経過とともに変化する被災者ニーズの把握とそれへの対応、燃料不足による物資輸送の遅延への対応、政府、調達業者及び被災地方公共団体との間での物資調達・輸送に係る情報共有、物流事業者のノウハウ活用等が教訓として挙げられる。

(海外からの支援受入れ)

海外からの救助隊等の人的支援については、被災直後の混乱の中で被災地の被害状況や具体的な派遣ニーズが明らかになるまでに時間を要する等、マッチングが難しかった。派遣国に対しては、「自己完結」体制を要請したが、国によって準備状況に大きく違いがあった。

海外からの支援物資は、多種多様で輸送にも時間を要すること等から、被災地のニーズが日々変化の中で、マッチングを行うことが困難な場合があった。

救助隊等の海外支援隊等は、当初、被災地における地方公共団体・住民とのコミュニケーション、医療に係る国内法の問題等、国内における行動が難しかった。また、受入れ手続や事故等の補償が未整備であった。

このような状況を踏まえ、海外からの支援受入れの在り方について検討する必要がある。

(被災者支援制度の体系)

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金は、被災者に直接現金が給付される数少ないスキームであり、重要な役割を果たしている旨の意見がある一方、支援が住宅再建に重点がおかれ、真に生活再建に結び付くものとなっていないという意見がある。また、救命救助、生活再

建支援及び自立の各段階での支援内容が必ずしも明らかでなく、被災者にとって全体像が分かりにくく、将来の見通しが立ちにくいという意見がある。

「災害救助法」による現物支給の原則やその水準が、現代の生活水準に見合ったものになっていない、避難生活が数か月にも及ぶことに見合ったものになっていないという意見がある。

大規模災害においては、「災害救助法」の救助費用を全額国庫負担とできないか、という意見がある。

支援した地方公共団体は、支援先の被災地方公共団体へ費用の請求を行う制度となっているが、事務手続が被災地方公共団体の負担になっているため、支援した地方公共団体から国へ直接請求できるような制度が有効ではないか、という意見がある。

また、被害認定から支援までの手続がかかり、り災証明の発行、被災者生活再建支援金、災害甲慰金及び義援金の支給が、総じて遅かった。

住家の被害認定に当たっては、被災地方公共団体に大きな事務負担が発生したことや一部にばらつきもみられた。

義援金については、事務を迅速に行うため、日本赤十字社の事務手続及びその事務費を場合によっては義援金から支弁することも含めて検討が必要である。また、義援金の支給基準について検討が必要である。

さらに、義援金の募集团体においては、寄附された義援金の用途や、義援金が寄附金控除を受けられるか等について、被災者や寄附者等へ分かりやすく説明する必要がある。

このような状況を踏まえ、被災者支援制度全体として、真に被災者の自立のために役に立つよう検討する必要がある。

(働く場の確保と産業振興)

経済上の問題のみならず、仕事がないことで気持ちが追い詰められ、閉じこもりやアルコール依存症になる被災者もいることから、気持ちの面でも仕事の確保が必要である。また、雇用者に限らず、自営業者、農林水産業者、中小企業者等についても、早い段階からの仕事の確保が重要である。

雇用確保や産業振興のための支援制度はもとより、早い段階から地方公共団体が使いやすい支援策が必要である。

このような状況を踏まえ、被災者の雇用確保と産業振興の在り方について検討する必要がある。

(復興の制度)

「災害対策基本法」に復興段階の制度的な枠組みがなく、その都度決定されるので時間を要する。

東日本大震災においては、時間の経過とともに変化する重点課題等に対処するため、様々な制度的な特別対策や運用上の改善・柔軟化が逐次図られたが、必ずしも迅速な対応が取れなかった措置もあった。

このような状況を踏まえ、あらかじめ、復興の基本的な枠組みや復興施策の制度化について検討する必要がある。

(災害廃棄物処理)

災害廃棄物は、本来市町村が処理することとされているが、市町村によっては膨大な量の災害廃棄物の処理に時間を要している。

被災地における災害廃棄物の集積場所においては、有機性の廃棄物の発酵や腐敗性のある廃棄物によって、火災、悪臭、害虫等が発生し、周辺住民の生活環境に悪影響を与えた。

このような状況を踏まえ、災害廃棄物処理の在り方について検討する必要がある。

(各主体との協働)

各種の対策本部等の組織に、学校、医療関係者を積極的に参画させる必要がある。

また、被災地では、民間の各主体による活動が有効であった例が多く見られた。企業、ボランティア、NPO・NGO等の多様な活動も考慮した広域応援体制の構築が必要である。

中央防災会議から地方公共団体の長等に対して、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができることとなっているが、地方から中央への意見提出の仕組みがない。災害対策において実態上大きな役割を担っている市町村等の意見について、防災基本計画等に反映できる仕組みについて検討する必要がある。

(事業継続計画)

被災した民間企業の事業停止が波及し、その産業へ広く影響が生じる例が多かった。

サプライチェーンの途絶、燃料供給の停滞等があったことから、企業の事業継続計画（BCP）の重要性が再確認された。

このような状況を踏まえ、事業継続計画（BCP）の策定及び改善を促進させる必要がある。

(防災ボランティア活動)

防災ボランティア活動の受援側である被災地においては、ニーズの把握・発信が容易にできない等、ボランティアの受入れ体制が速やかに整えられなかった。

一方、支援側である被災地外の各ボランティア団体においては、被災地情報の不足や車両の燃料不足等もあって、その活動方針や連携体制が速やかに整えられなかった。

このような状況を踏まえ、防災ボランティア等の活動に対する支援等について検討する必要がある。

(防犯)

被災地においては、無人となった家屋や店舗を狙った侵入窃盗が増加したほか、全国で義援金名目の詐欺や悪質商法等、大震災に便乗した悪質な犯罪が散見された。

このような状況を踏まえ、災害発生時における防犯対策について検討する必要がある。

(4) 地震動や津波による被害に関する教訓

(津波からの避難)

津波警報の第1報で発表した地震の規模や津波の高さの予想を、実際の地震の規模や津波の高さが大きく上回っていたため、被害が大きくなったとの指摘がある。また、その後、GPS波浪計が海面の急激な上昇を観測したことを受け、予想される津波の高さは段階的に引き上げられたが、地震による停電等により、津波警報の続報や津波の観測情報が被災地の住民等に十分に伝わらなかったため、被害が大きくなったとの指摘がある。

津波警報等に従って高台等へ避難して多くの者が助かった一方、地震後すぐに避難しなかったり、避難後に再度戻ったこと等により犠牲になった者も多かった。津波避難ビルの一部においては、3～4階の高さまで津波が押し寄せ、避難場所として機能しなかった。また、指定避難所に避難したものの、そこで犠牲になった者もいた。

津波からの避難方法は、徒歩によることを原則として今まで周知してきたところであるが、自動車による避難で難を逃れた者も多くいる一方で、自動車内で被災した者も多かった。

また、過去の津波被害を受けて一旦高台へ移転したものの、海岸近くへ再移転していた住家等が、今回の津波により被災した。

このような状況を踏まえ、津波警報や避難の在り方について検討する必要がある。

(津波防護施設等)

防波堤や防潮堤、海岸防災林は、津波の陸地への到達時間を遅らせる等の効果を発揮したが、その多くが津波により越流・破壊された。

一方、高所のない平地部にあった盛土構造の道路が、津波に対して避難場所や防潮堤として有効に機能した。

このような状況を踏まえ、津波に対するハード対策の在り方について検討する必要がある。

(広域に及ぶ地震動)

地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を考えるとそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけての広い範囲において、多数の全壊、半壊、一部破損等の被害があった。また、地震動による送電線の切断、上下水道管渠の損壊等によって、電気・水道・ガス等のライフラインや、鉄道等の交通施設に甚大な被害をもたらした。

さらに、震源から遠く離れた首都圏や大阪府等で長周期地震動（ゆっくりと長く揺れる地震による揺れで、高層ビル、石油タンク等の長大構造物が破損することがある。）による大きな揺れが観測された。

液状化による宅地や地下構造物等の被害が、震源から遠く離れた千葉県や埼玉県等において発生した。

このような状況を踏まえ、地震動による被害は極めて広域に及ぶことについて留意する必要がある。

(建築物や土木構造物の耐震化)

東北地方太平洋沖地震では最大震度7の揺れ、その余震でも強い揺れがあったため、多くの建築物や土木構造物が破損した一方、例えば、学校施設は耐震化が進んでいたことにより、大きな被害を受けたものが少なかった。

建築物や土木構造物の耐震設計や耐震補強が有効であることが明らかとなったことから、建築物や土木構造物の耐震化を一層進める必要がある。

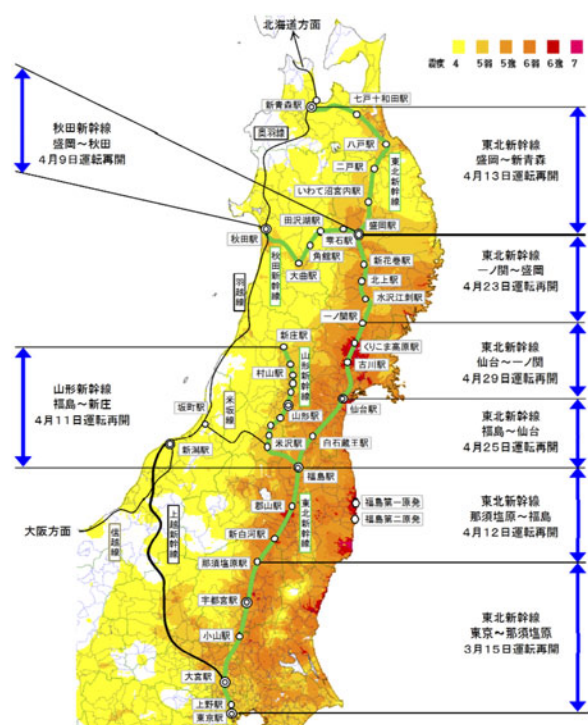
図表 1-2-1 新幹線の早期地震検知システム

早期警戒システム：新幹線の早期地震検知システムにより営業運転中の27列車が安全に停止

新幹線の早期地震検知システムは、海岸部や沿線に設置された地震計が初期の小さな地震波を検知し、大規模な地震の到来が推定された場合や一定の大きさを超える地震波を検知した場合に、列車への送電を自動的に停止するとともに非常ブレーキを動作させ減速・停止させるシステムである。

東日本大震災発生時、営業運転中の27列車（うち19列車は走行中）全てに脱線はなく、死傷者も皆無であった。これは、1995年の阪神・淡路大震災、2004年の新潟県中越地震の経験から構造物の耐震化や、早期地震検知システムの高性能化を進めてきた結果である。

東日本大震災においては、マグニチュード9.0という巨大地震に見舞われたことから、東北新幹線は536kmにわたって運転を休止したが、49日後には、全線の運転を再開した。地震発生から全線運転再開までの日数は、阪神・淡路大震災の被害を受けた山陽新幹線（区間83km・81日）、新潟県中越地震の上越新幹線（65km・66日）に比べ、大幅に短縮されている。



出典：国土交通省資料

(首都圏における帰宅困難者)

広範囲な地震動が生じたことから、首都圏において、鉄道の多くが運行を停止したこと等により、多くの帰宅困難者が発生した。また、多くの人がすぐに帰宅を開始したため、駅周辺や路上等において混雑・混乱が発生した。

このような状況を踏まえ、帰宅困難者対策について検討する必要がある。

(教訓の活用・伝承、教育及び訓練)

「此処より下に家を建てるな」等と刻まれた石碑の教訓を守り高台に住んでいた住民は助かった事例や、日頃からの防災教育に基づき中学生が小学生の避難を助け、また、中学生等の避難行動がきっかけとなって周囲の住民も避難し、被害を最小限に抑えた事例があった。一方、過去の災害の教訓が時間の経過とともに忘れ去られ、多くの者が犠牲になった地区もあった。住民の生命を守ることを最優先として、迅速な避難を確実にを行うためにも、防災教育・避難訓練等を組み合わせた対策を講じていくことが必要である。

また、災害対応に関係する首長を含む公務員に対しても、防災教育や訓練が重要である。

国、被災地方公共団体、その他の地方公共団体の連携等を強化するため、広域なブロックごとの訓練、国民の防災意識高揚のため、多数の国民が参加する多角参加型訓練等の実践的訓練について、国として企画・実施することが必要である。

(5) 教訓のまとめ

以上のとおり導き出された様々な教訓については、おおむね次のように取りまとめることができる。今後の災害対策の検討に当たっては、これらの教訓を確実に踏まえて取り組まなければならない。

- ・災害対策に当たっては、被害が大きかった現象のみならず、それ以外に起きた現象から得られる教訓等にも着目する必要がある。
- ・災害を完璧に予想することはできなくても、災害への対応に想定外はあってはならない。このため、災害対策の検討に当たっては、楽観的な想定ではなく、悲観的な想定を行う必要がある。
- ・被害を最小化する「減災」を実現するためには、行政のみならず、地域、市民、企業といった多様な主体による、ハードやソフトの様々な対策を組み合わせる必要がある。
- ・発災直後には、十分な情報を得て対策を行うことはできない。このため、不十分な情報の下でも災害対策を行えるように、日頃からの備えや訓練が必要である。
- ・住民の避難や被災地方公共団体への支援等については、甚大な被害が広範囲にわたって発生することを想定の上、広域的な対応を有効に行うことができる制度とする必要がある。
- ・得られた教訓については、次の災害発生時に忘れられていないように、防災教育等を通じて後世へしっかりと引き継いでいく並々ならない努力を様々な場面で行う必要がある。

第2章

政府において取り組んできている災害対策

本章では、第1章に記述した教訓に基づき、中央防災会議や各府省庁において、現在までに取り組んできている主な法制度の改善、対応策の実施、マニュアル等の改訂等について記述する。

(1) 災害対策の基本となる検討の推進・制度の充実

東日本大震災の教訓を踏まえ、各分野における災害対策の基本となる検討が中央防災会議の専門調査会で行われている。また、その検討結果を踏まえ、「災害対策基本法」の一部改正法案が国会に提出される等、政府において災害対策が進められている。

〔防災対策推進検討会議〕における検討

政府では、平成23年10月、中央防災会議の専門調査会として「防災対策推進検討会議」を設置した。本会議は、関係閣僚と学識経験者で構成されており、閣僚を委員とする専門調査会がこれら最初である。同会議は、東日本大震災における政府の対応を検証し、大震災の教訓を総括するとともに、首都直下地震、南海トラフの巨大地震や火山災害等の大規模災害や頻発する豪雨災害に備え、災害対策の充実・強化を図ることを目的としている。同会議では、大震災に関する他の中央防災会議の専門調査会や政府内に設けられた研究会等の検討成果の報告も踏まえ検討し、平成24年3月、中間報告を取りまとめた（図表1-2-2）。

図表 1-2-2 防災対策推進検討会議 中間報告（平成24年3月）

防災対策推進検討会議 中間報告(案) ～東日本大震災の教訓を活かし、ゆるぎない日本の再構築を～ 要旨

■ 第1章 日本の持続的な発展に不可欠な防災対策

- 日本は世界的にも地震・火山・水害等の災害を受けやすい国
- 近い将来懸念される巨大災害
南海トラフの巨大地震(今後30年間に60～80%)、首都直下地震(今後30年間に70%)、火山災害、大規模水害 等
- 日本列島は、3.11以降大きく変化
東日本大震災によって日本列島の応力状態に大きな変化が生じ、他の大規模地震や火山噴火を誘発するおそれ。過去にも同様の事例

大規模災害時は「複合災害」を考慮
・政府の体制や指揮命令系統の検討
・優先順位、担当主体の決定等を考慮

○ 国力の衰退が危惧されている中、大規模な災害に見舞われると、我が国の経済社会は立ち直りのきかないほどのダメージを受けるおそれ
○ 日本の持続的な発展のために、災害の発生による被害を最小限にする「減災」を進め、早期回復を図ることが防災対策の使命

■ 第2章 東日本大震災から学ぶもの ～貴重な教訓や課題～

まとめ

- 災害を完璧に予想することはできなくても、災害への対応に想定外はあってはならない。楽観的な想定ではなく、悲観的な想定を行うべき。
- 発災直後に十分な情報を得て対策を行うことはできない。不十分な情報をもとに対策を行うための備え、訓練が必要である。
- 災害対策に当たっては、ハード・ソフトの様々な対策により被害を最小化する「減災」に向け、行政のみならず、地域、市民、企業レベルの取組を組み合わせなければ、万全の対策がとれない。
- 甚大な被害が広範囲にわたったため、住民の避難や被災地方公共団体への支援等に関し、広域的な対応がより有効に行える制度の必要性が痛感された。
- 阪神・淡路大震災で多くの教訓を学んだつもりであったが、地震動による教訓であり、津波による教訓はなかった。東日本大震災においても、津波による教訓だけに着目するのではなく、被害が広域にわたったことや地震動による教訓等にも着目しなければならない。
- 災害対策に当たっては、地域性と歴史性を踏まえることが必要である。
- これらの教訓・課題については、今までのようにそのときだけの議論に終わらず、防災教育等を通じて後世にしっかりと受け継いでいく並々なぬ努力が大切。

- ◇災害応急対応はうまく機能したのか
警報の発表・伝達、発災直後の避難のあり方、情報発信・情報把握、医療、物資・輸送、海外からの支援受入れ、燃料、避難所の設置・運営、二次・広域避難、災害時要援護者への配慮、男女共同参画の視点、被災地方公共団体の体制、被災地を支える災害対応体制、防災ボランティア活動 等
- ◇生活再建や復興はスムーズに進んでいるのか
被災者支援全般、応急仮設住宅、医療・健康確保・心のケア、働く場の確保と産業振興、絆・コミュニティの重視、災害廃棄物処理、公共施設の復旧、ライフラインの復旧、復興の制度、対応体制
- ◇事前の備えは十分であったのか
被害想定、対策の基本的考え方、地震・津波に強い国づくり・まちづくり、教訓の活用・伝承、教育、訓練、各主体との協働

■ 第3章 「ゆるぎない日本」の再構築を目指して ～大震災の教訓・課題を受け、行うべき防災対策の全般的見直し～

- ◇災害から生命を守るために
 - ・円滑な避難のための情報伝達システム、避難者の安否情報システムの高度化検討
 - ・災害派遣医療チームの活動内容等の見直し
 - ・物資輸送は被災地の要請がなくても送り込む「プッシュ型」の構築、民間との連携に留意
- ◇被災地を支える体制づくり
 - ・大規模災害時における都道府県や国の調整による地方公共団体間の支援の仕組みの強化や、そのための受援計画の明確化
 - ・都道府県が広域避難に関する指示・調整を行うことができる仕組みの確立
 - ・市町村機能が著しく低下した場合や災害緊急事態における都道府県や国の対応のあり方を検討
- ◇ニーズに応じた避難所運営
 - ・避難所の位置付けの明確化
- ◇スピード感、安心感がある被災者支援
 - ・体系的な被災者支援制度への見直し検討
 - ・心のケア、生活不活発病対策の円滑化
 - ・各段階での災害時要援護者への配慮
 - ・各段階での男女共同参画の視点の重視
- ◇住まいの再建
 - ・応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げる際の取扱いの整理
- ◇復旧・復興をスムーズに成し遂げるための仕組み
 - ・復興の枠組み検討と震災時の特別対策で有効なものは直ちに発動できる方策の確立
- ◇大災害を生き抜くための日頃から備え
 - ・最大クラスの地震・津波の想定
 - ・ハード・ソフトが一体となった「減災」や、「自助」「共助」の明確化検討
 - ・様々な組織・機会での防災教育、教訓の伝承・定着、訓練の推進
 - ・多様な主体(国・地方・民間・ボランティア・自治組織等)の連携協働による社会の総力を挙げた対策強化
- ◇国境を越えた教訓の共有
 - ・諸外国の防災力の向上に向けた情報発信

発生が危惧される大規模災害に向けた備え

- ◇南海トラフの巨大地震に向けた対応
 - ・被害シナリオを踏まえた対策の見直し
- ◇首都直下地震に向けた対応
 - ・関東大震災クラスの想定
 - ・首都中枢機能の確保
- ◇火山災害に向けた対応
 - ・観測体制の充実等監視・観測のあり方
 - ・大規模火山噴火対策について
- ◇大規模水害に向けた対応
 - ・広域避難
 - ・地下空間の浸水への対応
- ◇複合災害への対応
 - ・複合災害に備える体制や対策等を検討

■ 第4章 最終報告に向けて

- ・いつ起こるか分からない広域災害で必要と考えられる対応は、災害対応体制や法制度の改善を含め、具体的な内容を詰められるものから、最終報告を待たずに政策として実現
- ・徹底的な検証の継続
・具体的な対応について引き続き議論し改善・拡充
・実施状況の継続的な把握・点検

出典：中央防災会議「防災対策推進検討会議」資料

同会議では、今後、本年夏頃に取りまとめる予定の最終報告に向けて、中間報告に示した災害対策の対応の方向性を踏まえ、東日本大震災における災害対応について徹底的な検証を継続することとしている。

一方で、東日本大震災への対応の中で課題が明確になり、いつ起こるかわからない広域災害において必要となると考えられる災害応急、復旧対策については、災害対応体制や法制度の改善を含め、具体的な内容を詰められるものから、最終報告を待たずに政策として実現が図られるべきとされている。

〔災害対策基本法〕の改正

「防災対策推進検討会議」の中間報告において、東日本大震災の教訓・課題を受けた防災対策全般の見直しの方向性が示された。これを受けた「政府としての当面の取組方針」（平成24年3月29日中央防災会議決定）においては、大規模災害時における対応の円滑化等、緊急性の高いものについて法制化の検討を進め、関連法案の第180回国会への提出を目指す旨が明記された。

この方針に従い、①大規模広域な災害に対する即応力の強化、②大規模広域な災害時における被災者対応の改善、③教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上等を内容とした「災害対策基本法の一部を改正する法律案」について、第180回国会へ提出したところである（図表1-2-3）。

なお、政府としては、災害対策全般の見直しを引き続き進めることとしており、この旨を同法案の附則に明記している。

（防災基本計画の修正）

「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」（平成23年4月設置。以下「地震・津波対策専門調査会」という。）の提言内容をもとに、地方公共団体の作成する地域防災計画等の基本となる「防災基本計画」を中央防災会議で修正した（平成23年12月）。同計画の中で、従来、津波対策は震災対策の特記事項という位置付けであったが、修正では、津波災害に対する新たな編を設けることとした。主な修正内容は、図表1-2-4のとおりである。

東日本大震災の教訓を踏まえ、地域防災計画の津波対策に関する記述については、海と接する地方公共団体の約2割が既に修正し、約2割が間もなく修正する予定としており、約6割が修正に向けて検討を進めているとしている（平成24年4月30日時点。内閣府調べ）。

以上のとおり、海と接するほぼ全ての地方公共団体が、東日本大震災以降、地域防災計画における津波対策の強化に取り組んでいる。

（地域防災計画の見直しへの支援）

東日本大震災では、地方公共団体において、災害対応の拠点である庁舎や避難所等が被害を受け、住民の避難誘導等に当たる職員や消防職団員等も犠牲になった。

この教訓を踏まえ、消防庁では、地方公共団体が作成する地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化のため、「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」を設置（平成23年6月）し、「時間経過に即した災害初期対応のマニュアル等の作成」等、より実効性のある計画にするための工夫をはじめ、計画見直しに当たっての個別の留意点を被害想定、避難対策、災害応急対策及び災害予防に分類して整理するとともに、参考となる事例を取りまとめた（平成23年12月）。

今後も、この取りまとめを参考とした地域防災計画の見直しが行われるよう、地方公共団体に対して必要な支援を行っていくこととしている。

図表 1-2-3 災害対策基本法の一部を改正する法律案の概要（第180回国会提出）

背景

東日本大震災の主な教訓

1. 住民の避難や被災地方公共団体への支援等に関し、広域的な対応がより有効に行える制度が必要。その際には、事前の備えも必要。
2. 教訓・課題を防災教育等を通じて後世にしっかり伝承していく努力が大切。
3. 災害対策に当たっては、「直ちに逃げることを重視し、ハード・ソフトの様々な対策により被害を最小化する「減災」に向け、行政のみならず、地域、市民、企業レベルの取組を組み合わせなければ、万全の対策がとれない。

概要

(1)大規模広域な災害に対する即応力の強化

- ▶**発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化（第51条及び第53条関係）**
市町村が被害状況の報告ができなくなった場合、都道府県が自ら情報収集等のための必要な措置を講ずべきこと、国・地方公共団体等が情報を共有し、連携して災害応急対策を実施すること等を改めて規定。
- ▶**地方公共団体間の応援業務等に係る都道府県・国による調整規定の拡充・新設と対象業務の拡大（第67条、第72条、第74条及び第74条の2関係）**
応急対策業務に係る地方公共団体間の応援規定について、都道府県による調整規定を拡充し、国による調整規定を新設するとともに、消防、救命・救難等の人命にかかわるような緊急性の極めて高い応急措置（応諾義務あり）に限定されている対象業務を、避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕のような応急対策一般に拡大する（市町村から都道府県への応援要求については応諾義務あり。その他は応諾義務なし）。
- ▶**地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化（第8条、第40条及び第46条等関係）**
他の主体との相互応援が円滑に行われるよう、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関は、あらかじめ地域防災計画等において相互応援や広域での被災住民の受入れを想定する等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと等を規定。

(2)大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- ▶**救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの新設（新設）**
物資等が不足する場合、市町村は都道府県に対し、都道府県は国に対し物資等の供給を要請等できること、状況によっては、都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できること、都道府県・国は運送事業者である指定公共機関等に物資等の運送を要請等できること等を規定。
- ▶**市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定の新設（新設）**
広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう、市町村・都道府県の区域を越える地方公共団体間の被災住民の受入れに係る手続、都道府県・国による調整手続を規定。

(3)教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- ▶**教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識の向上（第7条及び第46条等関係）**
国民の防災意識の向上を図るため、住民の責務として、災害教訓を伝承することを明記するとともに、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定。
- ▶**地域防災計画の策定への多様な主体の参画（第15条関係）**
地域防災計画に多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員は現在充て職となっているが、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事等が任命できる旨を規定。

(4)その他

- ▶**国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直しその他所要の規定の見直し（第11条及び第14条等関係）**

◆[附則]東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災への対応を引き続き検証し、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずる。

出典：内閣府資料

図表 1-2-4 防災基本計画の修正のポイント

1. 「津波災害対策編」の新設
2. 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化
 - ①あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波想定の実施
 - ②二つのレベルの想定とそれぞれの対策
 - ・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策
 - ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備
 - ③津波に強いまちづくり
 - ・浸水危険性の低い地域を居住地域とする土地利用，避難場所・避難ビル等の計画的整備 等
(津波到達時間が短い地域ではおおむね5分程度で避難が可能となるまちづくりを目指す)
 - ④国民への防災知識の普及
 - ⑤地震・津波に関する研究及び観測体制の充実
 - ⑥津波警報等の伝達及び避難体制確保
 - ⑦地震の揺れによる被害の軽減策

(2) 災害の想定の適切な見直し

東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が懸念される災害について、想定（発生地，マグニチュード，津波高等）の在り方を見直す必要がある。

このため、政府では、地震・津波の発生メカニズムや被害の把握・分析を行い、さらに、地震動推定における規模及び対象範囲並びに被害想定手法の検討に取り組んでいる。

(地震・津波の想定及び対策の全般的な見直し)

中央防災会議では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、甚大な人的・物的被害が生じたことから、地震・津波対策専門調査会を設置した。

この地震・津波対策専門調査会では、地震・津波対策の全般的な見直しについて検討し、想定地震・津波の考え方、地震・津波による被害の軽減対策、大規模地震への備え等の今後の災害対策の基礎となる提言を取りまとめた（平成23年9月）。この中で、今後、地震・津波の想定に当たっては、津波堆積物調査等の科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきであるとし、想定地震、津波に基づき必要となる施設設備が現実的に困難となることが見込まれる場合であっても、ためらうことなく想定地震・津波を設計する必要があると指摘している。

これを踏まえ、中央防災会議において、後述するように、南海トラフの巨大地震及び首都直下地震の被害想定の見直しを行っている。

(地震に関する評価方法及び地震調査研究の在り方の見直し)

文部科学省の地震調査研究推進本部地震調査委員会では、東日本大震災の発生を踏まえ、地震の発生する場所、規模、確率の評価（長期評価）手法の改善及び海溝型地震の長期評価について、平成24年夏頃を目処に改訂することとしている。

また、地震調査研究推進本部では、平成23年12月から政策委員会総合部会において、東北地方太平洋沖において発生する地震の調査観測の充実、津波の調査研究の充実、国民・地方公共団体への研究成果の普及・啓発等が図られるよう、平成21年4月に取りまとめた「新たな地震調査研究の推進について」を見直すこととしている。

(3) 広域で大規模な災害への即応力の強化

東日本大震災は、岩手県、宮城県及び福島県を中心として、東日本全体に被害が及んだ広域な災害であることがその特徴の一つである。このような中で、救命・救助、ライフラインの確保等が重要であった。

これらの教訓を踏まえ、関係府省庁では、いかに円滑に支援を開始するか、必要な物資をどのように輸送するのか等を検討し、その体制の充実等に取り組んでいる。

① 体制の強化等

(官邸の危機管理機能の強化)

内閣官房においては、国と国民の安全に重大な影響を及ぼす様々な緊急事態に迅速かつ的確に対処することができる体制を構築し、政府全体として総合力を発揮するため、危機管理センター機能の向上、事案対処マニュアルの改訂、情報集約・共有体制とシステムの改善等、様々な緊急事態への対処体制の整備・充実を図ってきている。

今後も、大規模な自然災害を始めとする様々な緊急事態への対処の在り方について、不断の点検を行うとともに、我が国の政府中枢（官邸）における危機管理体制の一層の強化に向けた分析・検討・取組を進めることとしている。

(政府による災害応急対応の強化)

内閣府では、東日本大震災直後からおおむね3か月間に政府において行った、救命救助、災害医療、物資調達・輸送調整、通信、海外支接受入れ、避難所運営等の災害応急対策について検証を行うとともに、今後への教訓や課題を整理するため、「東日本大震災における災害応急対策に関する検討会」を開催し、中間取りまとめを行った（平成23年11月）。

今後は、中間取りまとめに示された課題を踏まえつつ、備えるべき大規模災害における各種の災害応急対策の強化を図っていくこととしている。

また、「防災対策推進検討会議」の中間報告において、東日本大震災への対応に関し、情報の把握、伝達の在り方についてその重要性や課題が示された。これを踏まえ、内閣府では、関係府省庁、地方公共団体とも連携し、情報処理の基盤となる地理情報システム（GIS）を用いた総合防災情報システムの活用等を加速化することとしている。

(防災訓練の充実)

災害対策の充実・強化を図るため、「防災対策推進検討会議」の中間報告において、大災害を生き抜くための日頃からの備えとして、より実践的・効果的な訓練の必要性が示された。

これを踏まえ、「平成24年度総合防災訓練大綱」（平成24年3月29日中央防災会議決定）の基本方針では、準備段階から行政機関や事業者等がそれぞれの役割を確認しつつ協力し、災害応急対策等に係る問題点等の抽出・発見に努め、実効性を検証すること、また、組織を超えた防災対策を推進していくため、できる限り多くの主体と連携した訓練の実施を通じて相互補完性を高めていくこと等が示され、政府としてこの方針に沿った訓練を行う予定としている。

(警察における災害対策の見直し)

警察庁では、警察官や警察施設に多大な被害が発生したこと等の警察運営上の教訓を踏まえて、今後の災害への備えに万全を期すことが不可欠との認識の下、「災害対策検討委員会」を設置し、警察庁、都道府県警察等における災害対策の見直しを幅広く検討している。

具体的には、大規模災害発生時に長期間にわたって警察活動を行う「警察災害派遣隊」の新設、首都直下地震の発生を見据えた業務継続体制の見直し、バックアップ施設の多重化による業務継続性の確保、防災業務計画の改定等を検討しており、これらを踏まえて危機管理体制の再構築を推進していくこととしている。

(消防防災体制の充実強化)

消防庁では、「第26次消防審議会」において「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあ

り方」について検討し、地域総合防災力の充実・強化、消防職団員の安全な活動の在り方、緊急消防援助隊の迅速な投入や長期的な投入、危険物施設や大規模・高層施設等の地震・津波対策について平成24年1月に取りまとめた。今後、これを踏まえ、速やかに消防本部、消防団、自主防災組織等の充実による消防防災体制の整備を図るとともに、引き続き消防防災体制の充実強化のための検討を行っていくこととしている。なお、検討に当たっては、各種検討会と相互に連携し、各種検討会においては、消防審議会の方針を踏まえて検討を進めている。

緊急消防援助隊については、東日本大震災における活動の検証から抽出された課題解決のため、必要な装備・資機材について整備を推進するとともに、さらなる機動力の向上に向け運用面の検討を深めている。

大規模災害時における消防本部の初動活動については、各消防本部が多大な被害を受け、限られた消防力での消防活動を求められたことを踏まえ、大規模災害発生時における消防本部の効果的な活動の在り方、職員の安全対策、消防本部が具体的に執るべき方策や留意事項に関する「大規模災害発生時における消防本部の初動活動のあり方について」を取りまとめた（平成24年4月）。今後、各消防本部では、この報告書の内容を、消防本部における活動の在り方や事前に策定する活動計画へ反映させることとしている。

消防団活動の在り方については、消防団員が避難誘導等の活動中に犠牲となった例も多く、「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」において、津波到達予想時間が短い地域での退避優先、水門等の閉鎖活動の最小化、避難誘導活動等の最適化及び津波災害時の消防団員の安全確保対策を中心とした中間報告を取りまとめた（平成24年3月）。引き続き、消防団員の処遇改善、入団促進及び住民の防災意識の向上等について検討を重ね、本年8月を目途に最終報告を取りまとめる予定である。

（消防による救助活動の強化）

消防庁では、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等においては、建物が倒壊・座屈した救助現場で、多数の救助事案の発生が予想されることから、平成23年度に「救助技術の高度化等検討会」を開催し、他の消防機関からの応援部隊を含めた多数の消防部隊や関係機関が連携した効果的な救助活動のための方策を検討した。

この検討会では、全国の消防本部が活用できるよう、消防隊が行う情報把握、救助活動時の安全管理、関係機関等との連携等について示した救助活動要領を策定した。

（救急業務の在り方の検討）

消防庁では、大規模災害時の救急搬送体制や消防と医療の連携、メディカルコントロール体制の在り方について「救急業務のあり方に関する検討会」で検討を行った。

検討の結果、大規模災害時においては、情報通信網の途絶に対応してあらかじめ関係団体で傷病者受入れ医療機関を定める等の救急搬送体制の強化や、メディカルコントロールにおけるプロトコルの統一、緊急消防援助隊出動時の医師の搬送等の必要性について報告書として取りまとめた（平成24年3月）。

今後、検討結果を踏まえ、更なる研究や必要な取組を推進していくこととしている。

（日本DMATの活動体制の強化）

厚生労働省においては、これまで災害拠点病院の整備、広域災害・救急医療情報システムの整備、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成を行ってきたところであるが、東日本大震災時のライフラインの途絶、燃料の不足、医薬品等の供給不足等により診療機能に影響が出た医療機関もあり、こうした課題について「災害医療等のあり方に関する検討会」を開催し、報告書を取りまとめた（平成23年10月）。

それを踏まえ、災害拠点病院の指定要件等を定めた「災害時における医療体制の充実強化について」を通知するとともに、DMATの活動内容、活動期間、指揮調整機能、派遣調整機能等について定めた「日本DMAT活動要領」を改正した。

災害時における医療体制の充実強化についての見直しとしては、災害拠点病院における自家発電機の容量、燃料、食料、医薬品等の備蓄量について規定、都道府県における医療チームのコーディネート機能について規定等がある。

また、日本DMAT活動要領の見直しとしては、必要に応じたDMATの2次隊及び3次隊の追加派遣について規定、DMAT活動の終了の目安、手順について規定等がある。

(自衛隊の災害対処能力の向上)

防衛省では、東日本大震災における自衛隊の災害派遣活動を踏まえて、「意思決定」や「運用」等の10項目について取りまとめ、「東日本大震災への対応に関する教訓事項について（中間とりまとめ）」を公表した（平成23年8月）。この教訓を踏まえ、災害対処能力の向上を図るとともに、各種施策への反映を行っている。

また、平成24年7月に予定している平成24年度自衛隊統合防災演習（指揮所演習）の実施においては、東日本大震災対応の教訓も踏まえ、関係各府省庁との役割分担を整理しながら、自衛隊等の首都直下地震への対処能力の維持・向上を図ることとしている。更に、当該演習の検証結果や、震災対応の教訓を考慮しながら、自衛隊首都直下地震対処計画の見直しを推進することとしている。

(緊急災害対策派遣隊の体制強化)

国土交通省では、災害時に地方公共団体等に対して技術的な支援を行う緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）について、応急対策活動をより迅速・的確に実施するための行動計画を作成する等、体制強化に取り組むこととしている。

具体的には、東日本大震災での教訓を踏まえ、今後想定される首都直下地震等に対応した活動計画を作成し、関係機関と連携した広域的な実働訓練を実施していくこととしている。

(海上における災害対応体制の強化)

海上保安庁においては、平成24年度に、えい航能力、輸送能力、給水能力等の災害対応能力を強化した1,000トン型巡視船、迅速な現場到着のための高速性能や効率的な消火のための高い操縦性能等を備えた35メートル型巡視艇（消防型）や、より長時間・広範囲の水中捜索を行うことができる潜水資器材等の救難・防災資器材の整備を推進するとともに、自然災害に伴う航路標識の倒壊や消灯等を未然に防ぐための耐震補強、航路標識用電源の自立型電源化（太陽電池化）等の災害対策を推進し、大規模災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう災害対応体制の強化を図ることとしている。

② ライフライン・物流対策の強化

(「石油備蓄法」の改正)

東日本大震災において石油供給施設が被災し、震災直後の石油供給に甚大な問題が生じたことを教訓に、経済産業省では、災害時の石油・ガスの供給体制の在り方を検討するため、平成23年11月から12月にかけて「資源・燃料政策に関する有識者との意見交換会」を開催した。

その結果等をもとに、オイルターミナルや地域の中核的なサービスステーション及びLPガス充填所等の災害対応能力の強化、地域ごとに石油・LPガス会社間において、災害時の共同計画をあらかじめ策定し災害発生後直ちに供給できる法制度の整備、災害時における石油・LPガス備蓄の放出要件の見直し、石油製品の国家備蓄増強等を「資源・燃料の安定供給確保のための先行実施対

策」として取りまとめた（平成23年12月）。

これに基づき、災害時における石油・LPガスの供給不足への対処等のため、「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案」を第180回通常国会に提出した。

同法案の主な内容は、1) 海外からの石油の供給不足時だけでなく、災害による国内の特定の地域への石油の供給不足時にも、備蓄石油・LPガスを放出できるよう、発動要件を見直し、2) 災害時に、被災者への石油等の供給を石油元売会社等が一致協力して行うことができるよう、石油元売会社等に対し、共同で、地域ごとに、共同作業体制の構築等の災害時対応に係る計画を予め作成することの義務付け、3) 石油製品の国家備蓄を石油会社に委託できること、4) 一定要件に該当する営業所（サービスステーション）に設備等の届出義務を追加し、災害時における給油の拠点とすることである。

（電気通信事業者等が取り組むアクションプランの策定）

国民生活や産業経済活動に不可欠な通信インフラに関し、東日本大震災により、広範囲にわたり輻輳（通信集中）や通信途絶等が生じたことを踏まえ、総務省では、平成23年4月から「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」を開催し、緊急事態における通信確保の在り方について検討を行い、平成23年12月に国、電気通信事業者等各主体が取り組むアクションプランを策定した。

（下水道BCP策定マニュアル（地震・津波編）の策定）

大規模地震・津波の発生により下水道機能が停止すると、汚水の流出、トイレの使用不可、浸水被害の助長等社会的に甚大な影響を与える。そのため、国土交通省において、下水道施設が被災した場合でも、従来よりも速やかに、かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復させるため、東日本大震災での教訓も踏まえ、被災時における人材や資機材の不足等、制約条件を考慮した「下水道BCP策定マニュアル～第2版～（地震・津波編）」を取りまとめた。

今後は、本マニュアルに基づき下水道管理者である地方公共団体の下水道BCPの策定を促進することとしている。

③ 情報を活用した対策の強化

（災害に強い電子自治体）

総務省では、東日本大震災のような大災害が発生した場合においても、地方公共団体の業務継続を確保するとともに、地域住民への適切かつ迅速なサービスの提供ができるように、「災害に強い電子自治体に関する研究会」を設置（平成24年1月）し、地域における災害発生時のICTの利活用の在り方やICT-BCPガイドラインの見直しを検討し、ICT-BCPの普及促進を図っていくこととしている。

※ICTとは、Information and Communication Technologyの略で、「情報通信技術」の意味。ICT-BCPとは、「ICT部門の業務継続計画」の意味。

（情報流通連携による災害時の生活安全の確保）

被害予測の精度向上等の防災・減災対策の重要性が改めて見直されている中、総務省においては、災害時の生活安全の確保に資する精密ハザードマップの作成等のサービスの開発・推進のため、地盤情報等の利活用のためのガイドラインの策定を行うこととしている。

（「安心・安全公共コモンズ」の普及促進）

東日本大震災では、住民への情報伝達手段の多様化の必要性が認識されたことから、総務省で

は、地域住民への安心・安全に関わる公的情報等、住民が必要とする情報を迅速かつ正確に住民に伝えることを目的とした情報基盤として「安心・安全公共コモンズ」を推進することとしている。

(4) 被災者支援の強化

東日本大震災においては、岩手県、宮城県及び福島県を中心に、多くの被災者が住家を失い、長期にわたる避難所生活を余儀なくされた。

こうした実態を踏まえ、避難所における良好な生活環境の確保を図るための取組の指針や、支援の在り方等を明らかにすることが必要となった。

① 避難所・避難生活対策の充実

(避難所の生活環境対策)

内閣府では、今後、避難所の運営状況等について、東日本大震災において実際に避難所へ避難した被災者や地方公共団体等に対して、アンケートやヒアリングにより実態調査を行うとともに、避難所における良好な生活環境の確保を図るための取組指針を作成することとしている。

(避難所となる学校施設における防災機能の強化)

文部科学省では、非常災害時に地域住民の避難場所としての役割を果たす学校施設について、東日本大震災における被害状況を踏まえ、学校施設の安全性の確保や防災機能の強化等、重要な課題について緊急的に検討を実施するため「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」を開催し、提言を取りまとめた（平成23年7月）。

主な提言内容は、天井材や照明器具等の非構造部材を含めた学校施設の耐震化と津波対策、学校施設の防災機能の向上、電力供給減少を踏まえた省エネルギー対策等である。

提言等を踏まえ、文部科学省は、平成24年度に国庫補助事業を創設する等を通じて、学校施設の耐震化及び防災機能の強化を進めることとしている。

(男女共同参画の視点の対策)

物資の備蓄・提供や避難所の運営について、女性や子育て世帯に十分な配慮がなされず様々な段階で問題が顕在化したことから、内閣府では、女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応を取りまとめ、避難所や仮設住宅等での生活に関する対応がなされるように関係機関に働きかけを行ってきた。

今後は、東日本大震災における男女共同参画の視点からの被災者支援、復旧・復興、防災等の各段階での必要な対策を調査・検討し、これを基にマニュアルを作成し、幅広く周知することとしている。

(災害時要援護者対策)

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）により、市町村に要援護者名簿の作成、要援護者の避難支援に係る全体計画や要援護者一人一人の個別計画の策定等を促してきたところであるが、東日本大震災では、障害者への情報伝達が不十分、災害時要援護者名簿等の未作成、福祉避難所の事前の設置が不十分等が明らかとなった。

これを踏まえ、内閣府では、東日本大震災における災害時要援護者の被災状況等の実態調査を通じて、災害時要援護者対策の考え方等を検討し、同ガイドラインの見直し等必要な対応を行っていくこととしている。

② 物資供給対策

(復旧支援ルートの早期確保のための取組)

国土交通省では、これまで各地方整備局と建設業関係団体との間で災害時協力協定の締結を進めていたことから、東日本大震災において内陸部から沿岸部に向けての迅速な道路啓開の実施（いわゆる「くしの歯作戦」）が可能となり、津波被害を受けた地域への緊急輸送に貢献した。

今後は、大規模地震の想定地域においても迅速に復旧支援ルートが確保されるように、各地方整備局が中心となり、関係地方公共団体や自衛隊等との事前調整や、資機材の備蓄等の取組を進めることとしている。

(食料等の供給における震災応急業務体制の見直し)

農林水産省においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、1) 被災地方公共団体の要請を待たずに国が直接支援（プッシュ型支援）を行う手順の整備や支援物資の品目・量・単位の統一化、2) 飼料の安定供給体制の強化、3) 災害復旧用木材の調達・供給体制の強化等を内容とする新たな「震災対応マニュアル」を作成した。

今後は、定期的に訓練を実施するとともに、マニュアルの点検・見直しを行っていくこととしている。

(生活必需物資等の供給における震災応急業務体制の見直し)

経済産業省においては、東日本大震災の経験を踏まえ、災害時に必要とされる生活必需物資のリストの見直しを行い、関係団体等との連絡体制を構築した。

また、必要な情報の欠落等により物資調達・輸送活動が混乱・停滞したため、問題の解決に向け、支援物資供給の効率化事業を実施した。事業者・地方公共団体へのヒアリングやデータの収集・分析を行うとともに、物流事業者・被災地方公共団体・有識者等で構成された検討会において、情報共有の在り方等について議論を重ねた。その結果として、共有すべき情報項目の整理や標準フォーマットの策定等を行い、加えて、当該フォーマットの具体的な活用方法や運用ルールについて関係府省庁において検討を行うこととしている。

(災害に強い物流システム構築に向けた取組)

東日本大震災の支援物資物流においては、早期に物流事業者・物流事業者団体が参加していなかったこと等により、円滑な輸送や物資集積拠点の運営等に支障が生じた。そのような教訓を踏まえ、国土交通省は、有識者、物流事業者・事業者団体から構成されるアドバイザリー会議を開催し、支援物資の物流に係る課題を整理・分析し、民間の物流事業者のノウハウを最大限活用すること等を内容とする「支援物資物流システムの基本的な考え方」を取りまとめた（平成23年12月）。

また、平成23年12月に、首都直下地震等の大規模な地震が想定される地域を4つのブロックに分け、学識経験者、関係地方公共団体、物流事業者等で構成される「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」を設置し、各協議会において、災害時の支援物資の物流における官民の連携・協力の構築や災害時に活用する民間物資拠点のリストアップ（4つのブロックで395か所）等を内容とする取りまとめを行った（平成24年3月）。

なお、各ブロックにおいては、今回の取りまとめを具体化していくため、平成24年度以降も検討を継続するとともに、東北地方等の他のブロックにおいても新たに協議会等を設置していく予定である。

(災害時を想定した流通サプライチェーンの強靱化)

東日本大震災においては、被災地のみならず全国で局地的に生活必需品等の商品・物資不足が発生し、大きな社会不安が発生した。このため、経済産業省においては、今後の首都直下地震や南海

トラフ地震等の大規模災害を想定し、食品や日用雑貨等生活必需品に関して、災害時であっても円滑な配送・在庫配置・店舗販売が行われ、消費者に物資が届くようにするとともに、生活必需品の需給バランスや在庫状況を政府・地方公共団体が把握できるよう、ITを活用した情報集約基盤（デジタル・インフラ）を構築していくこととしている。

また、実証事業を平成24年度から開始することとしている。

今後は、順次、参加企業等を拡大し、最終的には全国規模の情報集約基盤となることを目指し、災害時における生活必需品等消費財の流通の円滑化を図っていくこととしている。また、平成23年5月に設置した「製・配・販連携協議会」においても、生活必需品の流通の在り方の検討を行っている。

（海外支援受入れ）

外務省では、政府緊急災害対策本部において各府省庁との連絡・調整に携わった職員や、各国の救助チームに同行したりエゾンからの報告等を踏まえ、海外からの支援の受け入れに関する教訓、改善点の取りまとめを行い（平成23年10月）、政府内での共有を図った。

今後は、支援の申し出から帰国までの支援活動全体について、受入れ判断や受入れ手続の明確化、外務省担当者の同行・バックアップ体制、資機材の確保、被災地のニーズ把握や調整等の課題を踏まえつつ、関係府省庁とも連携して円滑な海外支援受入れに向けた対策を推進することとしている。

③ 生活再建支援

（被災者の生活再建支援）

被災者生活再建支援金は、住宅が全壊等の被害を受ける等一定の要件に該当した場合に、当該住宅に居住していた被災世帯に対し、住宅の被害状況に応じて、支援金が支給される制度である。

内閣府では、制度開始後初めての大規模災害となった東日本大震災における支援金の支給状況や、支援金支給世帯の生活再建実態等を調査することとしている。

（被災者支援のためのシステムの活用）

被災者支援のためのシステムを活用することで、地方公共団体における義援金の給付等の被災者支援業務が円滑化することから、総務省では、財団法人地方自治情報センターが管理運用している「被災者支援システム」の活用を含め、被災者支援のためのシステムについて、個々の地方公共団体の実情に応じた活用や、平時における導入準備が進むよう助言や周知を行っていくこととしている。

（特別行政相談活動による被災者支援）

総務省では、災害時や伝染病流行時とその復旧時に被災者支援のため特別行政相談活動を実施しており、東日本大震災に際しても、行政相談専用フリーダイヤルの開設や、被災者を支援するための特別の行政相談所の開設等の活動を展開したところである。

今後は、これまでの活動例の分析、地方公共団体を含む関係者の意識調査等を通じ、災害の類型に応じた活動の在り方を研究し、特別行政相談活動のより適切かつ効果的な展開を推進していくこととしている。

（5）地震・津波被害の軽減に向けた各行政分野の取組

東日本大震災においては、広域に強い地震動や大津波が発生し、大きな被害となった。政府においては、各行政分野で地震・津波被害の軽減に向けた取組を推進している。

① 津波避難対策の強化

(津波警報の改善)

東北地方太平洋沖地震で発表した津波警報等においては、津波警報第1報で推定した地震規模の過小評価、広帯域地震計の測定範囲を超える地震波の発生による続報の発表の遅れ等様々な教訓があった。

これらの教訓を踏まえ、気象庁では、津波警報の内容、タイミング等の改善について検討し「東北地方太平洋沖地震による津波被害を踏まえた津波警報の改善の方向性」（平成23年9月）において、早期警戒と安全サイドに立った津波警報とする基本方針を示し、大きな揺れに対応できる広帯域地震計等を整備すること、沖合の津波観測データを活用できるよう技術開発すること等に加え、津波データベースの改善等を通じた予測技術等の向上、津波発生時の潮位の予測技術に関する調査・検討、津波地震（地震の揺れからの予想に比べて、大きな津波を引き起こす地震）への対策の検討などの中長期的に取り組むべき課題を取りまとめた。

さらに、平成23年10月に「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する検討会」を設置し、早期の地震規模の推定が不確実となる巨大地震に対しては予想される津波の高さを「数値」ではなく「巨大」と表現すること、津波警報は安全側に立った第1報とすること、予測誤差や防災対応の段階等を踏まえて津波高さの予想区分を簡略化すること等を内容とする「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言」を取りまとめた（平成24年2月）。

また、明治三陸地震のように地震の揺れは小さいが、大きな津波が来襲する場合にあっても、適切に津波警報を発表できるよう技術開発を進めている。

気象庁では、これらの改善内容を反映した津波警報の運用について、平成25年3月を目途として開始する予定としている。

(地震・津波の観測・調査)

文部科学省では、地震・津波の観測・監視体制の強化を目的として、東南海地震想定震源域については地震・津波観測監視システムの整備を完了し、日本海溝海底地震についてはケーブル式海底地震・津波計の敷設ルート等を決定し、敷設ルート調査、観測点直下の構造探査、海底観測装置等の準備を整えたところである。

今後は、東北地方太平洋沖地震による誘発地震の発生する可能性が特に高い房総沖及び三陸沖北部において、優先的に海底地震・津波計を敷設するとともに、南海地震の想定震源域に同様のネットワークを配置することとしており、平成27年度から本格稼働させ、高精度な津波即時予測等を目指すこととしている。

また、東北地方太平洋沖地震のように、複数の領域が連動して発生する地震については、過去の知見が少なく評価が行われていなかった。地震発生に伴う津波についても、過去に発生した地震による津波の高さ等を示すに留まり、長期評価を行っておらず、防災に資する情報提供としては不十分であった。

このため、文部科学省では、東北地方太平洋沖地震の震源域付近において、現在の地殻活動・構造についての観測と、過去の地震・津波の履歴調査を平成22年度から5年間実施し、地震・津波の規模や発生確率等の評価の高度化を図ることとしている。

(津波避難対策に関する検討の推進)

「防災対策推進検討会議」に設置したワーキンググループにおいて、津波避難対策に関する検討を更に進め、津波から迅速かつ円滑に避難できる方策を本年中頃に取りまとめることとしている。

具体的には、情報と避難行動の関係、深夜等における情報伝達、情報伝達手段とその在り方、避難支援者の行動の在り方、自動車で安全かつ確実に避難できる方策、津波からできるだけ短時間で円滑に避難できる方策、防災意識の向上等を検討することとしている。

(市町村における津波避難対策の推進)

消防庁では、中央防災会議での検討を踏まえつつ、市町村における津波避難計画の作成方法、住民参加による津波避難訓練（実働訓練）の在り方等を検討の上、現行の「津波対策推進マニュアル（平成14年3月）」を改訂し、実践的な津波対策を推進していくこととしている。

② 公共土木施設等における取組 (海岸堤防における取組)

東日本大震災においては、極めて巨大なエネルギーによる大津波が発生し、未曾有の大災害を起こした。その巨大な外力は、本来津波を防ぐはずの海岸堤防等に対し壊滅的な被害を与えた。この教訓は、これからの津波に対する対策を考える上で大きな転機になった。

平成22年度版国土交通白書によれば、三陸沿岸地域では過去の大津波の浸水深を基準に、また仙台平野から福島県にかけての太平洋沿岸地域では想定される高潮を基準に、海岸堤防等の高さが計画され、整備が進められてきた。

そのため、従前より整備されてきた海岸堤防は、一定の津波高までの被害抑止には効果を発揮してきたものの、東日本大震災では設計対象の津波高をはるかに超える津波が襲来してきたことから、海岸堤防の多くが被災し、背後地において甚大な津波被害が生じた。

- 岩手、宮城、福島の3県の海岸堤防・護岸約300kmのうちの約190kmが全壊、半壊となる壊滅的な被害（平成22年度版国土交通白書による）
- 岩手県の防潮堤、整備延長約25km（国土交通省所管）の5割を超える約14km区間において被害。約2割にあたる約5kmは全壊（岩手県津波防災技術専門委員会による）

しかしながら、海岸堤防等には、水位低減、津波到達時間の遅延、海岸線の維持等で一定の効果がみられた。具体的な例は図表1-2-5のとおりである。

図表 1-2-5 海岸堤防等の効果事例

- ① 岩手県洋野町の種市海岸では、海岸堤防が津波高よりも高く、背後地への津波の越流を食い止めた。
- ② 福島県いわき市の平海岸では、推定越流水深が4.3mとなり、パラベットが倒壊した区間では背後地の家屋被害が甚大なものとなったが、護岸がほぼ健全な状態で残った区間では背後地の家屋被害が比較的小さく済んだ。
- ③ 福島県いわき市の勿来^{なこそ}海岸では、推定越流水深は2.6mであったが比較的小さく、海岸堤防に大きな被害がなかった区間では、浸水被害はあるものの背後地の家屋被害は小さかった。
- ④ 岩手県普代村の普代海岸では、推定越流水深は7.2mに及び水門を越流したが、市街地が海岸から離れたところに位置しており、津波が減勢されたため、背後地に大きな被害はなかった。
- ⑤ 宮城県仙台市の深沼漁港海岸及び仙台海岸では、推定越流水深が8.8mに及んだ。海岸線に平行に走る盛土構造である仙台東部道路が津波浸水の内陸側への進入をほとんど防ぎ、海側では家屋被害が甚大なものとなったが、その内陸側では浸水被害はあるものの被害は比較的小さく済んだ。
- ⑥ 宮城県山元町の山元海岸では、推定越流水深が6.3mとなったが、仙台市と同様に内陸の国道6号線が浸水を防ぎ、被害を比較的小さいものとした。

出典：農林水産省・国土交通省「海岸保全施設の整備と被災状況について」、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」資料

また、岩手県の釜石港にある世界最大水深（63m）の湾口防波堤は、設計外力を超える大津波の威力により、大きく損壊し、津波は湾内の防潮堤を越え、被害が広がった。しかしながら、釜石港の沖合約20kmに設置していたGPS波浪計では最大6.7mの津波の高さが観測され、これをもとにした数値計算により、防波堤が無かった場合と有った場合を比較した結果、防波堤があったことから、釜石港内の験潮所での津波の高さは13.7mから8.1mに約4割低減し、釜石港須賀地区の大渡川沿いにおける津波の最大遡上高は20.2mから10.0mに約5割低減している。また、防波堤により、

津波が湾内の防潮堤を越え浸水が始まった時間が6分間遅れており、水位上昇を遅延させる効果があったとみられている。

こうした検証を踏まえ、地震・津波対策専門調査会の報告書や、それに基づき修正された防災基本計画では、今後の津波対策には二つのレベルの津波を想定し、①最大クラスの津波に対しては住民等の避難を軸に、ハード・ソフトの様々な施策を組み合わせる、②比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸堤防の整備を進めるとされた。また、海岸堤防が設計対象の津波高を超えた場合でも、施設効果が粘り強く発揮できる構造物の技術開発を推進し、整備することが必要であるとされた。

また、農林水産省と国土交通省では、東日本大震災により被災した海岸保全施設を早期復旧し、沿岸部の安全度向上を図るため、「海岸における津波対策検討委員会」を平成23年4月に設置し、被災状況や既存の海岸保全施設の調査結果を踏まえ、大震災からの復興を目指す被災地における海岸堤防等の復旧の基本的な考え方を検討した。

この検討会においては、海岸堤防等の設計に用いる水位の設定方法、被災形態と被災メカニズムを踏まえた粘り強い海岸堤防等の構造上の工夫、地盤沈下や液状化を考慮した構造等の考え方を取りまとめたところであり（平成23年11月）、模型実験等により更なる技術的な検討を行っているところである。

（海岸防災林における取組）

海岸防災林は、津波の減衰効果を含む潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を有しており、地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしているが、東日本大震災の津波により、青森県から千葉県にかけて253箇所、1,718haにおいて被災をした。

震災以降、防潮堤等の災害復旧事業に早期着手するとともに、海岸防災林の復旧・再生に当たっては、かつてない規模の被災であったことから、林野庁では、平成23年5月に学識経験者等からなる「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」を設置し、5回の議論を経て、「今後における海岸防災林の再生について」を取りまとめた（平成24年2月）。

この報告書では、海岸防災林は、津波自体を完全に抑止することはできないものの、津波エネルギーの減衰効果や漂流物の捕捉効果等被害の軽減効果が見られることから、まちづくりの観点において多重防御の一つとして位置付けることができるとした。海岸防災林の再生の方向性としては、主に林帯幅が狭い箇所や施設のみ被災箇所では、「原形復旧」又は「施設の改良」、主に林帯幅が確保できる箇所では、「林帯幅の確保」又は「海岸防災林全体の機能向上」の4パターンが提示され、海岸防災林の復旧・再生を検討していく必要があるとしている。

今後、この報告書の内容等を踏まえつつ、被災地における海岸防災林の再生を進めるとともに、全国の海岸防災林の整備を進めていくこととしている。

（河川における取組）

東日本大震災では、河川を遡上した津波が河川堤防を越えて甚大な被害をもたらした。また、河川堤防の液状化等、多数の河川管理施設が被災した。

このため、国土交通省では、河川の津波遡上対策として、今後発生が想定されている東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震に係る防災対策推進地域等において、津波に対して堤防の高さが不足している区間のかさ上げや、必要となる河川堤防の液状化対策を推進していくこととしている。また、堤防に設置されている水門・樋門等の河川管理施設について操作員の安全を確保するため、各河川管理施設の操作規則見直し等を推進していくこととしている。さらに、それらの施設で津波の遡上前に操作することを可能とする自動化・遠隔操作化を図っていくこととしている。

(道路における取組)

国土交通省では、これまでに緊急輸送道路を中心にした耐震補強対策を実施してきた。東日本大震災においては、耐震補強済みの箇所では落橋等の被害が無く、救命・救助活動等に貢献したとともに、遠方からの物資輸送等に高速道路ネットワークが果たす役割が再認識された。また、道路が津波避難場所となった例や、浸水拡大を防いだ例が確認されている。

これらの教訓を踏まえ、道路本体の斜面崩落防止、盛土補強等や橋梁の耐震補強を進めるとともに、高速道路が繋がっておらず、災害を受けやすい地域については、走行性の高い国道も活用しながら、国土のミッシングリンクをできる限り早期に解消していくこととしている。また、道の駅やサービスエリアの防災拠点化、緊急連絡路や避難階段の整備等の交通施設への防災機能の付加を進めることとしている。

さらに、災害時においても、道路利用者の利便性と、安全で円滑な道路交通を確保するため、各道路管理者等のもつ災害情報をインターネット等を活用してわかりやすく提供する仕組みを検討することとしている。

(鉄道における取組)

国土交通省では、東日本大震災における被災状況を踏まえ、駅、高架橋等の鉄道施設の耐震化、津波発生時における避難誘導、首都圏鉄道の運転再開時の利用者への情報提供、地下鉄の浸水防止対策等、これまでの地震対策の検証・改善を実施しているところである。

今後も、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の地震の切迫性に鑑み、首都圏等において、耐震補強範囲の拡大、津波発生時等における避難誘導の迅速化等のソフト・ハード両面からの地震・津波に対する災害対策を推進していくこととしている。

(空港における取組)

国土交通省では、「空港の津波対策検討委員会」を平成23年6月に設置し、津波により空港が被災した場合においても、被災後3日以内に、救急・救命活動や緊急物資輸送活動等の拠点として活用する旨を定めた「空港の津波対策の方針」を策定した（平成23年10月）。

津波シミュレーションの結果に基づき、最低限必要な施設を利用可能とするための方策として、緊急体制と早期復旧対策を構築していくこととしている。

(港湾における取組)

国土交通省では、交通政策審議会港湾分科会防災部会において、東日本大震災における港湾関連設備の被災要因や施設の防護効果を調査し、津波からの防護水準や防護方式の再点検等、港湾における地震・津波対策の在り方を検討し、平成24年6月に最終的に取りまとめることとしており、ここでは「最大クラスの津波」に対しても防潮堤が壊滅的な倒壊を生じない粘り強い構造を目指した技術的検討を行うこととしている。

また、GPS波浪計等による波浪観測網を活用した津波情報の収集・伝達に係る機能の強化について、引き続き検討を進めていく必要がある。

(地震動等による土砂災害対策)

国土交通省では、「今後の土砂災害を考える会」を開催し、「今後の土砂災害対策の方向性」を取りまとめた（平成23年7月）。

東日本大震災を踏まえ、今後の大規模地震に備えるための対応として、砂防施設の整備を重点的かつ戦略的に推進するとともに、施設の耐震化や情報ネットワークの強化、避難訓練実施への積極的な協力等に取り組むこととしている。

また、広範囲での土砂災害の発生状況や斜面の変状等を迅速かつ効率的に把握し、二次災害の防

止に万全を期するため、関係機関との連携強化や緊急点検の実施体制の強化等の取組を進めることとしている。

さらに、一定の規模を上回る大規模土砂災害に対しては、最低限人命を守るという考えに立ち、「減災」の考え方に基づく災害予防から応急対策までを通じたハード・ソフト両面での対策計画の策定や緊急対策の実施体制の整備等を関係機関とも連携しながら重点的に進め、危機管理対応能力の向上を図ることとしている。

③ ライフライン等における取組 (電気設備における取組)

経済産業省では、平成23年8月より、「総合資源エネルギー調査会原子力・安全保安部会電力安全小委員会電気設備地震対策ワーキンググループ」において、東日本大震災による発電所、変電所等の電気設備の被害状況や復旧状況について調査し、電気設備の耐震性の評価、津波への対応の考え方及び復旧の迅速化について検討を行った。

その成果が、平成24年3月に取りまとめられ、地震対策については、現行の耐震性の考え方を変更する必要はないが、一部の発電所において遮断器の遮断部分が損傷する等の被害があったことから、原因分析の上、個々の設備設計に活用することとされた。また、津波対策については、津波のクラス分け（頻度の高い津波と最大クラスの津波）により、電気設備の設置基準等を整理するとともに、復旧迅速化のためのマニュアル等を整備することとされた。

今後は、この成果の活用を促進させ、電気設備の安全性の向上を図っていくこととしている。

(通信設備における取組)

東日本大震災等による電気通信設備の被害要因を分析した結果、最も大きな要因は「停電」で、次いで「中継伝送路の切断」であった。また、東日本大震災では、安否確認等のために携帯電話等に膨大な通信量が発生し、通信が輻輳したため、重要通信（緊急通報及び災害時優先電話）を確保するよう通信規制が実施された。

総務省では、情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会において、これらを踏まえ、通信設備の安全・信頼性に係る技術基準の見直しについて検討を行った（平成24年2月）。

この検討結果を踏まえ、総務省においては、関係省令等の具体的な規定を改正し、通信設備の安全・信頼性の向上を図っていくこととしている。

(危険物施設等における取組)

消防庁では、東日本大震災で発生した危険物施設や石油コンビナート施設の被害を踏まえ、平成23年度に「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会」を設置し、地震の揺れや津波で被害を受けている危険物施設等の実態調査と分析を行った。

この検討会では、配管や建築物等の耐震性能の再確認、津波の発生を念頭に置いた緊急停止措置等の対応の予防規程等への明記等、特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波の発生頻度に応じた対策（応急措置の準備等）の実施等の地震・津波対策の在り方を取りまとめた（平成23年12月）。

これを踏まえ、危険物施設等における地震・津波対策の推進を図ることとしている。

(都市ガスにおける取組)

経済産業省では、都市ガスの供給設備施設や製造設備で、地震や津波で大きな被害が発生したことを踏まえ、「総合資源エネルギー調査会ガス安全小委員会」に「災害対策ワーキンググループ」を設置し（平成23年8月）、東日本大震災における被害状況・復旧対応状況を調査し、都市ガス分

野における災害対策の在り方について検討を行った。

このワーキンググループでは、災害に強い設備対策、迅速かつ適切な供給停止判断により二次災害を防ぐ緊急対策、安全かつ速やかな復旧対策を三本柱とした対策の充実・高度化を基本的な考え方として、国や都市ガス事業者が取り組むべきことを取りまとめた（平成24年3月）。

これを踏まえ、平成32年を目標年次としているガス安全高度化計画を見直すこととしている。

（高圧ガスにおける取組）

経済産業省では、「総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会高圧ガス部会」において、東日本大震災を踏まえた高圧ガスにおける災害対策の在り方について検討し、球形貯槽のブレース（脚部の筋交い）について、耐震設計基準の見直し、補強方法の検討を行うことや、高圧ガス設備の安全な停止、高圧ガスの封じ込め、ガスの廃棄等の方法により、津波到達までの間に高圧ガス設備を安全に維持できる状態にするための機能を技術基準で義務付ける等、地震・津波対策の在り方を取りまとめた（平成24年4月）。

今後、この方向性に基づき、具体的な方策や基準等の検討、事業者による取組等を推進していくこととしている。

（LPガスにおける取組）

東日本大震災においては、LPガスによる大きな二次災害はなく、避難所や都市ガスの復旧過程でLPガスが活用される等、被災地における熱源としてLPガスの有効性が明らかとなった。

しかしながら、東日本大震災では、広範囲に及ぶ津波被害のため、被災後の情報収集・発信体制、被災後の復旧対応、設備機器面における対応等に問題が生じた。

経済産業省では、この教訓を踏まえ、平成23年11月に「総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス部会」を開催し、情報収集・発信ルートの複層化、点検・調査等の具体的な対応の方向性について取りまとめた（平成24年3月）。

今後、具体的な対応策を実現するようLPガス関係者等と検討し、LPガス保安対策への取組を強化することとしている。

（上水道施設における取組）

厚生労働省では、東日本大震災における水道施設の被害状況や水道関係者による対応状況を体系的に記録し、分析・考察を行うための調査を実施している。各施設の被害状況、初動対応や連絡体制等を関係地方公共団体、事業者及び水道関係団体から情報収集し、報告書を作成するとともに、被害事例を教訓に水道施設復興計画方針を作成し、災害に強い水道施設を構築するための提言書を取りまとめることとしている。

東日本大震災においては、津波や液状化等によって浄水場や管路等に甚大な被害を受けたが、地震動による被害は比較的少なく、耐震管は優れた耐震性能を発揮した。このため、管路の耐震化について国庫補助による財政的支援を強化するとともに、計画的な耐震化実施のための手引書の整備等により技術的な支援を行い、水道施設の耐震化を進めていくこととしている。

また、津波被害の甚大な地域における水道施設の整備計画策定への技術的な支援を行うため、平成23年7月に「東日本大震災水道施設復興支援連絡協議会」を設置し、情報共有や意見交換とともに、各地で定期的な現地調査部会を開催している。

（工業用水道における取組）

経済産業省では、平成24年2月から「産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会」を開催し、施設の耐震指針の策定、各地域ブロックを超えた施設復旧等のための全国的な相互応援体制の構築、事業者、関係機関等の協力を得つつ、資機材備蓄情報データベースの構築等の具

体的対応策を取りまとめた（平成24年4月）。

今後は、この方向性に基づき、事業者等と協力して地震災害時の早急な復旧のための体制作りを進めていくこととしている。

（下水道施設における取組）

国土交通省は、津波や液状化等により多数の処理場や管渠が被災したことを踏まえ、今後の下水道施設における耐震・耐津波対策の方向性を検討するとともに、地震対策に係る技術指針について見直しを行うために「下水道地震・津波対策技術検討委員会」を設置した（平成23年4月）。

この委員会では、被災した下水道施設の復旧を念頭に、段階的な応急復旧の在り方、施設の本復旧の在り方及び耐津波対策を考慮した施設設計の考え方を取りまとめることとしている（平成24年5月）。今後は、これらの提言内容を踏まえ、下水道施設の耐震指針等の改定を行うこととしている。

④ 災害に強い地域づくり

（災害に強い国土づくりの在り方）

国土交通省では、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、将来起こりうる大災害に備えるため、我が国全体の災害対応について再点検を行い、広域的な国土政策の観点から災害に強い国土・地域づくりの基本的方向性を示すため、「国土審議会政策部会」の下に「防災国土づくり委員会」を設置した（平成23年6月）。

この委員会では、災害に強い国土への再構築を図るという課題について検討し、全国的な観点からの今後の基本的な方向性ととも、人的・物的に大きな被害が発生した東北圏の在り方について議論を行い、「災害に強い国土づくりへの提言」を取りまとめた（平成23年7月）。

この提言を踏まえ、広域的な機能分担を踏まえた地域間連携の促進や広域交通ネットワークの代替性・多重性の確立等について、今後の防災対策や地域づくりに活かし、全国のモデルとなる持続可能で災害に強い新たな地域ビジョンを提示すべく、東北圏の将来像や広域的なプロジェクトを定めた東北圏広域地方計画を見直すこととしている。

また、他の圏域の広域地方計画についても、災害に強い国土・地域づくり等の観点から広域的に取り組むべき課題の抽出・整理等を行うこととしている。

（「津波防災地域づくりに関する法律」の制定）

国土交通省では、「減災」の視点に立ち、最大クラスの津波を対象に「逃げる」ことを前提として、ハード・ソフト施策を組み合わせた「多重防御」の発想による津波災害に強い地域づくりを推進することとしている。この考え方に基づき、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」が制定された。

同法の主な内容は、1) 都道府県知事が、最大クラスの津波が悪条件下において発生することを前提に津波防災地域づくりを実施するための基礎となる津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水区域及び水深）を設定、2) その上で、津波浸水想定を踏まえて、市町村による推進計画の作成、津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域等のハード・ソフト施策を、地域の实情に応じ、適切かつ総合的に組み合わせることにより、最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に講ずることである。

（「都市再生特別措置法」の改正）

内閣官房では、東日本大震災の際に首都圏のターミナル駅周辺において避難者や帰宅困難者等による混乱が生じたことから、都市再生の推進に係る有識者ボードに防災まちづくりの専門家による防災ワーキンググループを設置し、関係地方公共団体等の意見も踏まえ、人口・機能が集積した

ターミナル駅周辺等のエリアに係る災害対策の充実の在り方について、平成23年12月に提言を取りまとめた。

これを踏まえ、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の所要の措置を講ずる「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」が平成24年3月30日に成立、4月6日に公布された。

〔「消防法」の改正〕

大規模・高層建築物については、不特定多数の者が所在し、地震発生時に混乱を招く可能性が高いことや、高層階では揺れが激しく、オフィス家具の固定等を確実にを行う必要性が高いこと等から、地震等の防災対策として、防災管理者の選任等を義務付けている。

しかしながら、東日本大震災における大規模・高層建築物の実態調査（平成23年7月）の結果、都市部の高層ビルを中心に、激しい揺れに伴う人的・物的被害の発生や、在館者の避難に関連して混乱が生じたこと等の課題が報告された。

また、平成24年1月の第26次消防審議会答申において、現行の防災管理制度の強化等についても検討を進めていく必要があると示されたことを受け、消防庁では、大規模・高層建築物の防災管理体制について、「統括防災管理者」の選任の義務付けや、建築物全体の防災管理に係る消防計画の作成、建築物全体の避難訓練等の実施、各防災管理者に対する指示権の付与等を盛り込んだ「消防法の一部を改正する法律案」を第180回通常国会に提出した。

〔長周期地震動に関する情報の発表〕

東北地方太平洋沖地震では、大阪市内や東京都内等の高層ビル上層階で大きく揺れる等、長周期地震動による被害が発生したが、震度では長周期地震動による高層ビル等での揺れを評価できないことが教訓となった。

このため、気象庁では、平成23年度、有識者と関係機関からなる「長周期地震動に関する情報のあり方検討会」を開催し、長大構造物に影響を及ぼす長周期地震動による人的・物的被害の早期把握といった地震直後の初動対応のために有効な情報提供の在り方を検討した。

この検討会において、情報の基本的な在り方は、一般の住民に理解される分かりやすいものであること、施設管理者や防災関係機関が執るべき防災対応に役立つ情報であること及び行動判断等利用者の初動対応に役立つものであることとされた。おおむね14階建以上の高層ビルを対象に情報を発表することとし、できる限り既存の情報体系の中に簡潔に組み込みつつ、地域毎に長周期地震動が発生していることを知らせる迅速で簡潔な情報と、地点毎に高層ビルでの揺れの大きさや被害発生可能性を示す、詳細な情報の二段階とすることとした。

今後は、平成24年度中の情報発表の開始を目指して、長周期地震動の指標の決定、具体的な発表の方法、発表対象地域及び発表手段の検討を早急に進めることとしている。

〔都市部を中心とした防災・減災力向上のための取組〕

文部科学省では、平成19年度から平成23年度の「首都直下地震防災・減災特別プロジェクト」において、被災住民の早期の生活再建を目的として、電子化した被災者台帳による被害申請がワンストップでできる罹災証明発行システムの構築を行った。

平成24年度以降は、「都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト」において、被災建築物の機能の速やかな回復を目的とした建築物の破壊実験研究や、都市災害における被災住民の自助・共助を促す防災リテラシーの向上についての研究を実施することとしている。

(テレワーク普及推進対策)

東日本大震災を機に事業継続性・節電対策の観点から、テレワーク（情報通信技術を活用した場所と時間にとらわれない柔軟な働き方）に対する需要が高まっている。

一方、情報セキュリティ面での懸念やシステムに関する知識不足といった導入に関する課題が顕在化していることから、総務省においては、テレワークセキュリティガイドラインの策定及び導入に係る人材支援を含めたテレワークの普及促進施策を推進している。

⑤ 防災教育、教訓及び伝承

(学校での防災教育の推進)

学校における防災教育は、安全教育の一環として行われ、児童生徒等に災害に適切に対応する能力の基礎を培うものであり、学習指導要領においては、関連する各教科等で安全に関する指導の観点から内容の充実が図られている。

また、「学校保健安全法」に基づき、各学校において防災の観点も取り入れた学校安全計画の策定、自然災害等発生時において学校の職員が取るべき措置の対処要領の作成等、防災管理と防災教育を一体的にとらえた災害安全の充実を図っている。

さらに、文部科学省では、東日本大震災の教訓を踏まえ、「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」において、防災教育や避難訓練等の防災管理の見直し、災害発生時の教職員の安全指導の充実等について審議し、中間取りまとめを公表した（平成23年9月）。

その中では、自然災害等の危険から身を守るための「主体的に行動する態度」を育成すること、支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めること、被災時における安全を確保するため防災管理・組織活動を充実・徹底すること等が基本的な考え方として示された。

この考え方を取り入れた「学校安全の推進に関する計画」が平成24年4月27日に閣議決定され、今後、学習指導要領等に基づく防災教育の充実、教職員向け防災教育参考資料「『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」の改訂、実践的防災教育総合支援事業の推進等を図っていくこととしている。

(東日本大震災アーカイブの構築)

東日本大震災の貴重な教訓を今後の災害対策に活かしていくため、国内外を問わず、誰もが関係情報にアクセス可能で、一元的に保存・活用できる仕組みを構築し、地域・世代を超えて教訓を共有することが重要である。

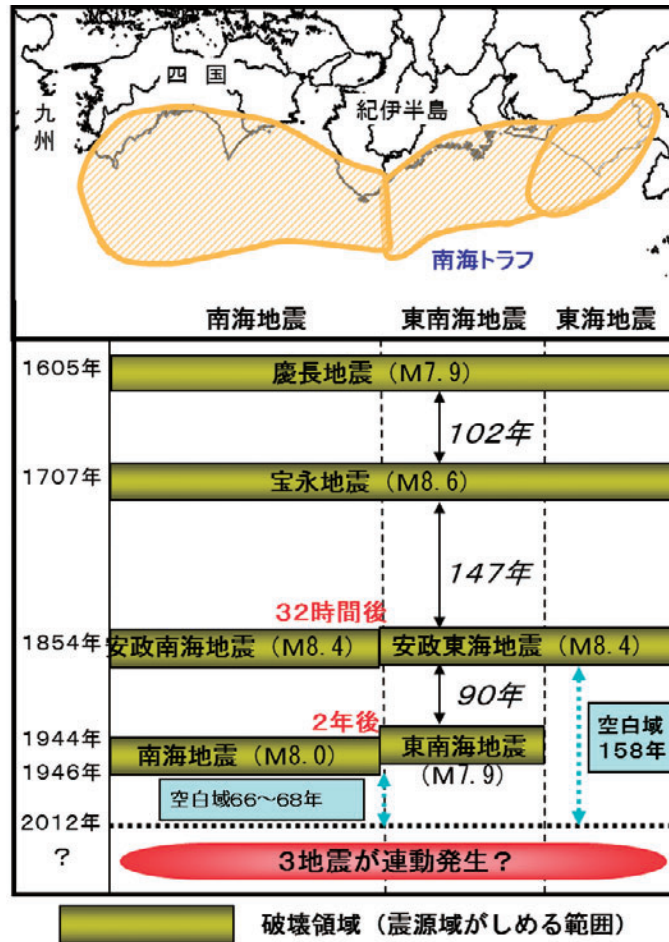
このため、総務省においては、国立国会図書館と連携し、東日本大震災に関する記録をデジタルデータにより収集・保存・公開するためのルール作りを行うとともに、ネット上に分散して存在するデジタルデータを一元的に検索・活用できるポータルサイト「東日本大震災アーカイブ」を平成24年度までに構築することとしている。

(6) 南海トラフ巨大地震、首都直下地震等大規模災害に対する取組

我が国は、既に述べたように、地震、津波、火山、風水害等様々な災害を受けやすい。そのため、常にあらゆる災害に備える必要がある。特に大規模な災害の場合、第1章の教訓にあるように、災害対応に想定外はあってはならず、楽観的な想定ではなく、悲観的な想定を行う必要がある。

現在、南海トラフの巨大地震、首都直下地震、広域的に影響を及ぼす火山噴火、大規模水害等が発生した場合には、東日本大震災と同等かそれを上回るような大きな被害が生じる可能性がある。このため、中央防災会議において「防災対策の充実・強化に向けた当面の取組方針」が決定され、特に速やかに取り組むべきものとされている。

図表 1-2-6 1600年以降に南海トラフで発生した巨大地震



出典：内閣府資料

① 南海トラフの巨大地震

(南海トラフの巨大地震対策の必要性)

駿河湾から九州にかけての太平洋沖のフィリピン海プレートと日本列島側のユーラシアプレート等の大陸側のプレートが接する境界に南海トラフは形成されている。南海トラフでは、100年から150年程度の周期でマグニチュード8クラスの高震度型地震が発生しており、東海、東南海、南海地震の三つの震源域が同時あるいは一定の時間差をもって動くことによる地震が過去生じている。

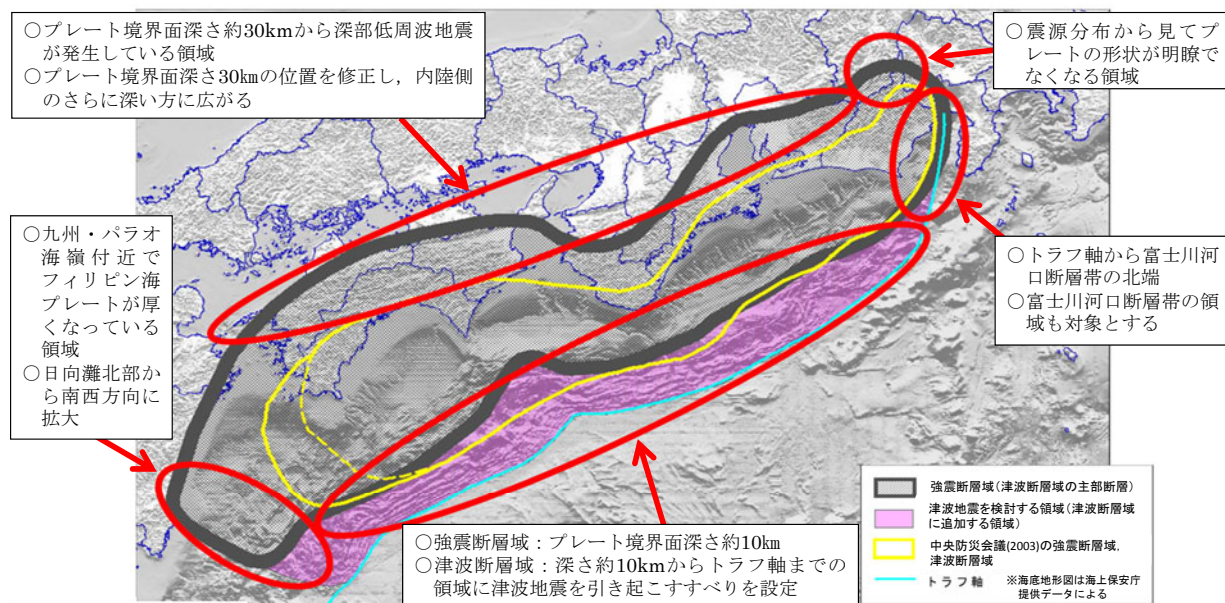
近年では、安政元年（1854年）に安政東海地震と安政南海地震が、昭和19年（1944年）に昭和東南海地震が、昭和21年（1946年）に昭和南海地震が発生している。このため、東海地震については158年間の空白があり、また、東南海・南海地震については前回地震から60年余りが経過していることから、今世紀前半にもこの地域での地震の発生が懸念されている。

(最大クラスの地震・津波の考え方)

従来の南海トラフで発生する大規模な地震の想定は、過去に発生した地震と同様な地震に対して備えることを基本として、過去数百年に発生した地震の記録を再現することを念頭に地震モデルを構築してきた。しかし、地震・津波対策専門調査会の考え方に基づき、最大クラスの地震・津波について検討を進めていくことが必要となった。これにより、これまでの科学的知見に基づき想定すべき最大クラスの対象地震の設定方針を検討するため、内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置した（平成23年8月）。

検討会においては、まず、南海トラフで発生した過去の地震について、古文書調査、津波堆積物調査、遺跡の液化化痕跡調査及び地殻変動調査をもとに検討し、その結果、宝永4年（1707年）の宝永地震時を上回る津波が2000年前に発生している可能性がある一方で、現時点の資料では、過去数千年間に発生した地震・津波を再現しても、それが今後発生する可能性のある最大クラスの地震・津波とは限らないことも明らかとなった。

図表 1-2-7 南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域



地震の規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震 (強震断層域)	南海トラフの巨大地震 (津波断層域)	参考			
			2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)]	8.7

出典：「南海トラフの巨大地震モデル検討会」資料

このため、地震学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した巨大地震モデルを構築することとした。具体的には、プレート境界の形状等の断層モデルに係る科学的知見を踏まえ、最大クラスの想定震源断層域を設定することとした。

この考え方に基づいて、平成24年3月の中間取りまとめでは、南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域を設定し、中央防災会議が平成15年に公表した従前の東海・東南海・南海地震の想定震源断層域よりも大きく拡大することとなった。

(最大クラスの震度分布・津波高)

内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、平成24年3月31日に開催された第15回検討会において、最大クラスの震度分布・津波高（50mメッシュ）の推計結果を第1次報告として取りまとめた。

地震・津波対策専門調査会の報告書は、今後、地震・津波の想定に当たって、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである」とし、「想定地震、津波に基づき必要となる施設設備が現実的に困難となることが見込まれる場合であっても、ためらうことなく想定地震・津波を設定する必要がある」と指摘している。今回報告された震度分布・津波高

は、このような考え方に沿って推計したものである。特に、津波高は、同報告書に示されている二つのレベルの津波のうち、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」に相当するものを推計している。なお、同報告書は、このような最大クラスの津波に対しては、住民等の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせて、総合的な津波対策により対応する必要があるとしている。

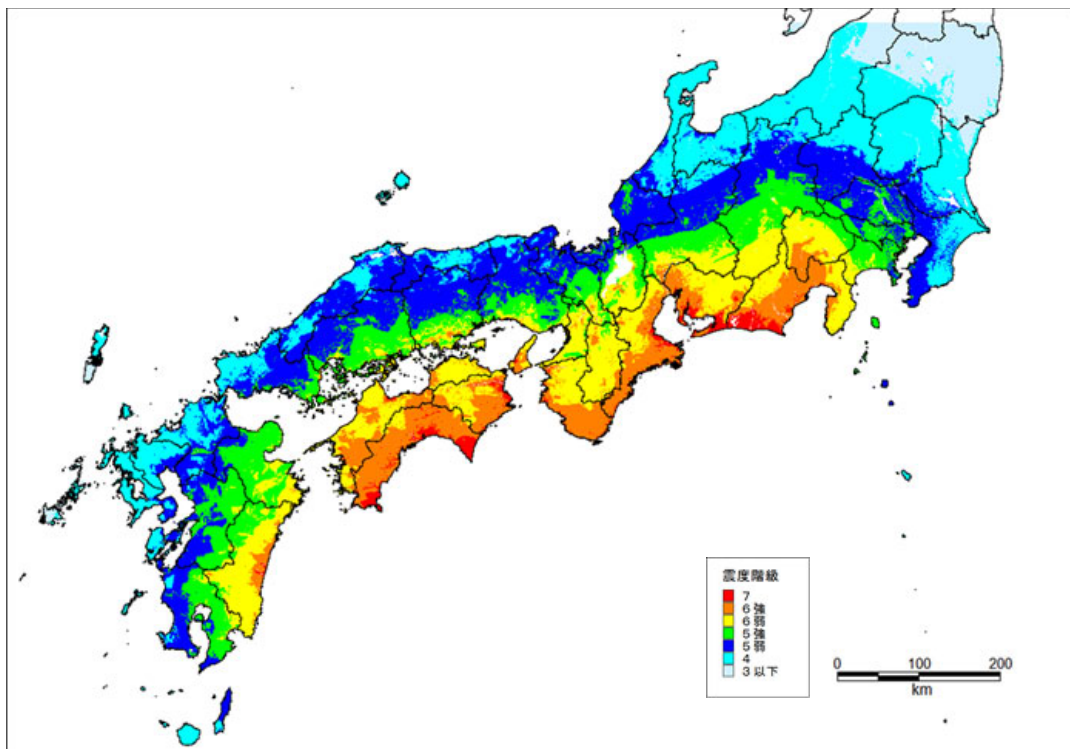
今回の推計は、東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえた新たな考え方、すなわち、津波地震や広域破壊メカニズム等、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのものであって、南海トラフ沿いにおいて次に起こる地震・津波を予測したものでなく、また何年間に何%という発生確率を念頭に地震・津波を想定したものでもないことに留意する必要がある。

(震度分布の推計結果)

最大クラスの震度分布は、強震波形計算による震度分布4ケース及び経験的手法による震度分布、計5つの震度分布の最大値を重ね合わせたものである。その結果は、図表1-2-8のとおりで、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で強い揺れが想定される。

具体的には、震度6弱以上が想定される地域は24府県687市町村、震度6強以上が想定される地域は、21府県395市町村、震度7が想定される地域は10県153市町村である（市町村数には政令市の区を含む）。

図表 1-2-8 最大クラスの震度分布図



出典：「南海トラフの巨大地震モデル検討会」資料

(津波高の推計結果)

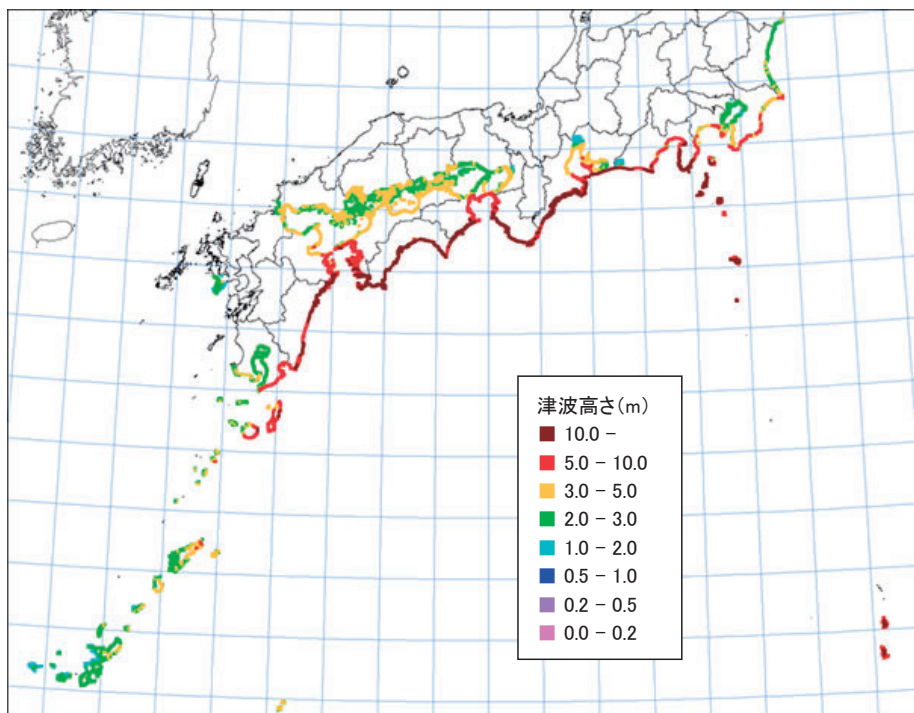
津波高は、11ケースの津波断層モデルについて、50mメッシュ単位で推計した。最大クラスの津波高は、これら11ケースの津波高の最大値を重ね合わせたものである。その結果は、図表1-2-9のとおりで、関東から四国・九州の太平洋沿岸等の極めて広い範囲で大きな津波が想定される。

具体的には、満潮位の津波高10m以上が想定される地域は11都県90市町村、満潮位の津波高

20m以上が想定される地域は6都県23市町村となる（市町村数には政令市の区を含む）。

なお、この津波高は、今後行われる予定である10mメッシュ単位による推計の結果によって変更される可能性がある。

図表 1-2-9 最大クラスの津波高



出典：「南海トラフの巨大地震モデル検討会」資料

（今後の推計予定）

「南海トラフの巨大地震モデル検討会」では、さらに詳細な10mメッシュ単位の津波高、津波による浸水域、安政元年（1854年）の安政東海地震と安政南海地震や昭和19年（1944年）の昭和東南海地震と昭和21年（1946年）昭和南海地震のように時間差をおいて発生する場合、長周期地震動等について検討を進める予定である。

（現在の取組）

「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による震度分布や津波高等を受けて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に新たに「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置した（平成24年3月7日）。このワーキンググループでは、人的・物的被害や経済被害等の推計や被害シナリオの検討、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ巨大地震対策について検討することとしている。本年夏頃には、当面実施すべき南海トラフの巨大地震対策を取りまとめ、その後、経済被害等の推計を踏まえて、本年冬頃までに南海トラフの巨大地震対策の全体像を取りまとめる予定である。

また、国、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等の官民の関係機関が、それぞれ行っている南海トラフ巨大地震対策の実効性を高めるため、平素から幅広く集まり、相互の連携を確実にしておくことが必要であることから、「南海トラフ巨大地震対策協議会」を設置し、第1回協議会を開催した（平成24年6月4日）。

② 首都直下地震

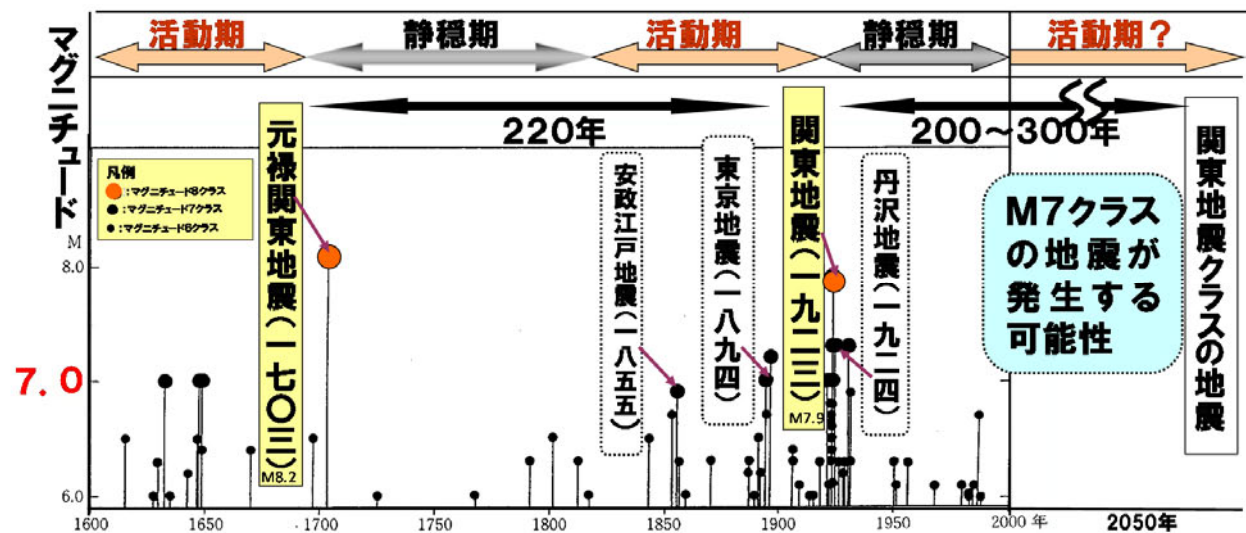
(首都直下地震対策の必要性)

首都圏において、大規模な首都直下地震が発生し、政治、行政及び経済の中核機能に障害が生じた場合、我が国全体にわたって国民生活及び経済活動に支障が及ぶとともに、海外への被害の波及が懸念される。

また、首都圏に集中している膨大な人的・物的資源への被害も懸念される場所である。

首都圏では、大正12年（1923年）に発生した関東地震（関東大震災）のような海溝型のマグニチュード8クラスの巨大地震が200～300年間隔で発生するものと考えられている。現在、関東地震から約90年を経過したところであり、次の海溝型巨大地震の発生は、今後100年から200年程度先と考えられている。一方、次の海溝型の地震に先立って、マグニチュード7クラスの「首都直下地震」が数回発生することが予想されており、その切迫性が指摘されている。

図表 1-2-10 1600年以降に南関東で発生した地震（M6以上）



出典：内閣府資料

(最大クラスの地震の考え方)

中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」（平成15年5月～平成17年7月）では、18パターンの首都直下地震を想定し、切迫性が高い地震であること、都心部の揺れが強いこと、震度6弱以上の強い揺れの分布が広域であること等から、北米プレートとフィリピン海プレートとの境界で発生する「東京湾北部地震」を中心に被害想定及び対策の検討を行った。

しかし、南海トラフの巨大地震と同様に、地震・津波対策専門調査会の報告書の考え方を踏まえ、これまで想定対象としてきたマグニチュード7クラスの地震の検証・見直しを行うとともに、相模トラフ沿いで発生する規模の大きなマグニチュード8クラスの地震も想定対象に加えることとした。これらの検討を行うために、内閣府に「首都直下地震モデル検討会」を設置（平成24年5月）し、平成24年秋頃には新たな震度分布・津波高をまとめる予定としている。

(首都中枢機能確保に関する検討)

内閣府では、東日本大震災発生時の関係機関・事業者の対応状況等を踏まえ、特に首都中枢機能継続性確保の観点から、首都直下地震発生時の対応を充実・強化するため、「首都直下地震に係る首都中枢機能確保検討会」を平成23年10月に設置し、平成24年3月に報告書を取りまとめた。

この報告書では、今後の災害対策は「経験改善型から目標達成型へ」、「制度計画型から機能検証

型へ」の転換が必要であるとし、発災時にも「ゆるぎない日本」を維持し、国内外に発信していくために重要な取組の基本的視点として、次の五つを挙げている。

- ・被害想定シナリオの抜本的見直し
 - ・首都中枢機能維持のための政府全体としての業務継続計画の確立
 - ・脆弱点発見のための評価・検証の仕組みの確立
 - ・官民一体となった様々な主体間の連携体制の強化
 - ・実践を想定した訓練体系の整備
- また、こうした基本的視点にのっとり、
- ・業務継続計画の検証、政府全体としての検証
 - ・起こり得るライフライン・インフラの途絶やそれに伴う社会的、経済的シナリオの想定
 - ・起こり得る多様な最悪事態を想定した、政府全体としての首都中枢機能継続性確保のための具体的な計画の策定
 - ・PDCAサイクルによる改善

等、各府省庁が連携して推進体制を構築し、政府全体として課題解決に当たるべきとしている。

さらに、首都直下地震対策推進のための今後への課題として、広域支援の仕組みの構築、許認可等事前の洗い出し、そのための仕組みの構築等も検討していくべきであるとしている。

一方、国土交通省では、平成23年12月に「東京圏の中枢機能のバックアップに関する検討会」を設置し、万一の場合の東京圏の中枢機能のバックアップ確保について検討を行い、バックアップ体制の構築に関する論点と考え方等について「二次とりまとめ」を公表した（平成24年4月）。

これらの報告を踏まえ、政府は、バックアップ機能の確保を含めた首都中枢機能の継続性確保を図る観点から、各府省庁における業務継続計画を充実・強化するため、関係府省庁局長クラスから構成される「首都直下地震対策局長級会議」を平成24年3月に設置した。

第1回会議では、「中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針（第1次申合せ）」を申合せ、各府省庁が1) 職員の確保、2) 災害対策本部等の執務環境の確保、3) 非常時優先業務の検証、4) 業務継続計画に係るPDCAサイクルの確立、5) 訓練の実施等、6) バックアップ機能の確保、という六つの方針に沿って取組を進めることとした。

この申合せを受け、各府省庁が業務継続計画を検証したところ、全府省庁を通じて非常時優先業務を実施する職員等の十分な確保が困難であることや、非常時優先業務の開始目標時期について府省庁間の整合が必要であること等の課題が明らかになった。

これを踏まえ、第2回会議（5月29日開催）では、第1次申合せを改訂し、非常時優先業務の絞り込みや、過酷事象下における業務継続体制の検討等を盛り込んだ「中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針（第2次申合せ）」を申合せ、より一層の取組を行うこととした。

（帰宅困難者等対策）

東日本大震災時に、首都圏において約515万人（内閣府推計）の帰宅困難者が発生した。このことは、首都直下地震発生時に備え、帰宅困難者等対策を一層強化する必要性を顕在化させた。

帰宅困難者等対策は、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等への情報提供、駅周辺等における混乱防止、徒歩帰宅者への支援、帰宅困難者の搬送等、多岐にわたる。また、膨大な数の帰宅困難者等への対応は、首都直下地震による多数の死傷者・避難者が想定される中において、行政機関による「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が不可欠である。

このため、帰宅困難者等対策を強化するためには、国、地方公共団体、民間企業等が連携・協働して取組を進めることが重要である。

内閣府と東京都は、帰宅困難者等対策について、国、地方公共団体、民間企業等が、それぞれの取組に係る情報を共有するとともに、横断的な課題や取組について検討するため、関係機関の協力

を得て、平成23年9月に「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置し、平成24年3月に中間報告を取りまとめた。

具体的な取組内容は以下のとおりである。

ア) 一斉帰宅の抑制

「一斉帰宅抑制の基本方針」が決定されたほか、基本方針の下で、各主体が取り組むべき基本事項とその考え方が整理された（平成23年11月第2回協議会）ことから、今後、「事業所における帰宅困難者等対策ガイドライン（仮称）」等を作成するほか、基本方針の実効性確保に向けた広域的取組等を検討すること。

イ) 一時滞在施設の確保

一時滞在施設について「駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受け入れる施設」とし、その運営及び確保のための役割分担の整理を行ったことから、今後、「一時滞在施設の確保と運営のガイドライン（仮称）」を作成すること。

ウ) 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者等への情報提供体制の考え方や、家族等の安否情報を速やかに確認できる体制の整備に係る課題を整理したことから、今後、「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン（仮称）」を作成すること。

エ) 駅周辺等における混乱防止

駅前滞留者対策の協議会や地域の行動ルールの策定の考え方を整理したほか、駅前滞留者対策訓練の在り方についても検討されたことから、今後、駅前協議会の体制強化のための方策を検討すること。

オ) 徒歩帰宅者への支援

災害時帰宅支援ステーションの考え方や災害時帰宅支援ステーション確保のための役割分担を整理したことから、今後は災害時帰宅支援ステーションの認知度向上等のための方策や、帰宅支援道路・徒歩帰宅訓練の充実のための方策を検討すること。

カ) 帰宅困難者の搬送

帰宅困難者等の代替輸送手段確保の考え方の整理や帰宅困難者の搬送に係るシミュレーションを行ったことから、今後、搬送の運用体制や情報提供に係る対策を検討すること。

中間報告を踏まえ、官民連携による帰宅困難者等対策の確立のための検討を加速し、平成24年夏から秋に最終報告を取りまとめる予定としている。

また、帰宅困難者対策も含めた都市の防災機能の向上を図るため、「都市再生特別措置法」が改正され、都市再生安全確保計画制度が創設されたところである。今後、大規模な地震の発生に備え、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備等のハード対策、退避施設への誘導、災害情報・運行再開見込み等の交通情報の提供、備蓄物資の提供及び避難訓練等のソフト対策を定めた都市再生安全確保計画の作成により、官民の連携による都市の安全確保対策を進めることが重要である。

（現在の取組）

首都直下地震対策については、東日本大震災を踏まえて、これまでの切迫性の高いマグニチュード7クラスの地震に加えて、相模トラフで発生するマグニチュード8クラスの地震も対象地震として、新たな対策を検討していくこととしている。そのため、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」を設置し（平成24年3月7日）、第1回会合を4月25日に開催した。切迫性の高い首都直下地震については、できる対策を早期に進めて行くことが重要であることから、首都中枢機能確保対策等を中心として、本年夏頃を目途に、当面実施すべき首都直下地震対策をとりまとめる予定である。

また、国、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等の官民の関係機関が、それぞれ行っ

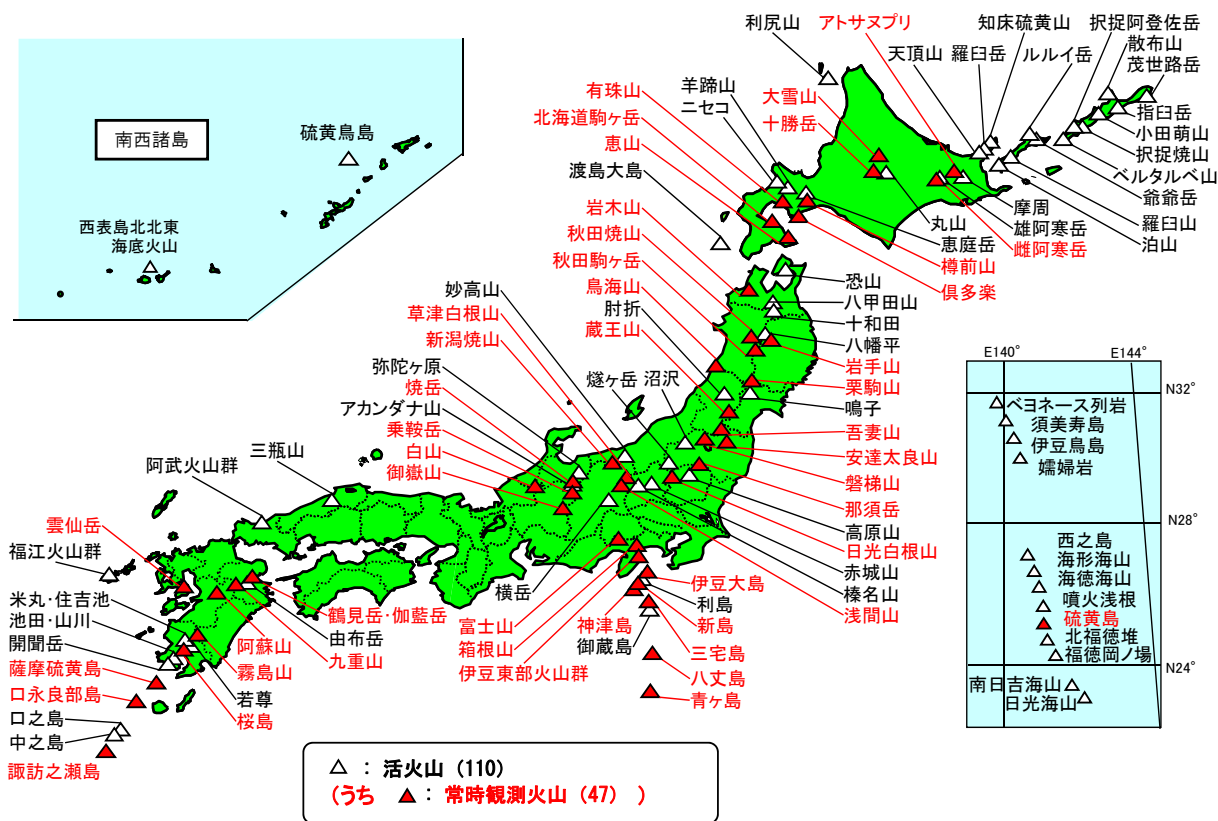
ている首都直下地震対策の実効性を高めるため、平素から幅広く集まり、相互の連携を確実にしておくことが必要であることから、「首都直下地震対策協議会」を設置し、第1回協議会を開催した(平成24年4月23日)。

③ 火山災害対策
(火山対策の必要性)

我が国は、環太平洋火山帯の一部に位置し、全世界の約7%にあたる110の活火山(火山噴火予知連絡会で「おおむね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」と定義)を有する火山国である。活火山の中には活発に活動を繰り返しているものも多く、我が国は有史以来、時として甚大な火山災害に見舞われてきた。

最近でも、平成2年～平成7年の雲仙普賢岳、平成12年の有珠山や三宅島のように大きな被害をもたらした噴火が発生している。

図表 1-2-11 日本の活火山分布



出典：内閣府資料

また、平成23年1月26日には霧島山(新燃岳)で約300年ぶりに本格的なマグマ噴火が発生した。1月26日から大量の火山灰や軽石を噴出する連続的噴火が発生し、1月27日以降は爆発的噴火が繰り返され、3月1日までに計13回発生した。噴火に伴う噴出物による直接的な死傷者は出なかったものの、降灰除去中のはしご等からの転落や空振(爆発的噴火に伴い発生する空気の強い振動)によって破損した窓ガラスによって42人が負傷したほか、火山灰やこぶし大の噴石、空振による物的被害や、降灰による農業被害、交通等への影響が出た。

我が国では20世紀以降、噴出物の総量が1km³を超える大規模噴火は、大正3年(1914年)の桜島の大正噴火のみであり、火山活動は比較的静穏な時期であったといえる。しかしながら、大規模噴火の発生間隔は数百年との見解もあり、過去の火山噴火を鑑みても、広域、長期に影響を及ぼす

比較的規模の大きな噴火が21世紀中に数回発生することも想定される。さらに、昨年発生したマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震により、日本列島周辺では応力状態が大きく変化したと言われている。20世紀以降に世界で発生したマグニチュード9クラスの巨大地震の後、数年以内にそれらに誘発されたと考えられる火山噴火が例外なく発生している。これらのことから比較的規模の大きな噴火が、いつでも起こりうることを想定し、万全の備えをしておく必要がある。

図表 1-2-12 過去の主な噴火災害

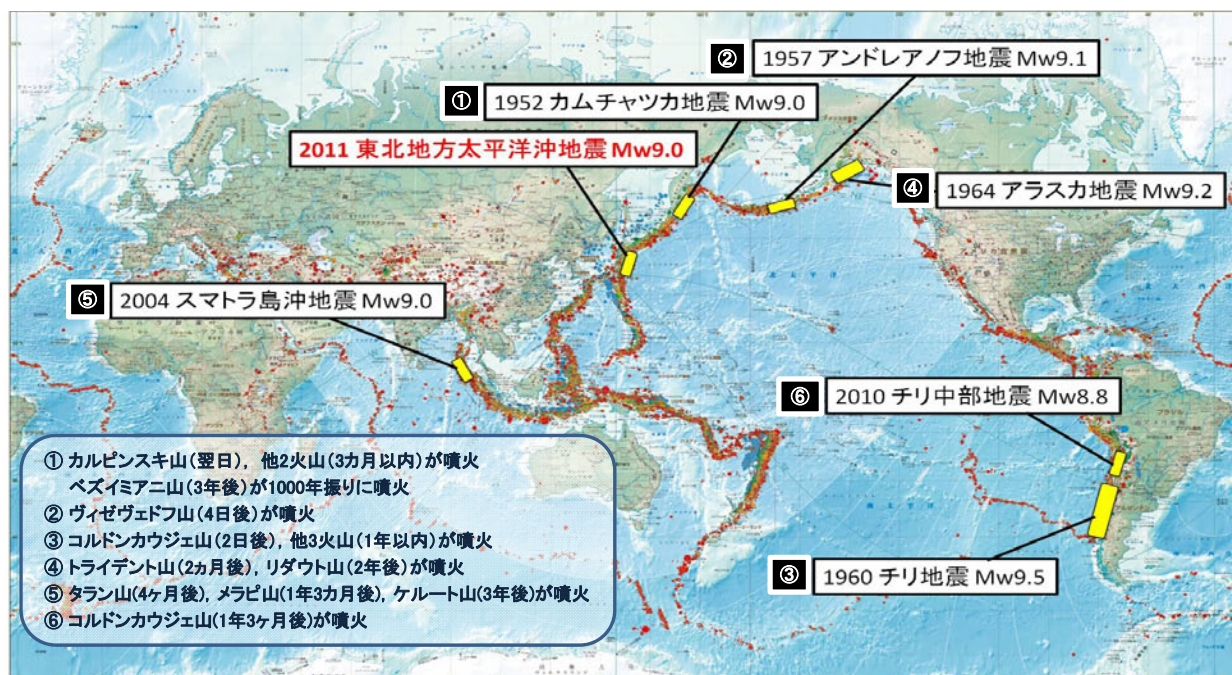
噴火年	火山名	死者・行方不明者数	噴火及び被害の特徴
1640年（寛永17年）	北海道駒ヶ岳※	700余	山体崩壊、岩屑なだれ、津波、多量の降灰、火砕流
1663年（寛文3年）	有珠山	5	近辺の家屋は消失または埋没
1663年（寛文3年）	雲仙岳	30余	溶岩流、火口よりの出水が氾濫
1667年（寛文7年）	樽前山※		火砕流、多量の降灰・軽石
1707年（宝永4年）	富士山	餓死者多数	「宝永噴火」、多量の降灰、終息後の土砂災害
1721年（享保6年）	浅間山	15	噴石
1739年（元文4年）	樽前山※		火砕流、多量の降灰・軽石
1741年（寛保元年）	渡島大島	1467	山体崩壊、岩屑なだれによる大津波発生
1769年（明和5年）	有珠山		明和火砕流
1777～79年（安永6～8年）	伊豆大島		「安永の大噴火」、溶岩流、スコリア降下
1779年（安永8年）	桜島	150余	「安永大噴火」、噴石、溶岩流
1781年（天明元年）	桜島	15	高免沖の島で噴火、津波
1783年（天明3年）	浅間山	1151	「天明大噴火」、火砕流、溶岩流、土石なだれ、吾妻川、利根川の洪水
1785年（天明5年）	青ヶ島	130～140	噴石、泥土、島民の1/3以上が犠牲、以後50年余無人島
1792年（寛政4年）	雲仙岳	15,000	「島原大變肥後迷惑」 眉山の崩壊による対岸の津波
1882年（文政5年）	有珠山	50～103	火砕流（文政熱雲）、旧アブタ集落全滅
1853年（嘉永6年）	有珠山		火砕流（立岩熱雲）、大有珠溶岩ドーム生成（または成長）
1856年（安政3年）	北海道駒ヶ岳	21～29	降下軽石、火砕流
1888年（明治21年）	磐梯山※	461～477	岩屑なだれによる5村11部落が埋没、土石流（火山泥流）
1900年（明治33年）	安達太良山	72	噴石、火口の硫黄採掘所全壊
1902年（明治35年）	伊豆鳥島	125	全島民が犠牲
1911年（明治44年）	浅間山	多数	多量の噴石、降灰、空振
1914年（大正3年）	桜島※	58	「大正大噴火」、火山雷、溶岩流、地震、空振、村落埋没、多量の降灰
1926年（大正15年）	十勝岳	144	大規模火山泥流、上富良野、美瑛埋没
1929年（昭和4年）	北海道駒ヶ岳	2	火砕流、降下軽石、噴石、火山ガス
1934～35年（昭和9～10年）	薩摩硫黄島		東方2kmの海底で噴火、硫黄島新島（昭和硫黄島）生成
1940年（昭和15年）	三宅島	11	多量の火山灰・火山弾、溶岩流
1943～45年（昭和18～20年）	有珠山	1	多量の火山灰、噴石、昭和火山形成
1958年（昭和33年）	阿蘇山	12	噴石
1977～78年（昭和52～53年）	有珠山	3	多量の軽石・火山灰、地殻変動で建物等被害、二次泥流で犠牲者
1991年（平成3年）	雲仙岳	43	火砕流、土石流

注：「死者行方不明者10名以上の噴火災害」又は「概ね $5 \times 10^8 \text{m}^3$ 以上の噴出物があったとされる噴火」について掲載

※は、 1km^3 以上の噴出物があった大規模噴火

出典：「活火山データベース」（独立行政法人産業技術総合研究所）及び「日本活火山総覧（第3版）」（気象庁編 平成17年）を基に内閣府で作成

図表 1-2-13 世界の巨大地震と火山噴火



マグニチュードは理科年表による

出典：東京大学地震研究所資料を基に内閣府で作成

(火山災害対策の現状等)

火山は、平穏なときは極めて美しい姿を見せ、人々を魅了するが、ひとたび噴火すると、人々に対して甚大な危害を及ぼすことがある。日頃は火山の恩恵を十二分に享受する一方で、噴火という危険な場面においては、迅速に避難することが必要になる。

噴火等の火山活動により発生する現象には、噴火による直接的な現象（噴石、火砕流、溶岩流及び火山灰）だけでなく、積雪期の噴火により発生する融雪型火山泥流、火山性地震や地殻変動、山体崩壊、津波、噴火活動が終息した後も降雨等により発生する土石流、火山活動が静穏な時にも発生する火山ガス等多様なものがある。中でも、大きな噴石、火砕流及び融雪型火山泥流については、その現象が生じてから短時間で居住地域等に影響が及び、生命に対する危険性が高い。

噴火時等には、その現象による被害が想定される地域に対して、事前の避難や登山規制等を即座に行うことが必要であり、住民、一時滞在者等を対象とした適切な噴火警報等の提供と、迅速かつ円滑な避難を可能とする防災体制の整備が重要となる。

国土交通省では、火山ごとに緊急ハード対策の施行やリアルタイムハザードマップによる危険区域の設定等を盛り込んだ「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定等、ハード・ソフト一体となった対策を推進している。また、気象庁では、火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山として、火山噴火予知連絡会によって選定された47火山に対して、地震計、傾斜計、空振計、GPS観測装置等及び遠望カメラの観測施設を整備し、関係機関の協力も得て、24時間体制で常時監視・観測を行い、噴火の前兆等の把握に努めている。

しかしながら、噴火の兆候から本格的な噴火に至るまでの時間を見積もることは難しく、混乱なく迅速な避難を実施するためには、避難計画をあらかじめ具体的（避難時期、避難対象地域、避難先、避難経路・手段等）に定めておく必要がある。

こうした中で、「火山情報等に対応した火山防災対策検討会」は、平成20年3月に、効果的な火山防災体制を構築するための「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」を取りまとめ、中央防

災会議へ報告した。この指針では、火山防災協議会、特に避難時期・避難対象地域の確定に深く関与するコアグループ、噴火警戒レベル、具体的で実践的な避難計画の必要性等が示されている。また、霧島山（新燃岳）に関する政府支援チームの活動も踏まえ、平成23年12月に開催された中央防災会議において、防災基本計画（火山災害対策編）が修正された。その中では、

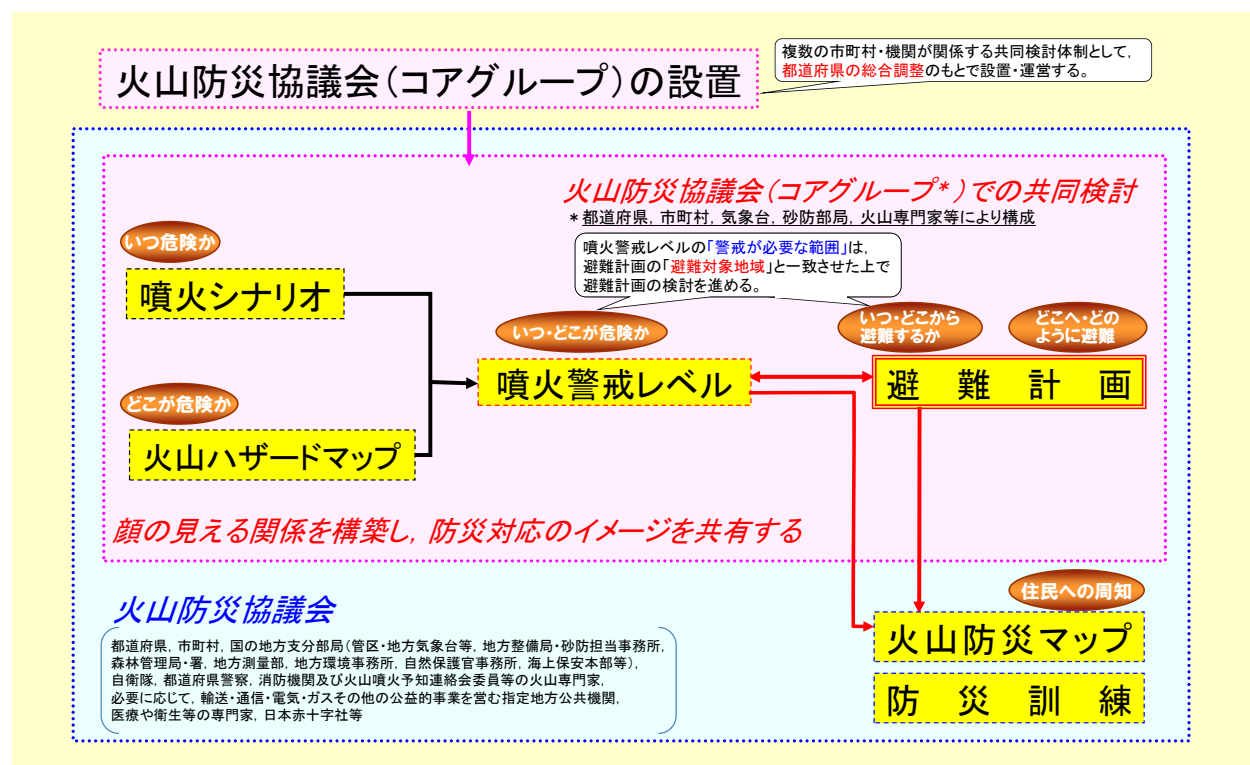
- ア 都道府県は、国、市町村、公共機関、専門家等と連携し、噴火時等の避難等を検討するための火山防災協議会を設置する等体制を整備するよう努めること。
- イ 国及び地方公共団体は、火山防災協議会における検討を通じて、噴火シナリオの作成及び火山ハザードマップの整備を推進すること。
- ウ 地方公共団体は、火山防災協議会における検討を通じて、噴火警戒レベルの導入に向けての防災対応や避難対象地域の設定を行い、具体的で実践的な避難計画を作成し、訓練を行うこと。
- エ 地方公共団体は、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に応じた警戒区域の設定等を図り、住民等への周知に努めること。

等を示し、噴火時等の避難に係る共同検討体制として、火山防災協議会の位置付けを明確化したところである。

しかしながら、防災基本計画に基づく、各火山の周辺の関係機関による火山防災協議会の設置、火山防災協議会における共同検討を通じた火山ハザードマップの整備及び具体的で実践的な避難計画の策定等の取組は、一部の火山を除き進められておらず、地方公共団体や火山防災協議会は、火山災害対策の推進に当たり、様々な支援を必要としている状況にある。

また、近年では、アイスランド（平成22年）、インドネシア（平成22年）、チリ（平成23年）等海外の火山で広域的に影響が及ぶ大規模噴火が発生しており、我が国としては、これらの事例を今後の火山災害対策の在り方を考えていく上での教訓としていくこととしている。

図表 1-2-14 火山防災協議会における火山防災対策の共同検討



出典：内閣府資料

内閣府では、防災基本計画に基づく火山防災対策の取組のさらなる推進を図るとともに、広域、長期に影響を及ぼす比較的規模の大きな噴火への対応を含めた今後の火山災害対策の課題を明らかにすることを目的として、平成23年1月に「火山防災対策の推進に係る検討会」を設置し、平成24年3月に検討結果を取りまとめた。

この検討会において、避難計画の作成手順や検討すべき項目を示した「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引」のほか、火山ハザードマップの整備を推進するとともに、また、住民や地方公共団体の防災担当者にも容易に理解でき、実際の避難につなげるため、「火山防災マップ作成指針骨子」を作成した。

④ 大規模水害対策

(大規模水害対策の必要性)

平成17年8月末にアメリカ合衆国南東部を襲った大型のハリケーン、カトリーナによる災害では、ニューオーリンズ市域の約8割が浸水し、浸水期間は約1か月半に及んだ。被災建物は約30万棟に及び、約1,800人が亡くなるとともに、通信、電力を始めとするライフライン、教育施設、医療機関等社会基盤の多くが被災した。また、平成20年のサイクロン・ナルギスやハリケーン・グスタフ、平成21年の台風第8号（莫拉克（モラク）台風）による台湾での水害、平成23年のタイの水害等、近年世界的に大規模な水害が多発している。

我が国においても、短時間強雨の発生頻度が増加傾向にあり、更に、地球温暖化による大雨の頻度の増加や海面水位の上昇、極めて強い台風の発生等防災面から懸念される予測が出されている。

これまで、治水施設等の整備は着実に進められてきており、相当程度の洪水までは対応できるようになってきているが、現段階では治水施設等は整備途上であり、大規模な洪水等により被災する可能性が常に存在している。加えて、高齢化社会の到来により災害時要援護者の増加、旧来型の地域コミュニティの衰退、水防団員の減少等、地域防災力が低下し、氾濫した場合の備えがますます重要になってきている。

さらに、首都圏は、利根川や荒川等大河川の洪水氾濫や高潮氾濫が発生した場合の浸水区域に存在し、東京湾周辺にはゼロメートル地帯が広がっており、それらの地域には政治、行政及び経済機能が集積している。そのため、大河川の洪水氾濫や高潮氾濫が発生した場合には、甚大かつ広域的な被害が想定される。

(大規模水害対策の現状等)

このような状況を踏まえ、首都圏において甚大な被害の発生が予想される利根川及び荒川の洪水並びに東京湾の高潮による氾濫を対象とし、大規模な水害が発生しても被害を最小限にとどめる対策を検討するため、中央防災会議の下に「大規模水害対策に関する専門調査会」（以下「大規模水害専門調査会」という。）を設置した（平成18年6月）。

大規模水害専門調査会は、平成22年3月までに20回開催され、これまでに利根川・荒川流域の氾濫地形の把握や氾濫形態の類型区分、詳細な排水計算モデルの構築を行い、洪水氾濫時の浸水想定を公表するとともに、国内では初めて洪水氾濫による死者数、孤立者数等の人的被害の想定や、超過洪水（約1000年に1度の発生確率の洪水）時の被害想定等を行った。また、平成21年1月には、荒川堤防決壊時における地下鉄等の浸水想定について結果を取りまとめ公表した。

国土交通省においては、平成21年4月に、東京湾沿岸の現時点での高潮防護能力の検証及び長期的な気候変化に対するリスクの把握を目的とした高潮浸水想定を公表し、その後、被害想定を検討を実施した。

(現在の取組)

大規模水害専門調査会での被害想定結果や過去の大規模水害時の状況等を踏まえ、膨大かつ広域

にわたる被災者の発生への対応は、河川管理施設等のハード対策と適時・的確な避難を中心とするソフト対策を組み合わせる必要がある。広域的な水没の危険に備えて、円滑な避難誘導が可能となるよう、地方公共団体と国等との連携のもと、避難シナリオや避難計画の策定を進めるとともに、広域避難の実施体制を整備する必要がある。

また、逃げ遅れた者の被災回避、孤立者の救助・救援、災害時要援護者の被害軽減、地下空間、病院等における被害軽減、住民や地域の防災力の向上、公的機関等の業務継続性の確保、ライフライン・インフラの浸水被害による影響の軽減と早期復旧、氾濫拡大の抑制と排水対策の強化等について、首都圏における大規模水害対策に関する大綱等を取りまとめることとしている。

(1) 災害対策の理念の明確化

東日本大震災では、災害の発生を防ぐことはできないこと、ハード・ソフトの様々な対策を組み合わせ実施することにより災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を重視すべきこと、とりわけ、自然災害を構造物だけで防ぎきることができず、津波が来るおそれがある場合には、「直ちに逃げること」や「自助」「共助」の重要性をあらためて認識させられた。

① 「減災」の考え方の明確化

「防災対策推進検討会議」中間報告においても、対策の基本的考え方として、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方が浸透していなかったことや、被害想定に基づき各種防災対策が実施されてきたが、それで災害を防ぎきることができるとの過信につながり、一部地域において被害を大きくさせた可能性があることが指摘されている。一方で、「減災」については、その明確な目標や個別の対策との関係等について、必ずしも十分な社会的な合意が形成されている訳ではない。

このため、今後、被害を完全に防ぐことができない大災害に見舞われる可能性を直視し、被害を完全に防ぐことができない大災害に備えた「減災」の考え方が災害対策の基本方針として機能するよう、法的な位置付けについて検討する必要がある。

② 「自助」「共助」の理念の明確化

東日本大震災では、ボランティアの活躍、企業の貢献、地域での助け合い等が見られ、日頃の防災教育等の成果として、自分の命は自分で守ることが実行された。このような「自助」「共助」の取組は、行政機能が低下する可能性のある大規模災害が発生した場合や、少子高齢化が進み地域防災力の低下がみられる場合に、ますます重要になると思われる。このため、国、地方公共団体による「公助」の役割とその限界を踏まえつつ、国民一人一人や企業が自らの命、安全を自ら守る「自助」、地域の人々や企業、ボランティア、団体等が協働して地域の安全を守る「共助」の理念やそれぞれの役割について検討を進め、法的にも明確にしていくことを検討していく必要がある。

③ 多様な主体の協働により社会の総力を挙げて立ち向かう防災

「減災」に向けて実効ある取組を進めるためには、行政のみならず、住民、企業、ボランティア、自治組織等の地域の様々な主体が地域の防災対策に積極的に参画、協働する取組を強化し、社会の総力をあげて地域の防災力の向上を図っていくことが必要である。このため「自助」「共助」の理念の明確化とともに、ボランティアの活動環境等の整備のための具体的方策、企業の事業継続計画（BCP）の策定及び改善を促進するための法的位置付けや具体的な支援措置の充実等についても検討していくことが必要である。

(2) 自然災害における「緊急事態」等への対処

東日本大震災において、「災害対策基本法」制定以来初めて緊急災害対策本部が設置され、その下に様々な対策が実施されたが、本部が有効に機能したかどうか、今後発生が懸念される大規模災害に備えるためにも、十分な総括がされなければならない。更には、緊急災害対策本部の在り方も含めて、自然災害における「緊急事態」への対応の在り方全般についての検討も必要である。

① 大規模災害時における緊急災害対策本部機能の強化

内閣府では、東日本大震災における初動対応や政府の実施した各種災害応急対策について、課

題・教訓のとりまとめを行っているが、今後、甚大な災害が発生した際には、初動期には、適時適切な被災者支援を実施するために、緊急災害対策本部事務局（以下「事務局」という。）の機能の強化を図るべきである。

具体的には、事務局幹事会において迅速かつハイレベルな意志決定が行われるための構成メンバーの見直し、事務局の円滑な立ち上げの方策、東日本大震災時に設置された「被災者生活支援特別対策本部（後の「被災者生活支援チーム」）」の体制を踏まえた事務局体制の充実・強化、内閣府の役割等について検討し、引き続き、大規模災害発生時の災害応急対策に係る体制の強化を図ることが必要である。

② 自然災害における「緊急事態」への対応の在り方

東日本大震災の経験を踏まえると、今後は、現行法の基本的枠組みの見直しをしなければ適切かつ十分な対応が困難な災害が発生しうることを想定し、対策を確立することが急務である。

特に、自然災害における「緊急事態」において災害応急対策を行うに当たっては、一分一秒を争う必要があり、平時において十分な法的備えを行っておくことが、国家存立の基本として必要である。

その際、東日本大震災においては、「災害対策基本法」に基づく「災害緊急事態」の布告が発令されなかったが、その仕組みの活用の視点も重要である。

このような、言わば自然災害における「緊急事態」に関する制度的枠組みの構築に当たっては、まず、どのような自然災害をその対象とするかの整理が必要である。

この場合、被害の甚大さの程度、経済社会的影響度の大きさ、国家としての存立に必要な業務の困難性等が尺度となりうると考えられるが、この点について、自然災害における「緊急事態」と認定した場合の法的効果との関連で、その範囲を明らかにする必要がある。

次に、法的効果に関する論点として、どのような範囲で捉えるかについては、

- ・災害時における臨時の組織としてどのようなものが望ましいか
 - ・国・都道府県・市町村間の事務、権限及び財政負担の在り方
 - ・緊急時における新たな制限や平常時における一般制度の特例措置として、どのようなものを想定するか
 - ・緊急時における法令等制定機能をどのように考えるか
- 等が挙げられる。

これらは、いずれも現在の「災害対策基本法」を中心として災害対策法制の基本的な考え方に大きな変更を迫るものであると同時に、緊急事態とは言え、国民の権利・義務の在り方とも絡む重要な問題をはらんでおり、我が国の法体系全体の中での整合性と言った観点からの検討も必要である。

以上、多岐にわたって重要な論点があるが、関係省庁、地方公共団体等とともに、十分に議論を行い、巨大な自然災害の発生により「緊急事態」が起きた時に備えた、制度、体制、仕組みを早期に構築すべきである。

(3) 人の命を大切にす避難対策

東日本大震災では、地震発生後、避難しなかったり、避難後再度戻ったことにより亡くなった方や避難所に逃げる途中で亡くなった方がいる。この中には、日頃からの防災教育や過去の災害から得られた教訓がしっかりと伝わっていれば、迅速な避難行動が取られたであろう場合や、津波警報等の情報が円滑に住民等に伝わっていれば被害を防げた場合があったと考えられる。また、避難に時間を要する高齢者、障害者等の要援護者への対応が十分に取られていれば助かった場合があったと思われる。

一方で、指定避難場所に避難したものの、そこで津波に巻き込まれて犠牲になった方もおり、安

全な避難場所が確保されていれば助かっていた場合もあったと思われる。また、避難所に避難したものの、避難所の避難生活環境が十分でなかったため亡くなった方もいた。

これらの教訓を踏まえ、津波から人の命を守るという観点に立った徹底した避難対策の確立が必要である。

① 津波避難の在り方の見直し

津波避難の在り方について、情報と避難行動の関係、情報伝達手段とその在り方、自動車での避難の在り方、津波からできるだけ短時間で円滑に避難ができる方策等について具体的な検討を行い、法的整備も含め、避難の在り方について見直しを行う必要がある。さらに、災害時の要援護者の避難を安全に配慮しつつ円滑化する方策について検討する必要がある。また、避難行動を取ることに伴う防災教育の強化や伝承や教訓等を他地域にも発信し、共有できるように努める必要がある。

② 安全な避難場所等の確保

避難場所については、津波等に対して安全な場所を指定することは当然のことである。

現在、避難場所について、法令上明確な位置付けは行われていないが、これについて、一時的に避難を逃れる場所としての機能と長期にわたって居住空間を提供する場所としての機能を峻別したうえで、前者について、その安全基準の確立とそのための仕組みの整備を早急に行うべきである。

(4) 被災者支援の充実

東日本大震災においては、地域全体が大きな打撃を受け、住まいのみならず、生業や就労の場を喪失し、多くの被災者が、長期間、避難所等での生活を送らざるを得なかった。また、被災者の生活再建に関しても、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生活全般についての支援が必要とされたところである。

これを踏まえ、今後、被災者行政の分野において、以下のような課題に取り組むべきである。

① 体系的な被災者支援制度の構築

被災者の支援に関しては、応急期においては、「災害救助法」により、避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給等がなされている。

また、生活再建支援については、「被災者生活再建支援法」に基づく支援金の支給により、居住する家を失った被災者の当面の生活費や住居の再建費用等が手当されている。

この他、様々な府省庁において、それぞれの法律や予算措置に基づき、多くの施策が講じられており、さらに、東日本大震災においては、多くの新施策、特例措置も講じられた。

しかしながら、こうした被災者支援施策が、個別的に講じられてきた結果、被災者にとっては、被災後の状況に応じた支援の全体像が分かりにくく、生活再建や自立に向け将来の見通しが立ちにくいとの指摘もある。

国において、被災者に必要な支援を、救難・救護から生活再建に至るまでの過程を一貫して抜け落ちなく、効率的に提供するように、地方公共団体等関係機関への働きかけを徹底するためにも、また、地方公共団体において、被災者支援を遅滞なく行うよう、十分な準備を進めるためにも、「災害対策基本法」に、被災者支援についての理念や基本的事項を明記するとともに、「災害救助法」と「被災者生活再建支援法」の関係等について、整理していく必要がある。

② 避難生活の環境の整備

巨大災害が発生した場合には、避難所に一時的に避難をすればよいというのではなく、市場が麻痺し、ライフラインの回復に時間がかかる中で、前述したとおり、多くの被災者が、長期間、避

難所等での生活を送らざるを得ない事態が発生する。

避難により助かった命を失わせないためにも、食糧の供給や避難所の寒暖対策、衛生対策等に万全を期する必要がある。

そのため、「災害対策基本法」において、避難生活についても、一時的に難を逃れる純粋な避難と峻別した上で、避難生活の環境整備の必要性について規定する必要がある。

また、関係府省庁が協力、連携し、避難所における良好な生活環境確保のための取組の指針を作成し、それを周知することで、長期間にわたる避難所生活にも対応できる体制を構築することが必要である。

さらに、東日本大震災においては、避難所に避難した者のみならず、在宅での生活を余儀なくされた者に対しても、困難な状況をもたらした。

食糧等の支援物資は、避難所までしか到達せず、また、そうした支援物資の到着や分配に係る情報等必要な情報も在宅者には知らされないことが多かった。

災害時には、在宅者は支援物資を避難所に受け取りに来るのが原則であるのは、防災関係者の常識である。

しかしながら、そうした原則は、避難所にいる一般住民の知るどころではなく、避難所側が在宅者に支援物資を渡さず、在宅者が食糧等に窮するという事態も生じた。

また、道路事情等から在宅者が受け取りに来るのが困難であるという状況も少なくない。

障害を有していること等により、避難所にとどまることができず、電気、ガス、水道等のライフラインが止まる中、暑さや寒さの中で、食糧や情報も不足し、生命等が危険にさらされるという事態も生じかねない。

こうした事態は、地方公共団体が、1) 災害時要援護者等在宅者の安否確認を行い、在宅者も含めた情報伝達のルールを定める、2) 避難所に、支援物資が当該避難所のみならず地域全体に向けられたものであることを徹底する、3) 在宅者が支援物資を受け取りに来ることが困難な場合は、ボランティアや自衛隊の協力を得て届ける等の措置をとることで避けることができる。

こうした在宅者への支援についても、適切な対応がとられるよう、法的に位置付けることが必要である。

③ 被災者の多様性への配慮

災害発生後においては、多くの者について、短期間の間に避難させなければならず、また、生活環境の整備も図らなければならないが、そのことは、被災者の多様性に配慮しないことを正当化するものではない。

災害時要援護者については、災害発生後、1) 避難所に避難するまでの過程、及び、2) その後、避難生活を送る過程の両面において、一般被災者にも増して、様々な困難に直面する。

一般被災者にも増して、災害時要援護者には適切な支援を行うことが必要であり、そのためには、地方公共団体において、事前に準備を行っておくことが不可欠である。例えば、情報伝達や安否確認を適切に行うためには、災害時要援護者名簿を作成しておくことが不可欠であるし、一人一人の障害者について、どのように避難させるのか検討しておかなければならない。また、その検討を机上のものとしないうるためにも、災害時要援護者も含めた避難訓練を実施しておかなければならない。

国においては、これまで「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成17年3月)等により、地方公共団体に、取組を促してきたところであるが、地方公共団体によって取組に差異がある状況である。

今後は、災害時要援護者への支援について、事前の準備も含め、地方公共団体においてしっかりと取り組まれるよう、国においても、災害時要援護者への支援や、その具体的取組である災害時要援護者名簿について法的に位置付けていくことが適当である。

また、災害要援護者名簿の作成が進まない要因として、個人情報保護法制が挙げられることが多い。災害法制の見直しに当たっては、個人情報保護法制との関係も整理する必要がある。

多様な被災者への配慮は、避難後においても重要である。

避難所においては、多様な被災者の刻々と変化するニーズを吸い上げ、市町村等に伝えるため、被災者自身により自治組織を立ち上げ、責任者等の役割分担を決めて対応することが適切である。

自治組織を形成し、被災者が自ら役割をもって担務を果たすことは、被災者の自立に向けた一歩となる。また、被災者同士が相互に話し合い、協力することで、避難所における良質なコミュニティの形成にもつながるものである。

今年度作成する、避難所における良好な生活環境確保のための取組の指針においても、これらについて盛り込んでいく必要がある。

④ 被災者を支える基盤づくり

被災者支援を適切に行っていくためには、まず、被災者とその被害を特定することが必要であり、り災証明は、被災者の生活再建の第一歩となる重要なものである。

しかしながら、被災者支援上、重要な業務であるにもかかわらず、現行法上は、り災証明について、法的位置付けがなく、地方公共団体に迅速かつ確実な事務処理を求める法的根拠がない。また、他の法令との関係を整理するうえでも、り災証明に法的位置付けがないことは支障となる。したがって、り災証明を法的に位置付けることが適切である。

また、り災証明を迅速に発行し福祉サービス等を必要とする被災者に漏れなく提供するためには、発災前からあらかじめ被災者支援のための総合的な台帳の整備に向け準備を進めておくことが有効である。

今後、被災者台帳についても、法的に位置付けて、他の法令との関係を整理していく必要がある。

(5) 復旧・復興の枠組み強化

東日本大震災からの復旧・復興においては、上述のとおり、応急的な復旧がおおむね進み、本格的な復旧に着手されているが、一方で、復興段階の制度的な枠組みがなく時間がかかる、時間の経過とともに重点課題が変化することあり、必ずしも迅速な対応が取れていないとの指摘もある。

これを踏まえ、今後、復旧・復興分野において、以下のような課題に取り組むべきである。

① 復興の基本的枠組み

これまで阪神・淡路大震災、東日本大震災復興における復興の基本的枠組みについては、その都度特別立法により、その整備が図られてきたところである。勿論、復興理念などについては、災害によって違い、このような特別立法により対応することには一定の意義があるが、一方では組織体制などについては、災害による違いはさほど大きくなく、速やかな復興への着手のためには、あらかじめ復興の基本的枠組みを用意すべきとの指摘もある。

このため、現在ほとんどないと言ってもいい「災害対策基本法」における復興の位置付けも含め、大規模災害における復興に関する制度的枠組みについて検討すべきである。

② 復旧に係る諸制度の整備

今日の東日本大震災においては、迅速な復旧のために、様々な事業上の特例や特別の財政上の措置が講じられたところである。このような特例は、個々の災害の実態に応じて適切な方法・内容を選択すべきとの観点から、今回も、東日本大震災に限定した制度として整備されたものである。

一方で、これについても、その都度特別な立法措置に時間を要することで、必ずしも迅速な対応がとれなかったとの指摘もなされているところである。「特定非常災害の被害者の権利利益の保全

等を図るための特別措置に関する法律」が、阪神・淡路大震災における特別措置の一般制度化として実現したように、今回の東日本大震災における各種の特例措置の一般制度化について、真剣で十分な検討が必要である。

③ 災害廃棄物の処理

今回の東日本大震災でも明らかなように、災害廃棄物の円滑な処理は、迅速な復旧・復興に必要な不可欠である。

災害時には、極めて膨大な災害廃棄物が発生し、被災した市町村単独での処理が困難となり、道路閉塞等により応急活動や復旧・復興の阻害要因となり得るほか、環境面からも復興の大きな課題となる。

このため、災害廃棄物発生量を事前に検討するほか、被災地内における災害廃棄物の仮置き場所の確保に加え、広域的な処理体制、最終処分場の確保等について、地方公共団体及び災害廃棄物を受け入れる可能性がある他地域の地方公共団体を交えた連携が必要であり、国の関与の在り方も含め、こうした災害廃棄物処理に関する調整の仕組みの整備が必要である。

また、建物の解体・撤去について、私有財産である災害廃棄物の処理に関し、公費による解体も含め行政による支援をどの程度実施するかについては、被災地の状況や補修・再建への支援体制等を踏まえ、その是非や方法等について検討する必要がある。

(6) 南海トラフ巨大地震、首都直下地震等大規模災害への対応

① 南海トラフ巨大地震対策

南海トラフの巨大地震で想定される最大クラスの震度分布・津波高は、中央防災会議（平成15年）における東海・東南海・南海地震の想定に比べ、震度6弱以上の市町村数で約2倍、津波高10m以上の市町村数で約9倍となる等、極めて厳しい災害様相が想定されている。

また、震源断層域が陸地に近いことから、津波到達時間が非常に短い地域が存在するとともに、津波高がこれまでの想定より大幅に高くなる地域がある。さらに、津波が広域に襲来することから、被害の様相は、都市の形成や地形（大都市、中小都市、平野部及びリアス式海岸部）によって大きく異なることが想定される。この想定に対して、被害を最小にする「減災」の考え方に基づき対策を講じることが必要である。

まず、海岸堤防をはじめとする海岸保全施設等の整備については、基本的には発生頻度の高い津波を対象とすることとされているが、津波が想定される地域の海岸保全施設等については、できるだけ過去に遡って津波の発生をより正確に調査した上で、海岸堤防によるせりあがりを考慮した津波高と高潮による波浪の打ち上げ高を考慮し、海岸保全施設等の整備計画の再検討が求められる。

さらに、東日本大震災の教訓を踏まえて新たに想定した最大クラスの津波に対しては、住民避難を軸とした、ソフト・ハードを組み合わせた総合的な災害対策が求められる。南海トラフ巨大地震の調査研究・観測態勢の強化や情報伝達手段の多重化・多様化等による津波警報等の確実な情報伝達体制の整備に加えて、津波ハザードマップの作成や、避難に関するルール・計画の見直し、防災教育・訓練の充実等のソフト対策と、避難場所、避難施設、避難路等の整備といったハード対策、土地利用の在り方も含めた地震・津波に強いまちづくり等の様々な津波対策について、都市形成や地形が異なる各地域の特性を考慮し、これらの対策の組み合わせによる有効な津波対策の進め方を提示していく必要がある。また、津波到達時間が非常に短いと想定される地域が存在することから、特にこのような地域に対してどのような対策をとるべきか、例えば、役場庁舎、病院、学校、社会福祉施設等の施設の配置の在り方や、住宅等の高台移転の推進方策等について検討が求められる。

南海トラフ巨大地震は、超広域にわたり強い揺れも想定されている。そのため、建築物の耐震化・不燃化、液状化、長周期地震動対策やインフラ・ライフラインの耐震化・老朽化対策、石油コ

コンビナート等危険物施設の地震対策等、揺れによる被害を軽減する対策を進めていくことも重要である。

また、南海トラフ巨大地震は超広域に甚大な被害が想定されるため、あらかじめ広域的な災害応急体制を確立しておくことが重要であり、救助部隊、救援物資調達・輸送、医療体制等の実効性の確保のほか、南海トラフ巨大地震を想定した応急対策活動要領の策定に取り組む必要がある。さらに、このような広域にわたる被災は、我が国の経済活動にも大きな影響を与えることから、企業等の事業継続計画（BCP）の充実・強化のための支援や、サプライチェーンの確保等、広域的な被災にあっても生産活動・経済活動が維持できるような方策についても検討していく必要がある。

こうした対策を推進していくため、南海トラフ巨大地震を対象とした地震対策大綱の策定等に取り組むほか、地方公共団体等への支援措置の在り方、東海地震、東南海・南海地震それぞれに存在する既存の法制度の在り方についても検討を進めていく必要がある。

② 首都直下地震対策

首都直下地震で想定される最大クラスの震度分布・津波高は、現行の首都直下地震の想定対象とされていない相模トラフ沿いの規模の大きな地震を含め、最新の科学的知見に基づいて検討を行うこととしている。首都直下地震が発生した場合、首都圏における被害の大きさや社会経済に与える影響は極めて甚大であり、首都中枢機能の継続性確保、膨大な数の避難者対策、広域応援体制、帰宅困難者対策等について、東日本大震災を踏まえた検証の上で、その対策を強化する必要がある。

首都直下地震においては、我が国全体の国民生活、経済活動への影響、海外への経済の影響、経済中枢機能の障害による日本経済の停滞・混乱、危機管理機能の低下による救援活動の遅れ等、他の地域での地震災害とは異なる影響や被害が発生する可能性がある。これらの被害を極力抑えるため、首都中枢機能の維持が求められる。そのため、国民の安全、国防・外交の維持、経済の安定、国としての信頼性を確保するための国内外への情報発信等、国全体としての業務継続目標を明確化し、これに基づいた対策を推進する必要がある。各府省庁は、これまで首都直下地震を想定した業務継続計画を策定してきているが、業務を継続するための職員の確保、非常用電源の確保等、その実施体制は必ずしも十分ではないことから、首都直下地震発生時の過酷な状況も想定して業務継続体制の充実・強化に取り組む必要がある。さらに、これまで業務継続が困難な場合の代替拠点の選定は各府省庁に委ねられていたが、政府全体としてのバックアップ機能を確保するため、首都圏内及び首都圏外での代替拠点の確保方針を明確にして取組を進める必要がある。また、首都中枢機能を確保するためには、インフラ・ライフラインの早期復旧のほか、国から事業者まで一貫した業務（事業）継続体制を構築する等、防災関係機関の組織を超えた連携を進めていく必要がある。

首都直下地震では、揺れによる大きな被害、広範囲での火災延焼により膨大な数の避難者が発生すると想定されている。また、交通寸断と機能支障による人流・物流への影響、大量の帰宅困難者の発生、燃料、電力等のエネルギー不足の懸念、域内交通の長期途絶等による住民の生活物資の不足等が想定される。

こうした膨大な被害に対して、まずは、建築物の耐震化、木造住宅密集市街地の解消、都市空間（オープンスペース）の確保、長周期地震動対策、液状化対策等、地震に強いまちづくりの推進、インフラ・ライフラインの耐震化・老朽化対策、石油コンビナート等危険物施設の地震・津波対策の強化等、被害を軽減させる予防対策に重点的に取り組む必要がある。膨大な避難者への対応としては、大規模な火災に際しての安全かつ迅速な避難誘導の実施体制、緊急的に避難する場所の確保を図るとともに、復旧・復興のための長期の避難者対策として、広域避難の事前検討、民間賃貸住宅活用や応急仮設住宅用地の確保等の事前検討を行う必要がある。

東日本大震災の首都圏における大きな教訓である帰宅困難者等対策については、官民により構成される「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」の中間取りまとめに基づき、「むやみに移動を開始しない」ことの周知等による一斉帰宅抑制や、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等への情報提供

体制、災害時帰宅支援ステーションを始めとする徒歩帰宅支援体制、鉄道不通の長期化に伴う帰宅困難者等の搬送体制等、官民連携による帰宅困難者対策を具体化していく必要がある。

また、経済中枢機能が集中する首都直下の地震に対しては、企業の事業継続計画（BCP）の充実・強化、サプライチェーンの確保、災害時の規制緩和措置の事前検討等、経済機能を支える企業の防災力を向上させる対策を検討していく必要がある。

広域的な災害応急体制としては、交通規制等の実効性を確保し、救助部隊、救援物資調達・輸送及び医療体制を確立すべく、国の首都直下地震応急対策活動要領を見直す必要がある。また、防災意識の向上に向けた防災教育を推進するとともに、行政、住民、企業等が一体となった防災訓練を実施していく必要がある。

復旧・復興に関しては、インフラ・ライフラインの早期復旧方策を検討するとともに、迅速に復旧・復興するため、復興目標となる首都圏整備の基本方針を明確化していく必要がある。

こうした対策を推進していくため、現在の首都直下地震対策大綱を見直すほか、対策実施のための支援措置の在り方についても検討を進めていく必要がある。

③ 火山災害対策

火山災害への対応として、これまで火山防災協議会の設置、噴火警戒レベルに対応した具体的で実践的な避難計画の策定などの促進を図ってきたところであるが、全国110の活火山のうち防災上監視を強化すべきとして火山噴火予知連絡会によって選定された47火山において、これらはいまだ十分な成果を上げてきていないのが現状である。

さらに、大規模噴火が発生した場合の対応については、必要な国・地方公共団体の連携、広域避難体制、広域火山灰対策等に関する検討がほとんど手つかずの状態といっても過言ではない。このような状況の下で、大規模な噴火が発生すれば、地域への影響はもとより、全国規模の深刻な被害をもたらしかねない。このため、改めてこれまでの対策の検証を徹底的に行い、法制度の在り方も含めて、火山防災体制の構築・改善を抜本的に進める必要がある。

第4章 民間分野で進む取組と国際防災協力

本章においては、企業、ボランティア等の民間分野における取組についての事例紹介と、防災分野における国際協力について記述する。

1 企業の取組等

(1) 企業の事業継続計画（BCP）の策定・運用促進に向けた政府の対応

大規模災害等が発生して企業活動が滞った場合、その影響は各企業にとどまらず、その地域の雇用・経済に打撃を与えることとなる。さらに、取引関係を通じて他の地域にも影響を与えるため、災害時における企業の事業活動の継続を図ることは、社会や経済の安定に貢献する重要な課題である。

この課題に対し、中央防災会議の「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」において、必要な官民連携策を示した「民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言」が平成16年に取りまとめられた。この中で事業継続計画（以下「BCP」という。：Business Continuity Plan）の指針や企業防災力の評価方法等の具体的な検討が必要とされ、内閣府において平成17年に「事業継続ガイドライン」を策定した。

また、国の防災に関する基本的な計画である防災基本計画において、平成17年に、企業がBCPを策定するよう努めるべき旨を記載し、平成20年には、国及び地方公共団体が策定支援等に取り組むべき旨を明確にするとともに、地域防災計画において重点を置くべき事項として位置付けたところである。

さらに、各地震防災戦略及び「新成長戦略実行計画（工程表）」（平成22年6月閣議決定）において、企業のBCP策定率を2020年までに大企業はほぼ全て、中堅企業は50%との具体的な目標を掲げた。

このほか、内閣府においては、事業継続の取組に関する優良事例の収集・提供、「事業継続ガイドライン」の充実、訓練に関する情報等の提供を行う等、BCPの策定・運用の促進に取り組んできたところである。

(2) BCPに関する企業の取組と東日本大震災における状況

内閣府では、全国の一般の企業全体を対象にした「企業の事業継続の取組に関する実態調査」を平成19年度から隔年で実施している。

企業におけるBCPの策定状況についてみると、平成23年度の調査では、BCPを「策定済み」とした企業と「策定中」とした企業を合わせると、その割合は、大企業では7割強、中堅企業では3割5分となっている。

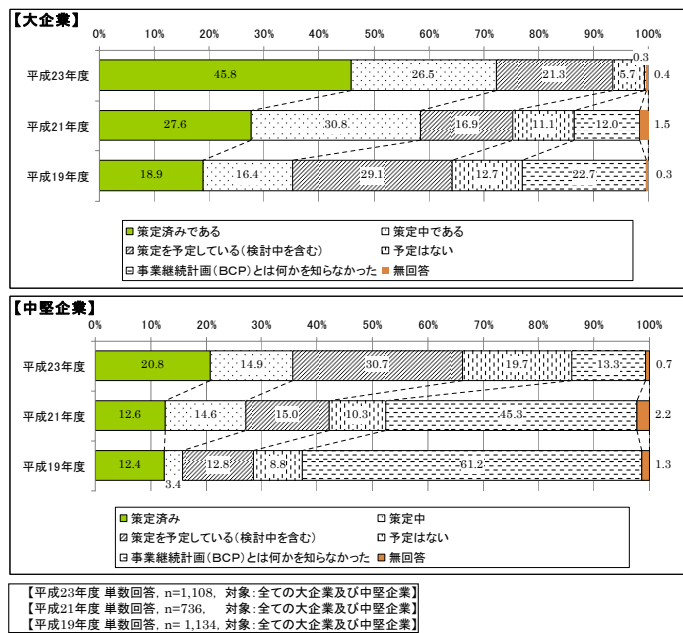
大企業については、「策定を予定している」も加えると9割以上となり、東日本大震災を契機として、企業の事業継続に対する意識が高まったものと推察される。また、大企業・中堅企業ともに、「知らなかった」との回答が大幅減少しており、BCPの認知度が大きく向上していることがうかがえる。

これら調査結果から、大企業、中堅企業のそれぞれで、BCP策定への取組が着実に進められていることが明らかとなった。

また、東日本大震災による重要業務の停止とその理由、再開までの時間を調査したところ、重要な事業が停止したと回答したのは約35%となっており、その理由として「停電」が約55%と最も高い割合となっている。一方、「自社の業務は再開したが取引先・納入元の業務の停止（資材の供給停止等）」が約26%、「自社の業務は再開したが取引先・納入先の業務の停止（顧客の工場停止等）」が約23%となっており、複雑化・広域化する製造業のサプライチェーンが大きな影響を受けたことが明らかとなった。

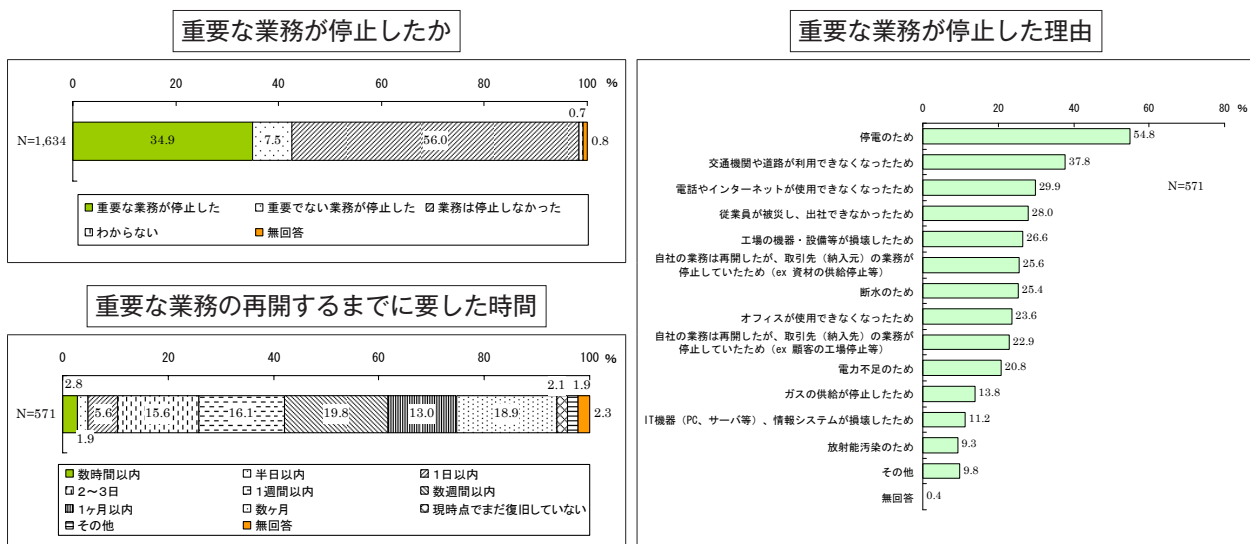
停止した重要業務の再開までに要した時間については、2～3日以内に再開できた企業は3割以下

図表 1-2-15 大企業・中堅企業のBCPの策定状況



出典：内閣府「企業の事業継続の取組に関する実態調査」（平成23年11月）

図表 1-2-16 東日本大震災における事業継続の状況



出典：内閣府「企業の事業継続の取組に関する実態調査」（平成23年11月）

で、再開までに1週間を超えた企業は5割超であり、多くの企業で1週間以上の事業中断が生じた。

各企業のBCPで取り決めていた事業継続に関する項目については、東日本大震災において、「対策本部の設置・運用ルール」、「発災後の業務遂行に関するルール」、「情報システム関連施設の防災対策（データセンター等）」、「従業員の安否確認手順」、「重要情報の保護（電子データ、紙媒体）」、「主要な設備の防災対策（工場の設備、業務用PCなど）」、「事業継続に必要な物資の備蓄体制（原材料、燃料、食料など）」、「発災後の取引先との連絡方法」、「代替データセンターの確保」、「自社の被害状況等の公表に関するルール」、「重要拠点の耐震補強など（本社・支店・工場等）」、「重要拠点が被災した際の代替拠点の確保」、「重要拠点が被災した際の代替設備・手段の確保」、「非常用電源設備の確保」、「自社製品の輸送手段の確保」、「取引先の業務が停止した場合の代替調達先の確保」が有効に機能したとの回答が多かった。

一方、改善が必要な項目は、「従業員の安否確認手順」、「事業継続に必要な物資の備蓄体制（原材料、燃料、食料等）」であった。

「改善」又は「追加」が必要な項目は、「重要拠点が被災した際の代替拠点の確保」、「重要拠点が被災した際の代替設備・手段の確保」、「非常用電源設備の確保」、「取引先の業務が停止した場合の代替調達先の確保」であった。

これらのことから、企業は、事業継続を確実にするためには、従来型の「早期復旧」戦略のみでは不十分であり、「代替」戦略を計画しておくことが必要と考えていることがわかる。

(3) 企業による東日本大震災における取組と今後の大規模災害に対する備え

東日本大震災においては、企業による様々な被災者・被災地支援活動が行われた。例えば、一般社団法人日本経済団体連合会（以下「経団連」という。）では、支援活動の報告書を取りまとめており、企業による支援活動として次のようなものを挙げている。

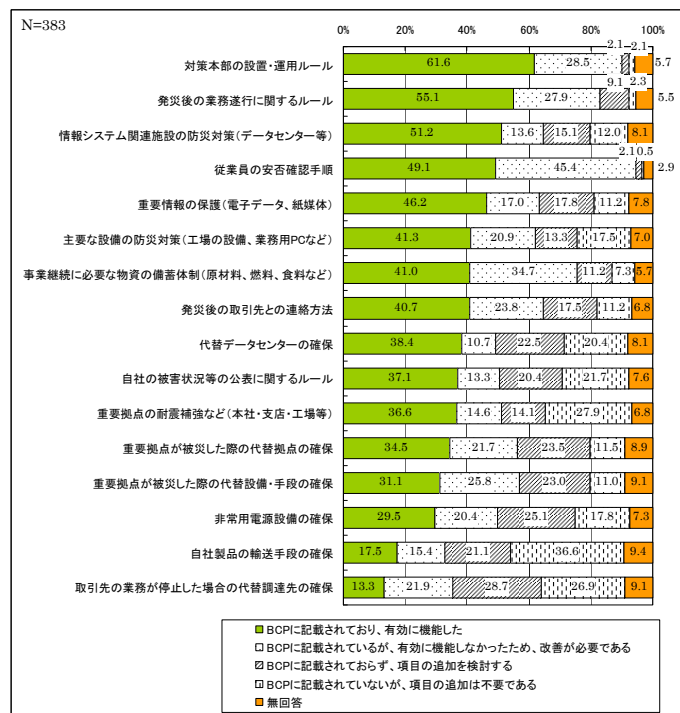
- ・ 企業・団体から直接又は社員や消費者・顧客への呼びかけによる合計約1,224億円の支援
- ・ 企業の本業を活かし、人材・技術・ノウハウ等の様々な要素を組み合わせ、被災地ニーズに即した独自の支援活動の展開
- ・ 社員のボランティア活動を支援するため、企業自らによるボランティアプログラムの企画、労働組合と連携した社員へのボランティア参加呼びかけ、震災を契機としたボランティア休暇制度の拡充・新設、業務扱いによるボランティア派遣等

また、実際の支援活動の展開に当たっては、国、地方公共団体、NPO・NGO等と連携・協働が行われた。経団連の会員企業が救援物資の提供に当たって、国や地方公共団体との情報交換や調整を図ったことにより、地方公共団体やNPO・NGOの協力を得ながら被災者へ確実に届けることができた事例が報告されている。

さらに、経団連では、平成24年3月に提案として「災害に強い経済社会の構築に向けて～企業・経済界の取組と行政に求められる対応～」を取りまとめている（図表1-2-18）。

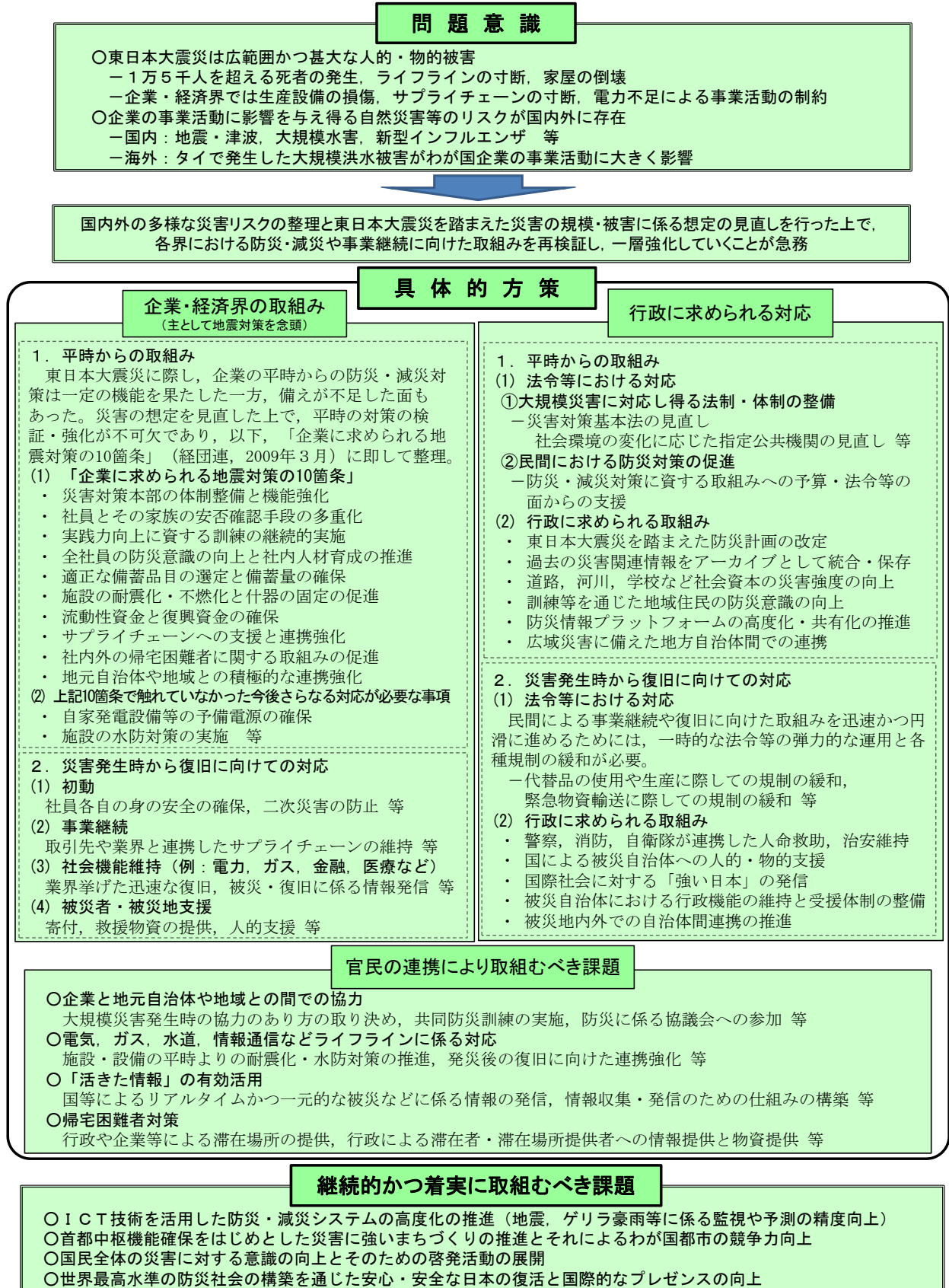
企業・経済界と行政の連携・協働を深化・拡大させていくためには、各主体相互の理解と具体的な取組を着実に進めていくことが必要である。

図表1-2-17 改善・追加の必要が生じた項目



出典：内閣府「企業の事業継続の取組に関する実態調査」（平成23年11月）

図表 1-2-18 経団連による提言（平成24年3月）



出典：経団連「災害に強い経済社会の構築に向けて 概要」

2 ボランティアの取組等

(1) 防災ボランティア活動の環境整備に向けた政府の対応

阪神・淡路大震災では、全国から数多くのボランティアが被災地へと駆けつけ、各種のボランティア活動に参加した。これは、多くの被災者に勇気と希望を与え、復興の大きな原動力となったことから、平成7年は「ボランティア元年」と言われ、防災ボランティア活動の環境整備の必要性が認識された。

内閣府では、平成16年度に相次いで発生した災害の際に、防災ボランティア活動の環境整備に関する様々な課題や論点が浮き彫りになったことを契機として、消防庁や厚生労働省等と連携しつつ、全国各地の防災ボランティア活動の関係者が、ボランティア活動における課題や成果を持ち寄り、知識を共有化できるよう、「防災ボランティア活動検討会」を立ち上げた。この検討会では、普及啓発等の資料の取りまとめ、防災ボランティア活動に関する情報提供・共有、先進的な取組事例等の紹介・共有、防災ボランティア活動に係る課題等について意見交換等を行っている。

平成23年度の検討会においては、東日本大震災における防災ボランティア活動を総括するとともに、今後発生が危惧される大規模災害に備えるための広域連携のポイント集「防災ボランティア活動に関する広域連携の体制構築に向けて」を取りまとめた。

(2) 東日本大震災におけるボランティアの取組

東日本大震災では、多くのボランティアが被災地に駆けつけ、活発な活動が行われた。全国規模のNPO・NGO等によりネットワークが構築されるとともに、被災地には地元のNPO・NGO等のネットワークが構築され、NPO・NGO等同士が連携して被災者に寄り添う息の長いボランティア活動が行われている。連携して行われた事例について、次のとおり紹介する。

事例1：石巻災害復興支援協議会

宮城県石巻市を拠点として災害復興支援に関わるNPO・NGO及び特別なスキルを持つ個人が連携し、円滑で効率的な活動を行うための場を提供する団体として石巻災害復興支援協議会が発足した（平成23年12月22日時点で約320団体が登録）。

3月20日にNPO・NGO連絡会を開いて以来、各団体の情報共有と、被災地のニーズに合わせた支援活動を行うために、毎日協議会を開催した。また、協議会と石巻市役所産業部、自衛隊により定期的に開催された「3者災害対策会議」では、活動の重複等が生じないように情報共有と活動調整が行われた。この協議会の存在により、被災地内外の多くの団体が情報を共有し、全体的な活動調整が可能となった。

事例2：遠野まごころネット

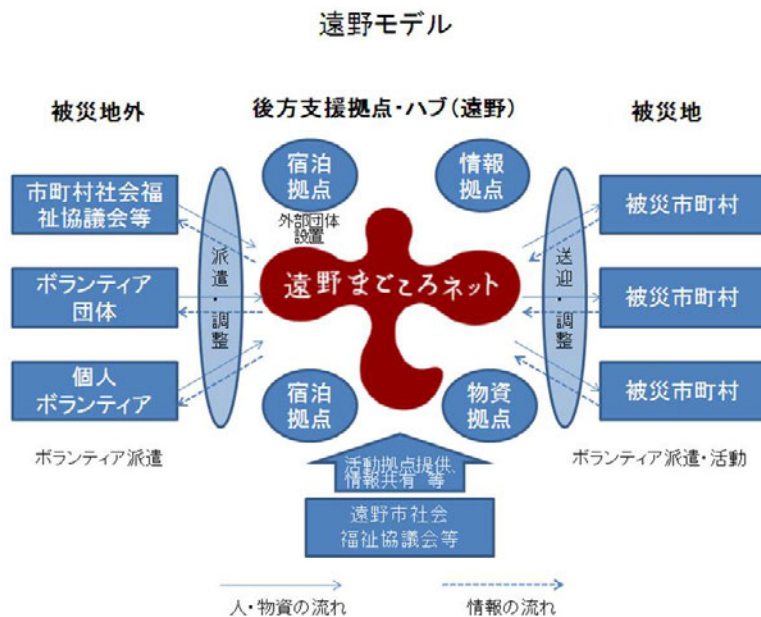
岩手県遠野市では、沿岸部が地震・津波災害で被災した際の後方支援拠点構想として、平成19年に「三陸地域地震災害後方支援拠点施設整備推進協議会」を9市町村で設立し、平時より自衛隊、消防等による総合防災訓練の実施、支援基地の整備等の受入・支援態勢を整えていた。

東日本大震災発生後の3月28日に、準備していた後方支援拠点が設置され、これに伴い遠野市民、遠野市社会福祉協議会及びボランティア団体を中心としたボランティア集団である遠野市被災地支援ネットワーク「遠野まごころネット」が設立された。（平成23年12月時点で60団体が参加）

遠野まごころネットでは、岩手県、遠野市及び各地のボランティア団体が連携し、ボランティアの受入れと沿岸被災地への送迎、派遣調整等を行った。特に各団体の支援によって整備されたボランティアの宿泊拠点は、情報と人が集まる「ハブ」として機能し、効果的かつ効果的な支援が実現された。

また、遠野まごころネットに参加している遠野市社会福祉協議会は、活動拠点となる施設の提供や各種手続の支援、定期会合等での情報共有等を行い、防災ボランティア活動の円滑な連携を支援した。

図表 1-2-19 遠野におけるボランティア広域連携のモデル



出典：遠野まごころネット資料を基に内閣府作成

事例3：おだがいさまセンター

福島県郡山市にあるコンベンション施設「ビッグパレットふくしま」は、東日本大震災発生後の3月16日より福島県富岡町及び川内村からの避難者を受け入れ、最大約2,500人が避難してきた。避難当初は、お互いを知らない避難者同士が多く、避難者間の交流も少ないため、避難所の運営は極めて困難であった。

このような状況の中、避難所の運営支援で配置されていた県職員、同施設の職員及び外部からのボランティア団体が連携し、避難所の運営を良い方向へ導くための話し合いを始めた。

経験豊かなボランティアによる「避難者の居場所づくりとしてのサロン活動と足湯が大事」との助言に基づき、喫茶コーナーや足湯の運営を始めた。これをきっかけに、避難者が自然に集まるようになり、避難者同士が自主的に「カフェ」を作り始めた。

外部からの支援者の知恵と県職員等の熱意が一体になることで、混乱していた避難所の運営が好転し始めた。

そして、避難者同士が助け合い自立した生活を取り戻すための支援及び外部からのボランティア受入れを一元的に行うセンターの構想が生まれ、5月1日に富岡町及び川内村の社会福祉協議会が中心となり、生活支援ボランティアセンター「おだがいさまセンター」が立ち上げられることになった。

「おだがいさまセンター」が呼びかけ、ガーデニング、草むしり、ミニFM局等の活動に、県内外のボランティアや避難者も自ら関わり、これらの活動を通じて避難者同士が交流した。このことは、避難者の自立した生活再建と応急仮設住宅等への移転を促し、同施設は8月末に避難所としての役割を終えた。

避難所を支えたおだがいさまセンターは、平成24年2月に郡山市富田町の仮設住宅内に移り、富岡町が運営する、富岡町生活復興支援センター「おだがいさまセンター」として生まれ変わった。そして、仮設住宅入居者から県外避難者まで広範な支援の枠組み構築や、避難住民の自主的な生活再建の支援活動、外部からのボランティアの受入れ窓口及び周辺地域との交流拠点として機能している（平成24年6月時点）。



交流の場となった喫茶コーナー

図表 1-2-20 おだがいさまセンター



出典：全社協HP「被災地支援・災害ボランティア情報」
「ビッグパレットふくしま避難所記」刊行委員会「ビッグパレットふくしま避難所記」

事例4：東日本大震災支援全国ネットワーク

東日本大震災後の3月16日から、防災ボランティアの団体、活動者及び学識者が中心となり、全国のNPO・NGO等による広域連携のネットワーク作りが始まり、3月30日に「東日本大震災支援全国ネットワーク」（以下「JCN」という。）が設立された（平成23年12月時点で約700団体が参加）。

大きな災害においては、ボランティア団体ごとに個別の活動を展開しても、支援が行き届かない被災地が生じるおそれがあること等から、JCN加盟団体の間で、物資・情報の交換等の「横の連携」が図られた。

これを支える情報インフラとして、

- ・全国の団体とメールで情報共有する「メーリングリスト」
- ・全国の団体の活動状況を地域別・支援内容別に紹介する「全国支援状況」
- ・支援活動を続けていくための工夫と指針を情報提供する「活動ガイドライン集」
- ・広域避難者を支援する「広域避難者支援」
- ・各団体の支援事業等を紹介する「活動事例集」
- ・各府省庁との連絡会議等、国とボランティアとの連携を図る「政府との連携」

等を掲載したホームページを運営した。

また、インターネットを通じた活発な情報の交換や適宜の情報共有に加え、顔の見える関係作りのために「現地会議」を開催した。

JCNは、防災活動を行うボランティア団体が「全国規模の受援側と支援側のネットワーク作り」のために自ら立ち上げた組織であり、この活動は、今後の広域連携の在り方を探る重要な試みとなった。

図表 1-2-21 JCNの活動



出典：JCNホームページ

(3) 防災ボランティア活動の広域連携体制の推進


内閣府では、防災ボランティア活動の広域連携を促進するため、東日本大震災において広域的に展開された防災ボランティア活動の実態を調査し、防災ボランティア活動に関する広域連携のポイント集を取りまとめて公表した（平成24年3月）。

ボランティアによる東日本大震災の被災地における活動は現在も進行中であり、今回取りまとめたポイント集は、広域連携に関わる様々な課題等の一部を示したものに過ぎない。

今後発生が危惧される大規模災害を念頭に、本ポイント集を参考にしつつ、広域連携の在り方について各地の多様な主体間で議論が行われ、新たな課題や解決事例を基に、ポイント集を繰り返し改善していくことが必要である。

図表 1-2-22

防災ボランティア広域連携ポイント集の概要


内閣府

防災ボランティア活動に関する広域連携の体制構築に向けて
 ～大規模災害に備え、各地域で考えていただくためのポイント～
<概要>


平成23年3月11日の東日本大震災発生後、多くのボランティアがいち早く被災地へ駆けつけ、活発なボランティア活動が行われています。

今後発生のおそれのある南海トラフの巨大地震（東海・東南海・南海地震の三連動地震）や首都直下地震のような大規模災害では、市町村域のみならず都道府県域を越えて全国から、多くのボランティアが被災地へ駆けつけることが想定されます。


そのため、平時から、被災地外からのボランティアの受け入れ環境を整備するとともに、防災ボランティア活動の受援側・支援側双方の連携体制を構築することが重要です。

ボランティアがつなぐ『希望・KIZUNA・おたがいさま』

受援側



支援側



このたび内閣府防災担当では、地域で防災ボランティア活動に関わる次の皆様を対象として「広域連携」の検討を進めていただくために『**広域連携ポイント集**』を取りまとめました。

- 防災ボランティア活動団体
- 防災ボランティア活動の支援団体
- 様々な分野のテーマ組織
- 自治会・町内会、民生委員・児童委員等の地域のリーダーの方々
- 地域内の民間企業
- 行政

本紙では『広域連携ポイント集』の概要をご紹介しますので、詳しくは本資料を手に取り、地域の皆様と一緒に、防災ボランティア活動に関する広域連携の体制構築に向けて、受援側・支援側など様々な視点から考えていただけたら幸いです。

内閣府では、こうした情報発信をさらに充実させていきたいと考えており、各地域で検討された時の話題や他の地域にとってのヒント等について、ぜひお寄せいただきたいと思います。

http://www.bousai.go.jp/volunteer/index.html CABINET OFFICE GOVERNMENT OF JAPAN

出典：内閣府資料

3 国際防災協力

我が国は、幾多の災害の経験や教訓により培った防災に関する知識や技術を活用し、世界の災害被害の軽減に向けた国際防災協力を積極的に進めてきており、防災協力は我が国の顔に見える国際貢献の重要な分野となっている。

我が国は、国連国際防災戦略事務局（UNISDR）、国連人道問題調整部（UNOCHA）といった国際機関の活動支援を通じた協力、アジア防災センターを通じた防災情報の共有や人材育成等を行う多国間防災協力、日中韓やAPEC等における防災協力の推進を図る地域内防災協力を推進している。

東日本大震災に際しては、163の国及び地域並びに43国際機関から支援の申出を受け、24の国と地域から緊急援助隊、医療支援チーム及び復旧支援チームを受け入れ、国際機関も我が国において活動を実施した。また、126の国及び地域並びに国際機関から物資・寄付金を受領した（物資：63件、寄付金：93件（総額約175億円以上）・一部重複あり）。さらに、海外医療支援チームが活動を実施した。

このように国際社会から多大な支援を受けた我が国には、東日本大震災から得られた知見や教訓を国際公共財として世界と共有するため、国際防災協力を推進する大きな責務がある。

図表 1-2-23 諸外国・地域・国際機関からの救助チーム・専門家チーム等活動場所一覧（平成23年9月30日時点）



出典：外務省資料

(1) 国連や国際会議の開催を通じた防災協力の推進

① 第3回防災グローバル・プラットフォーム会合

東日本大震災から約2か月後の平成23年5月10日から13日まで、「第3回防災グローバル・プラットフォーム会合」が、スイス・ジュネーブで開催された。

本会合は、平成17年に「第2回国連防災世界会議」（開催地：神戸市）で採択された国際社会の防災活動指針である「兵庫行動枠組2005-2015」の進捗状況を点検・評価し、今後の推進方策を検討するために、2年に一回開催される国連主催の国際会議である。

我が国からは、内閣府副大臣が政府代表として出席し、開会式典で演説のうへ、東日本大震災に際しての各国からの支援への感謝、被災地の復興に向けた決意とともに、さらなる国際防災協力の推進を表明した。また、平成27年にも予定されている「第3回国連防災世界会議」を日本に招致する用意があること、大規模災害の経験を共有するための国際会議を平成24年に開催する予定であることを発言した。

本会合の最終日に示された議長総括では、「国連防災世界会議」を我が国へ招致する方針にも言及された。また、「国連総会」決議においても、同会議に関する我が国の招致方針が歓迎された。

② 内閣総理大臣による第66回国連総会における一般討論演説

平成23年9月23日の「国連総会」における内閣総理大臣の一般討論演説では、東日本大震災を受けても日本人の気高き精神が示されたことへの誇り、再生への決意を述べると同時に、世界中から支援の手が差し伸べられたという世界との絆に対し、感謝の意が表明された。

また、防災分野における国際協力の拡大として、平成24年に震災の被災地である東北で国際会議を開催すること、その成果を踏まえ、第3回国連防災世界会議を日本に招致し、災害に強い社会の構築を目指して、国際社会で主導的な役割を果たしていく旨を表明した。

③ 世界防災閣僚会議 in 東北

「第3回防災グローバル・プラットフォーム会合」及び「国連総会」における内閣総理大臣演説で言及された国際会議が、平成24年7月に岩手県、宮城県及び福島県の被災地3県において開催される予定である。本会議には、各国の閣僚級、国際・地域機関、国際NGO等総勢300人程度の参加を予定している。

本会議は、東日本大震災を始め、近年世界で生じた大規模自然災害についての経験と教訓を国際社会と共有し、事前の備え、緊急対応、気候変動や都市化を始めとする新たな災害リスクへの対応等、様々な側面から防災に関する議論を行い、強靱な社会の構築に向け、各国の開発計画及び国際協力における防災の主流化に貢献していくことを目指している。また、被災地を実際に訪問することで、多くの関係者が復興に向けて続けている努力を国際社会に認識してもらう良い機会とするものである。

④ アジア防災閣僚級会議

平成24年10月には、「兵庫行動枠組2005-2015」についてアジア各国での実施状況や推進方策を議論するとともに、アジアにおける災害被害の軽減のための取組の成果と課題を総括する「アジア防災閣僚級会議」が、インドネシアで開催される予定である。

本会議は、アジア各国の防災担当の閣僚級を始めとした出席者に対し、我が国の防災対策の見直し等について情報発信する機会とする。

(2) アジア・太平洋地域における防災協力

① アジア太平洋経済協力

平成23年の「アジア太平洋経済協力」(APEC)においても、防災分野が取り上げられた。

同年8月には、宮城県仙台市等において、「民間部門の緊急事態への備えワークショップ」が開催され、本会議には外務副大臣が出席し、企業の事業継続計画(BCP)について東日本大震災を受けた今後の課題等が議論された。

また、同年9月には「防災担当高級実務者会合」が、米国・サンフランシスコで開催された。我が国からは、内閣府大臣官房審議官及び外務省経済局審議官が出席し、それぞれセッションにおいて発表を行った。内閣府大臣官房審議官からは、東日本大震災の被害状況や政府の対応等の概要のみならず、震災の際に高速道路や鉄道等のインフラが早期復旧したことや、防災教育や過去の教訓の伝承が功を奏した事例を紹介した。外務省経済局審議官からは、同年8月のワークショップの内容と成果を説明し、BCP策定に当たっては法規制、補助金・税制、認定制度等を合わせて促進することの必要性を説明した。

こうした会議成果を踏まえ、同年11月の「閣僚会議」において、BCPにも言及した「災害への強靱性に関するハイレベル政策対話」が取りまとめられた。

② 東日本大震災に関する専門家会合

東日本大震災から得られた知見・教訓を共有するため、内閣府、国際協力機構(JICA)、国連アジア太平洋経済社会委員会(UNESCAP)及びアジア防災センターが主催し、アジア太平洋各国及び国際機関の政策担当者への出席(25か国、25国際機関等、計112人)のもと、平成23年12月16～18日に「東日本大震災に関する専門家会合」が開催された。本会合では、中央防災会議の東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会座長が基調講演を行うとともに、岩手県釜石市長が東日本大震災被災地からの報告を行った。

また、平成23年10月の「日中韓防災担当閣僚級会合」において専門家による会合を開催することとされたことから、「日中韓防災担当実務者会合」が併催された。中国及び韓国からの発表に続いて、我が国からは中央防災会議の東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専

門調査会による報告内容について発表を行い、意見交換を行った。

また、岩手県宮古市及び釜石市の視察を実施し、釜石市立釜石東中学校教諭から東日本大震災当日の様子やその後の状況の説明があり、応急仮設住宅において釜石東中学校の生徒との交流が行われた。



宮城県宮古市田老地区堤防視察

③ アジア防災センターの活動

アジア地域のメンバー国29か国（平成24年3月時点）による、災害被害軽減のためのネットワークの要として平成14年7月に設立されたアジア防災センターにおいては、東日本大震災の発生直後から、災害情報をホームページから英語で発信するとともに、研究員を被災地に派遣して被害状況の把握に努め、それらの調査結果もインターネットを通じて英語で発表した。

平成23年6月には内閣府等との共催により「アジア防災会議2011」をスリランカ・コロombo市において開き、メンバー国、国際・地域機関等の防災関係者がアジア各国の防災能力向上策について議論を行った。我が国からは、内閣府副大臣が特別講演を行い、被害状況の報告、政府の取組みと復興方針の説明を行うとともに、世界各国からの支援に対する感謝を述べた。

アジア防災センターからは、同年5月に同センターが日本で内閣府等と共催した「東日本大震災に関する専門家会合」の内容について発表した。

また、平成24年1月には、内閣府、国際防災復興協力機構等との共催により「国際復興フォーラム2012」を神戸市において開催した。同フォーラムにおいては、東日本大震災の被害状況の報告や、スマトラ島沖地震・津波、タイ水害等の大災害からの復興の状況報告を基に、「しなやかな復興」の実現のための地域間協力の在り方が議論された。

この他、アジア防災センターでは、「第3回防災グローバル・プラットフォーム会合」及び「民間部門の緊急事態への備えワークショップ」のほか、アジア太平洋地域宇宙機関会議（平成23年12月）及び国連教育科学文化機関・国連大学国際シンポジウム（平成24年2月）といった国際会議において、東日本大震災への対応状況等の情報発信を行った。

(3) 日中韓等地域内防災協力

① 日中韓防災担当閣僚級会合

平成20年の「第1回日中韓首脳会議」における「三国間防災協力に関する共同発表」に基づき、日中韓三か国が持ち回りで「防災担当閣僚級会合」を開催することとされており、その第2回会合が平成23年10月に、我が国から内閣府副大臣、中国から民政部副部长、韓国から消防防災庁長官が出席し、中国で開催された。

本会合では、内閣府副大臣から、東日本大震災に際しての中国及び韓国からの支援に対して感謝を表明し、復興への努力、今後の災害に関する経験や知識の共有等の協力の推進の必要性について発言した。

また相互訪問、交流制度の確立として、2年に一回の「防災担当閣僚級会合」や適切な時期に専門家による会合を開催すること、各国の経験を共有するために政府の防災担当者や専門家を被災地に招くことを確認した。さらに、防災に関する政策の情報や大規模災害についての研究成果の共有促進を図ること、災害による被害を減らし救援活動における能力を向上するための協力を強化することを確認した。

② 日韓防災会議

日本と韓国の二国間協力として、平成11年度から、「日韓防災会議」を両国で相互に開催しており、平成24年2月に同会議を東京で開催した。我が国からは、「東日本大震災に対する国の応急対応について」と題し、東日本大震災の被害概要、国の応急対応、「東日本大震災における災害応急対策に関する検討会」の検討状況について説明した。

また、「今後の地震・津波対策について」と題し、中央防災会議の地震・津波対策専門調査会の報告書の概要、防災基本計画の修正ポイント、今後の防災対策を検討する際の対象地震・津波の設定等について説明した。

このように、我が国は、東日本大震災に際して国際社会から受けた多大な支援に報いるため、経験や知見を継続的に情報発信し、国際社会と共有することを目指している。

また、既に招致方針を示している「第3回国連防災世界会議」の我が国での開催を実現するとともに、平成27年に終期を迎える「兵庫行動枠組2005-2015」の後継の枠組み策定に向けて、情報発信を続け、我が国の国際社会でのプレゼンスを確保していく必要がある。

今後とも世界各国、特に自然災害に脆弱な開発途上国の人的・物的被害の軽減のため、このような国際防災協力の取組を推進していく必要がある。

第2部

各種災害対策への取組の方向性と
平成23年以降発生した主な災害と
その対応（東日本大震災を除く）

第1編 各種災害対策への取組の方向性

第2部では、東日本大震災以外の各種災害対策への取組や、平成23年以降に発生した主な災害について記述する。

まず、第1編では、中央防災会議「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会」の報告、中央防災会議「災害時の避難に関する専門調査会」の報告、内閣府・国土交通省の「大雪に対する防災力向上方策検討会」の報告及び竜巻等突風対策について記述する。

1 地方都市等における地震防災の在り方

日本全国には陸域に約2,000箇所の活断層があると推定されており、近年、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖を震源とする地震（平成17年3月）、能登半島地震（平成19年3月）、新潟県中越沖地震（平成19年7月）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）等、主として地方都市等が被災する地震が頻発している。人的・物的な被害に加えて、土砂災害に伴う交通の寸断や情報通信の途絶による孤立集落の発生等大きな被害に見舞われた地域が多い。また、地方公共団体は地震災害対応に不慣れな場合も多く、対応に混乱が生じている事例も見られ、事前の備えや災害時の円滑な対応等様々な対策の充実を図ることが喫緊の課題となっている。

これらの地震による被害を詳細に見ると、とりわけ高齢化や過疎化といった地方都市等に特有の課題が地震発生時の被害や復旧・復興対策等に大きな影響を与えていることが明らかになっており、それらを踏まえつつ、充実・強化すべき対策や支援方策について検討を行うことが必要である。

図表2-1-1 「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会」報告概要

○近年発生した地震災害における教訓や対応を踏まえ、主として都道府県や市町村における今後の地震防災対策に役立てることが出来るよう、報告をとりまとめ。

地方都市等における今後の地震防災対策の方向性

発災時の円滑な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策の検討体制 ・災害対応力の強化・連携体制の整備 	特別な配慮が必要な人のための対策 <ul style="list-style-type: none"> ・特別な配慮が必要な人のための対策 ・生活不活発病対策 	ライフライン・インフラの早期復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・復旧対策
情報発信・広報 <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・情報の選別・整理・評価 ・情報共有・伝達・広報対応体制 ・情報提供手段・風評被害対策 	孤立集落対策 <ul style="list-style-type: none"> ・情報確認、伝達手段の確保・平時の備え ・ヘリコプター等の運用・土砂災害対策 	中山間地等の復興 <ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興の進め方 ・コミュニティ、生活、集落の再建 ・産業の再建
被災者の生活環境対策 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の確保対策 ・物資の提供・管理対策 ・多様な被災者に配慮した生活環境対策 	自助・共助の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・自助の促進・共助の促進 	災害廃棄物対策 <ul style="list-style-type: none"> ・処理対策
	ボランティア、民間企業の役割と連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアとの連携・民間企業との連携 	

○報告と併せて、『地方都市等における地震対応のチェックリスト(例)』、『地震対応の事例集』をとりまとめ

『地方都市等における地震対応のチェックリスト(例)』 <p>目的 災害発生時に必要となる基本的な対応を事前に確認しておくなど災害発生前に対策を講ずるとともに、災害発生時には対応状況(指示、確認)をチェックすることによって、災害対応の効率・円滑化を図る</p> <p>特徴 災害対応の各段階(準備、初動、応急、復旧、復興)において、地方公共団体が実施すべき対応(18の対策項目)をチェックリスト形式で記載</p>	『地震対応の事例集』 <p>目的 過去の地震発生時に講じられた災害対応の事例・ノウハウを蓄積し、広く共有することによって、地方公共団体の災害対応能力の向上と底上げを図る</p> <p>特徴 近年発生した地震において、各地方公共団体が講じてきた災害対応等の優良事例などを専門調査会報告の項目毎に92事例掲載</p>
--	--

出典：中央防災会議「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会」資料

このため、平成22年1月に、中央防災会議に「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会」を設置のうえ検討を行い、平成24年3月に報告書を取りまとめた(図表2-1-1)。

本専門調査会では、比較的被災範囲の狭い直下型地震災害を対象に、近年発生した地震災害における各地域での教訓や対応を踏まえつつ、地震防災の在り方について検討してきた。東日本大震災の教訓のうち、例えば、避難所における環境改善等は、被害の大きさや被災範囲にかかわらず、本専門調査会で対象とする地震に対しても有効な教訓となることから、これらの事例等も検証した。

なお、災害事象は異なるが、近年頻発する水害や土砂災害等に対しても、本専門調査会の報告書で取りまとめられた対策は有効であるといえる。

また、報告書と併せて、地方公共団体における災害対策の検討や地震発生時の災害応急対応等に活用できるように、「地方都市等における地震対応のチェックリスト(例)」と「地震対応の事例集」を取りまとめた。

このチェックリストは、災害発生時に必要となる基本的な対応を事前に確認しておく等災害発生前に対策を講ずるとともに、災害発生時には対応状況(指示及び確認)を確認することによって、災害対応の効率化・円滑化を図ることを目的としている。災害対応の各段階(準備、初動、応急、復旧及び復興)において、地方公共団体が実施すべき対応(18の対策項目)をチェックリスト形式で取りまとめていることが特徴である。

「地震対応の事例集」は、過去の地震発生時に講じられた災害対応の事例・ノウハウを蓄積し、広く共有することによって、地方公共団体等の災害対応能力の向上を図ることを目的としている。各地方公共団体が講じた災害対応等を報告書の項目毎に掲載していることが特徴である。

地方公共団体においては、これらを活用し、地域防災計画や災害対応体制の見直し、訓練や研修等の実施、発災時の対応の効率化・円滑化、周辺の地方公共団体や民間企業等との連携、住民と連携した防災教育の促進及び地震災害対策の充実・強化に取り組むことが期待される。

2 大雨災害時の避難の在り方

① 災害時の避難に関する専門調査会

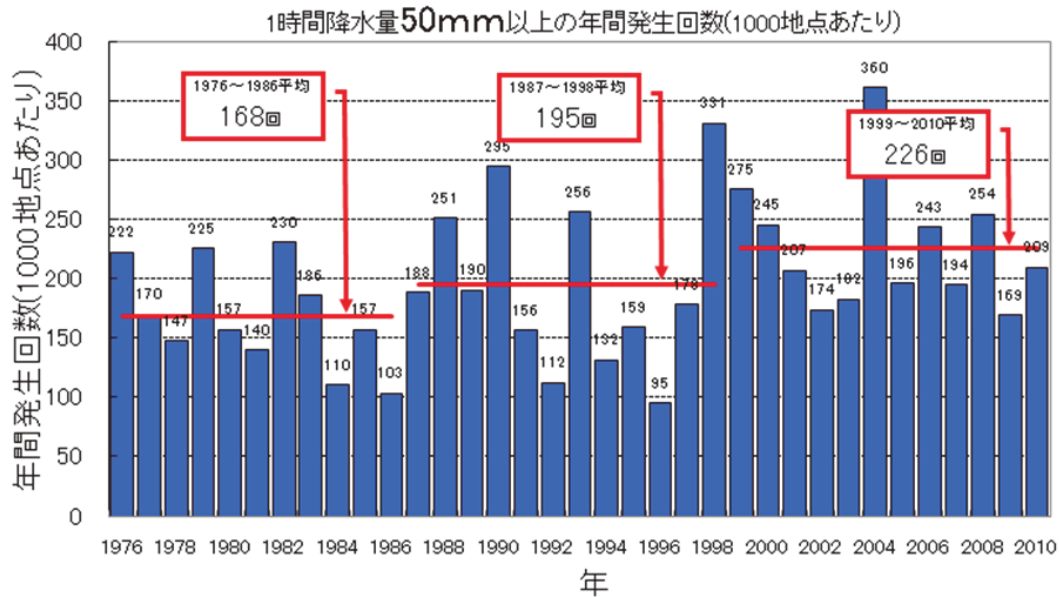
伊勢湾台風を契機として「災害対策基本法」が制定された後、特に大雨による被害は著しく減少しており、各種災害対策が一定の機能を果たしてきているといえる。

一方で、短時間強雨は増加傾向にあり、中小河川の外水氾濫や下水道による内水氾濫等の発生の危険性が増している(図表2-1-2)。平成21年7月の中国・九州北部豪雨では、土砂災害が発生し、福祉施設において避難が間に合わず犠牲となる事例がみられた。また、同年8月の台風第9号では、避難場所への移動中に犠牲になったと思われる事例がみられた。これらのことから、災害時の避難の在り方が課題となっている(図表2-1-3)。

また、「災害対策基本法」制定当時と比較し、氾濫流等の外力への耐性が強い鉄筋コンクリート造りの住居構造が増加、スマートフォン等の個人が携帯できる情報端末の普及、高齢化の進展、高齢者の単身世帯の増加等、避難を考える上での社会環境が変化している。

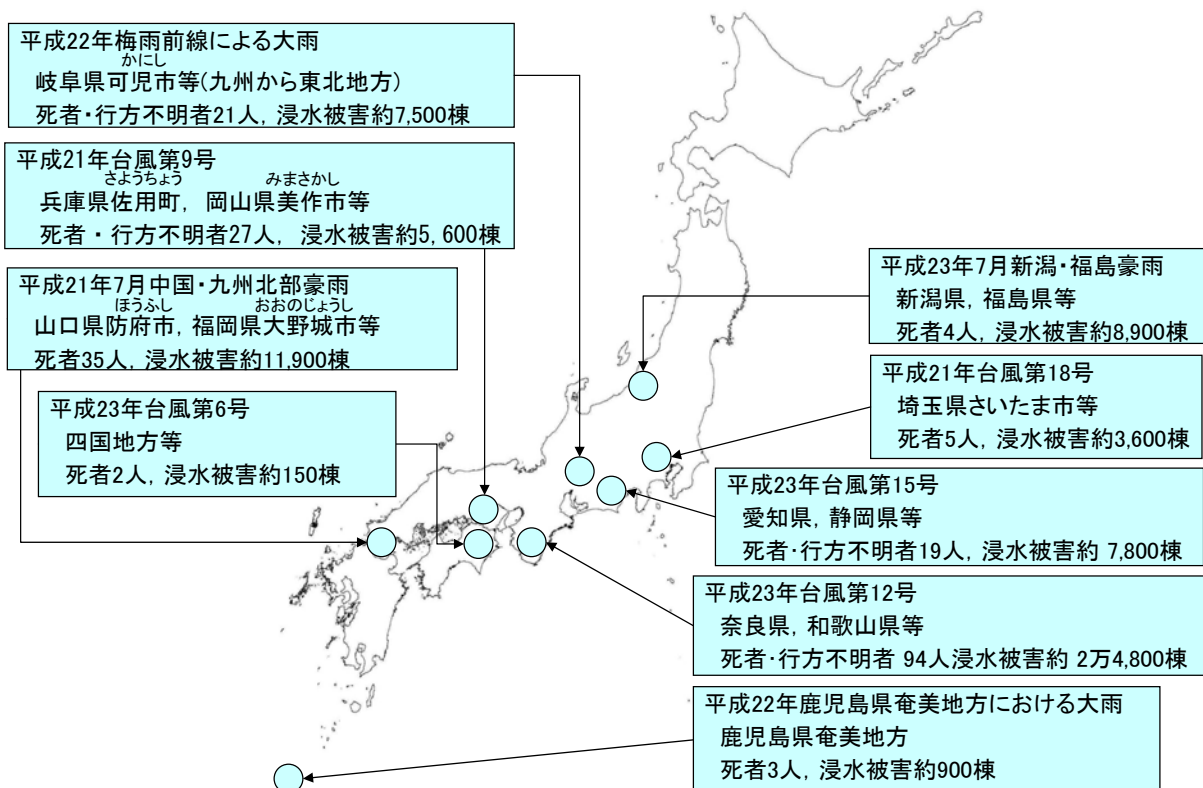
こうした近年の大雨災害の課題と社会環境の変化を背景に、平成22年4月、中央防災会議に「災害時の避難に関する専門調査会」を設置し、平成24年3月に報告書を取りまとめた。

図表2-1-2 短時間強雨の増加傾向



出典：気象庁資料（気候変動監視レポート）に基づき内閣府作成

図表2-1-3 平成21年～23年の主な大雨災害事例



出典：中央防災会議「災害時の避難に関する専門調査会」資料

② 避難に関する取組の方向性

ここでは、中央防災会議「災害時の避難に関する専門調査会」の報告を紹介する。

〔「避難」の考え方の明確化〕

一般的に「避難」という概念については、避難先として指定されている小中学校の体育館や公民館等公的な施設へ移動することを前提として捉えていることが多い。

しかし、既に河川氾濫が発生している場合等は、避難先への移動がかえって危険を伴うことがある。また、都市部等人口が集中した地区においては、多くの住民等が避難先へ移動すると、避難先の収容量を超えてしまったり、避難路において混雑が発生したりすることで、適切な避難ができないことも懸念される。

こうしたことから、災害時の安全確保行動を「緊急的な行動」と「仮の生活をおくる行動」の2つに分類し、その上で、「待避」、「垂直移動」、「水平移動（一時的）」及び「水平移動（長期的）」の4つに整理した。また、避難先については、「緊急的な避難先」と「避難生活をおくるための避難先」の2つに整理した。これにより、災害の発生に対して住民等の安全を確保するためには、状況によって、自宅等の建物の上階への移動やその場に留まるような行動も有効であるという考え方を明確に示した（図表2-1-4）。

ただし、早期の避難を心がけるのが前提であり、このような行動は、緊急時・切迫時の次善の策である場合が多いことに留意が必要である。

図表 2-1-4 災害時の安全確保行動の整理

行動の視点	安全確保行動	具体的な行動例
緊急的な行動	待避	自宅等の居場所や安全を確保できる場所に留まる
	垂直移動	屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する
	水平移動（一時的）	その場を立退いて、近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動する
仮の生活をおくる行動	水平移動（長期的）	居住地と異なる避難先等で一定期間仮の避難生活をおくる

出典：中央防災会議「災害時の避難に関する専門調査会」資料

〔避難勧告等の適切な発令に向けて〕

「災害対策基本法」では、災害時の避難勧告及び避難指示の発令権限が市町村長に付与されている。平成17年3月に内閣府等が取りまとめた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の策定以後、市町村においては、発令の判断のための具体的な基準の策定が進められているが、未策定の市町村も少なくない。

過去の記録を超える降雨が発生していること等から、発令基準未策定の市町村は、早急に策定していく必要があり、また、既に策定済みの市町村においても、気象や災害の状況に合わせて適切に発令の判断をすることができるか（実効性）や、発令された内容が住民による適切な安全確保行動を促すか（有効性）について検証する必要がある。その際、都道府県、気象台、河川事務所等の国の機関と連携する必要がある。

〔住民の避難の判断に資する情報提供の在り方〕

市町村が出す避難勧告等の情報が、住民等に十分に理解されず、適切な安全確保行動に結びついていない場合がある。このため市町村等は、平時より、住民等が安全確保行動をとる際の判断根拠となる情報を提供できるよう努めることが必要であり、特に、住民等が身近な危険を把握できる情報提供の方策を検討する必要がある。また、情報伝達に当たっては、市町村等が自ら保有している防災行政無線や広報車等の手段を活用するだけでなく、スマートフォン等の個人が携帯できる端末

を用いたエリアメール，ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の活用も含めた，多様な手段を活用した情報伝達を行うことが必要である。

（各主体の災害対応能力の向上に向けた取組の徹底）

災害対応を迅速に行うためには，避難に関する情報の送り手である行政と，情報の受け手であり自ら情報を獲得する立場にある住民，情報を得て災害対応を行う地域の担い手等が連携して対応することが求められている。

さらに，各主体が，各自の特性を踏まえ，それぞれの災害対応能力の向上に努めることが重要である。

そのために行政は，住民等が確かな情報を獲得し，自ら優先順位を判断し行動ができるように，防災教育を推進することや，防災担当職員の災害対応能力の向上のための継続した研修・訓練等の実施が必要である。

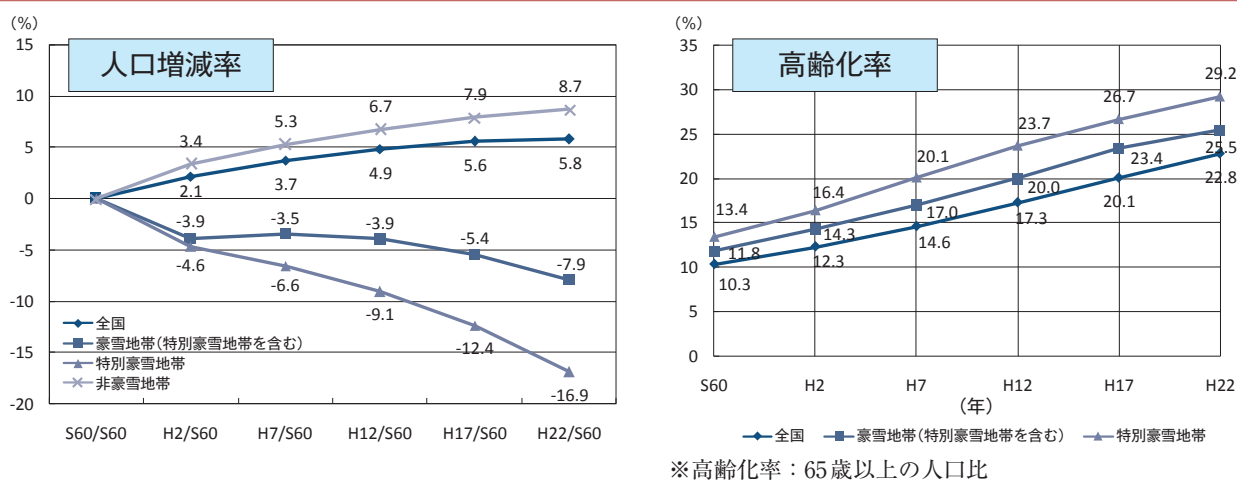
災害時の避難については，避難を支援するためのハード対策，土地利用，都市計画，その他ソフト対策等総合的な対策が必要であり，住民，地域の担い手及び行政ができるだけ早く実行に移すことが重要である。また，避難は緊急時の行動であるが，平時から訓練等を通し十分準備を整え，その有効性を検証し，改善を加えることにより，全ての住民が自ら適切な安全確保行動をとることができるように努めなければならない。

3 大雪に対する防災力向上の方向性

① 豪雪地帯の現状

「豪雪地帯対策特別措置法」に基づき指定された豪雪地帯は，平成23年4月1日時点で，533市町村（全国の市町村数の30.9%），面積は全国の約半分を占めているが，人口は，総人口の15.3%と少なく，またその減少傾向が全国平均と比べて顕著である。また，高齢化率も全国平均と比べて高く，高齢化・過疎化が進んでいる。さらに，除雪の担い手となる建設業者数も減少しており，豪雪地帯における地域防災力の低下が課題となっている。

図表 2-1-5 人口増減率及び高齢化率



- 市町村合併により豪雪地帯（一部指定）の市町村で指定区域外の人口が大幅に増加している市町村（仙台市，郡山市，静岡市及び大津市）は非豪雪地帯として集計
- 特別豪雪地帯とは，豪雪地帯のうち，積雪の度が特に高く，かつ，積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障が生じる地域

出典：内閣府・国土交通省「大雪に対する防災力向上方策検討会」報告書

② 近年の大雪による被害状況と除雪時の安全対策の重要性

平成22年度の大雪においては、死者131人、重傷者636人の人的被害が発生した。平成23年度の大雪においても、平成22年度の大雪を上回る死者132人、重傷者870人の人的被害が発生し、各年とも、除雪作業中の事故や高齢者の事故が多く、除雪時の安全対策が重要になっている。

図表 2-1-6 平成22年度大雪による人的被害の状況

死亡状況	65歳未満	65歳以上	65歳以上の割合	合計
	人数	人数	%	人数
雪崩による死者	9	0	0%	9
屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者	30	70	70%	100
落雪等による死者	4	11	73%	15
倒壊した家屋の下敷きによる死者	1	1	50%	2
その他	1	4	80%	5
合計	45	86	66%	131

(注) 平成22年11月から平成23年3月31日まで
除雪作業中の死者(100人)は全体の死者(131人)の76%
出典：消防庁資料(平成23年6月3日)を基に内閣府作成

図表 2-1-7 平成23年度大雪による人的被害の状況

死亡状況	65歳未満	65歳以上	65歳以上の割合	合計
	人数	人数	%	人数
雪崩による死者	3	1	25%	4
屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者	31	64	67%	95
落雪等による死者	11	17	61%	28
倒壊した家屋の下敷きによる死者	0	1	100%	1
その他	2	2	50%	4
合計	47	85	64%	132

(注) 平成23年11月から平成24年3月31日まで
除雪作業中の死者(95人)は全体の死者(132人)の72%
出典：消防庁資料(平成24年4月16日)を基に内閣府作成

③ 今後の雪害対策の方向性

内閣府及び国土交通省では、学識経験者・関係機関及び地方公共団体の関係者を委員とする「大雪に対する防災力向上方策検討会」を設置し、主に平成22年度の大雪から得られた教訓及び平成23年度の大雪対応から、豪雪地帯の雪害対策について検討してきた。

本検討会では、除雪作業中の安全対策の徹底、地域コミュニティの共助による雪処理、空き家の除雪に関する対策等について、以下のような雪害対策の在り方を取りまとめ、共助・公助による地域除雪の取組事例集、除雪作業中の安全対策の徹底のための普及啓発のチラシ、空き家等の除雪・除却等の事例集等を作成した上で、関係機関に周知している。

(除雪作業中の安全対策の徹底)

地域全体の犠牲者を少なくするためには、自らの命は自ら守る意識を持ち、除雪作業中の安全確保を行うことが非常に重要である。

例えば、複数人で除雪作業を行うことや除雪作業中に携帯電話を携行すること、命綱・ヘルメッ

トの着用やはしごの固定を行うこと等、住民が除雪作業中に潜む危険を理解し、適切な対応を行いつつ、安全な作業を行う必要がある。

このため、市町村が主体となって、広報紙、パンフレット等除雪作業の危険性と対応策を周知する資料を配布する等、住民の安全意識を高める啓発活動を継続的に行うことが極めて重要である。

図表2-1-8 除雪作業中の事故防止についての啓発リーフレット

よくある除雪作業中の事故とその対策

昨冬の豪雪による死者の66%は高齢者
82%は除雪作業中でした(年齢65歳以上)

一人での除雪作業は危険です！
地域一斉の雪下ろしなど
除雪は必ず2人以上で！

- 屋根からの転落による死者41%
 - 安全帯・命綱とヘルメット、すべりにくい靴(厚底は避ける)を着用しよう！
 - 命綱は使う前によく点検！
 - スノーダンプは小回りのきくものを使おう！
- 屋根からの転落による死者17%
 - 新雪や晴れの日雪のゆるみに注意！
 - 携帯電話を持って！
 - 家族・隣近所に声をかけながら！
- 除雪機に巻き込まれた死者5%
 - 雪詰まりの処理はエンジンを切ってから！
- 水路への転落による死者10%
 - 水路への雪捨ての最中滑らないように注意！
- 屋根からの転落事故の32%は、はしごから
 - はしごは必ず固定！
 - はしごから屋根への移動時は特に注意！
- 転落死者のうち51%が地面に強打
 - 建物の周りに雪を残して雪降ろし！
- 転落死者のうち60%が階の屋根から
 - 低い屋根でも油断しない！
- 除雪作業中の発作による死者8%
 - 疲労時は作業しない！

命を守る除雪中の事故防止10箇条

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 作業は家族、となり近所にも声をかけて2人以上で！ ✓ 建物のまわりに雪を残して雪下ろし！ ✓ 晴れの日は要注意、屋根の雪がゆるんで！ ✓ はしごの固定を忘れずに！ ✓ エンジンを手切してから！除雪機の雪詰まりの取り除き 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 低い屋根でも油断は禁物！ ✓ 作業開始直後と疲れたころは特に慎重に！ ✓ 画面でも命綱とヘルメットを！ ✓ 命綱、除雪機など用具はこまめに手入れ・点検を！ ✓ 作業のときには携帯電話を持って！
---	--

空き家の除雪が行われず、危険な状態になっている場合には、法律*の定めに基づき市町村長の判断で雪下ろしを行うことが可能です。お困りの際は市町村に問い合わせ下さい。

*災害対策基本法第64条第1項

作成：内閣府普及啓発担当 03-3501-6996 / 国土交通省国土政策局地方課 03-5253-8404
「雪害対策のページ」 <http://www.bousai.go.jp/setsugai/index.html>
 「空き家対策のページ」 http://www.mlit.go.jp/kyokudoseisaku/chisei/crdai_chiisei_tk_000010.html

安全な除雪作業をするためのチェックリスト
～あなたは除雪のときにどんな備えをしていますか？～

☑ それぞれの項目にチェックしてください

【安全な服装を！】

- ☐ ヘルメットを正しく着用していますか？
- ☐ 滑りやすい靴ではなく、足裏の感覚がわかるものですか？
- ☐ 長靴は厚底ではなく、足裏の感覚がわかるものですか？
- ☐ すべりにくい防寒性のゴム手袋(突起付き)を使用していますか？
- ☐ 作業時に携帯電話を持参していますか？

【命綱・安全帯を使いましょう！】

- ☐ 命綱にはザイルや麻ロープを使っていますか？トラロープ(編組ロープ)はすべりやすいので使わないようにしましょう。
- ☐ 命綱を固定するには、専用のアンカーを使う、反対側の柱に結びなど、状況に応じて工夫していますか？
- ☐ 命綱を体に固定するため、安全帯など幅広いものを使っていますか？
- ☐ 命綱は正しく結んでいますか？
- ☐ 命綱は重複の上で止まる長さ調整していますか？
- ☐ 命綱は正しく使用しないと逆に危険です。

【はしごはしっかり固定しましょう！】

- ☐ 転倒防止のため、はしごの足をしっかり固め、上部をロープ等で固定していますか？
- ☐ 長さは軒先より60cm以上高くしていますか？
- ☐ 屋根に対してまっすぐに、決められた角度で立てかけていますか？(斜めに立てかけない)
- ☐ はしごの昇り降りには特に注意していますか？

【使いやすい除雪道具を！】

- ☐ 軽くて雪がつきにくいアルミ製スコップやスノーダンプを使っていますか？
- ☐ スノーダンプは小回りのきくものを使っていますか？
- ☐ 雪がつきにくくなるスプレー・ワックスを利用していますか？

【足場には特に注意！】

- ☐ 霜雪に巻き込まないように、上から雪下ろしをしていますか？
- ☐ 足場を注意深く作っていますか？
- ☐ 軒先の作業は危険です。雪止めより下には足場を作らないようにしていますか？
- ☐ 滑りにくくするため厚さ20cm程度の雪を残して作業していますか？
- ☐ 軒先の雪は作業の最後に落とすようにしていますか？
- ☐ 軒下の人や電線にも注意して作業していますか？
- ☐ 窓からのつらら落としは十分長い棒でこまめにしていますか？

【屋根の雪のゆるみに注意！】

- ☐ 暖かい日の午後には特に注意して作業を行っていますか？
- ☐ 雪解け水の様子に注意して作業を行っていますか？

あなたの除雪作業安全度(チェックの数をご記入ください) /30

【除雪のいない克雪住宅を検討しよう！】

<p>新築住宅</p> <p>住宅の克雪化への補助等を行っている市町村もありませんので、支援内容については各市町村の住宅担当へお問い合わせ下さい。</p>	<p>賃貸住宅</p> <p>賃貸住宅</p>	<p>リフォーム住宅</p> <p>フック加工の屋根にこだわって高規格とした自然降雪対策住宅</p>
--	--------------------------------	---

出典：内閣府防災情報HP「雪害対策のページ」

(地域コミュニティの共助による雪処理等)

豪雪地帯は、全国に比べて高齢化が進んでおり、自ら除雪作業を行うことが困難な世帯が多い状況にある。

そのため、自治会等地域コミュニティや近隣住民と協力した地域一斉雪下ろし等の取組の推進、域内外のボランティア等の雪処理の担い手による協力、広域連携による雪処理の担い手の確保、情報交換、災害時要援護者の支援体制の整備等が重要であり、様々な対策を組み合わせることで望ましい。

(空き家等の除雪に関する対策)

近年、空き家の戸数が増加しており、除雪をされない空き家等からの落雪による物的、人的被害の問題が生じている。

空き家等の除雪については、所有者自身が主体的に実施することが基本であるが、市町村においても平時から所有者を特定し、所有者の責任において除雪を実施させる取組を行うことが望ましい。

そのような取組にもかかわらず、所有者が不明である等の理由で空き家等の除雪を市町村が行う必要がある場合には、「災害対策基本法」第64条第1項(応急公用負担等)に基づいて、災害が発

生し、又はまさに発生しようとしている場合であり、かつ応急措置を実施するため緊急避難措置としての必要があると認めるときには、市町村長の判断で、雪下ろしのために当該空き家等に立ち入ることが可能であることを内閣府から関係機関に通知した。

また、「災害救助法」が適用されている市町村においては、倒壊して隣接する住家に被害が生じるおそれがあり、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのあるときには、障害物の除去として除雪を行い、国や都道府県が費用を負担することができる。

さらに、市町村のなかには、条例を制定して空き家の管理に努めている事例がある。秋田県大仙市では、「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、周辺に危害のおそれのある空き家の解体を行政代執行により行った。

雪処理の事故の防止のためには、克雪住宅の推進と併せて安全な屋根の雪下ろし技術の習得と、地域共助による雪下ろしを組み合わせた取組を推進することが望ましい。今後、国としてもこのような取組が各地域で推進されるように関係機関等への普及啓発に努めていくこととしている。

また、豪雪地帯では、今後、さらに高齢化・過疎化が進むものと考えられ、除雪の担い手を確保することが一層難しくなる。

本検討会では、一定の方向性を示しているが、豪雪地帯のみならず中山間地域全体が抱える構造的な課題でもあるため、今後、関係者が連携して、一層の防災力向上に向けた取組を行うことが重要である。

4 竜巻等突風対策

平成24年5月6日に、茨城県つくば市付近で藤田スケールでF3と推定される竜巻が発生する等、茨城県、栃木県及び福島県において複数の竜巻が発生した。この竜巻に加え、落雷、降ひょう等により、全国で死者3人及び負傷者59人の大きな被害が発生した（平成24年5月24日時点）。我が国における過去の竜巻災害としては、平成18年9月に宮崎県延岡市で台風による被害を含めて死者3人、負傷者143人及び住宅全壊79棟の被害が発生したほか、同年11月に北海道常呂郡佐呂間町において死者9人、負傷者31人、住宅全壊7棟に及ぶ被害が発生する等、多数の死者・負傷者や住宅被害が起きる事例が発生している（図表2-1-9）。

竜巻は、積乱雲又は積雲に伴って発生する鉛直軸をもつ激しい渦巻きであり、年間を通じて日本のどこでも発生し、特に台風シーズンである9月に最も多く発生している（図表2-1-10）。竜巻等の突風による災害は、破壊力が大きく、人命のみならず住家、交通機関等へ局地的に甚大な被害をもたらす場合もあり、こうした竜巻等突風災害への対策に取り組んでいくことが喫緊の課題となっている。

このため、竜巻等突風対策の充実・強化を目的として、内閣府副大臣を座長とし、関係府省庁により構成される「竜巻等突風対策局長級会議」の第1回を平成24年5月17日に開催し、同年7月末までに当面取り組むべき対策を取りまとめることとしている。同会議においては、有識者からの意見聴取や被災地での聞き取り、竜巻等突風対策の先進地であるアメリカ合衆国での調査等を行い、①観測・予測技術の高度化、②住民への情報伝達の在り方、③避難の在り方、④国民への普及啓発、⑤ライフライン、交通、公共施設等の処方対策、⑥その他被害軽減方策、⑦被災者支援等について検討することとしている。

また、気象庁では、今後の竜巻等突風予測情報の改善等に向けて、学識経験者、地方公共団体、報道機関等で構成する「竜巻等突風予測情報改善検討会」を開催し、平成24年7月までに竜巻等の突風に対する監視・予測技術の高度化の可能性及び中長期的な開発の方向性の検討と、予測情報の発表・伝達の在り方及び住民における利活用の推進策等の検討を行うこととしている。

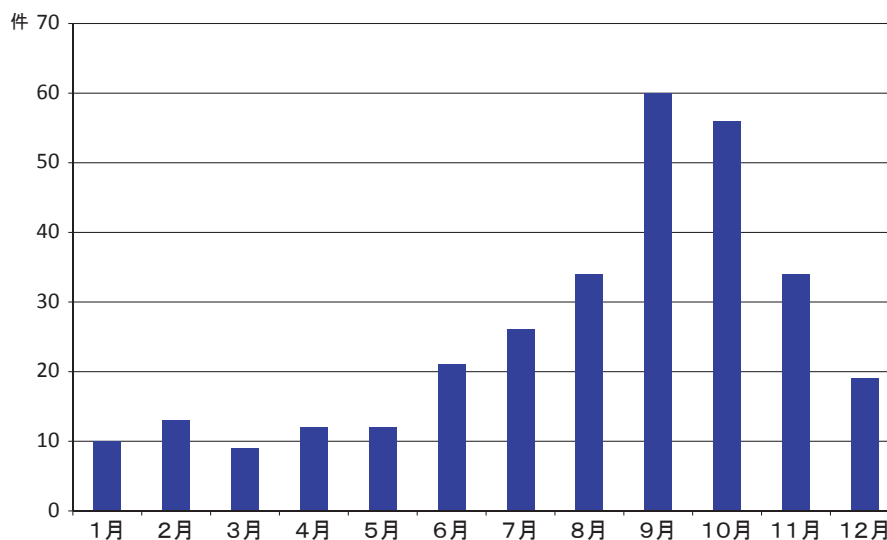
図表2-1-9 近年の主な竜巻被害

No	年月日	被害地	人的被害	住家被害	藤田スケール
1	平成 2年 2月 19日	鹿児島県枕崎市	死者1人, 負傷者 18人	全壊29棟, 半壊 88棟	F2~F3
2	平成 2年12月 11日	千葉県茂原市	死者1人, 負傷者 73人	全壊82棟, 半壊161棟	F3
3	平成 9年10月 14日	長崎県郷ノ浦町	死者1人, 負傷者 0人	全壊 0棟, 半壊 0棟	F1~F2
4	平成11年 9月 24日	愛知県豊橋市	死者0人, 負傷者 415人	全壊40棟, 半壊309棟	F3
5	平成18年 9月 17日	宮崎県延岡市	死者3人, 負傷者 143人	全壊79棟, 半壊348棟	F2
6	平成18年11月 7日	北海道佐呂間町	死者9人, 負傷者 31人	全壊 7棟, 半壊 7棟	F3
7	平成23年11月 18日	鹿児島県徳之島町	死者3人, 負傷者 0人	全壊 1棟, 半壊 0棟	F2
8	平成24年 5月 6日	茨城県つくば市等	死者3人, 負傷者 59人	全壊88棟, 半壊194棟	F3等 (複数発生)

出典：気象庁資料

No.8の被害については茨城県つくば市付近で発生した竜巻のほか、同日に全国で発生した竜巻等による被害をまとめたもので、消防庁調べ（平成24年5月24日時点）。負傷者及び住家被害数については、台風や降ひょう等の竜巻以外の被害も含まれる。また、No.8の3人の死者のうち2人は落雷による。
No.8の藤田スケールについては、平成24年6月8日の気象庁発表による。

図表2-1-10 竜巻の月別発生確認数（1991～2010年）



集計対象：「竜巻」及び「竜巻またはダウンバースト」である事例のうち、水上で発生しその後上陸しなかった事例（いわゆる「海上竜巻」）は除いて集計している。

出典：気象庁「竜巻等の突風データベース」

図表 2-1-11 竜巻の強さの指標（藤田スケール）

藤田スケールとは

竜巻等の激しい突風をもたらす現象は水平規模が小さく、既存の風速計から風速の実測値を得ることは困難である。このため、昭和46年（1971年）にシカゴ大学の藤田哲也博士により、竜巻やダウンバーストなどの突風により発生した被害の状況から風速を大まかに推定する「藤田スケール」が考案された。被害が大きいほどFの値が大きく、風速が大きかったことを示す。日本ではこれまでF4以上の竜巻は観測されていない。

F0	17～32m/s (約15秒間の平均)	テレビのアンテナ等の弱い構造物が倒れる。小枝が折れ、根の浅い木が傾くことがある。非住家が壊れるかもしれない。
F1	33～49m/s (約10秒間の平均)	屋根瓦が飛び、ガラス窓が割れる。ビニールハウスの被害甚大。根の弱い木は倒れ、強い木は幹が折れたりする。走っている自動車が横風を受けると、道から吹き落とされる。
F2	50～69m/s (約7秒間の平均)	住家の屋根がはぎとられ、弱い非住家は倒壊する。大木が倒れたり、ねじ切られる。自動車が道から吹き飛ばされ、汽車が脱線することがある。
F3	70～92m/s (約5秒間の平均)	壁が押し倒され住家が倒壊する。非住家はバラバラになって飛散し、鉄骨づくりでもつぶれる。汽車は転覆し、自動車はもち上げられて飛ばされる。森林の大木でも、大半が折れるか倒れるかし、引き抜かれることもある。
F4	93～116m/s (約4秒間の平均)	住家がバラバラになって辺りに飛散し、弱い非住家は跡形なく吹き飛ばされてしまう。鉄骨づくりでもベシャンコ。列車が吹き飛ばされ、自動車は何十メートルも空中飛行する。1トン以上ある物体が降ってきて、危険この上もない。
F5	117～142m/s (約3秒間の平均)	住家は跡形もなく吹き飛ばされるし、立木の皮がはぎとられてしまったりする。自動車、列車等がもち上げられて飛行し、とんでもないところまで飛ばされる。数トンもある物体がどこからともなく降ってくる。

出典：気象庁HPを基に内閣府において作成

ここでは、平成23年以降に発生した東日本大震災以外の災害について述べる。

平成23年は、特に風水害による被害が顕著であった。平成23年7月新潟・福島豪雨、台風第6号、台風第12号及び台風第15号の記録的な大雨により、多くの人的被害や住家被害等が生じた。

火山噴火では、鹿児島県及び宮崎県の境に位置する霧島山の新燃岳が噴火し、周辺地域に噴石、降灰及び空振による被害が生じた。

各災害における各府省庁の対応の詳細は、附属資料23に記述する。

1 霧島山（新燃岳）の噴火

(1) 災害の状況

霧島山（新燃岳）では、平成23年1月19日から噴火が始まり、26日には多量の火山灰や軽石を噴出する約300年ぶりの本格的なマグマ噴火が発生し、次第に噴火の規模も大きくなったことから、噴石に対して警戒が必要な範囲をそれまでの「火口からおおむね1km」から「同2km」に拡大する旨の火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルを2（火口周辺規制）から3（入山規制）に引き上げた。1月27日以降、爆発的噴火も発生するようになり、さらに、人工衛星による観測結果から、28日に確認された火口内の直径数十mの溶岩が、30日には火口内をほぼ満たしていることが分かった。爆発的噴火によってこの溶岩が噴出した場合に発生する火砕流の影響範囲を踏まえて、警戒が必要な範囲を「火口から3km」に拡大した。2月1日に発生した爆発的噴火によって大きな噴石が火口から3kmを超えて飛散したことから、警戒が必要な範囲を「火口からおおむね4km」に拡大する火口周辺警報を発表（いずれも噴火警戒レベル3（入山規制）を継続）した。

1月26日以降、爆発的噴火は3月1日までに計13回発生し、こぶし大の噴石が遠方まで風に流されて降下したほか、降灰が宮崎県高原町や鹿児島県霧島市等火口の南東側を中心に広い範囲で観測された。

この災害により、負傷者42人の人的被害が発生した。負傷者の多くは灰の除去作業中に誤ってはしご等から転落したものである。住家被害は発生していないが、こぶし大の噴石による太陽光パネルの破損、空振による自動車ガラスの破損等の被害が約900件発生している。

避難勧告は、1,661世帯に出され、堆積した火山灰が降雨により土石流を生じさせる可能性が高まっていることから、警戒が必要となる雨量の基準に達するおそれのある場合には、総合的な判断により、土石流避難勧告が出されている。

降灰により、露地野菜の一部収穫不能、収量や品質低下等の農林水産関係被害が、これまでに約1万2,000haにおいて生じている。

道路については、延べ高速道路1路線、県管理国道1区間及び県道6区間で通行止めが発生した。

公共土木施設では、道路1箇所が被害が発生した。

文教施設等では、国立学校施設3校、公立学校施設41校、私立学校施設1校、社会教育・体育



霧島山（新燃岳）の噴火



道路の降灰除去作業

及び文化施設等4施設で被害が発生した。

社会福祉施設では、11施設で被害が発生した。

(2) 国等の対応状況

1月26日以降噴火活動が活発化した新燃岳に対し的確な観測監視体制、被害状況の把握、避難体制の確立等を図るため、2月25日までに関係閣僚会議を2回、関係省庁連絡会議を3回開催した。

2月7日には住民の避難計画の作成等早急に講じるべき対策について地方公共団体の取組をサポートするため、霧島山（新燃岳）噴火に関する政府支援チームを派遣し、平成20年に関係4府省庁によって取りまとめられた「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」に基づき、地元の国の機関と地方公共団体、火山専門家等が一体となって住民避難について共同で検討する体制として火山防災協議会（霧島火山防災連絡会コアメンバー会議）を再構築し、関係機関が噴火警戒レベルの改善等を共同で進めるとともに、避難計画策定に係るガイドライン等を作成した。

1月29日から30日、2月11日から12日及び5月27日から28日に内閣府特命担当大臣（防災担当）が、1月29日に国土交通大臣が、2月27日に経済産業大臣が、それぞれ霧島山（新燃岳）の噴火に関する現地調査を実施した。

2月25日に、火山の噴火により住民等の身体・生命に被害が生じるおそれのある地域で、避難施設の整備を緊急に必要とする地域として高原町の大字蒲牟田の一部及び大字広原の一部の区域を避難施設緊急整備地域に、また、降灰防除施設（空調施設等）の整備を必要とする地域（降灰防除地域）として都城市、日南市、小林市、三股町及び高原町をそれぞれ指定した。

宮崎県は、1月30日に高原町に、2月10日に都城市に、それぞれ「災害救助法」を適用した。

2 平成23年台風第6号

(1) 災害の状況

平成23年7月12日に南鳥島の南東海上で発生した台風第6号は、発達しながら西へ進んだ後北西に向きを変え、7月19日に最大風速40m/sの大型で強い勢力を保ったまま徳島県南部に上陸した。

この台風により西日本は記録的な大雨となり、高知県魚梁瀬では、日降水量が851.5mmとなり観測史上1位を更新したほか、四国地方では降り始めからの降水量が1,000mmを超えたところがあった。東日本でも24時間降水量が300mmを超えたところがあった。

この災害により、死者2人、行方不明者1人及び負傷者54人の人的被害が発生した。

また、住家被害としては、三重県及び和歌山県を中心に、住家半壊1棟、住家一部破損31棟、床上浸水28棟、床下浸水122棟等が発生した。

避難指示・勧告は、9県で計2万133世帯に出された。

土砂災害については、12県31市町村で45件発生した。

河川については、新宮川水系相野谷川で計画高水位を超えたほか、4水系4河川で氾濫危険水位を超え、6水系6河川で避難判断水位を超え、各地で浸水被害等が発生した。

ライフライン関係においては、四国電力、中国電力、関西電力、中部電力及び東京電力の管内において約20万5,400戸が停電となったほか、上水道は、静岡県において90戸が断水した。通信関係では、携帯電話基地局が停波した。

道路については、最大時で高速道路11路線、直轄国道10区間、県管理国道18区間及び都道府県道114区間で通行止めが発生した。

公共土木施設では、河川604箇所、海岸17箇所、砂防19箇所、道路（橋梁含む）426箇所及び港

湾11箇所で被害が発生した。

農林水産関係では、農地528箇所、農業用施設580箇所、林地荒廃84箇所、治山施設28箇所、林道施設1,288箇所、漁港施設16箇所等に被害が生じた。

文教施設等では、国立学校施設8校、公立学校施設47校、社会教育・体育、文化施設等26施設及び文化財等23件に被害が発生した。

(2) 国等の対応状況

内閣官房や内閣府等関係府省庁では、情報収集体制を強化し、被害・対応状況の速やかな把握等を行った。

なお、「平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(8月12日閣議決定)により、高知県安芸市等7市町村について激甚災害に指定し、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助と農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用した。

3 平成23年7月新潟・福島豪雨

(1) 災害の状況

平成23年7月27日から30日にかけて、前線が朝鮮半島から北陸地方を通過して関東の東に停滞し、前線に向かって非常に湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定になった。

新潟県と福島県会津では、28日から断続的に1時間に80mmを超える猛烈な雨が降った。特に、新潟県十日町では、1時間降水量が121.0mmを観測した。さらに27日から30日24時までの総雨量は、福島県只見で711.5mm、新潟県宮寄上で626.5mmとなっており、新潟県では広い範囲で総雨量が400mmを超えた。新潟県と福島県では「平成16年7月新潟・福島豪雨」を上回る記録的な大雨となった。

この豪雨について、気象庁では「平成23年7月新潟・福島豪雨」と命名した。

この災害により、死者4人、行方不明者2人及び負傷者13人の人的被害が発生した。

また、住家被害としては、新潟県及び福島県を中心とした7県で、住家全壊73棟、住家半壊998棟、住家一部損壊36棟、床上浸水1,221棟、床下浸水7,804棟等の被害が発生した。

避難勧告・指示は、2県で15万6,237世帯に出された。

土砂災害は、2県の23市町村で268件が発生した。

河川については、信濃川水系信濃川及び魚野川で計画高水位を超えたほか、2水系2河川では氾濫危険水位を、2水系2河川では避難判断水位を超え、各地で浸水被害等が発生した。

ライフライン関係については、東北電力管内の約3万戸で停電が発生し、上水道は新潟県及び福島県で5万249戸が断水した。通信関係では固定電話で障害が発生し、携帯電話基地局が停波した。

道路については、最大時で高速道路3路線、直轄国道4区間、県管理国道57区間及び都道府県道130区間で通行止めとなった。

鉄道については、20路線で運転休止となった。

公共土木施設では、河川1,673箇所、砂防99箇所、道路(橋梁含む)1,291箇所、下水道9施設及び公園20施設で被害が発生した。

農林水産関係では、農地8,504箇所、農業用施設8,258箇所、林地荒廃439箇所、治山施設2箇所及び林道施設2,257箇所等で被害が発生した。

文教施設等では、公立学校施設37校、私立学校施設3校、社会教育・体育、文化施設等65施設及び文化財等5件で被害が発生した。

社会福祉施設等では、51施設で被害が発生した。

(2) 国等の対応状況

内閣官房や内閣府等関係府省庁は、情報収集体制を強化し、被害・対応状況の速やかな把握等を行うとともに、7月30日及び31日に関係省庁連絡会議を開催し、政府、新潟県・福島県等の被災地方公共団体が一丸となって災害応急対策に全力を挙げることを確認した。

また、7月31日には内閣府特命担当大臣（防災担当）が新潟県において、8月2日には内閣府副大臣が福島県において、現地調査を実施した。

自衛隊は、新潟県知事及び福島県知事からの災害派遣要請を受け、土のう積み、給水支援、人命救助、行方不明者の捜索・救助、物資輸送、土砂崩れに伴う道路啓開等を実施した。

新潟県は新潟市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、五泉市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、長岡市、見附市、上越市及び阿賀野市に、福島県は喜多方市、南会津郡只見町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡南会津町、耶麻郡西会津町、河沼郡会津坂下町、大沼郡三島町及び大沼郡金山町に「災害救助法」を適用した。

また、新潟県は、長岡市（旧栃尾市の区域）、三条市、加茂市、十日町市、見附市、魚沼市、南魚沼市及び東蒲原郡阿賀町に、福島県は南会津郡南会津町、只見町及び大沼郡金山町に「被災者生活再建支援法」を適用した。

なお、この災害を「平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（8月19日閣議決定）により激甚災害に指定し、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用した。

4 平成23年台風第12号

(1) 災害の状況

平成23年8月25日にマリアナ諸島の西の海上で発生した台風第12号は、9月3日に高知県東部に上陸し、四国地方及び中国地方を縦断して日本海へ進んだ。台風第12号は動きが遅く上陸後も大型の勢力を保持していたため、長時間にわたり台風周辺の非常に湿った空気が流れ込み、西日本から北日本にかけて広い範囲で記録的な大雨となった。特に、和歌山県新宮で1時間降水量が132.5mmを、三重県熊野新鹿で101.5mmを観測したほか、奈良県上北山で総降水量が1,814.5mmを観測する等、紀伊半島では降り始めの8月30日からの総降水量が多いところで1,800mmを超えた。

この災害により、死者78人、行方不明者16人及び負傷者109人の人的被害が発生した。特に、和歌山県では、田辺市伏菟野^{ふとの}地内において住宅が土砂崩れに巻き込まれ5人の死者が発生する等、死者52人及び行方不明者5人の人的被害が、奈良県では、五條市大塔町宇井地区において、河川の増水により家屋が流出し巻き込まれた4人が死亡する等、死者14人及び行方不明者10人の人的被害が発生した。また、住家被害としては、住家全壊373棟、住家半壊2,924棟、住家一部破損254棟、床上浸水5,664棟及び床下浸水1万9,224棟が発生した。

避難指示・勧告は、17万8,799世帯に出された。



五條市大塔町赤谷における河道閉塞



河道閉塞の決壊を防止するための緊急排水作業

土砂災害については、22道県82市町村で208件が発生した。また、奈良県と和歌山県で河道閉塞が17箇所発生した。

河川については、宮川水系宮川等2水系3河川で計画高水位を超えたほか、5水系5河川で氾濫危険水位を、12水系15河川で避難判断水位を超え、各地で浸水被害等が発生した。

ライフライン関係においては、四国電力・中国電力・関西電力・中部電力・東京電力・東北電力及び北海道電力管内で約199万2,050戸が停電(台風第15号による被害を含む。)したほか、都市ガスは三重県名張市で供給に支障が生じ、上水道では、5万4,357戸で断水した。通信関係では、固定電話で障害が発生し、携帯電話基地局が停波した。

道路については、最大時で高速道路47路線、直轄国道41区間、県管理国道57区間及び都道府県道409区間で通行止めとなった(台風第15号による被害を含む。)

鉄道については、111区間が運転休止となった。

公共土木施設では、河川3,701箇所、海岸17箇所、砂防353箇所、道路(橋梁含む)2,406箇所、港湾19箇所、下水道9施設及び公園22施設で被害が発生した。

農林水産関係では、農地1万4,808箇所、農業用施設等7,363箇所、林地荒廃935箇所、治山施設126箇所、林道施設5,038箇所、漁港施設9箇所及び漁業用施設1箇所等に被害が発生した。

文教施設等では、国立学校施設14校、公立学校施設153校、私立学校施設8校、社会教育・体育、文化施設等189施設、文化財等70件等で被害が発生した。

社会福祉施設等では、140施設で被害が発生した。

(2) 国等の対応状況

内閣官房や内閣府等関係府省庁は情報収集体制を強化し、被害・対応状況の速やかな把握等を行うとともに、関係省庁連絡会議を3回開催し、災害応急対策に万全を期すること等を確認した。

また、9月4日に「災害対策基本法」第24条に基づき、内閣府特命担当大臣(防災担当)を本部長とする平成23年台風第12号非常災害対策本部を設置した。同日に第1回非常災害対策本部会議を開催し、行方不明者の捜索・救助活動及び孤立者の救出に全力で当たること、更なる被害の拡大の防止に万全を期すこと、避難者の安全と安心について十分確保すること、引き続き早急な被害状況の把握を行い、関係機関の情報共有を図ること、被災県、関係市町村と連携し、応急対策・復旧対策等につき、政府一丸となった対応を行うことを確認した。同会議を9月20日までの間に7回開催し、各府省庁の課題や対応状況等について情報共有等を行った。

さらに、9月4日には内閣府大臣政務官を団長とする政府調査団が和歌山県において、9月6日には、内閣府特命担当大臣(防災担当)が三重県と和歌山県において、国土交通大臣を団長とする政府調査団が奈良県において現地調査を実施した。

9月9日には、内閣総理大臣が三重県、奈良県及び和歌山県の被災地を視察した。

国土交通省では、重大な二次災害発生の危険性がある5箇所の河道閉塞において、「土砂災害防止法」改正後初めて、河道閉塞に対する緊急調査を実施し、避難勧告等の判断を支援するための情報提供と一般への周知を実施した。また、奈良県及び和歌山県からの要請を受け、決壊や氾濫のおそれが特に高い河道閉塞箇所等において、9月16日以降、順次、仮排水路の設置やポンプによる湛水池からの排水等の緊急的な対策を実施した。

自衛隊は、三重県知事、奈良県知事及び和歌山県知事からの災害派遣要請を受け、情報収集活動、孤立者の救助、行方不明者の捜索、救援物資輸送、給水支援、人命の救助、道路啓開等を行った。

三重県は熊野市、^{みなみむろ}南牟婁郡御浜町及び同紀宝町に、奈良県は五條市、宇陀郡御杖村、吉野郡吉野町、同下市町、同黒滝村、同天川村、同野迫川村、同十津川村、同川上村及び同東吉野村に、和歌山県は田辺市、新宮市、日高郡日高川町、東牟婁郡那智勝浦町及び同古座川町に、岡山県は玉野市に、鳥取県は東伯郡湯梨浜町及び西伯郡南部町に「災害救助法」を適用した。

また、三重県は熊野市及び南牟婁郡紀宝町に、奈良県は五條市、吉野郡天川村、野迫川村及び十津川村に、和歌山県は県内全域に、岡山県は倉敷市及び玉野市に「被災者生活再建支援法」を適用した。

なお、この災害を「平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(9月20日閣議決定)により激甚災害に指定し、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助及び農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用した。

5 平成23年台風第15号

(1) 災害の状況

平成23年9月13日に日本の南海上で発生した台風第15号は、四国の南海上から紀伊半島に接近した後、21日に静岡県浜松市付近に上陸し、強い勢力を保ったまま東海地方から関東地方及び東北地方を北東に進んだ。西日本から北日本にかけての広い範囲で暴風や記録的な大雨となり、九州や四国の一部では9月15日から22日までの総降水量が1,000mmを超え、多くの地点で総降水量が9月の平年値の2倍を超えた。

この災害により、死者18人、行方不明者1人及び負傷者337人の人的被害が発生した。住家被害としては、住家全壊33棟、住家半壊1,577棟、住家一部損壊2,129棟、床上浸水2,145棟及び床下浸水5,695棟の被害が発生した。

避難指示・勧告は、45万3,738世帯(台風第12号等による避難も含む。)に出された。

土砂災害については、31道府県109市町村で198件が発生した。

河川については、阿武隈川水系阿武隈川等3水系3河川で計画高水位を超えたほか、3水系3河川で氾濫危険水位を、12水系15河川で避難判断水位を超え、各地で浸水被害等が発生した。

ライフライン関係では、四国電力、中国電力、関西電力、中部電力、東京電力、東北電力及び北海道電力の管内で約199万2,050戸が停電(平成23年台風第12号による被害を含む。)したほか、都市ガスは、大分県大分市で供給に支障が生じ、上水道は、1万5,526戸が断水した。

通信関係では、固定電話で障害が発生し、携帯電話基地局が停波した。

道路については、最大時で高速道路1路線、直轄国道1区間、県管理国道57区間及び都道府県道409区間で通行止めとなった(平成23年台風第12号による被害を含む。)

鉄道については、東海道新幹線や東北新幹線を始め192区間が運転休止となった。

公共土木施設では、河川3,221箇所、海岸22箇所、砂防158箇所、道路(橋梁含む)2,075箇所、港湾16箇所、下水道15施設及び公園48施設で被害が発生した。

農林水産関係では、農地8,171箇所、農業用施設等7,188箇所、林地荒廃531箇所、治山施設48箇所、林道施設2,954箇所、漁港施設11箇所等に被害が発生した。

文教施設等では、国立学校施設33校、公立学校施設845校、私立学校施設77校、社会教育・体育、文化施設等565施設及び文化財等100件で被害が発生した。

社会福祉施設等では、103施設で被害が発生した。

(2) 国等の対応状況

内閣官房や内閣府等関係府省庁は情報収集体制を強化し、被害・対応状況の速やかな把握等を行うとともに、9月20日と22日に関係省庁連絡会議を開催し、政府・被災県・被災地方公共団体が一体となって災害応急対策に全力を挙げることを確認した。

自衛隊は、愛知県知事、福島県知事及び宮城県知事からの災害派遣要請を受け、水防活動、孤立者の救助活動等を実施した。

福島県は郡山市に、青森県は三戸郡南部町に「災害救助法」を適用した。

また、青森県は三戸郡南部町に、岩手県は二戸市に、宮城県は石巻市に、福島県は郡山市に「被災者生活再建支援法」を適用した。

なお、この災害を「平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(10月14日閣議決定)により激甚災害に指定し、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用した。

6 平成23年11月からの大雪等

(1) 災害の状況

平成23年11月から平成24年にかけては、冬型の気圧配置が強く寒気の影響を受けやすかったため、北日本から西日本にかけて冬の平均気温が低く、日本海側ではたびたび大雪となり、ここ10年間では「平成18年豪雪」に次ぐ積雪となった。

この大雪により、主に屋根の雪下ろし等、除雪作業中の事故等で死者132人及び負傷者1,980人の人的被害が発生した。また、住家被害については、住家全壊13棟、住家半壊8棟、住家一部破損493棟、床上浸水3棟及び床下浸水55棟が発生した。

ライフライン関係では、都市ガスは、長野県野沢温泉村で供給に支障が生じ、上水道は、5,525戸で断水した。通信関係では、携帯電話の基地局が停波した。

道路については、高速道路3路線及び直轄国道3区間で通行止めとなった。

鉄道については、3事業者5路線で運転休止となった。

農林水産関係では、林地荒廃2箇所、治山施設1箇所等に被害が発生した。

文教施設等では、国立学校施設5校、公立学校施設13校、私立学校施設2校、社会教育・体育、文化施設等22施設及び文化財等6件の被害が発生した。

(2) 国等の対応状況

2月2日に大雪対策に関する関係閣僚会議を開催し、内閣総理大臣から関係閣僚に対し、被害情報共有・集約に遺漏なきを期し、人命救助を第一に、救出・救助活動を始めとする災害応急対策に全力を挙げること等について指示した。2月21日には第2回関係閣僚会議を開催し、除雪費用等への財政支援や除雪体制の確保を講ずることを確認した。また、関係省庁連絡会議を6回開催し、今後の気象状況の見通し及び被害・対応状況について情報共有するとともに、災害即応体制の強化を図ること等について確認した。

2月5日に内閣府特命担当大臣(防災担当)が新潟県において、国土交通副大臣が長野県において、国土交通大臣政務官が青森県において、2月18日に内閣府特命担当大臣(防災担当)が山形県において、2月29日には内閣府副大臣が北海道において、それぞれ大雪による被害状況、現地の対応状況等を把握するとともに、被災地方公共団体の首長等と意見交換を行うため現地調査等を行った。

自衛隊は、滋賀県知事、青森県知事及び北海道知事からの災害派遣要請を受け、除排雪支援等の活動を実施した。

長野県は小谷村、信濃町、栄村、飯山市及び野沢温泉村に、新潟県は上越市、妙高市、長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、南魚沼市、小千谷市、魚沼市、湯沢町、津南町及び阿賀町に、青森県はむつ市及び横浜町に「災害救助法」を適用した。

7 平成24年5月に発生した突風等

(1) 災害の状況

5月6日、日本の上空約5,500mには、氷点下21度以下の強い寒気が流れ込んだ。一方、同日12時には日本海に低気圧があって、東日本から東北地方の太平洋側を中心に、この低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ。さらに、日射の影響で地上の気温が上昇したことから、東海地方から東北地方にかけて大気の状態が非常に不安定となり、落雷や突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生した。

茨城県つくば市付近においては、風速が毎秒70~92mに達する竜巻（藤田スケールのF3）が発生したと推定された。また、栃木県真岡市から茨城県常陸大宮市にかけての地域においては風速が毎秒33~69mに達する竜巻（藤田スケールのF1~F2）、茨城県筑西市付近においては風速が毎秒33~49mに達する竜巻（藤田スケールのF1）が発生したと推定された。

この災害により、死者3人及び負傷者59人の人的被害が発生した。また、住家被害としては、住家全壊88棟、住家半壊194棟、住家一部破損942棟等が発生した。

ライフライン関係では、東京電力管内及び東北電力管内で約2万1,500戸が停電したほか、上水道は、約5,200戸以上で断水した。通信関係では、固定電話で障害が発生し、携帯電話基地局が停波した。

道路では、県管理国道2区間及び都道府県道1区間において通行止めとなった。鉄道については、1区間が運転休止となった。

公共土木施設では、公園3施設で被害が発生した。

農林水産関係では、ビニールハウス（234箇所）等に被害が生じた。

文教施設等では、国立学校施設3校、公立学校施設16校、社会教育・体育、私立学校施設5校、文化施設等4施設、文化財等6件及び研究施設等1施設で被害が発生した。

社会福祉施設等では、13施設で被害が発生した。（以上、平成24年5月24日時点。但し、農林水産関係は平成24年5月28日時点）

(2) 国等の対応状況

内閣官房や内閣府等関係府省庁は情報収集体制を強化し、被害・対応状況の速やかな把握等を行うとともに、5月7日に関係省庁連絡会議を開催し、今後の気象状況の見通し及び被害・対応状況等について情報共有を行い、具体的な対応策について意見交換・検討等を行ったほか、5月17日には支援策についての各府省庁の対応状況について情報共有を行い、今後の対応策について検討を行った。同日、竜巻等突風対策の充実・強化を目的として、内閣府副大臣を座長とし、関係府省庁により構成される「竜巻等突風対策局長級会議」を開催した。

また、5月7日には内閣府副大臣を団長とする政府調査団が、5月8日には内閣府特命担当大臣（防災担当）が茨城県及び栃木県において、5月15日には環境大臣が茨城県つくば市において、5月19日には農林水産副大臣が茨城県筑西市及び栃木県真岡市において現地調査を実施した。

自衛隊は、茨城県知事からの災害派遣要請を受け、搜索活動等を実施した。



茨城県の竜巻被害

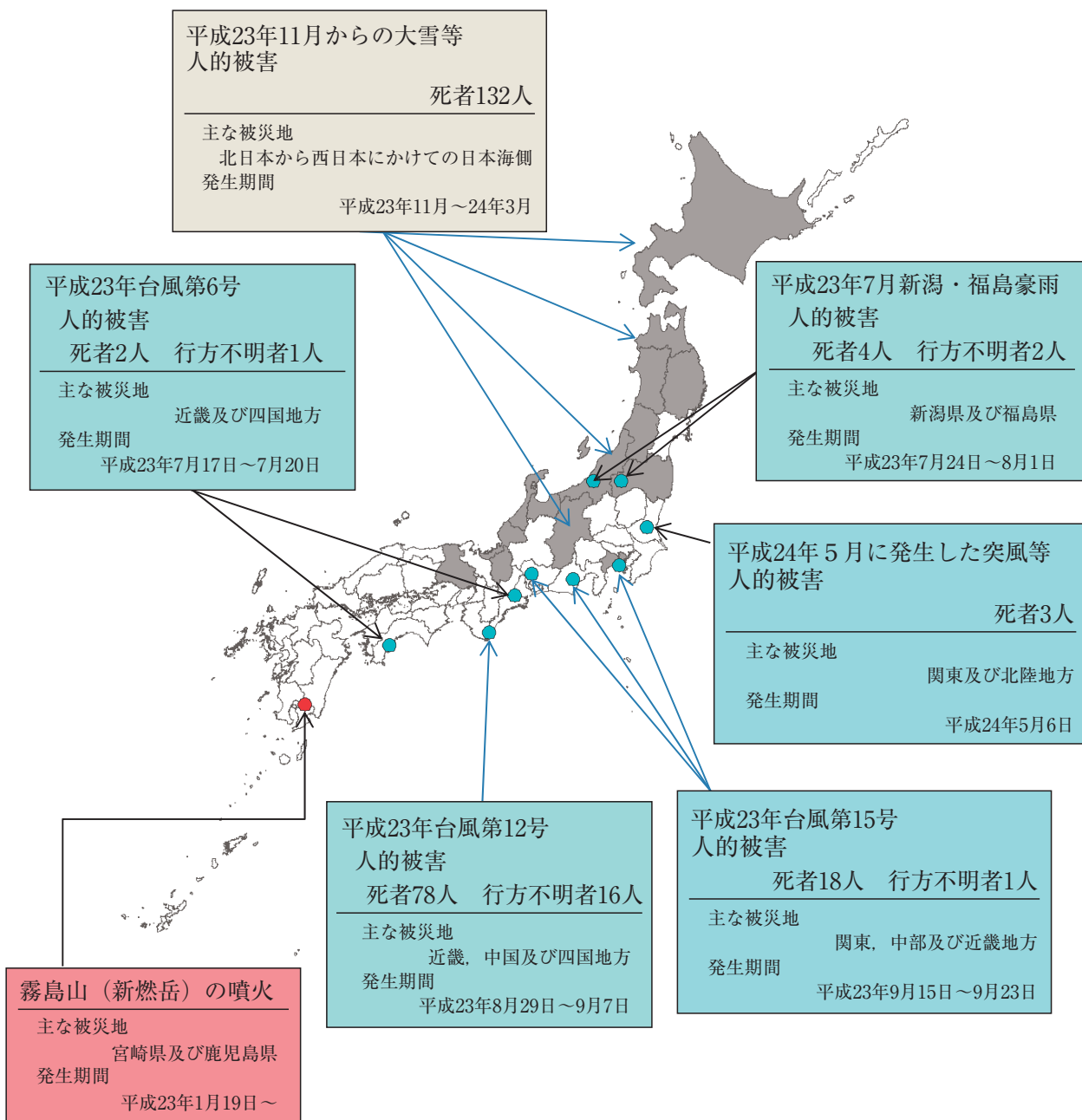


竜巻により破損したビニールハウス

茨城県は、つくば市，常陸大宮市，筑西市及び桜川市に，栃木県は真岡市，芳賀郡茂木町及び益子町に「災害救助法」を適用した。

また，茨城県は，つくば市に「被災者生活再建支援法」を適用した。

図表2-2-1 平成23年以降に発生した主な災害（東日本大震災を除く）



出典：内閣府資料

第3部

平成22年度に防災に関して
とった措置の概況

第1章 概要

1 法令の整備等

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」, 「地震防災対策特別措置法」が改正された。

2 科学技術の研究

科学技術の研究については, 地震に関する調査研究, 火山噴火の予知に関する研究, 各種災害の発生機構・防止対策等に関する研究等を推進した。

3 災害予防

防災施設等の整備を図るとともに, 大都市震災に対処するため防災拠点等の整備等を推進した。また, 中央防災無線網の拡充整備, 地震防災情報システムの整備等を推進したほか, 各種施設・設備の耐震補強等を行った。その他, 災害対策の計画の樹立に資するための各種調査等を行ったほか, 総合防災訓練等を実施した。

4 国土保全

防災上緊急を要する地域に重点を置き, 国土基盤河川事業, 地域河川事業, 砂防事業, 急傾斜地崩壊対策事業, 治山事業, 地すべり対策事業, 海岸事業, 総合流域防災事業, 農地防災事業, 災害関連事業, 地盤沈下対策事業, 下水道事業等を実施した。

5 災害復旧等

(1) 災害応急対策

平成22年度に発生した災害に対して, 被害情報の収集, 被災者の避難誘導・救護等の

活動の実施, 「災害救助法」の適用, 激甚災害の指定等各種援助措置を講じた。

(2) 災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業及び農林水産業施設災害復旧事業は, 直轄事業については2箇年, 補助事業については3箇年で復旧するという基本方針に基づき, 平成21年災害の直轄事業及び平成20年災害の補助事業を完了した。

(3) 財政金融措置

株式会社日本政策金融公庫, 独立行政法人住宅金融支援機構等からの融資, 災害保険金の支払い, 地方交付税及び地方債による措置等財政金融上の措置を講じた。

(4) 災害復興対策

新潟県中越地震等に対して, 被災地の再建を推進した。

6 国際防災協力

我が国が開催国を務めた国連防災世界会議の成果である「兵庫行動枠組」が各国で実施され, 災害に強い国づくりが進められるよう支援するため, 国際機関を通じた拠出, アジア防災センターを通じた多国間協力等, 我が国の知識や技術を活用した国際防災協力を積極的に推進した。

第2章 法令の整備等

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成22年法律第52号)

河道閉塞、火山噴火に伴う土石流、地すべり等の重大な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、緊急調査を行い、その結果に基づいて、土砂災害が想定される土地の区域及び時期の情報を市町村に提供することにより、土砂災害から国民の生命・身体の保護を図る措置を講じた。

「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律」(平成23年法律1号)

地震防災緊急事業に係る負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成28年3月31日まで延長する措置を講じた。

第3章 科学技術の研究

1 災害一般共通事項

(1) 総合科学技術会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術会議においては、第3期科学技術基本計画（平成18～22年度）の分野別推進戦略等に基づき、防災科学技術研究、危機管理技術等の研究開発の推進を図るとともに、社会還元加速プロジェクト「きめ細かい災害情報を国民一人ひとりに届けるとともに災害対応に役立つ情報通信システムの構築」を推進した。

(2) 情報セキュリティ技術の研究開発

独立行政法人情報通信研究機構においては、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性を確保し、インターネット等を通じた自由かつ安全な情報の受発信を可能としたり、サイバー攻撃によるネットワーク障害を未然に防ぐ情報通信技術や、大規模災害時における重要通信の確保や、防災に寄与する情報通信技術の研究開発を推進した。

（独立行政法人情報通信研究機構事業費の内数）

(3) 防災リモートセンシング技術の研究開発

独立行政法人情報通信研究機構においては、航空機等からの先端リモートセンシング技術の高性能化を進めるとともに、これらを用いた災害把握のための地上面変動の把握技術及び迅速なデータ提供技術の開発を進めた。

(4) 消防防災対策に関する研究

消防庁においては、初動時における被災地の情報収集に当たり、日本のどの地域が被災しても情報の入手ができるよう、ヘリコプターで撮影した映像を通信衛星に直接伝送する技術（通称：ヘリサット）を導入すべく、消防防災ヘリコプターに実装するための実施設計を行った。

（平成22年度決算額 13百万円）

(5) 防災科学技術の推進

文部科学省においては、科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）や「防災に関する研究開発の推進方策について」（平成15年3月科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会決定、平成18年7月改訂）に基づき、科学技術に関する経費の見積もり方針の調整等による総合調整を図った。また、防災分野の研究開発ニーズの的確な把握、研究開発成果の普及を図るとともに、組織、災害の分野、科学技術の分野を超えた研究機関及び研究者間の連携を推進した。

（平成22年度決算額 4百万円）

独立行政法人防災科学技術研究所においては、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うとともに、内外の防災科学技術資料の収集・整理及び提供を行った。また、防災科学技術に関する総合的及び共通的研究に資するため、平成22年度は、実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）や三大都市圏や北陸地方にMPレーダのデータ解析システムを構築した。

(6) 衛星等による自然災害観測・監視技術

文部科学省においては、平成18年1月に打ち上げた陸域観測技術衛星「だいち」を用いて、平成23年3月の東日本大震災発生直後から被災地の緊急観測を実施する等、大規模自然災害の発生時に被災地を観測し、国内外の防災機関等に観測データを提供することで、災害状況把握に貢献した。

また、準天頂高精度測位実験技術について、関係省庁と協力して準天頂衛星初号機「みちびき」の開発を進め、平成22年9月に同衛星を打上げ、同年12月から実証実験を開始した。

（平成22年度決算額 130,392百万円の内数）

(7) 災害リスク情報プラットフォーム

独立行政法人防災科学技術研究所においては、各種自然災害情報を集約するとともに、災害リスク・ハザード評価手法の開発や災害リスク情報活用システムの開発を推進した。また、地震動予測・地震ハザード評価手法の高度化に関する研究開発を推進した。

特に、平成22年度においては、東日本大震災に際して「ALL311東日本大震災協働情報プラットフォーム」としてボランティアセンターでの情報支援、被災自治体の応急・復旧業務等に広く活用されるよう、実践的な研究を行った。

(8) 農作物、農業用施設等の災害防止等に関する研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業環境技術研究所においては、耐冷性、耐寒性、耐湿性品種の育成、冷害、雪害、風害、凍霜害、湿害、干害、高温障害等への作物の気象災害防止技術に関する研究を行った。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農地の地すべり防止に関する研究、異常降雨・大規模地震による災害の軽減対策に関する研究を行った。また、農業用施設等の災害に伴う周辺地域への影響予測に関する調査を行った。

(9) 寒冷地における港湾・海岸防災に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、寒冷地における港湾・漁港・海岸の安全確保のため、冬期における流氷障害対策及び高波による施設被害や護岸の背後における利用障害の防止に関する研究を行った。

(10) 船舶における防災技術の研究

独立行政法人海上技術安全研究所においては、リスクベースの安全性評価手法の構築のための研究、船舶の事故を再現することによる事故原因分析手法の構築のための研究等を行った。

(11) 港湾・海岸及び空港における防災技術の研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、安心して暮らせる国土の形成に資するために、次の研究を行った。

- ・地震により強い港湾・海岸・空港施設の実現に関する研究
- ・巨大な津波から地域社会を守る研究

- ・沿岸域の流出油対策技術に関する研究
- ・地球規模の環境変化と高潮・高波防災のための高精度な沿岸海象把握に関する研究

(12) 高度な画像処理による減災を目指した国土の監視技術の開発

国土交通省においては、国土の監視技術の確立による迅速な被災状況の把握を目的に、2時期の画像から変化情報を抽出する技術開発、開発前の地形と現在の地形の比較によって脆弱な盛土地盤の地区を把握し、その危険性を評価する手法の開発、市街地における精緻な火災延焼シミュレーションの開発、被災状況を適切な基盤地図に重ね合わせて、行政・住民等が、ダメージを受けた情報通信インフラの下でも確実に情報を提供・収集することができる技術開発を行った。

(13) ソーシャルキャピタルの特性に応じた地域防災力向上方策に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地域防災力向上に向けた取り組みを推進するため、国土交通省の事業に密接な関連をもつ地域防災力向上の取組事例を抽出し、ソーシャルキャピタルとの関連性を分析、地域特性に応じたモデルシナリオに基づく地域支援方策の検討・整理を行った。

(平成22年度決算額 11百万円)

(14) 災害等緊急撮影に関する研究

国土交通省国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、被災地の状況を広域的かつ詳細に把握できる空中写真画像をより早く提供可能となるデジタル航空カメラ撮影に関する検討を行った。

(平成22年度決算額 115百万円)

(15) 気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進した。特に気象観測・予報については、竜巻等突風の監視・予測手法や集中豪雨等の予測精度向上に関する研究等を行った。また、我が国の地球温暖化対策の推進に資するため、日本付近の詳細な気候変化

予測を行う数値モデルの開発を行った。
(平成22年度決算額 954百万円)

2 震災対策

2-1 地震に関する調査研究

(1) 地震調査研究の推進

文部科学省では、地震調査研究推進本部(本部長：文部科学大臣)において平成21年4月に策定された、「新たな地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」に基づき、強い揺れに見舞われる可能性が高い地域における重点的調査観測や、追加・補完調査を実施する等、地震調査研究を推進した。

(平成22年度決算額 1,151百万円)

独立行政法人防災科学技術研究所においては、地震観測データを活用した地殻活動の評価及び予測に関する研究並びに地震動予測・地震ハザードの評価手法の高度化に関する研究を行った。

(2) 地震・津波観測監視システム

文部科学省においては、東南海地震の想定震源域である紀伊半島熊野灘沖に設置した地震計、水圧計等各種観測機器を備えたリアルタイム観測可能な高密度海底ネットワークシステムの運用を行うとともに、南海地震の想定震源域である紀伊水道沖にも、地震計、水圧計等を備えた高密度海底ネットワークシステムの構築に着手した。

(平成22年度決算額 1,510百万円)

(3) 地震予知に関する基礎的研究

文部科学省においては、関係国立大学法人における地震予知に関する基礎的研究の推進を図るとともに、「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の推進について(建議)」(平成21年度～平成25年度)の進捗状況を取りまとめた。

(4) 地球内部ダイナミクス研究

独立行政法人海洋研究開発機構においては、地震・火山活動等の固体地球科学における諸現象を解明するため、海洋性プレート沈み込み帯の構造、地震活動等の調査研究を大学等と連携し、国際的・学際的視野に立った研究を実施した。平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震については、発生後速やかに震源域において反射法地震探査、測深器を用いた海底地形の調査等を実施した。

(5) 海底地震総合観測システム等の運用

独立行政法人海洋研究開発機構においては、釧路・十勝沖・室戸岬沖に設置した海底地震総合観測システム並びに相模湾初島沖に設置した深海底総合観測ステーションの運用及び観測研究を行った。

(6) 深海地球ドリリング計画推進

独立行政法人海洋研究開発機構においては、多国間国際協力科学プロジェクトである統合国際深海掘削計画を推進し、東南海・南海地震の震源域である南海トラフにおいて、巨大分岐断層及びプレート境界到達を目標とする超深度ライザー孔の掘削に着手するとともに、海底下約1kmの掘削孔内に地震・地殻変動等を観測する長期孔内計測装置を設置した。

(7) 首都直下地震防災・減災特別プロジェクト

文部科学省においては、複雑なプレート構造の下で発生しうる首都直下地震の姿(震源域、将来の発生可能性及び揺れの強さ)の詳細を解明するとともに、高層建築物等の耐震技術の向上や地震発生直後の迅速な被害把握等と有機的な連携を図り、地震による被害の大幅な軽減に資するための調査研究プロジェクトを実施した。

(平成22年度決算額 755百万円)

(8) ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究

文部科学省においては、近年地震が頻発する「ひずみ集中帯」の活構造を明らかにし、

ここで発生する地震のメカニズムを解明するとともに、震源断層モデルを構築するための調査観測・研究を実施した。

(平成22年度決算額 594百万円)

(9) 東海・東南海・南海地震の連動性評価研究

文部科学省においては、将来連動して発生する可能性の高い東海・東南海・南海地震について、時間的及び空間的な連動性を評価するため、3つの地震の想定震源域における稠密広域な海底地震・津波・地殻変動観測や、シミュレーション研究、強震動予測、津波予測、被害想定研究等を実施した。

(平成22年度決算額 501百万円)

(10) 地震観測データを利用した地殻活動の評価と予測に関する研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、基盤的地震観測網等から得られるデータを解析し、地震活動や地殻変動等の地殻活動を的確に把握するとともに、スロースリップ源の実時間特定等を可能とする観測データの処理・解析手法の高度化等を推進した。

(11) 活断層評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、全国の主要活断層として、陸域で3断層帯、沿岸海域で3断層帯の合計6断層帯の分布形状や活動履歴に関する調査を行った。

(12) 海溝型地震評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、東南海・南海地震域における地下水総合観測点における地下水等調査を行い、地震発生予測の研究を行った。また、宮城県において西暦869年の貞観津波の堆積物を認識し、シミュレーションにより日本海溝沿いの巨大地震を推定した。

(13) 地震災害予測の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、埼玉県北部の綾瀬川断層において物理探査を実施し、とう曲構造を把握するとともにその変位の定量的な解析を実施した。

(14) 地震予知研究の推進

地震予知連絡会（事務局：国土交通省国土地理院）においては、全国の地震予知観測研究に関する情報交換と学術的見地での検討を行った。また、国土地理院においては、同連絡会に報告された観測データ等を地震予知連絡会会報として編集した。

(平成22年度決算額 7百万円)

(15) 測地的方法による地殻変動調査

国土交通省国土地理院では、全国を対象とした高精度三次元測量、高度地域基準点測量等を定期的実施したほか、全国の電子基準点（GPS連続観測施設）連続観測、高精度地盤変動測量を行い、地殻変動の監視を実施した。また、地震防災対策強化地域、重点的調査観測対象地域等において、高密度で短周期の地殻変動観測を実施したほか、御前崎地方において、高密度三次元連続観測（GPS高精度比高観測）を実施した。さらに、機動的な地殻変動連続観測、重要活断層の地形学的調査等を実施し、その他、定常観測として地磁気観測、地殻変動連続観測、潮位の連続観測を行った。

(平成22年度決算額 1,378百万円)

(16) 地殻変動データベース整備

国土交通省国土地理院においては、測量・調査結果等についてデータベース化し、関係機関、研究者等への地震調査関連情報の提供・流通を促進した。

(平成22年度決算額 2百万円)

(17) 地殻活動総合解析

国土交通省国土地理院においては、GPS等の地殻変動観測データ等各種データを総合解析して、地殻活動の詳細な分析を行い、地震調査委員会等に報告した。

(平成22年度決算額 3百万円)

(18) 日本列島の地殻活動メカニズム解明の高度化に関する研究

国土交通省国土地理院においては、電子基準点のデータを用いて、日本列島周辺のプレート間カップリングを統一的に考察できる

地殻変動モデルを開発し、その空間分布及び時間変化を詳細に把握可能なシステムの構築に関する研究を行った。

(平成22年度決算額 10百万円)

(19) 正確・迅速な地盤変動把握のための合成開口レーダー干渉画像の高度利用に関する研究

国土交通省国土地理院においては、合成開口レーダー干渉画像処理に適合した水蒸気位相遅延分布の計算手法を開発する。また、高解像度干渉画像を高度利用するため、位相連続化処理計算を迅速に半自動化で行えるシステムの開発に関する研究を行った。

(平成22年度決算額 30百万円)

(20) GPS統合解析技術の高度化

国土交通省国土地理院においては、ローカルな火山活動のやや大きめで急速な地殻変動の監視を目的として開発されてきた統合技術である火山統合解析技術を高度化し、広域から局所までという任意のGPS観測点のデータをGEONET（GPS連続観測システム）のルーチン解析と共通な基盤で評価するための効率的なデータ解析手法及び環境の開発に関する研究を行った。

(平成22年度決算額 6百万円)

(21) ひずみ集中帯の地殻変動特性に関する研究

国土交通省国土地理院においては、新潟―神戸ひずみ集中帯の新潟県中部において、稠密地殻変動観測によりひずみ集中帯内部の地殻変動分布を把握し、数値シミュレーション等によるモデリングを通して、地殻構造の不均質や断層深部すべりに伴う地殻の変形過程を解明し、内陸地震の発生メカニズムに関する知見を得るための研究を行った。

(平成22年度決算額 7百万円)

(22) 地震災害緊急対応のための地理的特性から想定した被害情報の提供に関する研究

国土交通省国土地理院においては、地震発生から1時間以内に、発生する被害の類型を

予想し、災害対策本部会議等に提供できるシステムの開発に関する研究を行った。このシステムは、地域の地理的特性と震度等のリアルタイム情報から被害の類型を自動的に予測し、その内容を専門家が迅速に確認・修正できるようにするものである。

(平成22年度決算額 9百万円)

(23) 地震に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に地震に関する研究を推進した。特に、東海地域に想定される地震の予知の確度を向上させるため、数値シミュレーション手法の高度化による東海地震の予測精度向上及び新たな観測・監視手法の開発による東南海・南海地震の監視体制の強化に関する研究等を行った。

(平成22年度決算額 57百万円)

(24) 地震観測等

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測、沿岸における津波観測を行った。

また、関係機関の地震に関するデータに加え、地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供した。

(平成22年度決算額 2,180百万円)

(25) 海底地殻変動観測等

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域における地形・活断層調査、海底基準局を用いた海底地殻変動観測、DGPS及び験潮所による地殻変動監視観測、レーザー測距観測データを用いプレート運動の把握等を行った。

(平成22年度決算額 113百万円)

2-2 震災対策一般の研究

(1) 地震防災フロンティア研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、都市部を中心とする巨大地震災害の軽減を目的として、分野横断的、個別具体的課題の解決に向け、地震災害時の医療システムの

防災力向上のための方策を明らかにするとともに、情報技術（IT）を最大限に活用した震災対応危機管理技術の開発を推進した。

(2) 実大三次元震動破壊実験施設を活用した耐震実験研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、世界最高性能の実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）を活用し、各種構造物等の破壊過程や耐震性能・余裕度評価に関するデータの取得・蓄積を行うとともに、構造物の耐震補強技術や免制震技術等の研究開発及び構造物崩壊シミュレーション技術の開発を推進した。特に、平成22年度においては、コンクリート系建物、設備機器・配管及び木造校舎の大規模実験を実施し、有用なデータを取得した。

(3) 強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の合理的な耐震設計法を確立するため、土木構造物での強震観測網及び高密度強震観測網の維持管理並びに地震動の観測及び解析を継続した。

（平成22年度決算額 12百万円）

(4) 土木構造物の耐震設計技術に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、構造物基礎の動的耐震設計法の開発、制震技術を用いた橋梁の耐震設計技術の開発、擁壁のレベル2地震動に対する照査法の開発、コンクリートダム及びフィルダムのレベル2地震動に対する照査法の開発等に関する研究を行った。

(5) 土木構造物の耐震補強技術に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、大規模地震による橋梁への影響予測と被害軽減対策法の開発、基礎の耐震補強技術の開発、盛土の耐震診断・耐震補強技術の開発及び河川堤防のレベル2地震動に対する耐震診断・耐震補強技術の開発等に関する研究を行った。

(6) 北海道における橋梁等の耐震設計法及び施工法に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、北海道の特殊土地盤における地震による構造物被害等の災害を防止するため、地震動の特性に関する研究及び地震時における基礎構造の安定に関する研究を行った。

(7) 港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、港湾地域及び空港における強震観測の実施、港湾・海岸施設及び空港土木施設の耐震性に関する研究等、港湾地域及び空港における地震災害防止に関する研究を行った。

(8) 高層建築物の地震後の火災安全対策技術の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震直後に高層建築物において起こる火災に対する利用者の安全性を確保することを目的に、構造部および防火区画に地震被害を想定した強制変形を与えた上で加熱して耐火性能を確認し、在館者の地震直後の緊急点検・避難指針に関する原案を作成した。

（平成22年度決算額 21百万円）

(9) 超高層建築物等の安全対策の高度化に向けた技術と災害後の機能維持・早期回復に関する技術の開発

独立行政法人建築研究所においては、設計用長周期地震動の設定方法の開発、超高層建築物と免震建築物の解析モデルを用いた地震応答解析結果の公表、超高層建築物にも適用できる修復費用と時間を考慮した構造性能評価システムの考え方の開発を行った。

3

風水害対策

(1) 気候変動下での大規模水災害に対する施策群の設定・選択を支援する基盤技術の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、気候変動下における水災害リスクの低

減のための実践的な適応策の選択・実行に用いる基盤技術を確立するため、様々な種類の流域ごとに最適な施策パッケージを選択するための具体的条件の解明・整理を行い、手引きとして取りまとめるための研究を実施した。平成22年度においては、気候変動や社会変動に関するシナリオ設定や施策オプションの効果の評価手法の検討を行った。

(平成22年度決算額 14百万円)

(2) MPレーダーを用いた土砂・風水害の発生予測に関する研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、局地的な豪雨や強風を高精度に監視・予測する技術開発を推進した。また、その予測結果に基づき、都市域におけるリアルタイム浸水被害危険度予測手法及び土砂災害の発生予測手法の開発を推進した。特に、平成22年度においては、三大都市圏と北陸地方に整備されたMPレーダのデータ解析システムを構築し、集中豪雨の予測に関する研究体制を強化した。

(3) 豪雨時の山地災害対策に関する研究

独立行政法人森林総合研究所においては、降雨時における崩壊危険地の予測のため、地下流水音による水みち探査技術の開発、樹木根系の斜面補強効果に関する研究、再活動型地すべりの危険度評価技術に関する研究を行った。また、崩壊土砂の到達範囲解明のため、治山ダムの土石流補足機能に関する研究を行った。

(4) 豪雨・地震による土砂災害に対する危険度予測と被害軽減技術の開発

独立行政法人土木研究所においては、豪雨に対する土砂災害の発生場所や時期を絞り込むための災害危険度の予測手法の高度化・実用化、新潟県中越地震による地すべりの発生機構の解明とそれに基づく危険度評価手法の開発及び大規模地震後の流域からの生産・流出土砂量の変化予測手法の開発並びに発災後の被害拡大防止のための地すべり等に対する監視手法・被害軽減手法の開発に関する研究を行った。

(5) 風水害対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、河川災害防除に関する研究及び斜面災害防止に関する研究を行った。

(6) 水災害リスクマネジメント国際センター (ICHARM) の運営

独立行政法人土木研究所においては、「水災害リスクマネジメント国際センター (ICHARM)」を通じ、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献するべく、統合洪水解析システム (IFAS) の開発・普及、途上国行政官を対象とする洪水リスク管理技術に関する研修活動の実施及び新たにアジア開発銀行との地域技術協力連携プロジェクトを開始した。

(7) 治水安全度向上のための河川堤防の質的強化技術の開発

独立行政法人土木研究所においては、河川堤防の信頼性向上・管理高度化のため、河川堤防の弱点箇所抽出技術の開発及び浸透・侵食に対する堤防強化技術の開発に関する研究を行った。

4 火山災害対策

(1) 火山噴火に関する調査研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、火山観測網の維持・強化と噴火予測システムの開発、マグマ移動過程解明、航空機搭載型放射伝達スペクトルスキヤナ (ARTS) や合成開口レーダ (SAR) 等リモートセンシング手法による火山活動把握及び災害予測のためのシミュレーション技術の開発を推進した。

(2) 火山噴火予知に関する基礎的研究

文部科学省においては、関係国立大学法人における火山噴火予知に関する基礎的研究の推進を図るとともに、「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の推進について (建議)」(平成21年度～平成25年度)の進捗状況を取りまとめた。

独立行政法人産業技術総合研究所においては、火山噴火予知研究の推進のため、活動的火山の噴火履歴、災害実績・活動状況等の地質学的調査及び噴火機構やマグマ上昇過程モデル化のための観測研究・実験的研究を行った。九重火山、諏訪之瀬島火山及び蔵王火山において噴火履歴調査を実施した。

国土交通省国土地理院においては、火山噴火予知の基礎資料とするため、火山変動測量及び機動観測を行った。

(平成22年度決算額 19百万円)

気象庁においては、気象研究所を中心に火山監視業務を高度化するため、マグマ活動の定量的把握技術の開発とそれに基づく火山活動度判定の高度化に関する研究等を推進した。また、火山噴火予知連絡会を通じて、関係機関と緊密な連携を図り、火山噴火予知に関する研究を推進した。

(平成22年度決算額 36百万円)

(3) 火山灰の浸透能低下と堆積厚が土砂流出に与える影響に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、火山噴火後の土石流の発生規模等を推定するための計算シミュレーション技術、火山灰の堆積範囲推定手法及び火山灰のリアルタイム自動計測機器を開発した。

(4) 海底火山噴火予知の推進

海上保安庁においては、航空機による南方諸島及び南西諸島方面の海底火山活動海域の温度分布、火山性変色水の分布等の調査及び磁気測量を行った。また、海域における火山噴火の予知に関する的確な情報収集と提供を図るため、海域火山基礎情報図の整備を引き続き行った。

(平成22年度決算額 25百万円)

5 雪害対策

(1) 雪氷災害の発生予測に関する研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、降雪・吹雪・雪崩等の雪氷災害を予測するシステムの開発を推進するとともに、雪崩

等のハザードマップ作成手法の開発を推進した。特に、平成22年度においては、雪氷災害予測システムについて、予測対象地点・地域、相手機関及び配信方法の充実を行った。

(2) 雪崩の発生に関する研究

独立行政法人森林総合研究所においては、大規模な表層雪崩の発生を検知し、雪崩発生時の気象条件や流下経路、到達範囲に関する調査研究を行った。

(3) 雪害の防除に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、雪崩発生危険度予測の精度向上に関わる調査研究を実施したほか、豪雪時の雪崩危険箇所点検手法と応急対策手法及び地震計による振動把握技術等を用いた雪崩危険評価手法を検討した。

(4) 雪害対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、冬期道路交通の安全性・効率性の向上を目的として、効果的・効率的な冬期道路管理に関する技術開発や地域特性を踏まえた交通事故対策について検討するとともに、防雪対策施設の性能評価手法及び冬期道路関連情報の高度活用に関する研究を行った。

6 火災対策

(1) 火災に関する一般的研究

消防庁においては、次の研究を行った。

- ・火災原因調査技術の高度化に関する調査研究 (平成22年度決算額 25百万円)
- ・過密都市空間における火災時の安全確保に関する研究 (平成22年度決算額 32百万円)
- ・特殊災害に対する安全確保に関する研究 (平成22年度決算額 34百万円)
- ・化学物質の火災爆発防止と消火に関する研究 (平成22年度決算額 40百万円)
- ・消防の技術に関する総合的な企画立案のための、消防用設備等の性能評価手法の研究 (平成22年度決算額 4百万円)

(2) 消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）の促進

消防庁においては、消防防災科学技術に係る総合的な研究を促進するため、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）の推進を図った。

（平成22年度決算額 250百万円）

(3) 火災リスク評価に基づく性能的火災安全設計法の開発

独立行政法人建築研究所においては、建築物の火災安全に関して、避難安全、出火防止等の機能要求に対する各性能検証法を作成した。

(4) 森林火災に関する一般研究

独立行政法人森林総合研究所においては、林野火災対策として、林内可燃物の含水率と日射量の関係に関する研究、林分構造と林内可燃物量に関する研究を行った。

7

危険物災害対策

(1) 危険物災害の防止に関する研究

消防庁においては、次の研究を行った。

- ・危険物施設の安全性向上に関する研究
（平成22年度決算額 27百万円）
- ・危険物に係る流出等の事故原因の調査技術の高度化に関する調査研究
（平成22年度決算額 10百万円）
- ・新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査研究
（平成22年度決算額 20百万円）
- ・危険物の安全を確保するための技術基準の整備に関する研究（屋外貯蔵タンクの安全対策の充実及び屋外タンク貯蔵所の耐震化の促進）（平成22年度決算額 27百万円）

(2) 爆発防止等に関する研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、種々の爆発性物質の爆発威力の評価法の開発とデータ収集及び爆発現象を数値モデルにより再現できる計算コードの開発と高精度化、水素等の可燃性ガスや支燃性ガス、微燃

性ガスの漏えい拡散、燃焼・爆発データ収集、爆発安全情報データベース、化学災害データベースの整備等を実施した。

8

原子力災害対策

(1) 原子力防災対策の実効性向上等に関する調査・研究

原子力安全委員会においては、原子力防災対策の実効性向上等の原子力の安全確保に係る諸活動を実施するために必要となる基礎資料の整備等に必要となる調査等を行った。

（平成22年度決算額 11百万円）

(2) 原子力の開発利用に係わる安全確保のための研究

独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構等において、原子力施設等安全研究、環境放射能安全研究及び放射性廃棄物安全研究を行った。

(3) 原子炉施設の耐震安全性の評価

独立行政法人原子力安全基盤機構においては、原子力発電所の耐震安全性に資するため、安全上重要な設備等について、耐震安全性に関する審査等に必要となるデータを得るとともに、耐震性評価技術の高度化を図った。

(4) 原子炉施設の過酷事故に対する安全確保のための評価及び研究

独立行政法人原子力安全基盤機構においては、国際協力試験等に参加することにより、原子炉施設で過酷事故が生じた場合においても、その事故の拡大を阻止するための知識ベースの整備及び高度化を図った。

9

その他の災害対策

(1) 災害リスク情報プラットフォームの開発に関する研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、防災科学技術研究所や他の機関が保有する地震、津波、火山、気象、土砂、雪氷災害

等による様々な自然災害に関する観測データ・解析結果・ハザードマップ等の情報を利用した詳細なリスクマップの作成に取り組んだ。

また、ハザード及びリスク情報を地方公共団体、研究機関、NPO、企業、住民等の関係者間で共有するために、WebGIS等の技術を用いてそれらの情報を集約、発信及び活用する災害リスク情報プラットフォームの開発を行った。

(2) 労働災害防止に関する研究

独立行政法人労働安全衛生総合研究所においては、産業用機械・設備等の破壊・倒壊災害、爆発災害、土砂崩壊災害等各種災害を防止するための基礎的、応用的研究を行った。

第4章 災害予防

1 災害一般共通事項

1-1 教育訓練

(1) 政府における教育訓練

政府においては、9月1日の「防災の日」に、東海地震と東南海・南海地震が連動して発生した場合を初めて想定した政府本部運営訓練及び東海地震応急対策活動要領に基づく広域医療搬送訓練を行うとともに、8月31日及び9月1日の2日間にわたり、東海地震（予知型）における政府現地本部の開設・運営について、政府現地本部訓練を行った。また、1月14日に、首都直下地震（東京湾北部地震）を想定し、防災関係省庁等の参加の下、緊急災害現地対策本部の業務について、ロールプレイング形式の政府総合図上訓練を行った。

内閣府においては、関係省庁の防災担当職員を対象とした合同研修を実施した。また、大規模災害発生時に国等からの支援を受ける地方公共団体側との連携を進めるため、首都直下地震に備えた受援計画の策定に向けた検討を行うとともに、受援計画において定めるべき項目について整理した。

（平成22年度決算額 4百万円）

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の災害警備担当幹部に対して、災害応急対策等についての教育訓練を行ったほか、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施するとともに、都道府県警察に対して、関係機関と連携した災害警備訓練の実施を指示した。また、警察広域緊急援助隊において、災害救助のための特殊技術訓練を行ったほか、特別救助班では、救出救助能力を更に向上させるための、より高度な訓練を行った。さらに、機動警察通信隊では、災害発生時における、より迅速な情報収集や通信手段確保のため、各種情報通信システムの活用等、実践的な訓練を行った。

(3) 防衛省における教育訓練

防衛省においては、平素から部隊における各種災害対処能力の維持・向上を図るため、陸上、海上及び航空各自衛隊の統合運用体制下における自衛隊統合防災演習を実施するとともに、各地方公共団体等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加した。

（平成22年度決算額 1,073百万円）

(4) 総務省における非常通信訓練の実施等

総務省においては、災害時における通信の円滑な実施を確保するため、非常通信協議会と連携し災害時に備えた通信計画の作成並びに国及び地方公共団体等と連携した実践的な通信訓練を実施し、非常通信体制の整備をさらに推進した。また、無線局の免許人に対しても通信施設の点検等について指導を行った。

（平成22年度決算額 8百万円）

(5) 日本放送協会における教育訓練

日本放送協会（以下「NHK」という。）においては、大規模災害等における放送確保等のため、広域応援体制も織り込んだ総合訓練を実施するとともに、各放送局においては、個別訓練等を実施した。

（公団等支出額 16百万円）

(6) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対して、火災、風水害、震災、危険物災害等の各種災害の防止や災害発生時の消防活動に関する教育訓練を行った。

また、都道府県、市町村の首長及び幹部等に対する地震等の大規模災害発生時の対応能力向上のための教育訓練、緊急消防援助隊の隊長等に対する教育訓練、自主防災組織育成担当者に対する教育訓練を実施した。

（平成22年度決算額 320百万円）

消防庁においては、地方公共団体が、地域防災計画に従い、地震、津波、風水害等各種の災害や様々な条件を想定して、市町村長の迅速かつ的確な意思決定のための図上訓練や関係機関及び地元住民と連携した総合防災訓練や広域訓練、参集訓練、情報伝達訓練等実

践的な訓練を実施するよう要請・助言等を行った。(平成22年度決算額 4百万円)

(7) 法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、衛星携帯電話等で構成される法務省緊急連絡体制網通信訓練を行った。

(平成22年度決算額 11百万円)

(8) 安全教育の充実

文部科学省においては、教職員や児童生徒等の学校安全に対する意識の向上等を図るため、防災教室等の講師となる教職員等を対象とした講習会、心肺蘇生法(AEDの取扱いを含む。)の実技講習会等を実施した。

(平成22年度決算額 37百万円)

(9) 防災教育支援推進プログラム

文部科学省においては、学校や社会教育施設等における防災教育の充実のため、防災科学技術の知見を活用した防災教育の優れた取組を選定・支援する防災教育支援事業を行うとともに、研究成果の紹介、防災教育に関するパネルディスカッション、研修、ワークショップ等を行う防災教育推進フォーラムを開催した。

(平成22年度決算額 36百万円)

(10) 独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施した。

(11) NBC災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、NBC(核、生物剤及び化学剤)災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象にNBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施した。(平成22年度決算額 6百万円)

(12) 災害派遣医療チーム(DMAT)隊員養成研修の実施

厚生労働省においては、医師、看護師等に対し、DMAT(発災後48時間以内の災害急性期に機動的に活動するためのトレーニングを受けた医療チーム)隊員養成研修を実施した。(平成22年度決算額 67百万円)

(13) 日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行った。

(平成22年度決算額 18百万円)

(14) 都道府県の災害救助対策事業に対する補助

厚生労働省においては、都道府県が行う市町村災害救助法担当職員に対する研修等の災害救助対策事業に要する経費について補助を行った。

(平成22年度決算額 21,199百万円の内数)

(15) 災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

厚生労働省においては、災害発生時、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートするボランティアリーダーを養成する事業を実施した(財団法人大阪府地域福祉推進財団に運営を委託している国際障害者交流センターにおいて実施)。(平成22年度決算額 2百万円)

(16) こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害等の被害者となることで生じるPTSD(心的外傷後ストレス障害)等に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談活動の充実・強化を図ることを目的とし、PTSD対策専門研修に対する補助を行った。

(平成22年度決算額 18百万円の内数)

(17) 国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通大学校においては、国土交通省の

職員や国土交通行政を担当する地方公共団体、独立行政法人等の職員を対象に、各研修コースにおいて防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義を実施した。特に、「災害査定」、「危機管理」及び「電気通信」では、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力の向上を目的に、実習や演習を取り入れた研修を実施した。

(18) 気象庁における教育訓練

気象庁においては、各地で防災気象講演会を主催し、気象等に関する知識の普及等を図った。また、防災機関の担当者を対象に予報、警報その他情報の伝達等に関する説明会を適宜開催した。一方、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質の向上を図った。(平成22年度決算額 135百万円)

(19) 海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機等による各種災害対策訓練を実施したほか、機動防除隊を対象とした高度な防災技術等の研修を行った。また、海難防止思想の普及・高揚を図るため、海難防止講習会等を開催したほか、タンカー等危険物積載船舶の乗組員、危険物荷役事業者等の海事関係者を対象に訪船指導、タンカーバースの点検等を行うとともに、旅客船の事故対策訓練を実施し、運航関係者に対して事故時の措置等について指導した。

1-2 防災施設設備の整備

(1) 中央防災無線網の整備

中央防災無線網は、官邸等国の主要拠点、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体間の通信を確保するため、内閣府が整備している政府専用の通信網である。平成22年度も引き続き、通信の安定的な運用のため適切な措置を講ずるとともに、総理大臣官邸の情報収集回線の増強、立川災害対策本部予備施設の通信バックアップ機能の整備、地方への衛星通信装置の配備(3か所)、ヘリコプター映像等の伝送基盤としての通信機能の強

化整備及び地方公共団体との情報共有ネットワークの構築に向けた調査設計等を推進した。(平成22年度決算額 1,738百万円)

(2) 災害警備活動用資機材の整備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要なヘリコプターやレスキュー車等災害警備活動用資機材の整備を行った。

(平成22年度決算額 3,143百万円)

(3) 防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安全安心なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講ずることにより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化等の重点的な防災基盤の整備を推進した。

(4) 地域衛星通信ネットワーク整備構想の推進

総務省及び消防庁においては、防災行政無線の機能拡充や通信ルートの多ルート化を図ることを目的とした地域衛星通信ネットワーク整備構想を推進するため、地域情報通信基盤整備事業の活用等を通じて、地方公共団体における衛星地球局等の整備を進めた。

(5) NHKにおける非常用電源設備等の整備

NHKにおいては、大規模災害における電波の安定確保のため、放送局の非常用電源設備の整備を行った。

(公団等支出額 489百万円)

(6) 電気通信網の確保等

NTTグループ各社においては、安定した電気通信サービスの提供を確保するため、伝送路の多ルート化、通信センターの分散、災害に強い通信設備の構築等による災害に強く信頼性の高い通信網の構築や、各種災害対策機器の配備等による重要通信を確保するための早期復旧対策を実施し、円滑かつ適切な災害対策を遂行できるよう十分な連携協力を行った。また、大規模災害発生時の被災地との円滑な安否確認等に利用できる「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板」及び

「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」の活用をPRした。

KDDI株式会社においては、サービスの更なる安定提供に向けた、伝送路の異ルート化、設備の二重化の増強及び電源設備等の信頼性強化を実施し、重要通信確保のため早期復旧対策の充実及び非常災害対策機器等の配備を強化した。また、大規模災害発生時の被災地との円滑な安否確認等に利用できる「災害用伝言板サービス」及び気象庁の緊急地震速報の携帯電話による配信サービスの活用をPRした。

(7) 災害対策用移動通信機器の配備

総務省においては、地震等の非常災害時に、被災地方公共団体等から被災地の通信手段確保として、災害対策用移動通信機器の貸付要望があった際に速やかに対応できるよう、東京及び大阪に備蓄庫を設け、移動無線機を被災地へ搬入できるよう整備した。

(平成22年度決算額 47百万円)

(8) 緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両等の整備について、地方公共団体に対し補助を行った。(平成22年度決算額 4,704百万円)

また、国有財産等の無償使用制度（消防組織法第50条）を活用し、被災地での隊員の活動を支援する車両やヘリコプターによる情報収集機能を強化するための資機材等を全国の消防機関等に配備した。

(平成22年度決算額 4,378百万円)

(9) 消防防災施設の整備

消防庁においては、地震等の大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安全・安心を確保するため、耐震性貯水槽、高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行った。

(平成22年度決算額 2,658百万円)

(10) NBCテロ災害対応資機材の維持管理

消防庁においては、特別高度救助隊等の資機材（特別高度工作車、大型除染システム車、大型プロア搭載車及びウォーターカッター搭載車）及びNBCテロ災害対応資機材の維持管理を行った。

(平成22年度決算額 21百万円)

(11) 貴重な文化財の保存機能の強化

文化庁においては、防災機能に配慮した施設を前提に埋蔵文化財保護行政を積極的に進めるため、地域の実情に則した特色ある拠点施設を整備するための補助を行った。

(平成22年度決算額 722百万円の内数)

(12) 災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害拠点病院（耐震構造、ライフラインの維持機能、応急医薬品等の備蓄機能等の災害医療支援機能を有し、災害時に24時間対応可能な救急体制を確保する病院。）の整備について補助を行った。(平成22年度決算額 324百万円)

(13) 広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、災害派遣医療チーム（DMAT）等災害医療にかかる総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るための整備について補助等を行った。

(平成22年度決算額 36百万円)

(14) 社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(平成22年度決算額 10,000百万円の内数)

厚生労働省においては、障害福祉施設・児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(平成22年度決算額 2,201百万円)

厚生労働省においては、地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(平成22年度決算額 94,137百万円の内数)

厚生労働省においては、児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(平成22年度決算額 2,304百万円の内数)

(15) 日本赤十字社への災害救護用移動式仮設診療所整備費補助

厚生労働省においては、日本赤十字社に対し災害救護用移動式仮設診療所を整備するための補助を行った。

(平成22年度決算額 11百万円)

(16) 農林水産省における情報収集・伝達体制の整備

農林水産省においては、災害に備えた確実な情報体制を確保するため、本省と各地方農政局等を結ぶ衛星通信施設等の整備等を行った。(平成22年度決算額 18百万円)

(17) 渇水対策のための農業水利施設整備

農林水産省においては、渇水の頻発している地域において、渇水時に農業用水を有効利用するための堰、揚水機場、ファームポンド(農地又は農地の道傍に設ける小規模な貯留施設)等の施設整備を行った。

(平成22年度決算額 108,241百万円の内数)

(18) 漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、災害時の水産物流通機能の確保、漁港の来訪者等の安全性確保及び被災地の支援基地としての漁港利用等漁村の総合的な防災対策を図るため、ハード・ソフト一体的な考えの下、防災強化対策を推進した。

(平成22年度決算額 95,248百万円の内数)

(19) 農山村の防災機能強化の促進(防火・防災対策林道整備)

農林水産省においては、林野火災の発生及び延焼の危険性が高い集落周辺地域等にお

ける、防火及び消火活動の円滑な実施にも資する林道の整備を行った。また、自然災害が発生した際に迂回路等としても重要な役割を果たす林道の整備を行った。

(平成22年度決算額 26,400百万円の内数)

(20) 農山村の防災機能強化の推進(防災対策林道機能強化)

農林水産省においては、災害に強く安心して暮らせる村づくりを推進するため、緊急的に次の施設等の整備を図った。

(平成22年度決算額 29,837百万円の内数)

- ・避難路及び避難地等の確保
- ・消防用施設等の確保
- ・集落の防火施設整備
- ・災害情報の伝達施設の確保場所

(21) 農地の防災機能増進

農林水産省においては、農地の持つ雨水貯留機能等の防災機能を増進させるため、水田の畦畔の補強・嵩上げ等のハード対策と、こうした取組に係る地域の合意形成・体制づくり等のソフト対策について、一体的に支援を行った。(平成22年度決算額 14百万円)

(22) ガスに係る防災支援基盤の整備

経済産業省においては、地震等の大規模災害時において都市ガス施設等の早期復旧と二次災害を防止するため、ガス事業者の供給区域、ガス製造設備等主要ガス工作物設置状況、アクセスルート等の地図情報の所要の情報を盛り込んだ「ガス防災支援システム」の維持・運用を行った。

(平成22年度決算額 5百万円)

(23) 石油ガス安定供給対策補助事業

経済産業省においては、災害発生時における迅速かつ円滑なエネルギー供給のため、災害時にライフライン途絶等が生じやすいと考えられる都市地域においてLPガス供給設備等の導入促進を図る事業者に対し補助を行った。(平成22年度決算額 21百万円)

(24) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、大地震や大雨等に

よる土砂災害が広範囲に発生した場合に、被災状況を迅速かつ的確に把握するための危険度判定を実施し、二次災害の軽減・防止や早期復旧に資する被災宅地危険度判定制度について、都道府県等と協力し、危険度判定の実施体制の整備支援等を行った。

(25) 河川・道路管理用無線通信設備等の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、CCTV映像やテレビ会議等の河川管理、道路管理及び災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するIP統合通信網の整備を引き続き実施した。また、東日本大震災等を踏まえて、通信設備の耐震対策及び津波対策を検討すると共に河川・道路管理用の次期移動体通信システムと衛星通信システムの検討を実施した。

(26) 気象観測施設の整備等

気象庁においては、台風、豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るとともに、国際協力を行うため、次のとおり台風・集中豪雨雪監視体制の整備を行った。

(平成22年度決算額 21,291百万円)

- ・静止気象衛星業務の実施
- ・地上気象観測装置の整備
- ・竜巻発生確度ナウキャスト及び雷ナウキャストの提供開始
- ・降水ナウキャストの5分毎の提供開始
- ・市町村ごとに発表する気象警報の提供開始
- ・航空気象業務の整備
- ・潮位観測機器の更新

(27) 巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機の整備、電子海図システムの整備及び航路標識の整備を行った。

(平成22年度決算額 84,156百万円)

(28) 海上防災体制の整備

海上保安庁においては、油、有害液体物質等排出事故に対応するための防災資機材の充

実、巡視船艇・航空機等の常時出動体制の確保を図った。

(平成22年度決算額 103百万円)

1-3 その他

(1) 災害対策の推進

内閣府においては、東海地震に関連する情報を始めとする各種災害情報を夜間及び休日においても確実に受理し、関係職員に迅速に伝達するために必要な情報連絡要員を常駐させ、情報連絡体制の整備を図った。

(平成22年度決算額 26百万円)

また、内閣府においては、災害対策総合推進調整費を別表の調査等に配分し、関係省庁において調査等を実施した。

(平成22年度決算額 84百万円)

災害対策総合推進調整費の配分

事項名	実施省庁名	決算額 (千円)	概要
1. 一般調査		28,916 (小計)	
(1) 避難勧告の発令体制等に関する調査（内閣府、消防庁）	内閣府 消防庁 小計	16,380 5,900 22,280	避難勧告の発令に関する現状と課題を明らかにするため、災害時における市町村の避難勧告の発令状況・経緯等の実態について調査・検討を行った。また市町村長や災害対応責任者が状況に応じた判断を行えるよう、専門的な対応能力の向上を図るための訓練、研修の在り方等を検討した。
(2) 災害情報の伝達手段に関する調査	内閣府	6,636	市町村から住民への災害情報の伝達に関して、テレビ、ラジオ、防災行政無線等の様々な情報伝達手段について体系的に整理し、課題とその解決方法等を検討した。
2. 課題事業 平成22年度総合防災訓練及び防災に関する訓練	内閣府 警察庁 消防庁 海上保安庁 防衛省 (小計)	18,843 7,320 10,004 12,975 6,255 55,397	「災害対策基本法」及び「大規模地震対策特別措置法」に基づき、首都直下型地震及び東海地震を想定した総合防災訓練を行うとともに、平成22年度総合防災訓練大綱に則り、総合防災訓練の全国展開に向けた取組及び地域の実情に応じた訓練を実施した。
合計		84,313	

(2) 災害被害を軽減する国民運動の展開

内閣府においては、「災害被害を軽減する国民運動」を展開するため、「防災の日」及び「防災週間」の期間を中心に「防災フェア」等を行うとともに、期間外にも被災者の体験談の資料化等、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る取組を行った。

(平成22年度決算額 55百万円)

(3) 防災ボランティア関連施策の充実

内閣府においては、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害に対する備えの充実・強化を図るため、防災とボランティア週間（1月15～21日）において、「防災とボランティアのつどい」を開催した。また、防災ボランティア活動がより一層円滑に実施されるよう検討を行った。

(平成22年度決算額 19百万円)

(4) 民間と市場の力を活かした安全な地域づくり

内閣府においては、中央防災会議専門調査会報告書を具体化するため、BCP策定の推進に向けた防災ビジネス市場条件整備、BCPの実効性確保のための環境整備、サプライチェーンに対応したBCPに関する企業間連

携の円滑化、地域・企業における防災への取組の推進策、事業者と地域住民の力を活かした防災力向上策について検討を行った。

(平成22年度決算額 32百万円)

(5) 復興対策の調査検討

内閣府においては、災害発生後の被災者の生活再建及び被災地域の復旧・復興を迅速かつ的確に進めるための復興施策関連の調査を行うとともに、地方公共団体の復興対策の普及・啓発（セミナー開催、マニュアル作成等）、住家の被害認定業務の在り方に関する検討を行った。

(平成22年度決算額 39百万円)

(6) 特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）の運営に対する助成

内閣府においては、特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）において行われる、[1] 阪神・淡路大震災を始めとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示及び情報発信、[2] 防災に関する総合的、実践的能力を有する人材の育成、[3] 復旧・復興対策の在り方等を含めた総合的な防災に関する調査研究等の事業に要する経費の一部を補助し、当該事業の推進

を図った。

(平成22年度決算額 251百万円)

(7) 防災広報

内閣府においては、「災害対策基本法」に基づき防災白書を作成した。また、ホームページにより国民各層に対して正確な知識を提供するとともに、災害発生時には迅速な情報提供を行った。さらに、最近の防災に関する施策をわかりやすく伝達するための広報誌の発行等を行った。

(平成22年度決算額 29百万円)

(8) 防災意識の高揚

警察庁及び都道府県警察においては、過去の災害発生状況、防災に関する知識等をインターネットや各種広報誌で紹介する等、国民の防災意識の高揚・啓発に努めた。

(9) 大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時等における広域部隊派遣計画の策定・検討を行うとともに、災害発生時には、ヘリコプターや通信衛星を利用した映像伝送等による迅速な現場の情報の収集・伝達に努める等、災害警備対策の強化を図った。

(平成22年度決算額 511百万円)

(10) 無線局における災害対策

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備等、非常災害時に備えた訓練の実施及びこれらを踏まえた地域防災計画における災害予防対策の見直しを行うよう指導することとし、特に、防災行政用無線局に対しては、自家発電装置を設置する等の停電対策を指導した。

(11) 非常時における通信確保のための情報伝達ネットワークの維持運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合に、被災状況の即時把握等、国・電気通信事業者間の効率的な情報共有を可能とするた

めの非常時情報伝達ネットワークを維持・運用した。(平成22年度決算額 8百万円)

(12) 全国瞬時警報伝達システム(J-ALERT)の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、住民に瞬時に伝達するシステムであるJ-ALERTについて、情報受信団体における常時良好な受信環境及び安定的な運用を確保するため、主局に加えて副局を含めた送信局の2局体制で運用するとともに、送信局の常時監視等の保守・管理を行った。

(平成22年度決算額 69百万円)

(13) 消防防災・危機管理教育におけるe-ラーニングの運営及びコンテンツ開発

消防庁においては、インターネットを通じた防災・危機管理e-カレッジの運用・管理を行い、地方公共団体職員、消防職団員、住民等の防災意識及び防災知識の向上を図った。

(平成22年度決算額 14百万円)

(14) 地域防災の推進

消防庁においては、地域防災力の向上につなげるため、「自主防災組織の手引」を作成・配布するとともに、自主防災組織連絡協議会の結成促進・充実強化のための出前講座等を通して自主防災組織の活動の充実強化を図った。

また、小中学生や地域住民に消防・防災に関する知識、技術を伝えるための指導者用防災教材「チャレンジ!防災48」を用いた青少年防災指導者研修を実施するとともに、活用事例集を作成・配布した。

(平成22年度決算額 21百万円)

(15) 防災ボランティアの活動環境の整備推進

消防庁においては、地方公共団体によるボランティアの活動環境整備の促進を目的とした連絡協議会を開催した。

(平成22年度決算額 1百万円)

(16) 緊急消防援助隊派遣体制の整備

計画・通知等を盛り込んだ参考資料を作成・配付、関係機関との連携体制の整備を行ったほか、都道府県や大都市消防の担当者と緊急消防援助隊の運用について、意見調整のための会議を開催するとともに、隊員の技術向上と部隊間の連携強化のため、全国6つの地域ブロックごとの合同訓練を実施した。

(平成22年度決算額 117百万円)

東南海・南海地震を想定し、「東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に基づき全国から出動した緊急消防援助隊の部隊の効果的な運用並びに消防庁・各都道府県及び関係機関の連携強化を図るため、愛知県知多市において、5年に1度開催される緊急消防援助隊の全国合同訓練を実施した。

(平成22年度決算額 76百万円)

(17) 緊急消防援助隊の情報通信機能の確保

消防庁においては、緊急消防援助隊を迅速かつ効果的に運用するため緊急消防援助隊の部隊位置や状態を管理する動態情報システムについて、適切に保守運用を行ったほか、システムの更新に向け、基本設計等のための調査を開始した。

(平成22年度決算額 15百万円)

(18) 防災情報通信体制の整備

消防庁においては、大規模災害発生時に映像情報等の災害情報収集・伝達体制の充実強化を図るため、災害現場の映像等を通信衛星を介して消防関係機関へ配信することを想定した映像送受信訓練を行うほか、消防庁が保有する各種システムの整備を図った。

(平成22年度決算額 220百万円)

(19) IT革命に対応した緊急通報等のあり方に関する検討

聴覚・言語機能障がい等の「音声による意思疎通が難しい者」からの緊急通報手段に関して、音声によらない、電子メール、WEB、FAX等を活用した緊急通報について、全国の消防本部及び関係事業者に対してアンケート調査やヒアリングを行った。

(平成22年度決算額 4百万円)

(20) 消防・救急無線等のデジタル化の推進

消防庁においては、各消防機関の計画的なデジタル化を推進するに当たり、複数の消防本部が早期かつ効率的に無線設備の広域化・共同化を行うため、アドバイザー派遣等を行った。

(平成22年度決算額 38百万円)

(21) 防災情報の共有化に向けたシステムの構築

消防庁においては、各種災害発生時に、迅速に正確な情報を収集し、防災関係機関で共有するとともに、その情報を地方公共団体等に対し、確実に提供するための体制を構築した。

(平成22年度決算額 14百万円)

(22) 消防団の充実強化・活性化

消防庁においては、消防団の認知度を高めるためのPR、消防団協力事業所表示制度の全国展開、消防団員確保アドバイザーの派遣、女性消防団員の活動の充実強化、大学生等の若者を対象としたシンポジウムの開催、青少年防災指導者の育成、消防団員に対する訓練・研修の実施、全国消防操法大会の開催等により、消防団の充実強化・活性化を図った。

(平成22年度決算額 147百万円)

(23) 救急業務の高度化の推進

消防庁においては、消防機関と医療機関の連携による円滑な救急搬送・受入医療体制の構築の検討、救急車適正利用の啓発、全国メディカルコントロール(MC)協議会連絡会の開催を行うこと等により、救急業務の高度化の推進を図った。

(平成22年度決算額 25百万円)

(24) 救助技術高度化の推進

消防庁においては、救助技術の高度化を図るため、救助技術の高度化等検討会を設置し、新たな救助事象に対応する活動技術の検討を行うとともに、全国消防救助シンポジウムを開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図った。

(平成22年度決算額 27百万円)

(25) 地域防災計画情報システムの維持管理

消防庁においては、インターネットを通じて公開している都道府県の地域防災計画データベースの維持管理を行い、地方公共団体間の情報共有による広域的な相互支援の推進等、防災体制の充実を図った。

(26) 市町村の消防の広域化の推進

消防庁においては、市町村の消防の広域化についての取組を支援するため、消防広域化セミナーの開催、「消防の広域化を踏まえた消防のあり方検討会」の開催、消防の広域化の周知・広報のためのパンフレットの作成及び消防広域化推進アドバイザーの派遣を行うとともに、消防広域化支援策として、所要の地方財政措置を講じ、市町村の消防の広域化の推進を図った。

(平成22年度決算額 6百万円)

(27) 全国瞬時警報伝達システム(J-ALERT)のシステムの高度化

消防庁が運用しているJ-ALERTについて、状況に応じた柔軟な音声放送や、地方公共団体に設置した受信機等の稼働状況の消防庁での確認、オンラインでのソフトウェアのバージョンアップ等が可能となるようシステムの高度化を進めた(～23年度)。

(平成22年度決算額 567百万円)

(28) 全国瞬時警報伝達システム(J-ALERT)の整備

高度化したシステムに対応した受信機等を整備する都道府県及び市区町村に交付金(10/10)を措置することとし、J-ALERTの全国的整備を進めた(～23年度)。

(29) 文教施設の防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全を確保するため、学校施設の非構造部材の耐震化の推進を図るとともに、応急危険度判定技術者の養成等、総合的・計画的な防災対策を強化・推進した。

(平成22年度決算額 10百万円)

(30) 災害救助調査研究・研修事業

厚生労働省においては、日本赤十字社が災害救助を適切かつ迅速に実施する上で必要な調査研究を行い、その成果について研修等を通じ関係者に広く情報提供していく災害救助調査研究・研修事業に対する補助を行った。

(平成22年度決算額 15百万円)

(31) 災害医療調査ヘリコプターの運用

厚生労働省においては、災害時に被災地の医療に係る被害状況を把握し、迅速かつ的確な医療の確保を図るため、災害医療の専門家が速やかに被災地に入るためのヘリコプターのチャーター費用の補助を行った。

(平成22年度決算額 30百万円)

(32) 災害拠点病院等の活動支援

厚生労働省においては、国又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用の補助を行った。(平成22年度決算額 5百万円)

(33) 農村防災・災害対応の指導体制強化

農林水産省においては、国営施設の被災や地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データを収集、整理しリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステムの整備のため、システム基本設計等を行った。

(平成22年度決算額 23百万円)

(34) 山地防災情報の周知

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、山地災害危険地区等の山地防災情報を行政と地域住民とが相互に伝達・共有する体制の整備等のソフト対策を推進した。

(35) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営施設の被災や地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データを収集・整理しリアルタイムに行政機関、施設管理者等が共有で

きるシステムの整備のため、システム基本設計等を行った。

(平成22年度決算額 18,311百万円の内数)

(36) 中小企業BCP策定に関する支援

(株)日本政策金融公庫等においては、中小企業が策定したBCP(事業継続計画)に基づき防災設備を設置する者に対する融資制度を推進した。

(37) 国土交通省内の防災情報の一元的提供

国土交通省においては、国土交通省が保有する防災情報を集約し、国民にわかりやすく提供することを目的としたホームページ「防災情報提供センター」(<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>)で、リアルタイム雨量、リアルタイムレーダー、国土交通省の災害対応に関する情報等を容易に入手できるよう一元的な提供を行った。

(38) 災害発生時の緊急輸送ネットワーク確保等のための体制整備

国土交通省においては、災害発生時に最適な輸送モード及び最適な体制による緊急輸送を確実かつ迅速に実施するため、地方運輸局と関係機関、輸送事業者等との適切な連携体制の構築及び輸送の具体的実施方策等について定める緊急輸送マニュアルの作成を行った。(平成22年度決算額 19百万円)

(39) 土地分類調査の実施

国土交通省においては、土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然条件や改変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせて、わかりやすく提供する土地履歴調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施した。

(平成22年度決算額 110百万円)

(40) 道路交通情報の充実

警察庁、総務省及び国土交通省においては、災害情報、工事・交通規制情報等の情報をリアルタイムにカーナビゲーション装置へ提供するVICS(道路交通情報通信システム)について、積極的に取組を推進し、情報内容

の充実等を図った。

また、警察庁及び国土交通省においては、道路利用者等に対して交通情報板、道路情報板、(財)日本道路交通情報センター等から提供する道路交通情報の充実等に向けて情報収集・提供業務の推進を図った。

さらに、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨等の異常気象時において、事前通行規制区間における規制開始・解除の見通し情報の提供に努めた。

(41) 災害発生時における情報連絡体制の整備

国土交通省においては、災害発生時に道路災害情報を迅速に提供するため、情報連絡本部を設置すること等により、通行規制箇所や規制解除の見通し等の情報を各道路管理者で共有し、一元的に提供する体制の整備を図った。

(42) 地籍調査の促進

国土交通省においては、平成21年度末の関係法令の一部改正を受けて、第6次の国土調査事業十箇年計画を定めたほか、地籍調査の前段となる調査を国が新たに実施した。

(平成22年度決算額 10,879百万円)

(43) 電子国土基本図(地図情報)整備

国土交通省国土地理院においては、従来の地形図データに替わる新たなデジタルの基本図データとして、国土管理や防災に必要な地貌や土地状況、構造物等の地形情報を表す地理空間情報を、位置の基準である道路、建物等の基盤地図情報に整合させ、電子国土基本図として整備を進めた。

(平成22年度決算額 230百万円)

(44) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、適時適切な予報、警報その他の情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。また、各種天気図や波浪、海流及び海水の実況・予想図等について、気象無線線写通

報（無線ファクシミリ放送）等による提供を行った。さらに、アジア太平洋気候センターにおいては、アジア太平洋域各国に季節予報のための数値予報資料、気候の監視に関する情報及び地球温暖化予測情報の提供を行うとともに、域内各国の異常気象災害の軽減に向けた取組を支援する活動を行った。

(45) 警報・注意報の市町村ごとの発表

気象庁においては、市町村長が行う避難勧告等の防災対応の判断や住民の自主的な避難行動をよりきめ細かく支援するため、平成22年5月より、それまでの複数の市町村が含まれる地域から、各市町村を対象区域として、警報・注意報の発表を開始した。また、「大雨警報」を発表する際に、特に警戒を要する災害を「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」のように見出しに付加して発表する等の改善を進めた。

(46) 北西太平洋津波情報、インド洋津波監視情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、北西太平洋域各国からの要請を受け、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋津波情報として北西太平洋関係各国に対して提供した。

また、インド洋における津波災害の軽減に資するため、インド洋沿岸各国からの要請を受け、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、インド洋において津波早期警戒システムが構築されるまでの当面の間の暫定的な措置として、津波の到達予想時刻等をインド洋津波監視情報としてインド洋沿岸各国に対して提供した。

(47) 沿岸防災情報図の整備

海上保安庁においては、災害時に海上からの救難・救助活動を迅速かつ適切に実施するため、海岸線、水深等の自然情報、公共機関所在地等の社会情報、災害危険地、避難地等の防災情報を網羅した沿岸防災情報図の整備を引き続き行った。

（平成22年度決算額 2百万円）

2 震災対策

2-1 教育訓練

(1) 緊急地震速報の訓練

内閣府と気象庁においては、国民が緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練を実施できるよう、5月と12月に、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加を呼びかけた。

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、震災発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、都道府県警察に対して、震災対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

また、緊急災害警備本部の設置運営訓練、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練、官邸等への映像伝送通信訓練等、各種災害警備訓練を行った。

さらに、指定自動車教習所における教習等において、交通の方法に関する教則等を用いて、東海地震に係る警戒宣言発令時及び大規模地震発生時並びに「災害対策基本法」による交通規制時における運転者の採るべき措置について周知徹底が図られるよう、都道府県警察に対し指導した。

(3) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対して、震災時の救急・救助、避難誘導等の消防活動や震災対策に関する教育訓練を行った。また、都道府県、市町村の首長及び幹部等に対して、大規模災害発生時の対応能力向上のための教育訓練を実施した。

消防庁においては、国の総合防災訓練のほか、参集訓練、情報収集訓練等を行うとともに、地域の実情に応じた実践的な各種訓練の実施等、災害に強いまちづくりのために必要となる重要な事項について地方公共団体に対

し要請・助言等を行った。

(4) 大規模津波総合防災訓練

国土交通省においては、総合防災訓練大綱に基づき、東海地震による津波を想定し、国土交通省が作成した計画により、静岡県沿岸住民と防災関係団体・関係機関が協力・連携し、住民の避難訓練、地震津波情報の収集・伝達、漂流者救助・救急、応急復旧、物資輸送訓練等を行った。

(5) 津波警報・注意報の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報・注意報発表の迅速化を図るため、地震発生時における震源の決定及び津波判定並びに津波警報・注意報の発表作業の訓練を全国中枢（本庁・大阪）にて行うとともに、地方公共団体が行う訓練にも積極的に参加協力した。また、地震予知情報を報告するための異常発見、地震防災対策強化地域判定会、東海地震に関連する情報等に係る業務の円滑な遂行を期するための訓練を実施した。

(6) 海上保安庁における震災対策訓練

海上保安庁においては、9月1日の「防災の日」を中心に国が実施する総合防災訓練の一環として、政府対策本部等の設置運営、情報伝達、巡視船艇・航空機動員手続等の訓練を実施したほか、海上における実働訓練等の大規模地震災害対策訓練を実施した。

2-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点施設の維持管理体制の整備

内閣府においては、首都直下地震により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる立川広域防災基地について、維持管理体制の整備を進めた。また、東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）においても、広域的オペレーションの展開上必要な本部棟等の維持管理体制の整備を進めた。

（平成22年度決算額 76百万円）

(2) 公共施設等耐震化事業の推進

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う災害対策拠点となる公共施設や地域防災計画上の避難所とされている公共施設等の耐震化を推進した。

(3) 地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備

財務省及び国土交通省においては、地域の地震防災活動の拠点としての役割を担っている国の庁舎の耐震化の状況が十分とは言えないことを踏まえ、地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備を実施した。

（平成22年度決算額 7,716百万円）

(4) 国立大学法人等施設の整備

文部科学省においては、地震による建物への被害等を防止し、学生等の安全を確保するため、校舎等の耐震補強整備への支援を行い、防災機能の強化を実施した。

（平成22年度決算額 68,472百万円の内数）

(5) 公立学校施設等の整備

文部科学省においては、公立学校等の防災機能の強化のため、次の施策を行った。

・公立小中学校等施設について、地方公共団体からの要望に応じた予算措置を行い、耐震化事業を積極的に推進した。

（平成22年度決算額 418,503百万円の内数）

・浄水型プール等の整備事業及び学校給食施設の整備事業に対し補助を行った。

（平成22年度決算額 371,848百万円の内数）

(6) 私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時における幼児、児童、生徒及び学生の安全確保を図る観点から、私立学校の施設について、防災機能の強化のための施設整備事業に対し補助を行った。

（平成22年度決算額 12,534百万円の内数）

(7) 医療施設の耐震化

厚生労働省においては、都道府県において災害拠点病院等の耐震整備に対する補助を行うための基金を設置するため、医療施設耐震化臨時特例交付金を都道府県に交付した。

(平成22年度決算額 36,034百万円)

厚生労働省においては、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行った。

(平成22年度決算額 4百万円)

(8) 緊急時給水拠点確保等事業

厚生労働省においては、地震の被害が予想される地域において、配水管等管路を利用した貯留施設及び緊急遮断弁の整備並びに貯水池容量の増大及び連絡管整備を促進するとともに、配水池や浄水場等の耐震補強事業等を推進するため、その整備に要する費用に対して補助を行った。

(平成22年度決算額 8,436百万円)

(9) 水道管路近代化推進事業

厚生労働省においては、地震等による被害を受けやすい石綿セメント管、老朽化した鋳鉄管等の更新の推進を図るため、その整備に要する費用に対して補助を行った。

(平成22年度決算額 11,105百万円)

(10) 独立行政法人国立病院機構の施設整備

独立行政法人国立病院機構においては、老朽建物の建替等に取り組み、耐震性の向上を図った。

(11) 山地災害に対する整備

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設整備等を重点的に実施するとともに、岩手・宮城内陸地震等による山地災害の発生地区における荒廃地、荒廃危険地等の整備を推進した。

(12) 水産物流通拠点となる漁港の耐震対策

農林水産省においては、平成19年6月に策定された漁港漁場整備長期計画に基づき、地震発生後においても水産物供給の維持を図る

とともに、地震発生時に漁港で作業する人々の人命や資産の防護を図るため、水産物流通拠点となる漁港において、産地市場前面の陸揚げ用の岸壁の耐震化を促進した。

(13) 災害対応型給油所普及事業

経済産業省においては、地震等の大規模災害発生時に対応するための緊急車両への燃料供給等石油製品の安定的な供給や、帰宅困難者に対する飲料水提供等の支援を行うことができる体制を構築するため、自家発電設備や貯水設備等を設置する災害対応機能を備えた給油所の普及を図った。

(平成22年度決算額 346百万円)

(14) 水力発電施設の耐震性能調査

経済産業省においては、昨今国民の関心が高まっているダム等水力発電設備の耐震性能について検証した。また、水力発電施設の耐震設計の方法について定めている「電気事業法」に基づく発電用水力設備の技術基準等についても検討した。

(平成22年度決算額 67百万円)

(15) 防災拠点官庁施設等の耐震化

国土交通省においては、防災拠点となる新潟第2地方合同庁舎(Ⅱ期)等について整備を実施したほか、官庁施設の総合耐震診断結果に基づき、中央合同庁舎第1号館等の緊急性の高い要整備施設13件の耐震補強等整備を行った。

(平成22年度決算額 20,660百万円の内数)

(16) 建設機械の整備

国土交通省においては、災害時の緊急輸送道路確保等に必要な機械を整備した。

(17) 震災に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施した。

・避難地、避難路及び防災活動拠点となる防災公園の整備

(平成22年度決算額 6,048百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金の内数)

- ・密集市街地等において避難路として活用される道路等における街路事業の実施
- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の整備
- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

(平成22年度決算額 2,388百万円の内数)

- ・三大都市圏のうち、特に地震の際に危険度の高い地区における避難地等と周辺住宅地の一体的な拠点整備

また、災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

- ・密集市街地を始めとする防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

(平成22年度決算額 595百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金の内数)

- ・三大都市圏の木造密集市街地等における都市再生区画整理事業の実施

(社会資本整備総合交付金の内数)

- ・低層木造建築物の密集した既成市街地における市街地再開発事業の促進

(平成22年度決算額 21,477百万円の内数)

この他に社会資本整備総合交付金の内数)

- ・都市再生整備計画事業を活用した耐水性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援 (社会資本整備総合交付金の内数)

(18) 下水道における震災対策

国土交通省においては、「下水道総合地震対策事業」を活用し、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するため、重要な施設の耐震化を推進するとともに、被災した場合における下水道機能のバックアップ対策等を進めた。

また、新潟県中越地震の教訓等を踏まえ、液状化対策によるマンホールの浮き上がり防止等、災害に強い下水道づくりを推進するとともに、下水処理場間のネットワーク化による代替路の確保、下水道管渠を利用した情報通信網の整備、下水処理場等の避難地等としての活用等を推進した。さらに、耐震化等の機能高度化を考慮し、長寿命化対策を含めた改築を推進した。

(平成22年度決算額 205,852百万円の内数)

この他に社会資本整備総合交付金で措置)

(19) 河川の整備

国土交通省においては、人口及び経済活動の集積したゼロメートル地帯等において、大震災等により堤防が沈下して浸水した場合の壊滅的被害を防止するため、堤防の耐震性向上対策を実施した。また、大地震等の大災害時において、被災者の救援活動、被災地の復旧活動及び物資の輸送等に活用できる緊急用河川敷道路を整備した。

(20) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、地震に伴う土砂災害を防止するため、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生に備え、地震に起因する土砂災害により住宅等が被災することがないように、土砂災害対策を重点的に実施した。

また、平成19年新潟県中越地震や平成20年岩手・宮城内陸地震等の活断層に起因する地震により発生する土砂災害対策等を重点的に実施した。

さらに、土砂災害の危険箇所が集中して存在する都市部における土砂災害対策を実施した。

(21) 道路における震災対策

国土交通省においては、震災が発生した場合においても安全で信頼性の高い道路の通行を確保するため、広域的な幹線道路ネットワークの整備を行うとともに、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強等各種道路事業を実施した。

(22) 住宅市街地の防災性の向上の推進

国土交通省においては、不良住宅の密集地区や狭隘な道路の多い地区等において、不良住宅等を除去し、耐震性・耐火性の高い住宅に建て替えるとともに、地区の住環境の整備を行いつつ地区の防災性の向上を図るため、横浜市中村町5丁目地区等において、住宅地区改良事業等を実施した。

国土交通省においては、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更

新、密集市街地の整備改善等都市再生の推進に必要な政策課題に対して、より機動的に対応するために、新田地区（足立区）、門真市北部地区（門真市）等において実施される住宅市街地総合整備事業について補助を行った。

(23) 老朽公営住宅の建替の推進

国土交通省においては、新耐震基準施行以前に建設された耐震性の低い既存の公営住宅団地について、早急に建替事業を実施し、防災性の強化を図った。

(24) 港湾の大規模地震対策

国土交通省においては、人口や産業が集中する臨海部において、大規模地震発生時における避難者や緊急物資等の輸送機能、経済活動に資する一定の海上輸送機能を確保するため、基幹的広域防災拠点や耐震強化岸壁を整備するとともに、緊急輸送ルートに接続する臨港道路の耐震強化、緑地等オープンスペースの確保を行った。

<港湾整備事業>

(平成22年度決算額

直轄 148,241百万円の内数/
補助 22,445百万円の内数)

<港湾広域防災拠点支援施設整備事業>

(平成22年度決算額 542百万円)

(25) 総合的な宅地防災対策の推進

国土交通省においては、大地震時の大規模盛土造成地の被害を軽減するため、「宅地造成等規制法」に宅地の耐震基準を導入し、住民への情報提供等を図る変動予測調査（ハザードマップ作成）及び滑動崩落を防止する工事に要する費用について補助を行い、造成された宅地等の安全性の確保を図る等の総合的な宅地防災対策を推進した。

(平成22年度決算額 595百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金の内数)

(26) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、地震・津波対策として、堤防・護岸等の整備や水門・陸こうの自動化・遠隔操作化、ハザー

ドマップ作成支援等のハード・ソフト施策を一体的に推進した。

(27) 情報通信基盤の整備

国土交通省においては、災害時に迅速かつ確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、河川利用者等への情報提供に資する河川情報通信基盤の整備を推進した。

(28) 地震観測施設の整備等

気象庁においては、緊急地震速報を迅速かつ確実に提供するため、平成21年度から平成22年度にかけて全国に展開している多機能型地震観測施設を一斉更新し、平成23年2月に新設観測点の活用を開始した。また、老朽化対策として、一部の震度観測施設の計測部を更新した。

(平成22年度決算額 2,180百万円)

*決算額は再掲（第3章2-1（24））

2-3 その他

(1) 地震対策等の推進

内閣府においては、地方都市等における地震防災の在り方の検討や、荒川及び利根川の大規模水害を対象とした発災時の課題や対策の検討を行った専門調査会報告を公表した。その他、住宅・建築物の耐震化や津波対策、火山災害対策、総合防災情報システムの整備、災害に強い地域づくり等を推進した。

(平成22年度決算額 1,285百万円)

(2) 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備

国土交通省においては、都市再生プロジェクト第1次決定を受け、東京圏において大規模かつ広域的な災害が発生した際、災害対策活動の核となる現地対策本部機能を確保するため、東京湾臨海部において、基幹的広域防災拠点の整備を推進した。有明の丘地区（東京都江東区）では、公園事業により園路広場や防災体験学習施設等を整備し、平成22年7月に供用を開始した。

(平成22年度決算額 1,260百万円)

(3) 大震災警備対策の推進

警察庁においては、東海地震等の大規模地震発生時における広域部隊派遣計画の策定・検討を行った。

(4) 交通対策の推進

警察庁においては、広域交通管制システムを的確に運用するとともに交通安全施設等の整備を推進した。

(5) 震度情報ネットワークシステムの全国一斉整備

消防庁において震度情報を速やかに把握するとともに、地震災害の被害想定に基づき迅速な初動対応を行うため、都道府県の設置した震度計(2,500基)について、全額国費により精度の向上を図り、震度情報ネットワークシステムを全国一斉に整備した。

(平成22年度決算額 1,140百万円)

(6) 建築物の耐震化の推進

法務省においては、矯正施設その他法務官署施設について、庁舎の規模や耐震診断結果等に応じて、耐震改修又は庁舎新営による耐震化を計画的に実施した。

(平成22年度決算額 7,773百万円)

(7) 国宝・重要文化財(建造物)の耐震診断・耐震対策の促進

文化庁においては、所有者が「重要文化財(建造物)耐震診断指針」に基づき実施する国宝・重要文化財(建造物)の耐震診断に対し、補助を行った。

(平成22年度決算額 80百万円)

(8) 鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、地震による鉄道施設の災害を防止するため、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主要な鉄道駅の耐震補強に要する費用について、一部補助を行い、整備促進を図った。

(平成22年度決算額 930百万円)

(9) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・

建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な施行に努めるとともに、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について補助を行った。特に住宅・建築物の耐震改修に係る補助率の引上げ等耐震化を加速するための取組を実施した。

(10) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険判定について、人材の育成、実施体制及び支援体制の整備を行った。

(11) 空港の耐震化

国土交通省においては、地震災害時の空港機能の確保を図るため、航空輸送上重要な空港等の耐震化を実施した。

(平成22年度決算額 3,026百万円)

(12) 全国活断層帯情報整備

国土交通省国土地理院においては、都市域周辺部(山間地を含む)の特に地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層帯の情報整備として、空中写真判読、資料分析等により、活断層の詳細な位置や関連する地形の分布等を明らかにした都市圏活断層図を作成した。(平成22年度決算額 11百万円)

(13) 基幹的広域防災拠点の運用体制の構築

国土交通省においては、首都直下地震や東南海・南海地震等の非常災害発生時に広域的な災害応急対策が円滑に実施できるよう、港湾広域防災拠点支援施設を適切に維持管理し、非常災害時に備えた訓練を実施すると共に事業継続計画(BCP)の策定に向け検討を行った。(平成22年度決算額 68百万円)

(14) 京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の整備

国土交通省においては、京阪神都市圏における大規模地震発生時の応急復旧活動等の災害対応力の向上を図るため、堺泉北港堺2区

において、基幹的広域防災拠点の整備を推進した。

- ・高次支援機能を担う緑地及び直背後の耐震強化岸壁等とを結ぶ臨港道路の整備
- ・港湾広域防災拠点支援施設の整備

<港湾整備事業>

(平成22年度決算額)

直轄 148,241百万円の内数/
補助 22,455百万円の内数)

<港湾広域防災拠点支援施設整備事業>

(平成22年度決算額 542百万円)

(15) 東海地震に関連する情報の発表、通報

気象庁においては、関係機関の協力を得て、地震防災対策強化地域の地震・地殻活動の監視・観測を行い、その観測成果等を東海地震に関連する情報として発表し、防災関係機関、報道機関等関係機関で適切な防災体制がとられるよう努めた。

(16) 緊急地震速報、津波警報・注意報、地震情報等の発表及び伝達

気象庁においては、地震観測の結果をもとに緊急地震速報、津波警報・注意報、地震情報等を発表し、これを防災関係機関及び報道機関に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。また、緊急地震速報については新設観測点の活用を開始し、情報発表の迅速化や精度の向上を図った。

3

風水害対策

3-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、風水害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施した。また、都道府県警察に対して、風水害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

(2) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の

消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対して、風水害対策に関する教育訓練を行った。

3-2 防災施設設備の整備

(1) 治山事業の推進

農林水産省においては、森林の水源のかん養や土砂の流出・崩壊の防止機能等の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土づくり、水源地域の機能強化を図るために治山施設整備等を推進した。

(2) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、高潮・波浪対策として、浸水被害に対して極めて脆弱なゼロメートル地帯等における海岸保全施設の整備を推進する。

(3) 建設機械の整備

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備した。

(4) 河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等の水文・道路気象データを収集するためのテレメータ設備、ダム等の放流による河川水位上昇を警報するための警報設備、監視カメラ設備や大都市圏のゲリラ豪雨を詳細かつリアルタイムに捉えるためのXバンドMPレーダを引き続き整備した。

また、高機能化を図った河川情報システムの普及を推進するとともに、各部局及び地方自治体が保有するデータの共有を図る情報システム整備を推進した。

さらに、東日本大震災を踏まえて、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水対策、停電対策等の検討を行った。

(5) 水防施設の整備

国土交通省においては、気象庁と共同で発表する直轄河川の洪水予報等の情報を迅速かつ的確に通報・伝達するため、観測施設等の整備を行った。

(平成22年度決算額 149百万円)

(6) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、土砂災害を防止するため、土砂災害防止施設及び土砂災害に対する警戒避難システム等の整備を実施した。

(7) 道路における防災対策

国土交通省においては、安全で信頼性の高い道路ネットワークの整備を行うとともに、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避する道路整備等を実施した。

3-3 その他

(1) 風水害・土砂災害・雪害対策の推進

内閣府においては、風水害、土砂災害及び雪害の被害軽減のため、地域コミュニティの力を活用した防災力向上策の検討を行った。

(平成22年度決算額 4百万円)

(2) 避難に関する総合的対策の推進

内閣府においては、「災害時の避難に関する専門調査会」における検討に資するべく、避難情報を発令する地方公共団体の災害対応職員がおかれている教育・訓練の現状について、調査・整理を行い、組織的な災害対応職員の災害対応能力の向上に向けた課題について検討した。

(平成22年度決算額 6百万円)

(3) 風水害に対する警戒体制の強化

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して、災害危険箇所への事前把握、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立及び迅速な避難誘導の徹底を指示する等、警戒警備体制の強化を図った。

(4) 風水害対策の推進

消防庁においては、災害時要援護者の避難誘導体制を含めた避難体制の整備、避難勧告等の迅速かつ的確な発令・伝達、災害危険箇所の把握及び周知、二次災害防災対策の強化、実践的な防災訓練の実施及び防災知識の普及等について地方公共団体に対し要請・助

言等を行った。

(5) 災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

「災害弱者関連施設に係る複合的な土砂災害対策の実施について」(平成11年1月、文部省、厚生省、林野庁、建設省、消防庁共同通達)等を受け、次の対策を実施した。

農林水産省においては、災害時要援護者関連施設に係る農地の保全に係る地すべり危険箇所の周知等、地すべり対策事業等による防災対策を推進した。また、高齢者や障害者等の自力避難が困難な者が入居する災害時要援護者関連施設を保全するため、治山事業を重点的に実施した。

国土交通省においては、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設が立地する箇所について砂防設備等の整備を実施するとともに、都道府県の関係部局等の連携強化を図り、土砂災害のおそれのある箇所や施設に関する情報の共有や施設管理者への警戒避難に関する情報の提供、防災訓練の実施、施設の新規立地抑制等の対策を推進した。

(6) 国土交通省・林野庁と郵便事業株式会社・郵便局株式会社との連携による土砂災害・山地災害警戒避難体制の強化

地域住民への土砂災害・山地災害関連情報の提供を行う等の協力要請(国土交通省・林野庁と郵便事業株式会社・郵便局株式会社(以下「郵政2社」という。))に基づき、土砂災害・山地災害警戒避難体制の強化を行うため、引き続き砂防担当機関・治山担当機関と郵政2社との連携を推進した。

(7) 河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、3大都市圏等(関東、富山・石川、中部、近畿)に整備したXバンドMPレーダによる降雨観測情報の一般配信を開始するとともに、新たに7地域(栗駒山周辺、新潟、静岡、岡山、広島、九州北部、桜島周辺)に計15基のXバンドMPレーダを整備した。また、これらレーダ雨量計のデータを用いて詳細な流出解析を行う洪水予測システムの整備を進めた。

(8) 河川情報の提供の推進

国土交通省においては、災害時における迅速な危機対応が可能となるよう、リアルタイムのレーダ雨量、洪水予報、水防警報等の河川情報を提供した。また、地上デジタル放送等の様々な伝達手段を通じたきめ細やかな河川情報の提供を推進した。

(9) 国土交通省及び気象庁における河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換の整備

国土交通省及び気象庁においては、「水防法」及び「気象業務法」に基づき共同で実施する洪水予報業務その他の業務の高度化に資するため、それぞれの保有する河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換を実施した。

(10) 総合治水対策の実施

国土交通省においては、浸水被害の著しい既成市街地が大部分を占める河川流域等について、河川や下水道の整備、流域の保水・遊水機能の確保等を行うための流域貯留浸透事業等の総合治水対策を推進した。特に、総合治水対策特定河川について、総合治水対策特定河川事業による河川改修の重点的实施、流域の保水・遊水機能の確保等、流域整備計画に基づく諸施策を実施した。また、上記総合治水対策特定河川以外の河川においても、浸水想定区域図及び浸水実績の公表を推進した。

(11) 総合的な都市型水害対策の推進

国土交通省においては、平成15年6月に成立した「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、浸水被害等の著しい都市部の河川の流域において、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で流域水害対策計画を作成し、本計画に基づき河道改修等を行うことにより、総合的な都市型水害対策を推進した。

(12) 災害危険区域図等の作成、公表

国土交通省においては、浸水想定区域図及び土砂災害危険区域図の作成・公表を推進す

るとともに、市町村が作成する災害が発生した場合の状況を想定した避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を示したハザードマップの作成を支援し、住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図った。浸水想定区域図については、平成17年7月に施行された「改正水防法」に基づき浸水想定区域の指定対象を従来の大河川だけでなく中小河川にまで拡大し、洪水ハザードマップの作成・普及の促進を図った。

(13) 氾濫域対策の推進

国土交通省においては、住宅地の嵩上げや輪中堤等の築堤を実施した。

(14) 総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害のおそれのある区域の指定の促進を支援し、既存の諸制度とあいまって総合的な土砂災害対策を実施した。また、土砂災害による被害の軽減を図るため、「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成19年4月国土交通省砂防部）」及び「土砂災害警戒避難事例集（平成21年9月国土交通省砂防部）」により市町村の警戒避難体制整備を支援するとともに、避難勧告発令や住民の警戒避難行動等を支援するため都道府県と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報の作成・伝達を支援した。

このほか、土砂災害予警報システム等の整備、土砂災害ハザードマップ等の作成・公表、表示板設置等適切な警戒避難体制の確立に向けた各種施策を講じた。

「土砂災害防止法」を改正し、河道閉塞、火山噴火に伴う土石流、地滑り等といった大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、緊急調査の実施や土砂災害が想定される土地の区域及び時期の情報（土砂災害緊急情報）を市町村に提供することを、国と都道府県に義務付けた。このことにより、国民の生命・身体を保護するための危機管理体制の充実を図った。

(15) 土砂災害防止のための普及啓発活動

(平成22年度決算額 49百万円)

国土交通省においては、土砂災害に関する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等を強力に推進し、土砂災害による人命及び財産の被害の防止に資することを目的として、土砂災害防止月間及び崖崩れ防災週間を実施した。

月間中には、土砂災害防止「全国の集い」を広島県で開催したほか、第5回「土砂災害・全国統一防災訓練」の実施、広報活動の推進、土砂災害防止功労者の表彰及び土砂災害防止に関する絵画・作文の募集を行うとともに、各地で講演会及び見学会の開催、危険区域の周知、砂防ボランティア等と連携して実施する危険箇所点検等を実施した。

(16) 水防に関する普及啓発活動

国土交通省においては、水防の意識及び重要性について国民の理解と関心を高めるとともに、水防に対する国民の協力を求めるため、水防月間において、都道府県、水防管理団体その他関係機関とともに各種の行事及び活動を実施した。

特に、関係団体と連携して、水防技術の習得・研鑽及び水防に関する基本的考え方の普及を図るため、水防団員等に対して利根川等9河川において洪水時に際しての水防工法、情報伝達、救援、救護避難訓練等の総合的な演習を実施した。

また、都道府県及び市町村の職員に対し、水防に関する実務的知識を修得させるため、関係団体と連携の下に水防研修を実施するとともに、主として水防団員の水防技術の向上及び伝承を図るため、水防工法の実技演習を中心とした水防技術講習会を実施した。

(17) 風水害基礎情報整備

国土交通省国土地理院においては、ハザードマップ作成の基礎情報とするため、精密地形データの取得を行い、地形分類、防災関係施設等の分布に関する事項を空中写真判読、現地調査等により調査し、防災数値データを整備するとともに、2万5,000分の1土地条件図を作成した。

(18) 精密3D電子基盤情報の整備

国土交通省国土地理院においては、全国の主な都市域の人口集中地区(DID)を対象に、水害、高潮、地盤災害等の対策に資するために、航空レーザー測量による精密な5mメッシュの三次元標高データを整備するとともに、精密3D地図データを作成した。

(平成22年度決算額 37百万円)

(19) 合成開口レーダによる地すべりの監視に関する研究

国土交通省国土地理院においては、高解像度合成開口レーダー画像と航空レーザー測量データを組み合わせて、地すべり等の地表変状を読み取る技術を開発し、地すべりモニタリング手法の高度化に関する研究を行った。

(平成22年度決算額 17百万円)

(20) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難勧告等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、以下のような防災気象情報の発表及び伝達を行った。

- ・気象、高潮、洪水に関する予報及び警報
- ・「水防法」等に基づく、国土交通大臣又は都道府県知事が指定する洪水予報指定河川を対象とした洪水予報(国土交通省又は都道府県と共同で発表)
- ・土砂災害警戒情報(都道府県と共同で発表)
- ・竜巻注意情報
- ・警報・注意報を補完する気象情報
- ・降水ナウキャスト、竜巻発生確度ナウキャスト及び雷ナウキャスト

4

火山災害対策

4-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施するとともに、都道府

県警察に対して、関係機関と連携した火山災害対策上必要な教育訓練の実施、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立、部隊派遣の検討・実施並びに自治体及び関係機関との連携による迅速な避難誘導の徹底等について指示した。

4-2 防災施設設備の整備

(1) 火山地域における治山事業の推進

農林水産省においては、火山地域において荒廃地等の復旧整備及び泥流、土石流等による山地災害の未然防止を図るため、火山地域防災機能強化総合治山事業を行った。

(2) 火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における住民の安全確保のため、火山砂防事業により、ハード及びソフト対策の一体的な火山災害防止対策を実施した。

・火山砂防事業の推進

火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受ける恐れのある地域において、土石流、溶岩流、火山泥流等に対する砂防設備の整備を行った。

・火山噴火警戒避難対策事業の推進

火山地域における住民の安全確保及び市町村が整備する火山防災ステーションにおける火山噴火時及び噴火後の緊急対策の実施のため、火山災害予想区域図の作成を推進するとともに、火山活動の状況及び異常な土砂の動き等を監視、情報伝達するために必要なワイヤーセンサー、雨量計、監視カメラ、光ファイバ網等の整備を行った。

・火山噴火対策の調査

火山活動による社会的影響の大きい火山において、火山噴火時に発生が想定される溶岩流、火山泥流、土石流等の土砂災害による被害を軽減するため、国及び都道府県の砂防部局において、火山毎に、緊急ハード対策の施工やリアルタイムハザードマップによる危険区域の設定等の火山噴火時の緊急対応や平常時からの準備事項等、ハード・ソフト対策からなる「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を推進した。

4-3 その他

(1) 火山災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、火山地域の自治体が火山と地域の安全についての理解を深めること等により、火山砂防事業の推進に寄与することを目的とした火山砂防フォーラムの開催（於：群馬県吾妻郡嬭恋村）を支援し、火山災害防止のための啓発活動を行った。

(2) 火山災害基礎情報整備

国土交通省国土地理院においては、活動的火山の自然条件及び既往災害等を把握し、火山ハザードマップ作成のための基礎資料とするため、地形分類、防災関係施設の分布等を空中写真判読、現地調査等により調査し、火山防災数値データを整備するとともに、火山土地条件図を作成した。また、火山基本図を作成した。（平成22年度決算額 3百万円）

(3) 火山地域における地殻変動の連続監視

国土交通省国土地理院においては、霧島山、桜島を始めとする火山地域において、火山活動に伴う地殻変動の動向を的確に把握するため、電子基準点（GPS連続観測施設）、GPS火山変動リモート観測装置（REGMOS）、光波測距連続観測装置（APS）等による地殻変動の三次元的な連続監視を行った。

(4) 噴火警報、予報その他の情報の発表、伝達等

気象庁においては、噴火をはじめ火山現象に異常が認められた場合等には、その状況に応じて噴火警報及び噴火予報を発表するとともに、一般及び防災関係機関への周知に努めた。また、必要に応じて火山機動観測班を現地に派遣し、各種の観測及び調査を行った。さらに、平常時から各火山の地元の都道府県、市町村、气象台、砂防部局、火山専門家等で構成される火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの導入や改善を推進した。

（平成22年度決算額 445百万円）

(5) 火山観測施設の整備

気象庁においては、火山噴火予知連絡会によって火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山として選定された47火山について、各種観測機器（地震計、傾斜計、空振計、GPS及び遠望カメラ）を整備し、監視体制を強化した。また、噴火警報等をより迅速・的確に発表するため、火山監視・情報センターシステムの機能を強化した。

（平成22年度決算額 693百万円）

5 雪害対策**5-1 教育訓練****(1) 警察庁における教育訓練**

警察庁においては、都道府県警察に対して、関係機関と連携した救出救助訓練の実施、的確な警戒警備及び救助活動のための体制の確立について指示する等、雪害警備訓練の積極的な推進を図った。

5-2 防災施設設備の整備**(1) 民間社会福祉施設の雪害防止**

厚生労働省においては、特別豪雪地帯における民間社会福祉施設に対し、除雪助成事業を行った。

（平成22年度決算額 60百万円）

(2) 雪崩防止

農林水産省においては、積雪地域における雪崩による被害から集落等を守るため、柵工等の整備と一体的に森林の造成等を推進した。

(3) 冬期における道路交通の確保

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づき、除雪、防雪、凍雪害防止及び除雪機械設備に係る事業を実施した。また、鉄道駅周辺や中心市街地、通学路等において、特に安全で快適な歩

行空間を確保するため、冬期バリアフリー対策を実施した。

(4) 豪雪地帯対策

国土交通省においては、安全安心な雪国創造事業を行った。

（平成22年度決算額 54百万円）

(5) 雪に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行った。また、下水処理水や下水道施設等を活用した流雪・融雪等の積雪対策のより一層の推進を図った。

（平成22年度決算額 205,852百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金で措置）

(6) 雪崩対策

国土交通省においては、環境対策やコスト縮減等に配慮した雪崩防止施設の設計・施工等について調査・研究を行った。

(7) 融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出を防止する施設整備を実施した。

(8) 空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域における航空交通を確保するため、空港の除雪、除雪機械等の整備を行った。

（平成22年度決算額 1,276百万円）

5-3 その他**(1) 風水害・土砂災害・雪害対策の推進**

内閣府においては、風水害、土砂災害及び雪害の被害軽減のために、地域コミュニティの力を活用した防災力向上策の検討を行った。

(2) 雪害予防のための広報啓発活動

警察庁においては、都道府県警察に対して、雪害の発生実態を把握し、国民への情報

提供を行うとともに、雪害の発生実態の分析検討、部内外の広報紙、パトロール等を通じた広報啓発活動の実施について指示する等、広報啓発活動の推進を図った。

(3) 雪害対策の推進

消防庁においては、雪害に対する防災態勢の強化について、関係地方公共団体に対し引き続き要請・助言等を行った。

(4) 集落における雪崩災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命及び財産の被害防止に資することを目的として、雪崩防災週間を実施し、雪崩災害防止セミナーの開催（於：岐阜県岐阜市）を始めとした広報活動の推進、雪崩災害防止功労者の表彰、危険箇所への周知、点検、警戒避難訓練等を実施した。

(5) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報その他の情報を発表し、防災関係機関、報道機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

6 火災対策

6-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対して、火災予防、火災防御及び火災時の救助・救急等に関する教育訓練を行った。

(2) 海上保安庁における教育訓練

海上保安庁においては、船舶火災等に迅速的確に対応するため、研修訓練を実施するとともに、地方公共団体等と合同で消防訓練を実施した。

6-2 防災施設設備の整備

(1) 文化財の防火施設等の整備

文化庁においては、文化財の火災予防のため、自動火災報知設備、貯水槽等の防災設備の整備を135件行った。

（平成22年度決算額 3,299百万円の内数）

(2) 林野火災の予防

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及や予防体制の強化等を地域単位で推進する事業並びに防火及び消火活動の円滑な実施に資する林道を整備する事業について助成を行った。また、国有林においても防火線の整備、防火林道の整備等を実施した。

（平成22年度決算額 229,626百万円の内数）

(3) 災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行った。

(4) 空港における消防体制の整備

国土交通省においては、大阪空港2台及び福岡空港1台の化学消防車並びに高知空港の給水車の性能向上を図って更新した。また、「空港保安防災教育訓練センター」においては、地方管理空港及び会社管理空港における空港消防職員の訓練への受入れを開始し、実機大の航空機モックアップを使用しての実火災消火訓練を実施し、空港消防職員の消防技術及び救急医療等の技量向上に努めた。

（平成22年度決算額 807百万円）

(5) 海上消防能力の整備

海上保安庁においては、海上火災に対してよりの確に対処するため、消防機能を備えた巡視艇を整備した。

6-3 その他

(1) 火災予防体制の整備等

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を図った。

- ・火災予防対策、消防用機器器具業界の指導育成等（平成22年度決算額 1百万円）
- ・消防庁長官が行う大規模火災等における火災原因調査の実施（平成22年度決算額 0百万円）
- ・製品火災対策の推進（平成22年度決算額 15百万円）
- ・ハロン消火剤等の使用抑制に関する対応（平成22年度決算額 2百万円）
- ・防火対象物の大規模・複雑化等に伴う防火安全体制の向上についての検討（平成22年度決算額 11百万円）
- ・消防用設備等の国際標準化（平成22年度決算額 10百万円）
- ・住宅用火災警報器等の普及促進（平成22年度決算額 29百万円）
- ・消防法令に係る違反是正推進（平成22年度決算額 6百万円）
- ・重要文化財（建造物）における防火防災対策の推進（平成22年度決算額 3百万円）
- ・民間事業所における自衛消防力の確保（平成22年度決算額 11百万円）
- ・統計情報等（平成22年度決算額 3百万円）
- ・ユニバーサルデザインの観点を踏まえた消防用設備の開発・普及（平成22年度決算額 12百万円）
- ・消防行政統計データの高度活用を図るための、火災統計等の戦略的分析
- ・消防防災分野におけるICT活用のための連携推進（平成22年度決算額 2百万円）

(2) 林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の普及啓発を行った。また、消防庁においては、林野火災特別地域対策事業の一層の推進に努めた。

(3) 建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査、検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進した。

(4) 火災気象通報等

気象庁においては、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、「消防法」に基づきその状況を直ちに都道府県知事に通報し、地方公共団体の火災予防対策に協力した。一般に対しては、乾燥注意報、暴風警報及び強風注意報を適時発表して警戒・注意を喚起した。

7 危険物災害対策

7-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、関東管区警察学校で、火薬類等の災害防止等保安対策推進のため、都道府県警察の火薬類担当者に対して、関係法令、指導取締り要領、火薬類等の基礎知識等について必要な教育訓練を行った。

(2) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職員に対して、危険物災害及び石油コンビナート災害に関する教育訓練を行った。

(3) 海上防災訓練等

海上保安庁においては、石油コンビナートや国家石油備蓄基地の周辺海域を中心に、官民合同による油等排出事故対策訓練及び消防訓練を実施した。また、危険物管理施設の従業員等を対象に、危険物排出時や海上災害発生時の通報、応急措置の具体的な方法等について、海上防災講習会等を通じて指導した。

7-2 防災施設設備の整備

(1) 大規模石油災害対策

経済産業省においては、海上での大規模な原油流出等の災害に対応するため、石油連盟が実施する災害対策用資機材の整備、災害対策技術等に関する調査研究、国際会議の開催等に補助を行い、原油流出災害等への対応体制の整備を行った。

(平成22年度決算額 638百万円)

7-3 その他

(1) 火薬類の安全管理対策

警察庁においては、火薬類取扱事業者等による火薬類の保管管理と取扱いの適正化を図るため、火薬類取扱場所等への立入検査の徹底及び関係機関との連携を図るよう都道府県警察に対し指示した。

(2) 各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締りの強化、安全基準の遵守等についての指導を行うよう都道府県警察に対し指示した。

(3) 危険物規制についての要請・助言等

消防庁においては、「消防法」に基づき、次の予防対策を推進した。

- ・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備（化学物質の有害危険性の国際基準化に対応した危険物の分類方法等の調査検討、新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査検討等）

(平成22年度決算額 26百万円)

- ・危険物施設の安全確保対策及びその推進に関する調査検討

(平成22年度決算額 1百万円)

- ・危険物データベースの精度の向上

(平成22年度決算額 2百万円)

- ・「危険物災害情報等情報支援システム」及び「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の情報オンライン処理システム」運用による情報提供

(平成22年度決算額 5百万円)

- ・新規危険性物質の早期把握及び危険性評価
(平成22年度決算額 14百万円)

(4) 石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁及び経済産業省においては、石油及び高圧ガスを併せて取り扱う事業所の新設等に際し、事業所内の施設のレイアウトについて規制を実施するとともに、必要な要請、助言等を行った。

(平成22年度決算額 1百万円)

消防庁においては、石油コンビナート等防災本部への要請、石油コンビナート等特別防災区域に関する地域情報管理システムの維持管理、異常現象発生時における通報の迅速化に係る検討等を行った。

(平成22年度決算額 12百万円)

(5) 高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては、製造事業者等に対する立入検査及び保安教育指導、都道府県取締担当者に対する研修等を行った。

(6) 高圧ガス保安対策の強化と拡充

経済産業省においては、高圧ガス及び火薬類に係る事故の原因調査・分析及び技術進歩等に対応した技術基準の作成・運用検討に係る事業を行った。

(平成22年度決算額 68百万円)

(7) 危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては、国際基準の策定・取り入れについて十分な評価検討を行い、危険物の特性に応じた安全対策を講じた。また、危険物の海上輸送における事故を防止するため、危険物を運送する船舶に対し立入検査を実施した。

(平成22年度決算額 18百万円)

(8) 危険物積載船舶及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては、危険物による災害を防止するため、次の施策を講じた。

- ・危険物積載船舶に関する交通安全対策
- ・危険物荷役に関する安全防災対策

- ・大型タンカーバースの安全防災対策
- ・国家石油備蓄の安全防災対策
- ・排出油の防除対策

(9) 沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては、油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除措置等の実施に資するため、沿岸海域の自然的・社会的情報等をデータベース化し、海図データ及び油の拡散・漂流予測結果と併せて電子画面上に表示できる沿岸海域環境保全情報の整備を行った。(平成22年度決算額 8百万円)

環境省においては、環境保全の観点から油等汚染事故に的確に対応するため、環境上著しい影響を受けやすい海岸等に関する情報を盛り込んだ図面(脆弱沿岸海域図)の公開、地方公共団体職員等に対する活用の推進及び更新のための情報収集を引き続き実施した。

(平成22年度決算額 31百万円の内数)

(10) 漂流予測体制の強化

海上保安庁においては、油流出事故等による防除作業を的確に行うために精度の高い漂流予測が必要であることから、現場の巡視船からリアルタイムに海象・風等のデータが取得できる「船舶観測データ集積・伝送システム」を運用するとともに、ブイの移動結果から漂流予測の評価・逐次補正を行うための「漂流予測補正用ブイ」を引き続き整備した。

(平成22年度決算額 6百万円)

(11) 油防除対策に係る分野別専門家等の登録

海上保安庁においては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」に基づき、国内の各種分野の専門家等に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、活用しようとする関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供しうる体制の確保に努めた。

8 原子力災害対策

8-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、原子力に関する知識、原子力災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、都道府県警察に対して、原子力災害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

(2) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職員に対して、原子力災害発生時の消防活動に関する教育訓練を行った。

(3) 原子力防災対策のための研修等

文部科学省においては、原子力防災関係者等を対象に防災対策に係る研修等を行った。

(平成22年度決算額 987百万円)

経済産業省においては、原子力災害に対応する防災要員を対象に災害対応能力向上のための研修等を実施した。

(平成22年度決算額 32百万円)

(4) 放射性物質安全輸送講習会

国土交通省においては、放射性物質安全輸送の確保のため、輸送作業従事者等に対し、法令に基づく基準及び具体的運用方針の普及並びに安全知識の向上を図るとともに、輸送責任者に対する専門的知識の徹底を図った。

8-2 防災施設設備の整備

(1) 原子力関係施設等立地地域の防災対策の支援

文部科学省においては、原子力防災対策の充実強化を図るため、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備、各種防災資機材の整備、緊急事態応急対策拠点施設及び緊急時における通信・連絡体制の維持等を行った。

(2) 原子力施設等の防災対策

独立行政法人原子力安全基盤機構においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備その他の原子力防災体制整備等を行った。

8-3 その他**(1) 原子力防災対策に係る緊急技術助言組織の運営等**

原子力安全委員会においては、原子力災害発生時に内閣総理大臣に対し必要な技術的助言を行うことを目的として設置している緊急技術助言組織の運営に必要な資機材の整備等を行った。

(平成22年度決算額 9百万円)

(2) 原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体においてハンドブック等の活用を普及させるとともに、原子力防災訓練への助言・協力等を行った。また、放射性物質による事故発生時の消防活動の基本的事項等、全ての消防職員に習得して欲しい事項についてまとめた教材を作成した。

さらに、放射性物質事故に対応するため、個人警報線量計等の放射性物質事故対応資機材を緊急消防援助隊登録消防本部に配備するとともに、消防大学校等に整備した緊急消防援助隊の放射性物質事故対応教育・訓練用資機材の校正を行った。

(平成22年度決算額 325百万円)

(3) 原子力施設等の防災対策

独立行政法人原子力安全基盤機構においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備その他の原子力防災体制整備等を行った。

(4) 自治体が行う防災対策への支援

経済産業省においては、地方公共団体が実施する防災資機材・施設の整備、訓練の実施等原子力防災の取組に必要な費用を交付し、地方公共団体の防災体制の強化を図った。

(平成22年度決算額 781百万円)

9 その他の災害対策**9-1 教育訓練****(1) 消防庁消防大学校における教育訓練**

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員、市町村の消防職員に対して、生物剤及び化学剤に起因する災害発生時の消防活動に関する教育訓練を行った。

(2) 労働災害防止のための教育

厚生労働省においては、安全衛生教育の推進、安全衛生に関する研修の実施、安全衛生意識の高揚及び労働災害防止協会の活動の促進を行った。

(3) 船員の災害防止のための教育

国土交通省においては、一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行った。
(平成22年度決算額 2百万円)

(4) 船員労働災害防止対策

国土交通省においては、第9次船員災害防止基本計画に基づき、船員労働災害の防止を効果的かつ具体的に推進するため、平成22年度船員災害防止実施計画を作成し、各事業者における自主的な船員災害防止体制の確立等を図るとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行った。

(平成22年度決算額 62百万円)

9-2 その他**(1) 特殊災害対策の充実強化**

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため、消防活動や防災体制を検討した。

(平成22年度決算額 0百万円)

(2) 労働災害防止対策

厚生労働省においては、労働災害防止計画に基づき、計画的な労働災害防止対策の展開

を図った。また、トンネル工事，橋梁工事等大規模建設工事等に対し，安全衛生管理の徹底のため，監督指導等を行うとともに，計画の事前審査を実施し，自主的労働災害防止活動の促進を図った。さらに，ボイラー・クレーン等特に危険な機械等について検査及び検定制度の適切な運用を図るとともに，プレス，フォークリフト等危険な機械等の定期自主検査制度の定着を図った。

(3) 鉱山に対する保安上の監督

経済産業省においては，鉱山における危害及び鉱害を防止するため，「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき，立入検査を行った。

(4) 外国船舶の監督の実施

国土交通省においては，「海上人命安全条約」等の国際基準に適合しない船舶（サブスタンダード船）を排除し，海難事故を未然に防止するため，「外国船舶監督官」の組織を引き続き整備するとともに，我が国に寄港する外国船舶に対する監督（PSC）を実施した。

第5章 国土保全

1 治水事業等

国土交通省においては、水害・土砂災害から国民の生命及び財産を守ることを目的として、頻発するゲリラ豪雨や大雨等への緊急的対応のため、既存ストックの徹底的な有効活用を含め、ハード・ソフト両面からの治水対策を推進するとともに、地球温暖化に伴う気候変動への適応策を推進した。

また、大規模地震や火山噴火に伴う土砂災害、大河川の氾濫等の災害発生時に迅速な緊急的対応を実施するため、危機管理体制の充実・強化等を図った。

1-1 維持管理

既存施設が機能を発揮するよう、コスト縮減に努めつつ適切な維持管理を行うとともに、既存ストックの有効活用及び長寿命化対策を進めた。

堤防、水門及びダム等の河川管理施設や砂防設備の機能維持や機能回復のため、巡視、点検、補修等を適切に行うとともに、施設の長寿命化を計画的に行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を推進した。

(平成22年度決算額 139,063百万円)

1-2 災害対応・危機管理対策

災害が発生した地域において再度災害の防止対策を優先的に実施するとともに、災害が発生した場合の危機管理体制の充実を図った。

洪水による被災箇所への復旧工事を行うだけでは、同規模の洪水で再び被災する可能性があることから、川内川等の大規模水害を受けた地域を対象に、河川の流下能力を向上させる改修工事や内水排除のための排水機場の能力強化等の対策を短期間かつ集中的に実施した。また、平成20年の岩手・宮城内陸地震や平成21年の中国・九州北部豪雨等による土砂災害発生箇所等の緊急対策のみならず、

周辺地域を含めた集中的対策を行う等、甚大な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策を推進した。

(平成22年度決算額 136,272百万円)

1-3 予防的な治水対策

国民の生活の安全安心を確保するため、災害危険度の高い地域における効果的な災害予防対策を重点的に実施するとともに、気候変動・地球温暖化への適応策を実施した。

水害が一度発生すると多くの人命・財産が失われ、地域経済活動に多大な影響を与えるだけでなく、事後的な対応にも復旧費用等の多大なコストを要するため、水害を未然に防ぐ対策として、堤防の築造や河道掘削等の改修や堤防等の強化対策を計画的に実施した。また、土石流等の土砂災害による人命被害や生活に深刻な影響を及ぼす被害の軽減対策に重点を置いて、砂防設備の整備、地すべり防止施設の整備等を実施した。

(平成22年度決算額 206,996百万円)

1-4 良好な河川環境の回復

循環と共生のための社会資本整備を進める観点から、河川の再自然化や湿原の復元、ビオトープの整備等、環境再生のための河川整備を地域のNGO等と協力しつつ実施するとともに、観光振興、まちづくり・地域づくりを支援した。

(平成22年度決算額 10,183百万円)

1-5 ダム建設事業

直轄事業で45事業、水資源機構事業で8事業、補助事業で83事業を実施した。

(平成22年度決算額 169,093百万円)

2 治山事業

農林水産省においては、安全で安心して暮らせる国土づくり、豊かな水を育む森林づくり、身近な自然再生等による多様で豊かな環

境づくりを図るため、「森林整備保全事業計画」に基づき、治山事業を計画的かつ総合的に推進することとして、都市及び集落の周辺、国土保全上重要な流域の山地等の保全に重点を置いて次の事業を実施した。

2-1 国有林治山事業

国有林野内における荒廃地を対象として、復旧治山事業を実施した。また、山地荒廃危険地のうち、緊急を要するものについて予防治山事業を実施したほか、水源地域整備、保安林整備、地域防災対策総合治山等の各事業を実施した。

(平成22年度決算額 21,525百万円)

2-2 民有林治山事業

(平成22年度決算額 41,772百万円)

(1) 直轄事業

- ・直轄治山事業
継続16地区において事業を実施した。
- ・直轄地すべり防止事業
後掲(5章3-1(1))
- ・治山計画等に関する調査
山地保全調査、地すべり対策調査、治山事業積算基準等分析調査等を実施した。

(2) 補助事業

- ・山地治山事業
都市及び集落の周辺、国土保全上重要な流域の山地等における荒廃地の復旧を図るため、復旧治山事業を緊急度の高い箇所において実施した。
荒廃地・荒廃危険地の復旧に併せ、低コスト工法や溪流生態系保全に資する新工法等を実証的に実施した。
- ・防災林整備事業
治山施設の適切な配置と森林の造成により、海岸部における風害、飛砂の害、潮害等の防備並びに内陸部における風害の防備、なだれ等の防止及び軽減を図る防災林造成事業を実施した。
- ・水源地域等保安林整備事業

ダム上流等の水資源確保上重要な水源地域において、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を面的、総合的に実施する水源流域広域保全事業を49地区において実施した。

集落等の後背小流域において、森林の有する水源かん養機能等を高度に発揮させるため、荒廃森林の整備、荒廃地等の復旧整備を行う水源流域地域保全事業を47地区において実施した。

奥地水源地域等の荒廃地や荒廃森林において、従来工法や簡易な工法等による治山施設の整備と針広混交林等への再生のための森林整備を一体的に実施する奥地保安林保全緊急対策事業を実施した。

山村集落周辺の荒廃地や荒廃森林において、山村集落における安全と安心を緊急に確保しつつ、流域全体にわたる水源かん養機能や土砂流出防止等の高度発揮に資するため、地域住民等の参画も得ながら、治山施設の整備と荒廃森林等の整備を一体的に実施した。

被災した保安林の機能の回復・強化を図る復旧整備、特定保安林内における機能の低位な保安林の整備及び治山事業を施行した箇所等の保育等の事業を実施した。

- ・治山等激甚災害対策特別緊急事業
台風、集中豪雨等により、甚大な被害を受けた災害に係る3地区について、治山等激甚災害対策特別緊急事業を実施した。
- ・特定流域総合治山事業
台風、集中豪雨等により著しく激甚な地すべり災害が発生した地区において、再度災害を防止するため、緊急かつ集中的に地すべり防止施設による復旧整備を行う地すべり激甚災害対策特別緊急事業を1地区において実施した。
- ・特定流域総合治山事業
国有林と民有林の治山事業実施箇所が近接している地域では、事業効果の早期発現と効率的な事業実施を図るため、国有林・民有林を一体として計画的な整備を行う特定流域総合治山事業を27地区において実施した。
- ・地すべり防止事業

後掲（5章3-2（1））

- ・後進地域特例法適用団体補助率差額

3 地すべり対策事業

3-1 直轄事業

（1）農林水産省所管事業

農林水産省においては、次の事業を実施した。

- ・直轄地すべり対策事業

農地、農業用施設に被害を及ぼすおそれが大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について事業を実施した。

（平成22年度決算額 1,128百万円）

- ・地すべり調査

地すべり災害から農地及び農業用施設を保全するため、地すべり防止に係る調査を実施した。

（平成22年度決算額 76百万円）

- ・地すべり防止事業

林野の保全に係る地すべりについて、継続11地区（直轄治山と重複している5地区を含む。）において事業を実施した。

（平成22年度決算額 5,094百万円）

（2）国土交通省所管事業（河川等）

国土交通省においては、河川等の災害関連事業を次のとおり実施した。

（平成22年度決算額 直轄 1,132百万円／補助 8,761百万円の内数）

- ・直轄河川等災害関連緊急事業

被災箇所の単独復旧のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合において、災害復旧と併せて必要な改良事業を実施した。また、砂防設備、地すべり防止施設の改良復旧や豪雨等により生じた土砂の崩壊等に関連し、緊急的施行を必要とする砂防工事、地すべり防止工事を実施した。

- ・河川等災害関連事業

河川、海岸、砂防、地すべり、急傾斜、道路及び橋梁について、災害復旧事業のみ

では十分な効果が期待できないと認められる箇所について、再度災害を防止するため、未被災箇所を含めた改良復旧を実施した。

（平成22年度決算額 1,172百万円の内数）

- ・河川等災害復旧助成事業

河川又は海岸について、被害が激甚であって災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できないと認められる箇所について、再度災害を防止するため、未被災箇所を含めた改良復旧を実施した。

（平成22年度決算額 2,484百万円の内数）

- ・河川等災害関連特別対策事業

河川及び砂防において災害復旧助成事業及び災害関連事業の実施に関し、改良事業による再度災害防止の効果を確保するため、障害物等支障となる原因の除去等を実施した。

（平成22年度決算額 2,484百万円の内数）

- ・災害関連地域防災崖崩れ対策事業

激甚な災害による崖地の崩壊等が発生した箇所で、緊急に施行する必要がある箇所について崖崩れ防止工事を実施した。

- ・災害関連緊急砂防等事業

平成22年に発生した災害に関連して緊急的施行を必要とする砂防工事、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、雪崩防止工事及び大規模漂着流木対策工事を実施した。

3-2 補助事業

農林水産省においては、次の事業を実施した。

- ・地すべり対策事業

農地及び農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められるなど緊急に対策を必要とする区域に重点を置き事業を実施した。

（平成22年度決算額 4,075百万円）

- ・地すべり防止事業

集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区に重点を置き、事業を実施した。

（平成22年度決算額 4,325百万円）

4 海岸事業

4-1 直轄事業

(1) 農林水産省所轄事業

農林水産省においては、3地区において海岸保全施設の整備を行うとともに、事業の円滑な実施を図るため、必要な調査を行った。

(平成22年度決算額

直轄 3,378百万円の内数)

(2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、24海岸において海岸保全施設の整備を行うとともに、事業の円滑な実施を図るため、必要な調査を行った。

(平成22年度決算額 33,590百万円の内数)

4-2 補助事業

(1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、高潮対策事業を6地区、浸食対策事業を9地区でそれぞれ実施した。

(平成22年度決算額

補助 3,881百万円の内数)

(2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、高潮対策事業を12海岸、浸食対策事業を21海岸、海岸環境整備事業を3海岸でそれぞれ実施した。

(平成22年度決算額

補助 14,199百万円の内数)

5 下水道における浸水対策

国土交通省においては、都市の雨水を排除し、浸水被害を防ぐため、下水道の整備を推進しており、近年の都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大を踏まえ、浸水対策の強化を図った。

また、下水道の浸水対策として、平成21年度に創設した「下水道浸水被害軽減総合事業」等を活用し、浸水実績のある地区等にお

いて、緊急かつ重点的に浸水対策を推進し、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図った。

(平成22年度決算額 205,852百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金で措置)

(1) 公共下水道事業

主として市街地内に降った雨水を河川等に排除するため、市町村が主な事業主体となって実施した。

(平成22年度決算額 205,852百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金で措置)

(2) 都市下水路事業

公共下水道整備地域以外における市街地内の雨水排除を図るため、市町村等が事業主体となって実施した。

(平成22年度決算額 205,852百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金で措置)

(3) 雨水流域下水道事業

市町村が個々に汚水処理を実施する地域において、都道府県が事業主体となって、複数の市町村の区域に跨る広域的な浸水対策を実施した。

(平成22年度決算額 205,852百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金で措置)

6 農地防災事業

6-1 直轄事業

・国営総合農地防災事業等

農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農地及び農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用排水施設等の整備を行う事業を実施した。

(平成22年度決算額 18,311百万円)

6-2 補助事業

・農地防災事業

農地・農業用施設の湛水被害等を未然に

防止又は被害を最小化するため、ため池等整備事業、湛水防除事業、農地保全整備事業等について実施した。

*農地防災事業のうち、地すべり対策事業及び地盤沈下対策事業を除く。

(平成22年度決算額 22,189百万円)

- ・地すべり対策事業
前掲(第5章3-2(1))
- ・地盤沈下対策事業等
後掲(第5章8(1))

7 災害関連事業

(1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次のとおり災害関連事業を実施した。

- ・直轄地すべり対策災害関連緊急事業
融雪等による地すべりに緊急に対処するための事業を実施した。
(平成22年度決算額 531百万円)
- ・災害関連緊急地すべり対策事業
豪雨等による地すべりに緊急に対処するための事業を実施した。
(平成22年度決算額 40百万円)
- ・農業用施設等災害関連事業
農業用施設等の効用を増加し、災害の再発を防止するための農業用施設等災害関連事業及び農地災害関連区画整備事業、海岸保全施設等災害関連事業及び農村生活環境施設の災害に対処するための災害関連農村生活環境施設復旧事業を実施した。
(平成22年度決算額 112百万円)
- ・治山等災害関連緊急事業及び災害関連緊急治山等事業
災害の再発防止のため、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地、雪崩発生地又は地すべり地について、当該災害発生年に緊急に復旧整備を行う事業を実施した。(平成22年度決算額 6,021百万円)
- ・林地崩壊対策事業
激甚災害により発生した林地荒廃地のうち、早期に復旧する必要がある箇所について事業を実施した。
(平成22年度決算額 83百万円)

・漁港施設災害関連事業

漁港施設等の再度災害を防止するための漁港災害関連事業及び漁業集落環境施設を復旧するための災害関連漁業集落環境施設復旧事業を実施した。

(平成22年度決算額 1百万円)

- ・後進地域特例法適用団体補助率差額
農村振興局
(平成22年度決算額 3百万円)
- 林野庁
(平成22年度決算額 155百万円)

(2) 国土交通省所管事業(河川等)

国土交通省においては、河川等の災害関連事業を実施した。

(平成22年度決算額 直轄 1,157百万円/
補助 10,927百万円の内数)

8 地盤沈下対策事業

(1) 地盤沈下対策事業等

農林水産省においては、地盤の沈下により低下した農用地、農業用施設の効用の回復を図るため、緊急に対策を必要とする地域に重点を置き、農業用排水施設を整備する等の事業を実施した。

(平成22年度決算額 1,249百万円)

(2) 地下水調査(保全調査)

農林水産省においては、農業用地下水利用地帯において、地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握、障害発生機構の解明等に関する調査を実施した。

(平成22年度決算額 24百万円)

(3) 地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては、次の事業を実施した。

- ・地盤沈下防止対策
工業用水道事業地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進するため、改築4事業を実施した。
(平成22年度決算額 514百万円)
- ・地下水位観測調査

工業用水法に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため、地下水位についての観測を継続的に実施した。

(平成22年度決算額 1百万円)

(4) 地盤沈下対策調査

環境省においては、未利用の地下水を利用することによる地盤沈下への影響について検討を行った。また、「工業用水法」、「ビル用水法」及び「各自治体制定の条例」の規制等による効果を把握するために必要な資料を収集し、整理分析を行った。

(平成22年度決算額 7百万円)

(5) 低地対策関連河川事業

国土交通省においては、次の事業を実施した。

- ・地盤沈下対策調査

河川管理施設の沈下対策を検討するため、水準測量を実施した。

- ・地下水保全管理調査

地下水を適切に保全、管理し、地盤沈下等の地下水障害の防止施策の立案に資するため、全国の一級水系の河川近傍において、観測井を利用して地下水の水位及び水質の測定を引き続き行った。

(平成22年度決算額 13百万円)

(6) 地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況及び地下水データの収集・整理・分析をしたほか、地下水採取量、地下水位及び地盤沈下の関係について定量的に評価し、地下水の利用と保全をマネジメントするための地下水管理方策を検討した。

(平成22年度決算額 26百万円)

9 その他の事業

(1) 自然災害防止事業債等

総務省においては、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を

防止するために単独で実施する事業について、592億円の防災対策事業債（自然災害防止事業）の対象とした。また、地方公共団体が単独事業として実施する河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等について、661億円の一般事業債（河川等分）を措置した。

(2) 保安林整備管理事業

農林水産省においては、全国森林計画等に基づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施した。

(平成22年度決算額 413百万円)

(3) 休廃止鉱山鉱害防止等事業

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、鉱害防止義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助を行った。

(平成22年度決算額 1,967百万円)

(4) 鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道株式会社が施行する落石・なだれ等対策及び海岸等保全のための防災事業、並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業に対し補助を行った。

(平成22年度決算額 1,034百万円)

(5) 特殊地下壕対策事業

国土交通省及び農林水産省においては、戦時中に築造された防空壕等の特殊地下壕について、現存する危険度が高いものに対して、埋戻し等の対策事業を行った。

国土交通省

(平成22年度決算額 1,172百万円の内数)

農林水産省

(平成22年度決算額 6百万円)

(6) 災害対策等緊急事業推進費

国土交通省においては、平成22年度及び平成21年度に発生した自然災害により被災した地域等において緊急に再度災害防止対策等の事業29件を実施した。

(平成22年度決算額 3,695百万円の内数)

第6章 災害復旧等

1 災害応急対策

1-1 平成22年梅雨前線による大雨に対してとった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁、関係管区警察局及び関係都府県警察においては、「災害警備本部」等を設置して、情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動に当たった。また、広島県公安委員会からの援助要求を受け、島根、岡山及び山口県警察広域緊急援助隊約70名を派遣した。機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。

(2) 総務省における対応

総務省においては、多大な被害を受けた広島県内3団体及び山口県内1団体に対して、「地方交付税法」第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げ交付した。

(3) 消防庁における対応

消防庁においては、災害対策本部を設置し、情報収集体制を強化するとともに、関係都道府県に対し、大雨警戒情報を送付し、警戒を要請した。

(4) NHKにおける対応

NHKにおいては、次のとおり放送受信料を免除した。

広島県	156件	555千円
山口県	386件	1,234千円

(5) 財務省における対応

財務省においては、納税者からの申請に基づき、国税の申告・納付期限の延長、軽減免除等を行った。

(6) 文部科学省における対応

文部科学省においては、6月17日、18日、

25日及び7月14日、教育委員会等の関係機関から被害情報を収集するとともに、臨時休校等、児童生徒の安全確保のための適切な対応をとるよう指示し、7月16日、災害情報連絡室を設置した。

(7) 中小企業庁における対応

中小企業庁においては、山口県及び広島県内の政府系中小企業金融機関等に特別相談窓口を設置し、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等の措置を行った。

(8) 海上保安庁における対応

海上保安庁では、情報の収集を図るとともに、関係機関との連絡を緊密にした。また、監視取締艇により港内行方不明者捜索や河川氾濫に伴い流出した危険物の捜索回収を実施した。

(9) 国土交通省における対応

国土交通省においては、警戒体制をとり、被害状況の把握に努めるとともに、技術的支援等（被災状況調査支援及び高度技術支援）を行うため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を広島県庄原市へ派遣したほか、災害対策用ヘリコプター「あおぞら号」、「まんなか号」、「愛らんど号」及び「はるかぜ号」による上空からの被害状況調査を実施した。また、排水ポンプ車、照明車等の派遣による災害応急対策等を実施した。

国土地理院においては、航空機による撮影を実施するとともに、空中写真、正射写真図、氾濫区域の地形分類図及び土砂災害の判読図を関係機関へ提供し、ホームページにて公開した。

(10) 気象庁における対応

気象庁は、7月14日3時10分より警戒体制をとるとともに、各地气象台より関係機関に対し、気象解説及び災害時気象支援資料を適宜提供した。

1-2

鹿児島県奄美地方における
大雨に対してとった措置**(1) 警察庁における対応**

警察庁、九州管区警察局及び鹿児島県警察においては、「災害警備本部」等を設置して、情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索、被災者支援等の活動に当たった。また、機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。

(2) 消防庁における対応

消防庁においては、情報収集体制を強化するとともに政府現地連絡対策室へ消防庁職員1名を派遣した。

(3) NHKにおける対応

NHKにおいては、次のとおり放送受信料を免除した。

鹿児島県	283件	880千円
------	------	-------

(4) 財務省における対応

財務省においては、納税者からの申請に基づき、国税の申告・納付期限の延長、納税の猶予、軽減免除等を行った。

(5) 文部科学省における対応

文部科学省においては、10月20日に災害情報連絡室を設置し、10月27日及び29日に教育委員会等の関係機関から被害情報を収集するとともに、臨時休校等、児童生徒の安全確保のための適切な対応をとるよう指示した。

(6) 中小企業庁における対応

中小企業庁においては、鹿児島県内の政府系中小企業金融機関等に特別相談窓口を設置し、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等の措置を行った。

(7) 海上保安庁における対応

海上保安庁では、第十管区海上保安本部に災害対策室を設置し、情報の収集を図るとともに、関係機関との連絡を密にし、対応に当

たった。また、鹿児島県知事からの災害対策基本法に基づく応急措置実施要請をうけ、巡視船艇による警察官・傷病者・医師等の搬送や消防・警察への物品の貸出しを実施した。

(8) 国土交通省における対応

国土交通省においては、警戒体制をとり、被害状況の把握に努めるとともに、技術的支援等（高度技術支援、現地支援、被災状況調査支援及び情報通信支援）を行うため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を鹿児島県奄美大島へ派遣したほか、災害対策用ヘリコプター「愛らんど号」及び「はるかぜ号」による上空からの被害状況調査を実施した。また、照明車、衛星通信車等の派遣による災害応急対策等を実施した。

国土地理院においては、航空機による撮影を実施するとともに、空中写真及び正射写真を関係機関へ提供し、ホームページにて公開した。

(9) 気象庁における対応

気象庁は、10月20日15時30分より警戒体制をとるとともに、各地気象台より関係機関に対し、気象解説及び災害時気象支援資料を適宜提供した。10月27日に、政府現地連絡対策室へ職員を派遣した。

1-3

霧島山（新燃岳）の噴火に対して
とった措置**(1) 警察庁における対応**

警察庁、九州管区警察局及び宮崎・鹿児島県警察においては、「災害警備本部」等を設置して、情報の収集、避難誘導対策、警戒活動、被災者支援等の活動に当たった。また、機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。

(2) 消防庁における対応

消防庁においては、災害対策室を設置し、情報収集体制を強化するとともに、政府支援チーム員として消防庁職員1名を宮崎県へ派遣した。

(3) 財務省における対応

財務省においては、納税者からの申請に基づき、国税の納税の猶予を行った。

(4) 文部科学省における対応

文部科学省においては、1月31日に災害情報連絡室を設置し、2月10日に教育委員会等の関係機関から被害情報を収集するとともに、臨時休校等、児童生徒の安全確保のための適切な対応をとるよう指示した。

また、2月15日から16日に、学校施設の被害調査のため、担当官1名を現地に派遣した。

(5) 農林水産省における対応

農林水産省においては、土石流の発生に備え、土石流センサーの設置、既設溪間工に堆積した土砂の除去、溪間工の設置等の対策を実施した。

(6) 中小企業庁における対応

中小企業庁においては、鹿児島県及び宮崎県内の政府系中小企業金融機関等に特別相談窓口を設置し、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等の措置を行った。

(7) 海上保安庁における対応

海上保安庁では、関連情報の収集に努めた。

(8) 国土交通省における対応

国土交通省においては、注意体制をとり、被害状況の把握に努めるとともに、災害対策用ヘリコプター「きんき号」及び「はるかぜ号」による上空からの被害状況調査を実施した。また、路面清掃車、歩道清掃車、散水車、排水管清掃車、防護付調査車等の派遣による災害応急対策等を実施した。

火山噴火に起因する土石流対策として、市町が適切に住民の避難指示の判断等が行えるよう、降灰等の調査・解析を行い、降灰による土石流の想定区域及び時期について情報提供を行った。

また、土石流の発生に備え、土石流検知センサーの設置、既設砂防堰堤に堆積した土砂

の撤去、砂防設備の整備等の対策を実施した。

国土地理院においては、霧島山（新燃岳）周辺地域の地形図及びデジタル標高地形図を関係機関に提供した。また、霧島山（新燃岳）周辺に設置している電子基準点及びGNSS火山変動リモート観測装置（REGMOS）の観測データに基づく地殻変動状況、航空機による合成開口レーダー（SAR）の解析画像及び斜め写真を関係機関へ提供し、ホームページにて公開するとともに、火山噴火予知連絡会に報告した。

(9) 気象庁における対応

気象庁は、1月26日18時より警戒体制をとった。噴火警報や火山情報等を適宜・適切に発表するとともに、火山噴火予知連絡会等を開催し、火山活動を総合的に評価し情報提供を行った。

大学、関係省庁等と連携して、総合的火山観測・評価を行えるよう、火山噴火予知連絡会に「霧島山（新燃岳）総合観測班」を設置した。火山機動観測班を急派し、観測施設等を増強し、火山観測・監視体制等を強化した。さらに、降水による泥石流や土石流の発生に備え、宮崎県の高原町及び都城市並びに鹿児島県の霧島市の3か所に臨時雨量観測所を設置する等し、観測体制を強化するとともに、警報を含む気象情報を適時に発表し、大雨に伴う土砂災害等に十分に警戒するよう呼びかけた。

また、「霧島山（新燃岳）噴火に関する政府支援チーム」に職員を派遣し、現地の火山防災協議会「コアメンバー会議」に参画して、火山活動状況や噴火シナリオ等について説明するとともに、避難計画の共同検討を通じて、噴火警報（噴火警戒レベル4及び5を含む。）で発表する「警戒が必要な範囲」（避難対象地域）及び防災対応のイメージ・認識を関係機関と共有したほか、「噴火活動が活発化した場合の避難計画策定のガイドライン」等を取りまとめた。

1-4

**平成22年11月からの
大雪等に対してとった措置****(1) 警察庁における対応**

警察庁及び関係管区警察局においては、連絡体制を強化し、情報の収集に当たるとともに、各都道府県警察に対して、除排雪作業に伴う事故防止に関する広報啓発活動、必要な交通規制その他の交通管理対策の実施、大規模な雪害事案に対する的確な対応等を指示した。

(2) 総務省における対応

総務省においては、秋田県横手市からの申請を受けて、災害による被害を軽減するために役立つことを目的とする臨時災害放送局（FM放送）の開設を臨機に許可した。

(3) 消防庁における対応

消防庁においては、災害対策室を設置し、情報収集体制を強化するとともに、関係都道府県に対し、大雪に関する警戒情報等を送付し、警戒を要請した。

(4) 財務省における対応

財務省においては、納税者からの申請に基づき、国税の軽減免除等を行った。

(5) 文部科学省における対応

文部科学省においては、12月24日、28日、1月14日、2月8日及び10日に、教育委員会等の関係機関から被害情報を収集するとともに、臨時休校等、児童生徒の安全確保のための適切な対応をとるよう指示した。

(6) 海上保安庁における対応

海上保安庁では、関連情報の収集に努めるとともに、陸上班及び航空機による沈没船等の被害状況調査及び巡視艇による浮流油の防除作業を実施した。

後日、これら沈没船等に係る油防除の継続と引揚げについて指導等を実施した。

(7) 国土交通省における対応

国土交通省においては、警戒体制をとり、

被害状況の把握に努めるとともに、ロータリ除雪車、排水ポンプ車及び照明車の派遣による災害応急対策等を実施した。

(8) 気象庁における対応

気象庁は、大雪に対する監視体制を強化し、防災関係機関へ気象状況等を提供した。また、各地気象台においては、警報や気象情報を発表して関係防災機関へ伝達するとともに、気象解説、資料提供等を適宜実施した。

気象庁においては、積雪や降雪の状況について、観測地点毎の実況値やその観測史上1位の更新状況等を即時的に公表した。

1-5 東日本大震災**(1) 警察庁における対応**

警察庁、各管区警察局、岩手・宮城・福島県警察を始めとする各都道府県警察においては、「緊急災害警備本部」等を設置して情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索、被災者支援、被災地における警戒・警ら活動、交通規制等の活動に当たった。

また、機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁、官邸等へ現場映像の伝送等を実施した。全国の警察では、岩手・宮城・福島県警察に対し、それぞれの県公安委員会からの援助要求を受けて、広域緊急援助隊員等を派遣し、関係機関と連携をとりながら、生存者の探索・救助、行方不明者の捜索、被災者の避難誘導、緊急交通路の確保、避難所等での被災者支援、遺体の検視・身元確認、生活の安全と秩序の維持のためのパトロール・取締り等の活動を実施した。

さらに、原子力災害の発生に伴い、避難誘導、避難困難者の搬送、原子炉建屋への放水活動、福島第一原子力発電所の半径20キロメートル圏内における警戒・警ら・捜索活動、警戒区域等設定に伴う検問、一時立ち入りの支援、犯罪の取締り等を実施した。

(2) 総務省における対応

総務省においては、発災後直ちに対策本部を設置し、情報の収集・連絡体制を整備した

(後に、災害応急対策、災害復旧等を推進するため、非常災害対策本部に移行。)

また、被災17市町からの申請を受けて、災害による被害を軽減するために役立つことを目的とする臨時災害放送局（FM放送）の開設を臨機に許可する（岩手県4件、宮城県8件、福島県3件及び茨城県2件）等の措置を講じた。

(3) 消防庁における対応

消防庁においては、災害対策本部を設置し、震度6弱以上を観測した都道府県に対して適切な対応及び被害報告について要請するとともに、震度6弱以上を観測した都道府県及び該当県内各消防本部に直接被害状況の問い合わせを実施した。

また、被害の甚大さを踏まえ、3月11日に消防庁長官から緊急消防援助隊に対して、平成15年の緊急消防援助隊の法制化以降、初めて「消防組織法」第44条第5項の規定に基づく出動指示を行い、6月6日までの88日間で、岩手・宮城・福島の主な被災3県を除く44都道府県から延べ3万1,166隊（延べ人員：10万9,919人）の緊急消防援助隊を出動させ、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等を実施した。

(4) NHKにおける対応

NHKにおいては、次のとおり放送受信料を免除した。

青森県	3,632件	6,125千円
岩手県	3万1,237件	59,195千円
宮城県	11万4,777件	210,023千円
福島県	15万6,783件	275,413千円
茨城県	6,675件	11,490千円
千葉県	714件	1,272千円
栃木県	204件	393千円
新潟県	71件	138千円
長野県	739件	1,299千円

(5) 法務省における対応

法務省においては、日本司法支援センター（法テラス）で、通常の情報提供業務・民事法律扶助業務に加え、以下の取組を実施した。

- ・法テラスの常勤弁護士が、避難所に赴き、被災者に対する生活再建等に関する法制度等の情報提供。
- ・日本弁護士連合会等と共催で、被災者等に対する無料の電話相談。
- ・被災地の弁護士会等の関係団体と連携協力して、岩手県、宮城県及び福島県の避難所等を中心に、弁護士による出張・巡回相談。

法務省においては、災害被災者の支援としては、以下の取組を実施した。

- ・毛布、マスク、簡易トイレ等の物資を被災地に運搬して提供。
- ・法務省所管施設への被災者受入れ等の支援。
- ・職員を派遣して被災住民の支援を行うとともに、メンタルヘルスケア等の心理相談を実施。
- ・矯正施設に勤務する医師により、被災者の診療等を実施。

また、「法務局震災相談フリーダイヤル」の設置や避難所等において特設相談所を開設すること等により、被災者からの登記・戸籍等に関する相談を行った。

さらに、法務局・地方法務局の人権相談窓口はもとより、避難所等においても特設相談所を開設し、震災に伴って生じる様々な人権問題について相談に応じた。

津波により戸籍の正本が滅失した4市町の戸籍については、法務局で保存している戸籍の副本等の資料に基づいて、再製データの作成を行った。

外国人の出入国管理業務としては、以下の取組を実施した。

- ・「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第3条第2項の規定に基づく法務省告示（平成23年3月16日法務省告示第123号）の対象となる外国人について、在留期間の満了日を、特段の手続を要することなく、一律に平成23年8月31日まで延長する措置を実施。
- ・上記告示に該当しない外国人でも、本震災により被害を受け、地方入国管理局長宛て申出を行うことにより、同法第3条に該当

すると判断された外国人については、在留期間の満了日を平成23年8月31日まで延長する措置を実施。

- ・海外からの緊急救助隊の上陸審査に当たり、入国審査官があらかじめ作成した仮上陸許可書を交付することで、旅券への上陸許可証印を省略する等簡便・迅速な方法により実施。
- ・外国人又は代理人が被災のために遠隔地に一時避難している場合について、避難先の最寄りの地方入国管理官署において在留資格関係諸申請を受理。
- ・外国人の安否確認のため被災外国人の親族や在日外国公館等に対して各種情報を提供。
- ・被災市町村の外国人登録事務に係る業務処理を代行。
- ・成田空港（第1・第2ターミナル）に出入国関係の相談カウンターを設置し、一時帰国を希望する外国人の相談対応を実施。

(6) 財務省における対応

財務省においては、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県における被災者について、関税に関する法律に基づく申請等の期限の延長や証明書交付手数料等の還付又は免除を実施した。

また、国税庁告示をもって、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県について国税の申告・納付期限の延長を行ったほか、納税者からの申請に基づき、国税の申告・納付期限の延長、納税の猶予、軽減免除等を行った。さらに、震災発生後速やかに、災害に関する税務上の取扱い等について周知・広報を行うとともに、被災した納税者等が全国の避難所等に避難している状況を踏まえ、税に関する相談等について、避難所等の最寄りの税務署で対応できる体制の整備を図った。

(7) 文部科学省における対応

文部科学省においては、3月11日に文部科学省災害応急対策本部を設置し、その後非常災害対策本部へ格上げした。

また、3月11日から、政府調査団として、文部科学省職員を派遣した。3月15日から、

文部科学省職員（建築技術者）による調査団を現地に派遣し、学校施設等の安全点検を実施した。

(8) 厚生労働省における対応

厚生労働省においては、水道施設の復旧について、特別立法によって国庫補助率の大幅な嵩上げ（1/2→80/100～90/100）を図るとともに通常は対象としていない給水装置の一部を対象施設に追加する等の補助対象範囲の拡充を行った。

また、津波により街全体が壊滅的な被害を受けた地域については、今後復旧、復興計画を策定していく必要があるが、この取組に対する技術的支援等を行う枠組みとして、「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」を平成23年7月25日に設置した。

(9) 農林水産省における対応

農林水産省においては、3月11日に農林水産大臣を本部長とする「農林水産省地震災害対策本部」を設置し、3月12日には、農林水産業被害に関する相談窓口を開設したほか、農林水産省ホームページを通じた情報提供の充実等を順次行った。

農林水産省地震災害対策本部の下では、様々な緊急対応を実施した。具体的には、被災地における食料等の供給確保を図るため、3月11日以降、農林水産省内に設置された食料調達チームの下で、継続的に関係団体等に対して食料等の支援に関する協力を要請し、被災県の要請に基づく食料等の調達を行った。

食料については、3月11日から4月20日までの間の政府調達において、200社を超える食品メーカー等の協力の下、食料2,584万食、育児用調製粉乳5万3,000缶、飲料762万本（381万L）が支援され、ピーク時には1日154万食分の食料を被災地向けに調達した。

また、食材以外の不足物資については、水産庁の漁業取締・調査船を活用する形で、3月17日から4月6日までの間に重油800kL、軽油420kLを被災地に輸送するとともに、3月17日から28日までの間に木炭20tとコンロ1,300個を宮城県と福島県に供給した。

さらに、3月20日から3月28日までの間、東北森林管理局から岩手県と宮城県に薪ストーブ113台を提供した。

これらの支援物資の供給のほか、被災したため池、集落排水施設等の応急復旧・二次災害防止対策を講じるとともに、飼料関係団体の協力の下、被災地域への飼料等の緊急輸送を行った。

また、金融関係では、被災した農林漁業者に対する資金の円滑な融通や震災以前に借り入れた資金の償還猶予等を関係機関に依頼した。

(10) 中小企業庁における対応

中小企業庁においては、全国の政府系中小企業金融機関等に特別相談窓口を設置し、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等の措置を行った。

また、全国の被災中小企業者等を対象として、災害復旧貸付の金利引下げを行った。

(11) 海上保安庁における対応

海上保安庁では、地震発生直後に本庁及び各管区海上保安本部等に災害対策本部等を設置するとともに、巡視船艇・航空機・特殊救難隊等を派遣させ、海上部及び陸上部の孤立者の救助、行方不明者の捜索、緊急輸送路の確保、被災港湾の測量、航路標識の復旧、漂流船舶の曳航救助、航路障害物の除去、被災者支援等を実施した。この震災に、平成24年2月27日時点で巡視船艇延べ1万3,044隻、航空機延べ4,004機が対応している。

(12) 国土交通省における対応

国土交通省においては、発災後直ちに非常体制をとり、緊急災害対策本部を設置し、状況の把握に努めるとともに、技術的支援等（高度技術支援、現地支援、被災状況調査支援、応急対策支援、情報通信支援等）を行うため全国の地方整備局等から緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を現地へ派遣した。また、TEC-FORCEとともに、各地方整備局等が保有している災害対策用機械（災害対策用ヘリコプター、照明車、排水ポンプ車、衛星通信車等）も各地方整備局から派遣し、

TEC-FORCEの各活動及び被災地支援のために活用した。派遣は発災当日の3月11日から開始し、TEC-FORCEについては、延べ1万8,115人・日の派遣を実施した。また、災害対策用機械（災害対策用ヘリコプターを除く）については、延べ2万7,456台・日の派遣を実施した（平成24年3月4日時点）。

本震災では大規模な地震津波により太平洋沿岸部が広域にわたり浸水し、十分な被災状況の調査や被災者の捜索・救難活動が満足にできない状況となったため、関係機関と協議し、地形や湛水状況等周辺状況を考慮したうえで、排水ポンプ車の設置場所や台数、工程等効率的な排水計画を立て、緊急排水を実施した。

また、大きな津波被害を受けた沿岸部への緊急輸送道路の確保のため、南北の幹線である東北道、国道4号から太平洋沿岸主要都市へのアクセスルートを開く「くしの歯」作戦を実施し、3月12日には11本、15日までに15本の東西ルートを啓開した。さらに、被災した自治体に対し途絶した通信回線を確保するため衛星通信車やKu-SATを設置し、動画像の共有や電話・FAXによる連絡調整等が可能な環境を整えたとともに、被災自治体にリエゾンを派遣し、救援物資の調達や行政支援等、広範にわたる自治体支援を行った。

さらに、河川、海岸、道路、港湾、空港等の所管行政施設の緊急復旧等を迅速に実施するとともに、震度5強以上を観測した市区町村においては、土砂災害危険箇所の点検を行い、必要な箇所については応急対策を実施した。

国土地理院においては、発災後直ちに非常体制をとり、災害対策本部を設置して、航空機による撮影を実施し、空中写真、浸水範囲概況図等を関係機関へ提供するとともに、ホームページにて公開した。

また、電子基準点観測データ及び人工衛星データ（干渉SAR）による地殻変動（沿岸部の沈降等）情報をホームページ等で公開するとともに、地震調査委員会に報告した。

さらに、航空レーザ測量を実施し高精度な標高データを取得することで、数値標高モデ

ルの作成や被災後のデジタル標高地形図を整備するとともに、復旧工事等に必要な位置の基準を整備するため復旧測量等を実施し基準点の成果改定を行った。また、復興事業の効率的な実施や、復興計画の策定を促進することを目的とした災害復興計画基図を作成し、関係機関へ提供した。

(13) 気象庁における対応

気象庁は、3月11日14時46分に非常体制をとるとともに、気象庁非常災害対策本部を設置した。16時20分には、この地震による甚大な被害に鑑み「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」と命名した。気象庁本庁及び各気象台においては、緊急地震速報（警報）及び津波警報・注意報を迅速に発表・伝達し、その後も津波観測に関する情報、余震活動の状況等を適宜発表して、災害応急活動を支援した。また、震度5強以上を観測する等揺れの大きかった地域については、地盤の緩みを考慮し、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報や都道府県と共同で発表する土砂災害警戒情報の基準の引き下げを行い、さらに、堤防や排水施設等が地震や津波の影響を受けた地域については、通常より浸水害や洪水害が発生しやすい状況を考慮し、浸水害を対象とする大雨警報・注意報及び洪水警報・注意報、河川を指定し国土交通省又は都道府県と共同して行う洪水予報の基準を引き下げて、これら暫定基準による運用を開始した。

また、地盤沈下地域に対する潮位情報の発表、地震解説資料の作成・発表、災害時気象支援資料の関係機関への提供等を行った。本庁及び各気象台等においては3月12日以降、気象庁機動調査班（JMA-MOT）を派遣し、津波や地震の状況等に関する現地調査を実施した。そして、3月13日に本地震に関する特設のホームページを開設し、地震・津波や気象の状況に加え、被災者や復旧・復興担当者を支援する情報を発信した。

一方、本地震では地震・震度・津波観測施設や気象観測施設、庁舎等が被害を受けたことから、気象庁本庁及び各気象台では、庁舎や観測機器等の早期の点検、被害状況の把握

及び早期復旧に努めた。特に、観測施設そのものが被災したり、電力又は通信回線の普及が当面見込めない観測所については、代替観測施設の設置、太陽電池の設置及び携帯電話や衛星回線を活用することで観測を再開した。また、気象庁の地上気象観測網を補完するため、「気象業務法」第6条第3項に基づき、気象観測施設の設置の届出がされている株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの観測データについて、同条第4項の規定に基づき気象庁への報告を求めることとした。

1-6 その他の災害に対してとった措置

(1) 激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定

政府においては、別表に掲げる災害に対し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の政令指定を行った。

a 激甚災害指定基準によるもの（本激）

災 害 名	適 用 措 置				主な被災地
	5条	6条	7条3項	24条	
平成22年2月28日の津波による災害			○		岩手県 宮城県
平成22年6月11日から7月19日までの間の豪雨による災害	○	○		○	岐阜県 広島県 佐賀県

(注) 5条 = 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 6条 = 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 7条3項 = 水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助
 24条 = 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

b 局地激甚災害指定基準によるもの（局激）

災 害 名	適 用 措 置				対 象 地 区	
	3,4条	5条	11条の2	24条	都道府県名	市町村名
平成21年11月10日から平成22年10月25日までの間の地滑りによる災害		○		○	三重県	大台町
平成22年2月26日から11月10日までの間の地滑りによる災害		○		○	富山県	富山市
平成22年5月22日から同月24日までの間の豪雨による災害		○		○	岐阜県 兵庫県 和歌山県 山口県 高知県 熊本県	揖斐川町 姫路市 西脇市 新見市 串本町 岩国市 馬路村 天草市
平成22年6月17日から7月17日までの間の豪雨による災害	○			○	岩手県 岐阜県 岡山県 広島県 山口県 鹿児島県	葛巻町 岩手町 八百津町 新見市 呉市 庄原市 東広島市 北広島町 美祢市 曾於市
平成22年6月23日から10月15日までの間の地滑りによる災害		○		○	北海道	様似町
平成22年7月28日から同月30日までの間の豪雨による災害	○			○	北海道	神恵内村
	○	○		○	北海道	島牧村
		○		○	北海道	松前町 古平町
平成22年8月9日から同月16日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	○			○	北海道 富山県	中川町 遠別町 富山市
		○		○	北海道 大阪府 鹿児島県	福島町 音威子府村 茨木市 豊能町 奄美市 瀬戸内町
平成22年8月23日及び同月24日の豪雨による災害	○			○	北海道	美瑛町
平成22年8月26日の豪雨による災害		○		○	富山県	富山市
平成22年8月30日から9月1日までの間の豪雨による災害		○		○	青森県 秋田県	大鰐町 三種町
平成22年9月4日から同月9日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	○	○		○	静岡県	小山町
		○		○	神奈川県 石川県	山北町 能登町
平成22年9月22日及び同月23日の豪雨による災害		○		○	福島県 新潟県	喜多方市 糸魚川市 阿賀町
平成22年10月18日から同月25日までの間の豪雨による災害	○	○		○	鹿児島県	奄美市 大和村 宇検村 瀬戸内町 龍郷町
平成12年から平成22年までの間の火山現象による災害	○	○	○	○	東京都	三宅村

(注1) この表に掲げる区域は、平成22年12月31日における行政区画によって表示されたものである。

(注2) 3,4条 = 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 5条 = 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 11条の2 = 森林災害復旧事業に対する補助
 24条 = 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

(2) 災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行った。

(平成22年度決算額 145百万円)

(3) 防衛省における対応

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経費については、訓練演習費、油購入費等から充当するとともに、災害派遣手当、災害加給食等に係る経費を計上し、使用した。

(平成22年度決算額 2,565百万円)

平成22年度災害派遣の実績（防衛省）

	件数（件）	人員（人）	車両（両）	航空機（機）	艦船（隻）
風水雪害・震災対処	16	184万5,043	1,164*	9,605	1,035
急患輸送	414	2,069	4	444	0
搜索救助	27	2,767	415	58	2
消火活動	60	1,868	178	88	0
その他	13	27,149	4,876	23	0
合計	530	187万8,896	6,637	1万218	1,037

※東日本大震災対応における車両数を除く

気象等警報の発表回数（平成22年4月～平成23年3月）（気象庁）

種類	官署発表総数
暴風	180
暴風雪	93
大雨	1,008
大雪	90
高潮	20
波浪	212
洪水	742
計	2,345

津波警報・注意報の発表回数（平成22年4月～平成23年3月）（気象庁）

	津波警報	津波注意報
全国中枢	2	4
計	2	4

※通常は、全国中枢は気象庁本庁が担当するが、気象庁本庁に障害が発生した場合は大阪管区気象台が代行する。

※津波警報・注意報の発表業務は、札幌管区気象台・仙台管区気象台・気象庁本庁・大阪管区気象台・福岡管区気象台・沖縄気象台の6つの津波予報中枢が分担して行っていたが、平成21年3月からは気象庁本庁もしくは大阪管区気象台がその業務を行うこととなった。

緊急地震速報（警報・予報）の発表回数（平成22年4月～平成23年3月*）（気象庁）

発表官署	緊急地震速報（警報）	緊急地震速報（予報）
本庁	48	1,675

※緊急地震速報は、平成19年12月に地震動の予報・警報として位置付けられた。

噴火警報・予報の発表回数（平成22年4月～平成23年3月*）

発表官署	噴火警報（居住地域） 噴火警報（山麓）	噴火警報（火口周辺） 噴火警報（周辺海域）	噴火予報
札幌	-	-	-
仙台	-	-	-
本庁	-	-	4
大阪	-	-	-
福岡	-	7	1
沖縄	-	-	-
計	0	7	5

※噴火警報・予報は、平成19年12月に発表が開始された。

※噴火警報は、対象範囲に応じて、噴火警戒レベルを導入した火山については居住地域もしくは火口周辺、噴火警戒レベルを未導入の火山については居住地域（ないしは、山麓）もしくは火口周辺、海底火山については周辺海域という名称を付して発表されている。

2

災害復旧事業

2-1 公共土木施設災害復旧事業

(1) 治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

治山施設について、平成21年災害は復旧を完了し、平成22年災害は85.0%を完了した。

国が施行する漁港施設災害復旧事業については、平成22年災害について復旧事業を実施した。

(平成22年度決算額 407百万円)

・補助事業

治山施設について、平成21年災害は復旧が完了し、平成22年災害は、75.3%を完了した。

また、農村振興局所管の海岸保全施設については、平成20年災害に係る復旧事業を完了した。

さらに、漁港及び水産庁所管の海岸について、平成21年災害の97.9%、平成22年災害の100%を復旧した。

(平成22年度決算額 4,950百万円)

(2) 河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

河川及び海岸について、平成21年災害及び平成22年災害に係る復旧事業を実施した。また、道路については、豪雨等で被災した直轄国道における復旧事業を実施した。(平成22年度決算額 6,278百万円)

・補助事業

平成20年災害の復旧を完了し、平成21年災害は97.3%、平成22年災害は90.0%を復旧した。

(平成22年度決算額 53,600百万円の内数)

(3) 港湾等

国土交通省においては、次のとおり災害復

旧事業を実施した。

・直轄事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成19年災害に係る復旧事業を完了し、平成22年災害に係る復旧事業を実施した。

(平成22年度決算額

直轄 1,206百万円の内数)

・補助事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成18年災害に係る復旧事業を完了し、平成21年及び平成22年災害に係る復旧事業を実施した。

(平成22年度決算額

補助 1,633百万円の内数)

2-2 農林水産業施設災害復旧事業

(1) 農林水産業施設

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

「土地改良法」に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設の災害復旧を行うものであり、平成20年発生災害に係る復旧事業の円滑な施行を図った。

(平成22年度決算額 4,190百万円)

・補助事業

地方公共団体、土地改良区等が施行する災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の規定により補助し、災害発生の年を含めて3箇年で復旧を完了する方針で、農地、農業用施設、海岸保全施設等、林業用施設、漁業用施設及び農林水産業共同利用施設について事業の進捗を図った。

(平成22年度決算額 19,726百万円)

(2) 国有林野事業(治山事業を除く。)

農林水産省においては、国有林野事業(治山事業を除く。)に係る林道施設等の平成21年災害については復旧を完了し、平成22年災害については、83.3%を復旧した。

(平成22年度決算額 1,679百万円)

2-3 文教施設等災害復旧事業

文部科学省においては、次の学校施設の災害復旧事業を行った。

(1) 国立大学法人等施設災害復旧事業

文部科学省においては、国立大学法人等施設の災害復旧事業を行った。

(平成22年度決算額 198百万円)

(2) 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設の災害について、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」等により、平成22年発生災害に係る被災施設の復旧に必要な経費の一部補助を行った。

(平成22年度決算額 391百万円)

(3) 文化財災害復旧事業

地震等の被害を受けた国指定文化財の災害復旧事業に対し、国庫補助を行った。

(平成22年度決算額 285百万円)

2-4 厚生施設等災害復旧事業

厚生労働省においては、別表（平成22年度厚生施設等災害復旧事業費）のとおり災害復旧事業を実施した。

(平成22年度決算額 367百万円)

2-5 その他の災害復旧事業

(1) 合同宿舍等

財務省においては、平成22年度災害（台風9号、台風14号及び東北地方太平洋沖地震）により被害を受けた公務員宿舍（合同宿舍）の復旧事業を実施した。

(平成22年度決算額 8百万円)

(2) 都市災害復旧事業等

国土交通省においては、下水道・公園の災害の復旧事業に対し、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」により、また、地方公共団体等が施行する街路等の都市施設の災害復旧及び市街地内の堆積土砂除去の事業に対し、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針により補助を行い、平成22年災害の復旧事業の円滑な施工を図るとともに、火山の噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う下水道等の施設及び宅地に係る降灰除去事業に対して補助を行った。

(平成22年度決算額 443百万円)

(3) 公営住宅等

国土交通省においては、平成22年度災害により被害を受けた既設公営住宅68戸について、復旧事業を実施した。

(平成22年度決算額 69百万円)

平成22年度厚生施設等災害復旧事業費

(単位：千円)

項目	平成21年災		平成22年災		合計	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
社会福祉施設	0	82,446	0	514	0	82,960
医療施設	0	6,491	0	0	0	6,491
うち公的医療機関施設	0	6,491	0	0	0	6,491
政策医療実施機関施設	0	0	0	0	0	0
医療関係者養成施設	0	0	0	0	0	0
看護師宿舎	0	0	0	0	0	0
水道施設	0	126,790	0	150,967	0	277,757
うち上水道施設	0	118,951	0	83,354	0	202,305
簡易水道施設	0	7,839	0	67,613	0	75,452
合計	0	215,727	0	151,481	0	367,208

(4) 鉄道災害復旧事業

国土交通省においては、鉄道軌道事業者が行う地震・豪雨等による鉄道施設の災害復旧に要する費用の一部を補助した。

(平成22年度決算額 13百万円)

(5) 廃棄物処理施設の災害復旧事業

環境省においては、地方公共団体が実施する、災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行った。

(平成22年度決算額 9百万円)

3 財政金融措置

3-1 災害融資

(1) 沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においては、台風災害により被害を受けた農林漁業者に対し、その復旧を図るための資金として21件の融資を行った。

(2) 財政融資資金の貸付

財務省においては、地方公共団体に対する

財政融資資金の貸付予定額を次のとおり決定した。

地方長期資金等の貸付 (単位：千円)

区 分	金 額
災害復旧事業債貸付予定額	
(平成22年発生災害分)	
補助災害復旧事業	21,991,900
直轄災害復旧事業	612,100
単独災害復旧事業	28,694,300
(過年発生災害分)	
補助災害復旧事業	6,330,600
直轄災害復旧事業	199,300
単独災害復旧事業	2,692,700
合 計	60,520,900

(3) 日本政策金融公庫(国民一般向け業務)

日本政策金融公庫(国民一般向け業務)においては、被災中小企業者に対し、下表のとおり災害融資を行った。

(単位：件，千円)

災 害 名	災 害 貸 付		うち特災適用	
	件数	金額	件数	金額
平成21年7月21日からの山口県における大雨災害に伴う災害貸付	1	2,500	0	0
平成21年台風第9号に伴う災害貸付	1	9,000	0	0
平成22年7月15日の山口県における大雨災害に伴う災害貸付	6	34,100	0	0
平成22年7月の広島県における大雨災害に伴う災害貸付	2	18,000	0	0
平成22年10月の鹿児島県における大雨災害に伴う災害貸付	28	149,000	0	0
霧島山(新燃岳)噴火に伴う災害貸付	3	21,500	0	0
平成23年東北地方太平洋沖地震災害に伴う災害貸付	324	2,686,150	19	158,050
合 計	365	2,920,250	19	158,050

(4) 農林漁業関係融資

農林水産省においては、農業協同組合等から融資した天災による被害農林漁業者等の経営等に必要な天災資金について利子補給補助を行った。(平成22年度決算額 2百万円)

(5) 農林漁業金融公庫の融資

農林漁業金融公庫においては、被害農林漁業者等の経営維持安定等に必要な資金として、融資を行った。

(平成22年度貸付実績額 655百万円)

(6) (株) 日本政策金融公庫(中小企業向け業務)の融資

(株) 日本政策金融公庫においては、以下のとおり被災中小企業者に対し、災害融資を行った。

(単位：件、百万円)

災害発生年月	災 害 名	災害貸付	
		件数	金額
平成21年7月	平成21年7月21日大雨(山口県)	1	3
平成21年8月	平成21年8月台風第9号(兵庫県)	1	9
平成22年7月	平成22年7月15日大雨(山口県)	6	34
平成22年7月	平成22年7月20日大雨(広島県)	2	18
平成22年10月	平成22年10月20日大雨(鹿児島県)	30	299
平成23年1月	平成23年1月霧島山(鹿児島県)	3	22
平成23年3月	東日本大震災	342	3,840
合 計		385	4,225

(7) (株) 商工組合中央金庫の融資

(株) 商工組合中央金庫においては、以下のとおり被災中小企業者に対し、災害融資を行った。

(単位：件、百万円)

災害発生年月	災 害 名	災害貸付	
		件数	金額
平成22年10月	平成22年10月20日大雨(鹿児島県)	9	490
平成23年1月	平成23年1月霧島山(鹿児島県)	2	200
平成23年3月	東日本大震災	119	6,501
合 計		130	7,191

(8) 信用保証協会による信用保証の特例措置

信用保証協会においては、以下のとおり被災中小企業に対し、信用保証の特例措置を行った。

(単位：件、百万円)

災害発生年月	災 害 名	災害保証	
		件数	金額
平成19年3月	平成19年能登半島地震	2	39
平成22年7月	平成22年7月15日大雨(山口県)	8	121
平成22年7月	平成22年7月20日大雨(広島県)	7	61
平成23年1月	平成23年1月霧島山(鹿児島県)	21	196
平成23年3月	東日本大震災	975	15,244
合 計		1,013	15,661

(9) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資等を行った。

3-2 災害保険**(1) 地震再保険**

財務省においては、「地震保険に関する法律」に基づき地震再保険制度を運営しているところであるが、平成22年度においては、1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を4兆3,012.5億円と定めて実施した。

(2) 農林漁業災害補償等

農林水産省においては、農林漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補填し、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施した。

- ・「農業災害補償法」に基づき、農業災害に関する農業共済事業を実施した。

(平成22年度決算額 79,880百万円)

- ・「森林国営保険法」に基づき、森林災害に関する森林保険事業を実施した。

(平成22年度決算額 1,658百万円)

- ・「漁業災害補償法」に基づき、漁業災害に

関する漁業共済事業を実施した。

(平成22年度決算額 9,337百万円)

- ・「漁船損害等補償法」に基づき、漁船損害、漁船積荷損害及び漁船船主責任損害に関する保険事業を実施した。

(平成22年度決算額 6,430百万円)

3-3 地方交付税及び地方債

総務省においては、以下のとおり災害復旧等に対する財政支援措置を行った。

○地方交付税による措置

a 特別交付税の交付 (単位：百万円)

区分	都道府県分	市町村分	合計
現年災に係るもの	16,835	31,541	48,377
過年災に係るもの	1,715	1,039	2,754
その他	1,519	14,003	15,522
合計	20,070	46,583	66,653

b 普通交付税における災害復旧事業債元利償還金の基準財政需要額算入状況 (単位：百万円)

区分	都道府県分	市町村分	合計
災害復旧費	112,289	44,503	156,792

c 普通交付税の繰上交付の状況 (単位：百万円)

交付年月日	対象団体	交付額	団体数	災害名
平成 22.7.28	市町村分	3,195	4	平成22年梅雨前線による大雨
22年度計	県分	-	-	
	市町村分	3,195	4	
	合計	3,195	4	

○災害関係地方債の発行(予定)額状況

(単位：百万円)

区分	都道府県分	市町村分 計	合計
現年補助災害復旧事業	13,696.4	8,295.5	21,991.9
過年補助災害復旧事業	5,347.1	983.5	6,330.6
現年直轄災害復旧事業	567.1	45.0	612.1
過年直轄災害復旧事業	199.3	0.0	199.3
現年一般単独災害復旧事業	9,979.4	9,986.3	19,965.7
過年一般単独災害復旧事業	355.6	1,635.3	1,990.9
歳入欠かん等債	6,047.9	0.0	6,047.9
公共土木施設等小災害復旧事業	0.0	60.1	60.1
農地等小災害復旧事業	0.0	184.4	184.4
地方公営企業等災害復旧事業	1,295.0	1,337.8	2,632.8
火災復旧事業	0.0	505.2	505.2
合計	37,487.8	23,033.1	60,520.9

4 災害復興対策等

4-1 被災者生活再建支援金の支給等

内閣府においては、都道府県が「被災者生活再建支援法」を適用した自然災害において、要件に合致する被災世帯に支給された被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(平成22年度決算額 162百万円)

総務省においては、「被災者生活再建支援法」に基づき各都道府県が被災者生活再建支援基金へ運用資金のために拠出した経費に係る地方債の元利償還金について引き続き普通交付税措置を講じた。

4-2 雲仙岳噴火災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、インターネットを通じた情報提供等、火砕流・土石流に対する警戒避難体制の整備促進を図った。また、水無川流域等において、砂防設備等の整備の促進を図った。

4-3 阪神・淡路大震災に関する復興対策

(1) 災害公営住宅等の家賃の低減

総務省及び国土交通省においては、低所得の被災者の居住の安定等を図るため、災害公営住宅等の家賃について、地元地方公共団体が特別に減額する場合の特別措置として、入居後10年間(激変緩和としての5年間の移行措置を含む。), その減額分の一定割合を国が補助するとともに、地方負担について、特別交付税措置を講じた。

(平成22年度決算額 58百万円)

(2) 震災復興事業に係る特別の地方財政措置

総務省においては、「被災市街地復興特別措置法」に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90%にするとともに、その元利償還金について普通交付税措置を講じた。

(3) 要保護児童生徒に対する援助

文部科学省においては、災害のため経済的な理由で就学困難となった小・中学校の要保護児童生徒に援助を行った市町村等に対し補助を行った。

(平成22年度決算額 610百万円の内数)

(4) 被災者向け住宅確保対策

国土交通省においては、住宅市街地総合整備事業により、住宅建設と道路・公園等の整備の総合的な実施及び密集住宅市街地における老朽住宅の除却や建て替えと公共施設の整備等の総合的な実施を行った。

また、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資による住宅の再建について、引き続き支援した。

(5) 被災地域の再生等のための面的整備事業の推進

国土交通省においては、被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市核の整備のため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等について、引き続き制度拡充等により推進・支援した。

4-4 有珠山噴火災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

4-5

三宅島噴火による災害に対して
とった措置

(1) 農林水産省における対応の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、泥石流災害及び流木災害防止のため、砂防設備の整備を実施した。

4-6

平成16年台風第23号による災害に
対してとった措置

(1) 国土交通省の対策

国土交通省においては、再度災害を防止するため、河川激甚災害対策特別緊急事業及び河川災害復旧等関連緊急事業を実施した。

4-7

平成16年(2004年)新潟県中越
地震による災害に対してとった措置

(1) 内閣府における対応

内閣府においては、新潟県全域に適用した「被災者生活再建支援法」の要件に合致する被災世帯に合計115万円の被災者生活再建支援金を支給し、国はその半額を補助した。

(2) 農林水産省の対策

・錦鯉養殖業の復興に向けた支援

農林水産省においては、新潟県中越地震により被災した錦鯉養殖業の復興を図るべく、養殖場における魚病調査、検討会の開催等について事業を支援した。

(平成22年度決算額 9百万円)

・治山事業による山地災害対策

農林水産省においては、地震によって発生した激甚な山地災害に対応するため、平成16年度に実施した災害関連緊急治山事業に引き続き、平成17年度より大規模な地すべり災害が発生した長岡市・小千谷市を中心とした広範囲において直轄地すべり

防止事業を集中的かつ迅速に実施するとともに、長岡市等において復旧治山事業を実施し、山地災害対策を推進・支援した。

(3) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

・道路事業

新潟県中越地域の復興と活性化に向けた日本風景街道「よりみち街道『中越』」等の取組を、地域との協働により推進するとともに、新潟県中越地震の教訓を踏まえ、「道の駅」の防災拠点化を推進した。

・土砂災害対策の推進

砂防関係事業においては、地震によって発生した土砂災害に対応するため、平成16年度に実施した災害関連緊急砂防等事業に引き続き、土砂災害対策を推進・支援した。

特に、大規模崩壊等により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい信濃川水系魚野川右支川芋川流域において直轄砂防事業及び直轄地すべり対策事業により、引き続き集中的かつ迅速な対策を行った。

・居住確保への支援

独立行政法人住宅金融支援機構では、災害復興住宅融資により被災住宅の改修、建替え等住宅の再建について、引き続き支援した。

4-8 平成20年(2008年)岩手・宮城内
陸地震による災害に関する復興対策

(1) 国土交通省の対策

国土交通省においては、地震によって発生した土砂災害に対応するため、必要な対策を推進した。

特に、大規模崩壊等により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい栗駒山系において、特定緊急砂防事業により、引き続き集中的かつ迅速な対策を行った。

4-9 その他の災害に対してとった措置

(1) 三宅島噴火災害（帰島関連分）（平成17年）に対してとった措置

内閣府においては、東京都が三宅村に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計175万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(2) 福岡県西方沖を震源とする地震（平成17年）に対してとった措置

内閣府においては、福岡県が全域に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計179万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(3) 平成19年（2007年）能登半島地震による災害に対してとった措置

内閣府においては、石川県が全域に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計926万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(4) 平成19年（2007年）新潟県中越沖地震による災害に対してとった措置

内閣府においては、新潟県が全域に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計1億1,514万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(5) 台風第11号及び前線による大雨（平成19年）に対してとった措置

内閣府においては、沖縄県が久米島町に、秋田県が北秋田市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計200万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(6) 平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震に対してとった措置

内閣府においては、宮城県が栗原市に「被

災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計1,825万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

農林水産省においては、地震によって発生した激甚な山地災害に対応するため、溪間工及び山腹工を実施し、山地災害対策を推進・支援した。

(7) 平成20年7月28日からの大雨による災害に対してとった措置

内閣府においては、石川県が金沢市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計200万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(8) 平成21年7月中国・九州北部豪雨災害に対してとった措置

内閣府においては、山口県が2市に、福岡県が飯塚市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計1,688万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(9) 台風第9号災害（平成21年）に対してとった措置

内閣府においては、兵庫県が全域に、岡山県が美作市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計9,050万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(10) 平成22年梅雨前線による大雨災害（平成22年）に対してとった措置

内閣府においては、長野県が飯田市（旧南信濃村）に、岐阜県が八百津市に、広島県が2市に、山口県が2市に、鹿児島県が曾於市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計5,113万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

**(11) 10月20日からの鹿児島県奄美地方
における大雨災害（平成22年）に対
してとった措置**

内閣府においては、鹿児島県が1市1町に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計1,463万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

第7章 国際防災協力

(平成22年度決算額 548百万円)
(補正予算額を含む)

1 多国間協力

(1) 国際防災協力に係る調査検討及び会議出席

内閣府においては、国際防災戦略（UNISDR）事務局を通じた国際防災協力の推進、アジア防災センターを通じた多国間防災協力の推進、日中韓等との地域内防災協力を図るとともに、各種国際会議の場での我が国の知見の発表等により国際防災協力を推進した。

(平成22年度決算額 145百万円)

(2) 消防の国際協力及び国際貢献の推進

消防庁においては、我が国が蓄積する知見を効果的に活用した内容の国際セミナーをアジア諸国の消防防災分野に携わる人材を対象にアジア諸国で開催し、アジア諸外国の消防防災能力の向上を図った。

(平成22年度決算額 4百万円)

(3) 国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の強化を図るため、迅速な派遣体制の整備や隊員の教育訓練等の一層の充実を図った。

(平成22年度決算額 4百万円)

(4) 消防に係る国際協力の推進

消防庁においては、日韓及び日中における消防行政の現状と課題について、情報交換、改善策の検討等を行い、日韓及び日中における消防の連携・協力、消防制度の発展、地方レベルでの消防交流等を推進した。

(平成22年度決算額 1百万円)

(5) 国連・国際機関への拠出

外務省においては、国連等と協力し「兵庫行動枠組2005-2015」の着実な実施を推進するため、その中核となる国連国際防災戦略（UNISDR）への拠出を行った。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリリースウェブ等を管理・運営する国連人道問題調整部（OCHA）の活動を支援した。

(6) アジア防災科学技術情報基盤の形成

文部科学省、独立行政法人防災科学技術研究所等においては、アジア各国の地域特性に適した有効な防災のノウハウ活用を促進するため、アジア諸国の諸機関との連携のもと、優れた現場への適用戦略を持つ防災科学技術を調査・抽出・体系化し、アジア防災科学技術情報基盤のウェブ上に掲載した。

(平成22年度決算額 20百万円の内数)

(7) 衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

文部科学省においては、アジア太平洋地域において災害関連情報を共有することを目的として我が国が主導する「センチネルアジア」プロジェクトの推進及び参加宇宙機関が最善の努力で大規模災害被災地の衛星画像を無償提供する国際協力枠組みである国際災害チャータとの連携により、海外の災害状況把握に貢献した。

センチネルアジアの枠組みを通じて、超高速インターネット衛星「きずな」による衛星通信を利用し、アジア太平洋地域のブロードバンド環境の整っていない地域に対して、陸域観測技術衛星「だいち」によって撮影した画像の配信を行い、情報共有を推進した。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、センチネルアジア及び同プロジェクトと連携している国際災害チャータを通じ、インドやタイ等14か国・地域から、27機の衛星によるデータ提供を受け、中央省庁、地方公共団体等の我が国の災害対応機関に提供した。（「センチネルアジア」に101件、国際災害チャータに145件データを提供（平成18年度～平成23年3月末））

(平成22年度決算額 130,392百万円の内数)

(8) 地球地図整備

国土交通省国土地理院においては、地球環境の現状を正確に表すため、地球全陸域の地理空間情報を整備する「地球地図プロジェクト」を地球地図国際運営委員会の事務局とし

て推進し、平成21年度は地球地図ワークショップを開催するとともに地球地図第2版の整備を進めた。また、整備されたデータを防災分野で役立てるための方策を検討するための同委員会内のワーキンググループの活動を主導した。（平成22年度決算額 42百万円）

2 二国間協力

2-1 技術協力

(1) 研修員受入、専門家派遣等の実施

外務省においては、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、防災体制・能力の向上等を目的として研修員受入1,395名、専門家派遣1,169名等の技術協力を行った。

（平成22年度決算額 7,361百万円）

(2) 国際緊急援助の実施

外務省においては、関係府省庁等の協力の下、パキスタン（平成22年8月、洪水）、インドネシア（平成22年11月、火山噴火）及びニュージーランド（平成23年2月、地震）に対して、国際緊急援助隊の派遣を行った（救助チーム3回、医療チーム2回、専門家チーム4回及び自衛隊部隊2回）。また、平成22年11月にガーナで発生した洪水被害等に対して、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、被災者の当面の生活を支援するために必要な国際緊急援助物資の供与を行った（15回）。（平成22年度決算額 518百万円）

(3) 防災・気候変動対策に関する国際協力の推進

国土交通省においては、防災・気候変動対策等の分野における知見の共有や協力ニーズ把握、国際協力推進等を目的として、当該分野の施策の推進が必要な途上国等とワークショップを開催した。

インドネシア公共事業省とは日インドネシア水資源・防災ワークショップを開催した。日本側からハード・ソフト対策を組み合わせた洪水リスク管理、ダム等の水資源管理施設

の運用管理等を説明し、インドネシア側からは、水資源管理、洪水対策等が説明され、当該分野の取組や具体的な施策について参加者間で意見交換が行われた。これらを通じ、今後の両国の持続的な協力を行うことが確認され、両国の協力関係が強化された。

カンボジア国家防災委員会とは日カンボジア防災・気候変動ワークショップを開催した。日本から、気候変動により増大する水関連リスクに対するソフト・ハード両面の適応策、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の防災支援体制その他を紹介し、カンボジアからは、気候変動の影響と適応、防災に関する制度・体制整備と取組、首都プノンペンにおける洪水リスクの低減と水環境改善への取組等について説明があった。また、今後の両国において、持続的な協力を行うことが確認され、両国の協力関係が強化された。

（平成22年度決算額 15百万円）

2-2 無償資金協力

外務省においては、平成22年2月に発生したチリにおける地震被害、平成22年7月から発生したパキスタンにおける洪水被害等に対する緊急無償資金協力を始め、暴風、洪水、土石流、地震、津波等に対する災害復興及びその予防のための無償資金協力を行った。

（平成22年度決算額 32,332百万円）

2-3 有償資金協力

外務省においては、洪水予防等の災害リスクの軽減に資する活動や災害後の復旧・復興等を支援するため、開発途上国に対して有償資金協力（円借款）を行った（平成22年度コミット額：約571億円）。

第4部

平成24年度の 防災に関する計画

第1章 概要

1 科学技術の研究

科学技術の研究については、今後30年以内の地震発生確率が高い地域や、発生した際に甚大な被害が見込まれる地域を対象とした地震防災研究戦略プロジェクトを実施するほか、地震や津波、火山及び気象に関する調査研究等を推進する。

2 災害予防

災害予防については、学校施設等の建築物の耐震化を促進していくほか、地域防災力の向上支援として、孤立集落への衛星携帯電話等の整備を促進する。また、緊急消防援助隊の活動に必要な救助消防ヘリコプターの整備、災害医療関係、災害に強い地域づくりなどを実施する。

3 国土保全

国土保全については、基幹大河川、浸水被害が頻発している中小河川及び緊急度の高い危険地等に重点を置いて治山治水事業の一層の推進を図るほか、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、農地防災事業、地盤沈下対策事業等各般の施策を推進する。

4 災害応急対策及び災害復旧・復興対策

災害応急対策については、災害時に迅速かつ適切な救助活動等が実施できるよう防災体制の整備を推進する。災害復旧については、被災者生活再建支援金の支給、治山施設、河川、港湾等における災害復旧事業等により、被災地の早期の復旧・復興を目指す。

5 国際防災協力

第2回国連防災世界会議（2005年1月開催）の成果である「兵庫行動枠組2005-2015」が各国で実施され、特に途上国における災害に強い国づくりが行われることを支援するため、ODA、国際機関への拠出金、アジア防災センターを通じた多国間防災協力等、我が国の知識や技術を活用した国際防災協力を積極的に推進する。

第2章 科学技術の研究

1 災害一般共通事項

(1) 総合科学技術会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術会議においては、科学技術基本計画等に基づき、防災科学技術研究、危機管理技術等の研究開発の推進を図る。

また、社会還元加速プロジェクト「きめ細かい災害情報を国民一人ひとりに届けるとともに災害対応に役立つ情報通信システムの構築」により、モデル都市での実証実験等を推進するとともに、科学技術戦略推進費により、「地域社会における危機管理システム改革プログラム（自然災害への対応）」を推進する。

(2) 防災リモートセンシング技術の研究開発

独立行政法人情報通信研究機構においては、航空機等からの先端リモートセンシング技術の高性能化を進めるとともに、これらを用いた災害把握のための地上面変動の把握技術及び迅速なデータ提供技術の開発を進める。

また、総務省においては、航空機搭載合成開口レーダーの小型化のための研究開発を行う。

さらに、独立行政法人情報通信研究機構においては、煙霧や火災下での負傷者発見や、有害物質等の検出、建造物の健全性診断等を非破壊・非接触で行い、災害時の被災者救援や二次災害防止等に貢献するミリ波、テラヘルツ波等によるイメージング／センシング技術を実現するための要素技術に関する研究開発を行う。

24年度予算額 950百万円

(3) 災害情報通信システムの研究開発等

総務省においては、災害時にも情報のやりとりを確実にを行うことを可能とする、地上系と衛星系の共用携帯電話システム技術の研究開発を行う。

24年度予算額 490百万円

23年度予算額 495
差引増△減 △5

独立行政法人情報通信研究機構においては、災害予測や災害状況の把握に資する、都市上空等の風向・風速を精密かつ立体的に観測する技術の研究開発を行う。

(4) 宇宙通信システム技術に関する研究開発

独立行政法人情報通信研究機構においては、災害時の地上系システム不通時の通信サービス等を実現する利便性の高い衛星ネットワークの構築に資するため、超高速インターネット衛星（WINDS）を用いて、被災地域における衛星と地上ワイヤレスを融合した災害時の仮設通信網構築技術、高精細映像伝送技術等、先進的な衛星通信技術を現場に適用するための研究開発を行う。

(5) 災害時の情報伝達基盤技術に関する研究開発

総務省においては、災害時に確実な情報伝達を行うための基盤技術として、災害時に有効な衛星通信ネットワーク技術及び災害時に通信処理能力を緊急増強する技術について研究開発を行う。

24年度予算額 2,000百万円
うち復旧・復興枠 2,000

(6) 大規模災害時の消防力強化のための情報技術の研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、災害経験の乏しい市町村の防災担当者が、突然大規模災害に直面することとなった場合でも、適切な対応ができるための意思決定、具体的対応力の向上を支援するための情報提供手段の研究開発を行う。

また、東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、巨大地震発生直後に地震動や津波による被害を予測・分析可能なシステムの開発を実施するとともに、緊急消防援助隊の被災地への派遣等担当者の応急対応の判断を支援するシステムの研究開発を行う。

24年度予算額 61百万円
うち復旧・復興枠 30
うち全国防災経費分 30

23年度予算額	44
差引増△減	17

(7) 消防活動の安全確保のための研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、消防活動の安全を確保するため、個人防護装備及び土砂崩落現場における監視機器の研究開発並びにAEDの動作不具合事例の調査研究を行うとともに、東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、浸水した地域における消防活動用車両及び偵察用機器に関する研究を行う。

24年度予算額	75百万円
うち復旧・復興枠	42
うち全国防災経費分	42
23年度予算額	43
差引増△減	32

(8) 衛星等による自然災害観測・監視技術

文部科学省においては、人工衛星等を用いて、国内外の防災機関に大規模災害における被災地の観測画像の提供を行う等、災害状況の把握に貢献する。また、陸域観測技術衛星「だいち」の後継となる衛星の研究開発を推進する。さらに、準天頂高精度測位実験技術について、平成22年9月に打ち上げた準天頂衛星初号機「みちびき」による実証実験を行う。

24年度予算額	運営費交付金	119,758百万円の内数
23年度予算額	運営費交付金	122,426百万円の内数

(9) 観測・予測研究領域

独立行政法人防災科学技術研究所においては、地震、火山、豪雨、土砂、豪雪等の自然災害による被害を軽減するため、それらの自然災害の発生メカニズムの解明を進めるとともに、より高精度に観測・予測する技術の開発を行う。特に、平成24年度においては、海溝型地震等の発生メカニズムに向けた観測研究等を実施する。

(10) 社会防災システム研究領域

独立行政法人防災科学技術研究所においては、一人ひとりの個人や地域、国がそれぞれ

自ら「防災」を計画・実行することができるよう、地震災害を始め各種災害に関する質の高いハザード・リスク情報やその情報を活用する利便性の高いシステムを提供するための研究を行う。特に、平成24年度においては、全国を対象とした津波ハザードマップ作成、巨大海溝型地震等を考慮した地震動のハザードマップの作成等を行う。

(11) 農作物、農業用施設等の災害防止等に関する研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構及び独立行政法人農業環境技術研究所においては、耐冷性・耐寒性・耐湿性品種の育成、冷害・雪害・風害・凍霜害・湿害・干害、高温障害等の作物への気象災害防止技術に関する研究を行う。

また、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、高精度モニタリング等による農地と地盤の災害を防止する技術に関する研究や、東日本大震災による被害を踏まえつつ、大規模地震、豪雨、津波等による農業用施設及び農地海岸施設の防災・減災技術に関する研究を行う。

(12) 寒冷地における沿岸防災に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、寒冷地における沿岸域の安全確保のため、流水来襲地域における冬期の津波防災に関する研究及び沿岸施設の安全性評価に関する研究を行う。

(13) 船舶における防災技術の研究

独立行政法人海上技術安全研究所においては、船舶運航に関するリスクを評価し、安全確保・対策を行うため、リスクベースの安全性評価手法の構築のための研究、船舶の事故を再現することによる事故原因分析手法の構築のための研究等を行う。

(14) 港湾・海岸及び空港における防災技術の研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、安全・安心な社会を形成するために、次の研究を行う。

- ・大規模地震・津波から地域社会を守る研究
- ・気候変動が高波・高潮・地形変化に及ぼす影響の評価と対策に関する研究

(15) 漁港・海岸及び漁村における防災技術の研究

独立行政法人水産総合研究センターにおいては、漁村地域の防災機能を強化するために、大規模な地震・津波に耐える漁港施設・海岸保全施設の研究等を行う。

(16) 災害等緊急撮影に関する研究

国土交通省国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、デジタル航空カメラに加えて、火山観測に特に有効な技術である航空機SAR（映像レーダ）や、ビデオ映像等を対策本部へリアルタイムに送信する無線装置を搭載した航空機により、地震、火山噴火、水害等による被災状況を迅速に把握する。

24年度予算額	138百万円
23年度予算額	116
差引増△減	22

(17) GPSによる地殻変動監視の信頼性向上のための大気擾乱の影響評価に関する研究

国土交通省国土地理院においては、高分解能な数値気象モデルを用いて、大気擾乱と測位誤差の関連性を明らかにするとともに、数値気象モデルから得られる大気状態をもとに、大気擾乱による測位誤差への影響評価システムを構築する。

24年度予算額	6百万円
23年度予算額	9
差引増△減	△3

(18) 超過外力と複合的自然災害に対する危機管理に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、東日本大震災による激甚な大災害を踏まえ、地震、豪雨及び火山による自然災害を対象に、従来十分に考慮されてこなかった想定を超える超過外力・地震、洪水等の複合的な自然災害の影響を最小化するため、災害の

発生とそのリスクと影響度の評価手法とともに、災害の種類、規模、強さに応じてハード・ソフト技術を組み合わせた靱性の高い危機管理方策と、基幹防災施設の整備・管理に関する手法を提案する。

24年度予算額	26百万円
---------	-------

(19) 気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進する。特に気象観測・予報については、台風、集中豪雨等の予測精度向上や竜巻等突風の監視・予測手法の開発に関する研究等を行う。また、我が国の地球温暖化対策の推進に資するため、日本付近の詳細な気候変化予測を行う数値モデルの開発を行う。

24年度予算額	913百万円
23年度予算額	960
差引増△減	△47

2 地震災害対策

2-1 地震に関する調査研究

(1) 地震調査研究推進本部

政府の地震調査研究を一元的に推進する地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣。以下「地震本部」という。）は、「新たな地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」（平成21年4月）等の方針に基づき、地震調査研究を推進する。

文部科学省においては、地震本部の方針等に基づき、活断層調査の総合的推進及び地震調査研究の重点的推進を図る。特に平成24年度は、地震本部による地震の発生確率等の評価の見直し等のため、房総沖から三陸沖北部までの領域において、現在の地殻活動・構造についての観測及び過去の地震・津波の履歴調査を実施する。

24年度予算額	1,956百万円
23年度予算額	1,031

差引増△減

925

(2) 日本海溝海底地震津波観測網の整備

文部科学省においては、東北地方太平洋沖地震の震源域に隣接する領域である房総沖及び三陸沖北部において、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、広域かつ稠密に整備できるケーブル式観測網（地震計・水圧計）を整備する。

24年度予算額	12,613百万円
うち復旧・復興枠	12,613

(3) 地震・津波観測監視システム

文部科学省においては、東南海・南海地震の想定震源域において、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、狙いを定めた稠密な観測が可能な海底ネットワークシステムを整備・運用する。

24年度予算額	6,421百万円
うち復旧・復興枠	5,141
23年度予算額	1,290
差引増△減	5,131

(4) 地震予知に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の推進について（建議）」（平成21～25年度）に基づき、国立大学法人における地震予知に関する基礎的研究を推進する。なお、建議については、東北地方太平洋沖地震の発生を踏まえ、超巨大地震に関する調査研究が不足していたことから、平成24年度に計画の内容の見直しを行う。

(5) 地球内部ダイナミクス研究

独立行政法人海洋研究開発機構においては、地震・火山活動の原因、島弧・大陸地殻の進化、地球環境変遷等についての知見を蓄積するため、地球表層から地球中心核に至る固体地球の諸現象について、その動的挙動（ダイナミクス）に関する研究を行う。

(6) 海底地震総合観測システム等の運用

独立行政法人海洋研究開発機構においては、釧路・十勝沖・室戸岬沖に設置した海底地震総合観測システム並びに相模湾初島沖に設置した深海底総合観測ステーションの運用及び観測研究を行う。

(7) 深海地球ドリリング計画推進

独立行政法人海洋研究開発機構においては、国際科学プロジェクトである統合国際深海掘削計画を推進し、東南海・南海地震の震源域である熊野灘における地震発生メカニズムの解明等を目指して、地球深部探査船「ちきゅう」による「南海トラフ地震発生帯掘削計画」を引き続き実施する。また、東北地方太平洋沖地震の震源域において、巨大津波を引き起こしたと考えられるプレート境界面を掘削し、その発生メカニズムの解明に取り組む。

(8) 地震防災研究戦略プロジェクト

文部科学省においては、今後30年以内の地震発生確率が高い地域や、発生した際に甚大な被害が見込まれる地域を対象とし、地震発生の時期や規模を含めた地震発生予測の精度向上や、地震被害の軽減に貢献する「都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト」や「東海・東南海・南海地震の連動性評価研究」等のプロジェクトを実施する。

24年度予算額	1,525百万円
うち復旧・復興枠	72
23年度予算額	1,956
差引増△減	△431

(9) 活断層評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、地形、地質学及び地球物理学的知見を取り入れて社会的に重要度の高い地域及び沿岸海域の活断層情報を収集し、過去の地震活動を解明する。また、活断層で発生する地震の予測精度向上のために物理モデルの研究を推進する。

(10) 海溝型地震評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、東海・東南海・南海地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備及び観測データの解析並びに地形・地質学的手法に基づいた過去の連動型地震・巨大津波の解明及び津波規模予測を行う。

(11) 地震災害予測の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、地震動評価や地震被害予測に貢献するため、大都市圏の立地する平野部において総合的な地質情報と各種地質構造を統合的に取りまとめる。また、地下の震源断層モデルや地表変形を評価するための地下の変形メカニズムを解明する。

(12) 巨大地震・津波災害に伴う複合地質リスク評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、巨大地震・津波災害に伴う地震災害リスクを総合的に評価するため、(1) 津波災害、(2) 誘発されて活動が予想される活断層調査、(3) 地盤の液状化ポテンシャル評価を行うとともに、復旧、復興に資するため(4) 土壌汚染リスクや(5) 地下水汚染リスクについての調査・評価を行う。

(13) 災害に強い国土づくりに資する技術の開発・導入の推進

震災を踏まえ緊急性・重要性の高い液状化対策等の技術研究開発を促進するため、震災対応型の技術研究開発課題を公募し、競争的資金により助成を行う。

24年度予算額	30百万円
うち復旧・復興枠	30
うち全国防災経費分	30

(14) 地震予知研究の推進

地震予知連絡会（事務局：国土交通省国土地理院）においては、全国の地震予知観測研究に関する情報交換と学術的見地での検討を行う。また、国土交通省国土地理院においては、同連絡会に報告された観測データ等を地震予知連絡会会報として編集する。

24年度予算額	14百万円
23年度予算額	9
差引増△減	5

(15) 測地的方法による地殻変動調査

国土交通省国土地理院では、全国を対象とした高精度三次元測量、高度地域基準点測量等を定期的実施するほか、全国の電子基準点（GPS連続観測施設）連続観測、高精度地盤変動測量を行い、地殻変動の監視を実施する。地震防災対策強化地域及び重点的調査観測対象地域等においては、高密度で短周期の地殻変動観測を実施し、御前崎地方においては、高精度三次元連続観測（GPS高精度比高観測）を実施する。

さらに、機動的な地殻変動連続観測及び重要活断層の地形学的調査等を実施し、その他、定常観測として地磁気観測、地殻変動連続観測、潮位の連続観測及び地殻変動研究推進等のためのデータ提供GPS衛星の精密軌道決定のための観測・データ提供を実施する。

24年度予算額	1,394百万円
23年度予算額	1,371
差引増△減	23

(16) 地殻活動総合解析

国土交通省国土地理院においては、GPS等の地殻変動観測データ等各種データを総合解析して、地殻変動の詳細な分析を行い、地震調査委員会等に報告する。

24年度予算額	3百万円
23年度予算額	3
差引増△減	0

(17) ひずみ集中帯の地殻変動特性に関する研究

国土交通省国土地理院においては、新潟-神戸ひずみ集中帯の新潟県中部において、稠密地殻変動観測によりひずみ集中帯内部の地殻変動分布を把握し、数値シミュレーション等によるモデリングを通して、地殻構造の不均質や断層深部すべりに伴う地殻の変形過程を解明し、内陸地震の発生メカニズムに関する知見を得る。

24年度予算額	9百万円
23年度予算額	11
差引増△減	△2

(18) 地震災害緊急対応のための地理的特性から想定した被害情報の提供に関する研究

国土交通省国土地理院においては、地震発生から1時間以内に、発生する被害の類型を予想し、災害対策本部会議等に提供できるシステムを開発する。このシステムは、地域の地理的特性と震度等のリアルタイム情報から被害の類型を自動的に予測し、その内容を専門家が迅速に確認・修正できるようにするものである。

24年度予算額	12百万円
23年度予算額	15
差引増△減	△3

(19) プレート境界の固着状態及びその変化の推定に関する研究

国土交通省国土地理院においては、GEO-NETにより観測された地殻変動データからプレート間の固着域（大きさ・位置・その時間変化）を高精度かつ高い時間分解能（1日ごと）で推定する解析手法及びそれを監視するソフトウェアを開発し、プレート境界型地震に至る前兆的な変化を早期に検出できるようにするものである。

24年度予算額	12百万円
23年度予算額	12
差引増△減	0

(20) 測地観測に基づく地殻活動イベントの検知能力に関する研究

国土交通省国土地理院においては、地震・火山噴火に先行して発生することが想定される前兆すべり等の現象によって引き起こされる地殻変動に伴う変動量を明らかにするとともに、既存のGPS連続観測、水準測量、験潮、傾斜・ひずみ測定等の測地観測網の観測結果を総合的に分析し、これらの先行現象を含む地殻活動イベントを検知するための研究を行う。

24年度予算額	11百万円
---------	-------

23年度予算額	11
差引増△減	0

(21) 地殻変動監視能力向上のための電子基準点誤差分析の高度化に関する研究

国土交通省国土地理院においては、地面反射マルチパス誤差を定量的に評価する手法を開発するとともに、電子基準点観測データの総合的な誤差特性情報を分析するシステムを構築し、地殻変動監視能力の向上に必要な電子基準点観測データの誤差特性情報の提供を目指す。

24年度予算額	9百万円
---------	------

(22) 地震に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に地震に関する研究を推進する。また、東海地域に想定される地震の予知の確度を向上させるため、監視・解析技術、地震発生シミュレーション技術の高度化に関する研究及び巨大地震の地震像の即時的把握のための研究等を行う。

24年度予算額	32百万円
23年度予算額	26
差引増△減	6

(23) 地震観測等

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測を行う。また、関係機関の地震に関するデータに加え、地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供する。

24年度予算額	1,658百万円
23年度予算額	1,925
差引増△減	△267

(24) 海底地殻変動観測等

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域における地形・活断層調査、海底基準局を用いた海底地殻変動観測、DGPS及び験潮所による地殻変動監視観測、レーザー測距観測データを用いたプレート運動の把握等を行う。

24年度予算額	130百万円
23年度予算額	105
差引増△減	25

2-2 震災対策一般の研究

(1) 減災実験研究領域

独立行政法人防災科学技術研究所においては、実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）の効果的かつ効率的で安全な運用を行い、大規模・最先端な震動実験により、実験データの取得・蓄積・解析とその公開を行う。平成24年度は、E-ディフェンスの機能強化（長周期・長時間化）、長周期地震動による免震構造物への影響確認実験等を行う。

(2) 強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の合理的な耐震設計法を確立するため、土木構造物での強震観測網、高密度強震観測網の維持管理及び地震動の観測並びに解析を継続する。

24年度予算額	12百万円
23年度予算額	12
差引増△減	0

(3) 巨大地震等に対する建築物の安全性向上技術に関する研究開発

独立行政法人建築研究所においては、長周期地震動に対する超高層建築物等の安全性評価手法の確立等、巨大地震による建築物の被害抑制方策に関する研究を行う。さらに、構造計算における工学的判断基準の明確化に関する研究を行う。

(4) 土木構造物の耐震設計技術に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、性能目標に応じた橋の地震時限界状態の設定法の提案、地盤変状の影響を受ける橋の耐震安全技術の開発、山岳トンネルの耐震対策技術の選定手法の開発、土工構造物の性能設計技術の開発、河川堤防の耐震性評価技術の開発、再開発ダムや新形式ダムを含めたダムのレベル2地震動に対する照査法の開発等に関する

研究を行う。

(5) 土木構造物の耐震補強技術に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、道路橋の補修・補強効果の長期持続性・耐久性の解明、山岳トンネルの耐震対策技術とその選定手法の開発、土工構造物の耐震補強技術の開発、河川堤防の耐震補強技術の合理化等に関する研究を行う。

(6) 寒冷地における橋梁等の耐震設計法に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、寒冷地特有の特殊土地盤における地震による構造物被害等の災害を防止するため、地震時における基礎構造の安定に関する研究を行う。

(7) 港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、港湾地域及び空港における強震観測の実施、港湾・海岸施設及び空港土木施設の耐震性に関する研究等、沿岸域における自然災害の防止及び被害の軽減に関する研究を行う。

(8) 漁港・海岸及び漁村の地震災害防止に関する研究

独立行政法人水産総合研究センターにおいては、漁港漁村地域における地震観測の実施、漁港・海岸保全施設の耐震性に関する研究等、漁港漁村における災害防止及び被害軽減技術の研究を行う。

(9) 農業用基幹施設の地震災害防止と減災技術に関する研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業用ため池の耐震性調査技術の開発・簡便な耐震補強技術の開発、老朽ダム及び周辺斜面の耐震性照査技術に関する研究、農業用幹線大口径パイプラインのレベル2地震動に対する照査方法開発に関する研究を行う。

(10) 大規模広域型地震被害の即時推測技術に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震発生直後に地震計ネットワーク等で得られる強震記録から地震動分布を推定する手法及び地震動分布と河川施設・道路施設等の所管施設のデータをもとに被害状況を精度良く推測する手法を開発するとともに、災害対策本部での広域支援策検討等推測結果の活用場面に応じた情報提供内容・情報共有方法を提案する。

24年度予算額	13百万円
23年度予算額	7
差引増△減	6

(11) 外装材の耐震安全性の評価手法・基準に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、既往の地震被害において、タイル・モルタル等の外装材が、軽度な地震動でも被害発生率が高いこと、及び、東日本大震災では外装材等の非構造部材で剥離・剥落等の損傷が多く発生したことを踏まえ、外装材の耐震安全性を考慮した信頼できる技術基準を提案するための調査・実験研究及び地震後の外装材の健全性を評価する方法を提案するための調査・実証実験を実施する。

24年度予算額	15百万円
---------	-------

(12) 沿岸都市の防災構造化支援技術に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、沿岸地域の都市における巨大地震時の住民の津波からの迅速・円滑な避難、津波被災時の都市機能の維持及び宅地液状化の防止に関して、計画策定や支援策の充実に当たって拠り所となる技術的な指針・基準類や計画手法を検討し、防災まちづくりの充実・防災構造化の進展を図る。

24年度予算額	15百万円
---------	-------

3 津波災害対策

3-1 津波に関する調査研究

(1) 海底地震総合観測システム等の運用

再掲（第2章2-1（3））

独立行政法人海洋研究開発機構においては、釧路・十勝沖・室戸岬沖に設置した海底地震総合観測システム並びに相模湾初島沖に設置した深海底総合観測ステーションの運用及び観測研究を行う。

(2) 深海地球ドリリング計画推進

再掲（第2章2-1（7））

独立行政法人海洋研究開発機構においては、国際科学プロジェクトである統合国際深海掘削計画を推進し、東南海・南海地震の震源域である熊野灘における地震発生メカニズムの解明等を目指して、地球深部探査船「ちきゅう」による「南海トラフ地震発生帯掘削計画」を引き続き実施する。また、東北地方太平洋沖地震の震源域において、巨大津波を引き起こしたと考えられるプレート境界面を掘削し、その発生メカニズムの解明に取り組む。

(3) 日本海溝海底地震津波観測網の整備

再掲（第2章2-1（2））

文部科学省においては、東北地方太平洋沖地震の震源域に隣接する領域である房総沖及び三陸沖北部において、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、広域かつ稠密に整備できるケーブル式観測網（地震計・水圧計）を整備する。

24年度予算額	(12,613) 百万円
うち復旧・復興枠	(12,613)

(4) 地震・津波観測監視システム

再掲（第2章2-1（3））

文部科学省においては、東南海・南海地震の想定震源域において、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、狙い

を定めた稠密な観測が可能な海底ネットワークシステムを整備・運用する。

24年度予算額	(6,421) 百万円
うち復旧・復興枠	(5,141)
23年度予算額	(1,290)
差引増△減	(5,131)

(5) 海溝型地震評価の研究

再掲 (第2章2-1 (10))

独立行政法人産業技術総合研究所においては、東海・東南海・南海地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備と観測データの解析及び地形・地質学的手法に基づいた過去の連動型地震・巨大津波の解明と津波規模予測を行う。

(6) 津波に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に、津波予測精度の向上のため、地震津波の発生・伝播メカニズムの研究や、沖合津波観測データ等を用いた即時的津波予測手法の開発、沖合で発生した地震の規模の即時的推定手法の開発に関する研究等を行う。

24年度予算額	6百万円
23年度予算額	8
差引増△減	△2

3-2 津波対策一般の研究

(1) 巨大地震・津波災害に伴う複合地質リスク評価の研究

再掲 (第2章2-1 (12))

独立行政法人産業技術総合研究所においては、巨大地震・津波災害に伴う地震災害リスクを総合的に評価するため、(1) 津波災害、(2) 誘発されて活動が予想される活断層調査、(3) 地盤の液状化ポテンシャル評価を行うとともに、復旧、復興に資するため(4) 土壌汚染リスクや(5) 地下水汚染リスクについての調査・評価を行う。

(2) 土木構造物の津波対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、河川津波に対する河川堤防等の被災軽減技術の開発、津波の影響を受ける橋の挙動と抵抗特性

の解明等に関する研究を行う。

(3) 災害対応を改善する津波浸水想定システムに関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、津波警報への施設管理者の災害対応を改善するため、最新の防潮堤等の耐震化進捗状況を反映し、津波警報で予測される津波波高に対応する津波浸水の範囲・深さを迅速に想定できる「津波浸水データベース」とともに、水門閉鎖状況等の実態を反映して浸水想定範囲を的確なタイミングで精度良く更新できる「津波浸水計算システム」等を構築する。

24年度予算額	16百万円
23年度予算額	7
差引増△減	9

(4) 沿岸都市の防災構造化支援技術に関する研究

再掲 (第2章2-2 (12))

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、沿岸地域の都市における巨大地震時の住民の津波からの迅速な避難、津波被災時の都市機能の維持、宅地液状化の防止に関して、計画策定や支援の充実に当たって拠り所となる技術的な指針・基準類や計画手法を検討し、防災まちづくりの充実・防災構造化の進展を図る。

24年度予算額	(15) 百万円
---------	----------

(5) 農業農村の減災・防災システムの開発・実証研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業農村地域の津波災害に対する安全性を向上させるための研究として、農地や農業用施設を減勢施設として活用した総合的な減災・防災システムの開発と災害に対して強靱な地域コミュニティの形成手法に関する実証研究を実施する。

4 風水害対策

(1) リモートセンシングによる気象稠密観測

独立行政法人情報通信研究機構においては、風速や大気汚染物質等の環境情報を都市スケールで詳細に計測するために、地表付近及び上空を約100mの空間間隔で立体的に計測するセンサ技術と、計測データを用途に応じてネットワーク上でほぼ実時間で処理・配信するシステムの研究開発を行う。

(2) 豪雨・地震時の山地災害対策に関する研究

独立行政法人森林総合研究所においては、豪雨・地震による山地災害の発生源対策のために必要となる崩壊・地すべり・土石流の物理則モデルの精度向上に関する研究を行う。

(3) 大規模土砂災害等に対する減災、早期復旧技術の開発

独立行政法人土木研究所においては、深層崩壊発生箇所や規模の予測技術の開発、流動化する地すべりの発生箇所と到達範囲の予測技術の開発、異常土砂災害に対する危機管理ガイドラインやハード対策ガイドラインの作成、大規模土砂災害・盛土災害に対する応急復旧工法の開発を行う。

(4) 風水害対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、河川災害防除に関する研究及び斜面災害防止に関する研究を実施する。

(5) 水災害リスクマネジメント国際センター (ICHARM) の運営

独立行政法人土木研究所水災害リスクマネジメント国際センター (ICHARM) においては、国内外の関連機関等と連携を図りつつ、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献するために、研究・研修 (人材育成)・情報ネットワーク活動及び各種国際プロジェクトを一体的に推進する。

(6) 気候変化等により激甚化する水災害を防止、軽減するための技術開発

独立行政法人土木研究所においては不確実性を考慮した地球温暖化が洪水・濁水に与える影響の予測技術の開発、堤防、構造物周辺堤防及び基礎地盤を総合的に考慮した浸透安全性及び耐震性の照査技術の開発、低コストな浸透対策や効果的な地震対策等の堤防強化技術の開発に関する研究を実施する。

(7) 気候変動下での大規模水災害に対する施策群の設定・選択を支援する基盤技術の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、気候変動下における水災害リスクの低減のための実践的な適応策の選択・実行に用いる基盤技術を確立するため、実務に使える施策オプションの拡充、被害低減効果が算定できる水災害リスク評価手法の開発及び様々な種類の流域ごとに最適な施策パッケージを選択するための具体的条件の解明・整理を行い、手引きとして取りまとめるための研究を実施する。

24年度予算額	12百万円
23年度予算額	13
差引増△減	△1

5 火山災害対策

(1) 火山噴火予知に関する基礎的研究

文部科学省においては、「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の推進について (建議)」(平成21~25年度)に基づき、国立大学法人における火山噴火予知に関する基礎的研究を推進する。

独立行政法人産業技術総合研究所においては、火山噴火予知研究の推進のため、活動的火山の噴火履歴、災害実績・活動状況等の地質学的調査及び噴火機構やマグマ上昇過程モデル化のための観測研究・実験的研究を行う。

九重山、蔵王火山等の火山地質図作成のための噴火履歴調査を実施する。諏訪之瀬島火山及び桜島火山については地質図の作成を行

う。その他、口之永良部島、霧島火山、浅間山、伊豆大島等において岩石学的解析や観測調査を実施し、その噴火過程や地殻変動要因を明らかにする。

国土交通省国土地理院においては、火山噴火予知の基礎資料とするため、火山変動測量及び機動観測を行う。

24年度予算額	18百万円
23年度予算額	22
差引増△減	△4

気象庁においては、気象研究所を中心に火山監視業務を高度化するため、マグマ活動の定量的把握技術の開発とそれに基づく火山活動度判定の高度化に関する研究等を推進する。また、火山噴火予知連絡会を通じて関係機関と緊密な連携を図り、火山噴火予知に関する研究を推進する。

24年度予算額	46百万円
23年度予算額	54
差引増△減	△8

(2) 火山噴火に起因した土砂災害に対する緊急減災対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、降灰後の土石流、溶岩ドーム崩落型火砕流及び融雪火山泥流を対象に、緊急時の調査手法及び被害範囲の推定手法に関する検討・開発を行う。

(3) 海底火山噴火予知の推進

海上保安庁においては、航空機による南方諸島及び南西諸島方面の海底火山活動海域の温度分布、火山性変色水の分布等の調査及び磁気測量を行う。また、海域における火山噴火の予知に関する的確な情報収集と提供を図るため、海域火山基礎情報図の整備を引き続き行う。

24年度予算額	11百万円
23年度予算額	11
差引増△減	0

6 雪害対策

(1) 雪崩の発生及び流下に関する研究

独立行政法人森林総合研究所においては、雪崩の発生を検知するための観測を継続し、雪崩発生時の気象条件や雪崩の流下に関する調査研究を行う。また、表層雪崩による森林の倒壊状況を調査した結果に基づき、表層雪崩に対する森林の減勢効果を検証する。

(2) 雪害の防除に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、雪崩動態観測を行い、雪崩対策工の合理的設計手法を検討するとともに、冬期の降雨にともなう雪崩災害の危険度評価手法を検討する。

(3) 雪害対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、冬期道路交通安全性・効率性の向上を目的として、冬期道路管理の効率性、的確性向上技術の開発や冬期交通事故に有効な対策技術の開発に関する研究を行うとともに、雪氷災害を軽減するため、吹雪の視程障害予測や危険度評価技術等に関する研究を行う。

7 火災対策

(1) 火災に関する一般的研究

消防庁においては、次の研究を行う。

- ・火災原因調査技術の高度化に関する調査研究

24年度予算額	29百万円
23年度予算額	22
差引増△減	7

- ・消防防災分野におけるICT活用のための連携推進

24年度予算額	0百万円
23年度予算額	15
差引増△減	△15

- ・多様化する火災に対する安全確保に関する研究

24年度予算額	57百万円
うち復旧・復興枠	11
うち全国防災経費分	11

23年度予算額	49
差引増△減	8

(2) 消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）の促進

消防庁においては、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）により、消防防災科学技術に係る総合的な研究を積極的に促進する。

24年度予算額	208百万円
23年度予算額	159
差引増△減	49

(3) 建築の火災安全性向上技術の研究開発

独立行政法人建築研究所においては、防火や避難の面で改善が望まれる建築ストックが多数存在する中で、建築の火災安全性の向上を図るため、建物の利用実態を踏まえて、ハード・ソフト両面から火災安全性能を総合的に評価する手法を開発する。

8 危険物災害対策

(1) 危険物災害の防止に関する研究

消防庁においては、次の研究を行う。

- ・新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査研究（震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全確保の在り方の検討）

東日本大震災においてガソリンスタンド等の危険物施設も大きな被害を受けたため、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプ等を用いてガソリンを給油したり、タンクローリーから船舶に給油する等平時とは異なる対応を余儀なくされた。このため、今回の震災時に行われた仮貯蔵・仮取扱いの実態について調査するとともに、震災時等の仮貯蔵・仮取扱いの安全確保の在り方について実証実験も踏まえつつ検討を行う。

24年度予算額	22百万円
23年度予算額	35
差引増△減	△13

- ・屋外貯蔵タンクの安全対策の推進

平成23年1月、容量2万171klの屋外貯

蔵タンクにおいて、底部溶接線が約45cm破断し危険物が流出する事故が発生した。容量1,000kl以上の屋外貯蔵タンクの底部からの流出事故は、過去37年間に37件発生しており、そのほとんどは昭和52年より前に設置されたもので発生している。大規模流出に至るおそれが高い底部流出事故を防止するため、事故の発生要因に対してどのような検査手法があるか調査し、有効性について検討を行う。

24年度予算額	28百万円
23年度予算額	20
差引増△減	8

- ・危険物施設の事故防止対策

各消防本部からのオンライン処理システムによる事故報告や危険物規制事務調査結果等を基に、事故の原因や傾向を詳細に分析する。

また、官民一体となった危険物事故防止対策に取り組むため、「危険物等事故防止対策情報連絡会」を開催し、事故の原因や傾向の詳細な分析結果を踏まえた危険物施設における事故防止対策の重点目標を設定し、当該重点項目の対応状況についての意見交換を行う。

さらに、事故の原因や傾向の詳細な分析結果を踏まえた危険物施設の技術基準の見直しを行う。

24年度予算額	13百万円
23年度予算額	11
差引増△減	2

- ・危険性物質と危険物施設の安全性向上に関する研究

24年度予算額	70百万円
うち復旧・復興枠	5
うち全国防災経費分	5

23年度予算額	41
差引増△減	29

- ・危険物に係る流出等の事故原因の調査技術の高度化に関する調査研究

24年度予算額	29百万円の内数
23年度予算額	10

(2) 爆発防止等に関する研究

独立行政法人産業技術総合研究所において

は、化学物質の発火・爆発安全に係る実時間計測技術，爆発影響のシミュレーション技術，水素等の可燃性ガスや支燃性ガス，微燃性ガスのフィジカルリスク評価，爆発の高度制御等の爆発安全技術，爆発安全情報データベース，化学災害データベース整備等の共通基盤技術の研究開発を実施する。

9 原子力災害対策

(1) 原子力の開発利用に係わる安全確保のための研究

独立行政法人日本原子力研究開発機構及び独立行政法人放射線医学総合研究所において、原子力施設等安全研究，環境放射能安全研究及び放射性廃棄物安全研究を行う。

(2) 原子炉施設の耐震安全性の評価

独立行政法人原子力安全基盤機構においては、原子力施設等の耐震設計安全審査及び新耐震設計審査指針に基づくバックチェックの結果を評価・確認するため、新潟県中越沖地震等から得られた知見，特に東北地方太平洋沖地震を踏まえた教訓，最新知見を収集・反映し、耐震関連基準等の整備を実施する。

(3) 原子炉施設の過酷事故に対する安全確保のための評価，研究

独立行政法人原子力安全基盤機構においては、国際協力試験等に参加することにより、原子炉施設で過酷事故が生じた場合においても、その事故の拡大を阻止するための知識ベースの整備，高度化を図る。

10 その他の災害対策

(1) グローバル環境計測技術の研究開発

独立行政法人情報通信研究機構においては、雲，降水，温室効果気体（CO₂等）等の大気海洋圏の高精度計測のために、光・電波センサー技術，解析・検証技術等の研究開発を行う。

第3章 災害予防

1 災害一般共通事項

1-1 教育訓練

(1) 政府における教育訓練

政府においては、関係地方公共団体等との連携により「防災の日」総合防災訓練及び政府総合図上訓練を実施し、防災関係機関相互の災害対応能力の向上及び災害応急対策を担当する職員の業務遂行能力の向上を図るとともに、災害応急対策の実効性についての検証・確認を行う。

内閣府においては、関係省庁の防災担当職員を対象に、国家公務員防災担当職員合同研修を実施する。また、平成24年度に発生した災害への対応の記録・教訓等をまとめた防災担当職員向けの災害対応テキストを作成する。

24年度予算額	7百万円
23年度予算額	8
差引増△減	△1

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の災害警備担当幹部に対して、災害応急対策、災害警備活動に従事する警察官の安全の確保等についての教育訓練を行うほか、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施するとともに、都道府県警察に対して、関係機関と連携した災害警備訓練の実施を指示する。

また、警察広域緊急援助隊において、災害救助のための特殊技術訓練を行うほか、特別救助班では、救出救助能力を更に向上させるための、より高度な訓練を行う。さらに、機動警察通信隊では、災害発生時における、より迅速な情報収集活動や通信手段確保のため、各種情報通信システムの活用等、実践的な訓練を行う。

(3) 総務省における非常通信訓練の実施等

総務省においては、災害時における通信の円滑な実施を確保するため、非常通信協議会

と連携し、災害時に備えた通信計画の作成並びに国及び地方公共団体等と連携した実践的な通信訓練を実施し、非常通信体制の整備をさらに推進する。また、無線局の免許人に対しても通信施設の点検等について指導を行う。

24年度予算額	15百万円
23年度予算額	15
差引増△減	0

(4) NHKにおける教育訓練

NHKにおいては、災害時の放送及び受信を確保するため、防災に関する教育訓練及び防災知識の普及を行う。

(5) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対し、火災、風水害、地震、津波、危険物災害等の各種災害の防止や災害時の対応、消防・水防、救助・救急等の応急対策に関する教育訓練を行う。また、地震等の大規模災害発災時の対応能力向上のため、都道府県、市町村の首長及び幹部等に対し危機管理教育を行うとともに、広域的な災害に対応する緊急消防援助隊に対する教育、自主防災組織の育成及び強化のための教育を行う。

24年度予算額	389百万円
23年度予算額	350
差引増△減	39

(6) 法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、衛星携帯電話で構成される「法務省緊急連絡体制」に基づく通信訓練を行う。

24年度予算額	81百万円
うち復旧・復興枠	81
うち全国防災経費分	81
23年度予算額	11
差引増△減	70

(7) 防災教育の充実

文部科学省においては、東日本大震災の教

訓を踏まえ、「主体的に行動する態度」等を育成するため防災教育を充実する。新たな防災教育の指導方法や教育手法の開発・普及を行うとともに、緊急地震速報等の防災科学技術を活用した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育を行う学校を支援する。また、防災教育に関する教職員向けの参考資料の改訂等を行うほか、管理面でも学校における防災体制を外部の有識者が助言・チェックする取組を支援する。

24年度予算額	370百万円
うち復旧・復興枠	255
23年度予算額	97
差引増△減	273

(8) 「防災キャンプ推進事業」の実施

文部科学省においては、防災教育の観点に立った青少年の体験活動を推進するため、学校等を避難所と想定し、火起こしやテント生活等の体験的な防災教育プログラムを行い、各地域において想定される災害や被災時の対応等の理解を促進するとともに、その成果の普及啓発を行う「防災キャンプ推進事業」を実施する。

24年度予算額	27百万円
---------	-------

(9) 独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施する。

(10) NBC災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、NBC（核、生物剤及び化学剤）災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象にNBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施する。

24年度予算額	6百万円
23年度予算額	6
差引増△減	0

(11) 災害派遣医療チーム（DMAT）研修・訓練の実施

厚生労働省においては、医師、看護師等に対し、DMAT隊員養成研修を実施する。

厚生労働省においては、DMAT隊員に対する災害訓練費用の補助を行う。

24年度予算額	72百万円
23年度予算額	72
差引増△減	0

(12) 日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行う。

24年度予算額	18百万円
23年度予算額	18
差引増△減	0

(13) 都道府県の災害救助対策事業に対する補助

厚生労働省においては、都道府県が行う市町村の災害救助法担当職員に対する研修等の災害救助対策事業に要する経費について補助を行う。

24年度予算額	23,700百万円の内数
23年度予算額	20,000百万円の内数

(14) 災害支援リーダー養成研修事業

厚生労働省においては、災害発生時、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートする災害時ボランティアリーダーや、視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた対応方法を熟知した災害時リーダーを養成する事業を実施する（ビッグ・アイ共働機構に運営を委託している国際障害者交流センターにおいて実施）。

24年度予算額	3百万円
23年度予算額	2
差引増△減	1

(15) こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害等の被害者となることで生じるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対する、精神保健福祉セ

ンター、保健所、病院等の機関における相談活動の充実・強化を図ることを目的とし、PTSD対策専門研修に対する補助を行う。

24年度予算額	18百万円の内数
23年度予算額	16百万円の内数

(16) 国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通省国土交通大学校においては、国土交通省の職員や国土交通行政を担当する地方公共団体等の職員を対象に、「東日本大震災対応職員」、「危機管理」、「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」等において、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力等の向上を目的に実習や演習を取り入れた研修を実施するとともに、必要に応じ、防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義等を実施する。

(17) 気象庁における教育訓練

気象庁においては、各地で防災気象講演会を主催し、気象等に関する知識の普及等を図る。また、防災機関の担当者を対象に予報、警報その他情報の伝達等に関する説明会を適宜開催する。一方、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質の向上を図る。

24年度予算額	126百万円
23年度予算額	130
差引増△減	△4

(18) 海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機等による各種災害対策訓練を実施するほか、機動防除隊等を対象とした高度な防災技術等の研修に努める。また、海難防止思想の普及・高揚を図り、海難の未然防止及び海上災害の防止に資するため、海難防止講習会等を開催するほか、タンカー等危険物積載船舶の乗組員、危険物荷役事業者等の海事関係者を対象に訪船指導、タンカーバースの点検等を行う。さらに、旅客船の事故対策訓練を実施し、運航関係者に対して事故時の措置等について指導する。

(19) 防衛省における教育訓練

防衛省においては、多種多様な災害に対処するため、陸上、海上及び航空各自衛隊の任務の特性並びにそれぞれの規模に応じて、訓練等を実施し対処能力を高めている。

また、陸上、海上及び航空各自衛隊が一体となって災害対処にあたる統合運用体制下における迅速な初動態勢、連携要領及び情報の共有といった対処能力の維持向上のため自衛隊統合防災演習を実施するとともに、各地方公共団体等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加する。

24年度予算額	650百万円
23年度予算額	1,113
差引増△減	△463

1-2 防災施設設備の整備

(1) 中央防災無線網の整備

内閣府においては、官邸等国の主要拠点、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体間の通信を確保するため、中央防災無線網を整備している。平成24年度も引き続き、通信の安定的な運用のための適切な措置を講ずるとともに、首都直下地震対策として立川地区の通信設備の改修、衛星通信設備の更新、現地災害対策本部用衛星通信設備の地方配備等を推進する。

24年度予算額	1,597百万円
うち復旧・復興枠	94
うち全国防災経費分	94
23年度予算額	1,559
差引増△減	38

(2) 災害に強い地域づくりの推進

内閣府においては、災害により、道路の寸断や通信の途絶による孤立集落が発生した際、救命救助活動の大きな障害となることから、既存の地上系の通信システムを補完するために、衛星系の通信システムとして、衛星携帯電話等の整備に対して支援を行う。

24年度予算額	336百万円
うち復旧・復興枠	181
うち全国防災経費分	181
23年度予算額	201

差引増△減 135

(3) 災害警備活動用資機材の整備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要な資機材としてヘリコプターの整備を行うとともに、警察施設の耐震化等による防災機能の強化等を図る。

24年度予算額	5,791百万円
うち復旧・復興枠	3,646
うち全国防災経費分	1,141
23年度予算額	2,933
差引増△減	2,858

(4) 防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安全安心なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化等の重点的な防災基盤の整備を推進する。

(5) NHKにおける非常用電源設備の整備

NHKにおいては、大規模災害における電波の安定確保のため、放送局の非常用電源設備の整備を図る。

(6) 電気通信網の確保等

NTTグループ各社においては、伝送路の多ルート化、通信センターの分散、災害に強い通信設備の構築等による災害に強く信頼性の高い通信網の構築や、各種災害対策機器の配備強化等による重要通信の確保、早期復旧対策の充実を引き続き実施し、安定した電気通信サービスの提供に努めるとともに、円滑かつ適切な災害対策を遂行できるよう十分な連携協力を行う。また、大規模災害等発生時の通信輻輳時においても、被災地との円滑な安否確認等に利用できる「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板」、「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」及び「災害用音声お届けサービス」の社会への一層の定着を推進する。

KDDI株式会社においては、伝送路の多ルート化、通信設備の二重化の増強及び電源設備等の信頼性強化を実施するとともに、重

要通信の確保、早期復旧対策の充実、非常災害対策機器の配備強化を引き続き実施し、安定した電気通信サービスの提供の確保に努める。また、大規模災害等発生時の通信輻輳時においても、被災地との円滑な安否確認等に利用できる「災害用伝言板」の社会への一層の定着を推進する。

(7) 災害対策用移動通信機器の配備

総務省においては、地震等の非常災害時に、被災地方公共団体等から被災地の通信手段確保として、災害対策用移動通信機器の貸付要望があった際に速やかに対応できるよう、備蓄庫を設け、移動無線機を被災地へ搬入できるよう引き続き体制を整備する。

24年度予算額	31百万円
23年度予算額	7
差引増△減	24

(8) 政府情報システム分散拠点整備

総務省においては、首都圏における大規模災害に備え、政府の情報システムの運営・バックアップの拠点分散を行うため、既存の国有財産等を有効活用し、首都圏外に政府共通プラットフォームの運営拠点を別途整備する。

24年度予算額	826百万円
うち復旧・復興枠	826
うち全国防災経費分	826

(9) 消防防災無線通信設備の整備

消防庁においては、災害時における国・都道府県・市町村相互間における情報の収集伝達の実質化及び迅速化を推進するため、全国的な消防防災通信ネットワークの整備等、機能の高度化に努める。

24年度予算額	250百万円
23年度予算額	228
差引増△減	22

(10) 緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援

助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両や消防救急デジタル無線等の整備について、地方公共団体に対し補助を行う。

24年度予算額	4,897百万円
23年度予算額	4,897
差引増△減	0

(11) 消防防災施設の整備

消防庁においては、地震等の大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安全・安心を確保するため、消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行う。

24年度予算額	723百万円
※このほか、地域自主戦略交付金（内閣府計上）の内数で措置	
23年度予算額	910

(12) 救助消防ヘリコプターの整備

消防庁においては、大規模災害時における、広域的な情報収集と迅速な災害実態把握を行うため、ヘリコプターを国が取得し、地方公共団体に配備する。

24年度予算額	1,500百万円
23年度予算額	1,500
差引増△減	0

(13) 文化財の防災施設等の整備

文化庁においては、文化財の防災対策のための設備整備等に対し、補助を行う。

24年度予算額	7,974百万円の内数
23年度予算額	9,315百万円の内数

(14) NBCテロ災害対応資機材の維持管理

消防庁においては、特別高度救助隊等の資機材（特別高度工作車、大型除染システム車、大型ブローア搭載車及びウォーターカッター搭載車）、NBCテロ災害対応資機材の維持管理を行う。

24年度予算額	23百万円
23年度予算額	31
差引増△減	△8

(15) NBCテロ災害対応資機材の整備

消防庁においては、緊急消防援助隊のNBC災害対応資機材を充実させ、NBCテロ災害に対する全国的な対応力の強化を図るため、テロ災害対応資機材を全国の主要な都市に配備する。

(16) 災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害拠点病院の整備について補助を行う。

24年度予算額	3,871百万円の内数
23年度予算額	4,928百万円の内数

(17) 広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、災害派遣医療チーム（DMAT）等災害医療にかかる総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るための整備について補助等を行う。

24年度予算額	47百万円	他に25,000百万円の内数
23年度予算額	971	

(18) 社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

24年度予算額	4,500百万円
うち復旧・復興枠	4,500
うち全国防災経費分	4,500
	他に6,100百万円の内数

23年度予算額	10,800百万円の内数
---------	--------------

また、厚生労働省においては、地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。（なお、政令指定都市分については、平成24年度より一括交付金化され、「地域自主戦略交付金」（内閣府所管）により対応。）

24年度予算額	4,406百万円の内数
23年度予算額	5,000百万円の内数

さらに、厚生労働省においては、児童福祉

施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

24年度予算額	2,700百万円の内数
23年度予算額	3,000百万円の内数

(19) 農林水産省における情報収集・伝達体制の整備

農林水産省においては、災害に備えた確実な情報体制を確保するため、本省と各地方農政局等とを結んだ衛星通信施設等の整備を図る。

24年度予算額	18百万円
23年度予算額	18
差引増△減	0

(20) 漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、地震、津波、高潮等の災害発生時において、居住者や漁港就労者、来訪者の安全を確保するとともに、漁港や荷捌きの機能を維持する観点から、災害に強い漁業地域づくりガイドラインの普及を図る。加えて、複数集落が連携した防災関連施設等の整備を始め、堤防等の海岸保全施設や避難路の整備、漁港・荷捌き施設の耐震化等を図り、漁業地域の防災対策を推進する。

24年度予算額	99,180百万円の内数
23年度予算額	76,688百万円の内数

(21) 農山村の防災機能強化の促進（防火・防災対策林道整備）

防火及び消火活動の円滑な実施に資する林道を整備する事業について助成を行う。

24年度予算額	30,045百万円の内数
23年度予算額	30,388百万円の内数

(22) 緊急時の農業水利施設の活用

農林水産省においては、農業水利施設から緊急時の消防用水及び生活用水の取水を可能とするための防火水槽、吸水柵、給水栓等の施設整備を行う。

24年度予算額	地域自主戦略交付金内で措置
23年度予算額	地域自主戦略交付金内で措置

(23) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することにより二次災害の軽減・防止を図る被災宅地危険度判定制度について、引き続き、危険度判定を行うための実施体制の整備支援を推進する。

(24) 河川・道路管理用無線通信設備等の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、CCTV映像やテレビ会議等の河川管理、道路管理、災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するIP統合通信網の整備を引き続き実施すると共に、平成24年度には東日本大震災等に対応した地震対策及び津波対策を実施する。また、河川・道路管理用の次期移動体通信システムと衛星通信システムの導入に向けた検討を実施する。

24年度予算額	12百万円
うち復旧・復興枠	12
うち全国防災経費分	12

(25) 宅地防災工事資金の融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、宅地防災工事に対する融資により、「宅地造成等規制法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」又は「建築基準法」による勧告又は命令を受けて擁壁又は排水施設の設置等を行う宅地防災工事を支援する。

(26) 気象観測施設の整備等

気象庁においては、台風、豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るとともに、国際協力を行うため、次のとおり台風・集中豪雨雪監視体制の整備を行う。

24年度予算額	19,410百万円
23年度予算額	19,380
差引増△減	30

- ・静止地球環境観測衛星の整備
- ・地上気象観測装置の整備
- ・レーダー観測所処理装置の更新

・局地的降水予測システムの整備

うち復旧・復興枠 11
うち全国防災経費分 11

(27) 巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機の整備、電子海図システムの整備及び航路標識の整備を行う。

24年度予算額	73,191百万円
うち復旧・復興枠	4,547
うち全国防災経費分	2,727
23年度予算額	71,880
差引増△減	1,311

(28) 海上防災体制の整備

海上保安庁においては、油、有害液体物質等排出事故に対応するための防災資機材の充実、巡視船艇・航空機等により、迅速的確に対処しうる体制の確保を図る。

24年度予算額	102百万円
うち復旧・復興枠	7
うち全国防災経費分	1
23年度予算額	98
差引増△減	4

1-3 災害危険地住宅移転等

(1) 防災集団移転促進事業

国土交通省においては、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、災害の発生した地域又は「建築基準法」第39条第1項の災害危険区域のうち、住民の居住に適当でない地域内にある住居の集団的移転を支援する。

24年度予算額	44百万円
23年度予算額	44
差引増△減	0

1-4 その他

(1) 高度情報集約システムの拡充

内閣官房においては、緊急事態発生後の初動対処期において、官邸危機管理センターと関係府省庁との情報伝達や情報共有が迅速・的確に行われるよう、平成23年度に整備した高度情報集約システムの拡充を図る。

24年度予算額	11百万円
---------	-------

(2) 災害対策の推進

内閣府においては、災害対策の総合的な推進を図るため実施する防災に関する調査、総合防災訓練等の事業を行う。

24年度予算額	220百万円
23年度予算額	220
差引増△減	0

(3) 災害被害を軽減する国民運動の展開

内閣府においては、中央防災会議で決定した「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」等を踏まえ、日頃から具体的な「備え」を実践する取組を展開し、社会全体における防災力を向上させるための意識啓発活動を促進する事業を実施する。「防災の日」(9月1日)及び「防災週間」(8月30日～9月5日)の期間を中心に、防災フェア、防災ポスターコンクール等各種行事や防災功労者表彰を行うとともに、期間外にも、被災者の体験談から得られた教訓をエピソードにまとめる「一日前プロジェクト」の実施、「津波防災の日」の啓発活動、防災教育の促進についての検討等を行う。

24年度予算額	42百万円
23年度予算額	40
差引増△減	2

(4) 防災ボランティア関連施策の充実

内閣府においては、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害に対する備えの充実・強化を図るため、防災とボランティア週間(1月15～21日)において、「防災とボランティアのつどい」を開催する。また、防災ボランティア活動がより一層円滑に実施されるよう検討を行う。

24年度予算額	21百万円
23年度予算額	15
差引増△減	6

(5) 民間と市場の力を活かした地域づくり

内閣府においては、中央防災会議専門調査

会報告書を具体化するため、事業継続計画（BCP）策定の推進に向けた市場条件整備、業種横断事業継続訓練、地域・企業における防災への取組の推進策、事業者と地域住民・広域活動団体等の力を活かした防災力向上策について検討する。

24年度予算額	29百万円
うち復旧・復興枠	29
うち全国防災経費分	29
23年度予算額	30
差引増△減	△1

(6) 復興対策の調査検討

内閣府においては、災害発生後の被災者の生活再建及び被災地域の再建・復興を迅速かつ円滑に進めるための復興施策の充実を図る。また、地方公共団体が住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう支援するとともに、被害認定基準等の適正な運用の確保を図る。

24年度予算額	31百万円
23年度予算額	40
差引増△減	△9

(7) 特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）の運営に対する助成

内閣府においては、特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）において行われる、[1] 阪神・淡路大震災を始めとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示及び情報発信、[2] 防災に関する総合的・実践的能力を有する人材の育成、[3] 復旧・復興対策の在り方等を含めた総合的な防災に関する調査研究等の事業に要する経費の一部を補助し、当該事業の推進を図る。

24年度予算額	251百万円
23年度予算額	251
差引増△減	0

(8) 災害応急対策業務の実践的対応能力の向上

内閣府においては、未曾有の大災害である東日本大震災において、災害応急対策期に被災

災地方公共団体が国等から受けた支援の実情を検証する。また、検証の結果を踏まえ、次の大規模災害に備えて迅速かつ的確な災害応急対策を確立すべく、国の災害対策本部及び現地対策本部の支援の在り方や地方公共団体において対応すべき事項等を検討・整理する。

24年度予算額	6百万円
23年度予算額	8
差引増△減	△2

(9) 防災広報

内閣府においては、「災害対策基本法」に基づく防災白書の作成のほか、国民各層に対する防災に関する正確な知識を提供するため、災害発生時にも迅速に情報提供を行うホームページを運営管理し、さらに、最近の防災施策をわかりやすく伝達するための広報誌「ぼうさい」を発行する等の防災広報を幅広く展開する。

24年度予算額	47百万円
うち復旧・復興枠	13
うち全国防災経費分	13
23年度予算額	30
差引増△減	17

(10) 震災における男女共同参画の視点からの対応マニュアル作成・周知

東日本大震災における男女共同参画の視点からの被災者支援、復旧・復興、防災等の各段階での必要な対応を調査・検討し、これを基にマニュアルを作成し、幅広く周知する。

24年度予算額	10百万円
うち復旧・復興枠	10
うち全国防災経費分	10

(11) 内閣府における防災体制の整備

24年度予算額	324百万円
うち復旧・復興枠	324
うち全国防災経費分	324

(12) 大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時における広域部隊派遣計画の策定・検討を行うとともに、災害に強い警察情報通信基盤の整備

等や、災害発生時にはヘリコプターや通信衛星を利用した映像伝送等による現場情報の収集・伝達に努める等、災害警備対策の強化を図る。

24年度予算額	6,799百万円
うち復旧・復興枠	6,246
うち全国防災経費分	6,246
23年度予算額	551
差引増△減	6,248

(13) 交通安全施設の防災機能の強化

警察庁においては、停電時における信号機の機能停止を防止するための信号機電源付加装置の整備及び信号機の省電力化に資する信号灯器のLED化を推進する。

24年度予算額	718百万円
うち復旧・復興枠	718
うち全国防災経費分	718

(14) 道路交通情報の充実

警察庁、総務省及び国土交通省においては、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、災害情報、渋滞情報、交通規制情報等をリアルタイムにカーナビゲーション装置へ提供するVICS（道路交通情報通信システム）の整備を推進し、本年度も提供エリアの拡大や情報内容の充実を図る。

警察庁及び国土交通省においては、交通情報板、道路情報板や（財）日本道路交通情報センター等を通じて、道路交通情報を道路利用者に提供するため、情報収集・提供業務の高度化を図る。さらに、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨による事前通行規制区間において実施する規制開始・解除の見通し情報の提供に努める。

(15) 無線局における災害対策

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備や自家発電装置の設置等の停電対策及び非常災害時に備えた訓練の実施を行うよう引き続き指導する。

(16) 非常時情報伝達ネットワークの維持運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合において、被災状況の即時把握等、国・電気通信事業者間の効率的な情報共有を可能とするための非常時情報伝達ネットワークを運用する。

24年度予算額	8百万円
23年度予算額	8
差引増△減	0

(17) 防災に資する市町村合併体制整備の推進

総務省においては、合併市町村が災害に強い地域づくりのために市町村建設計画に基づき実施する庁舎・学校等の防災・災害対策の拠点となる施設整備等を推進する。

24年度予算額	4,057百万円
うち全国防災経費分	857
23年度予算額	6,221
差引増△減	△2,164

(18) 情報流通連携による災害時生活安全確保事業

総務省においては、被害予測の精度向上等の防災・減災対策の重要性が改めて見直されている中、ICTの利活用による情報流通連携を促進することによって、災害時においても生活の安全を確保するための取組を推進する。

24年度予算額	601百万円
うち復旧・復興枠	601
うち全国防災経費分	601

(19) 総務省における防災体制の整備

総務省においては、東日本大震災に係る復旧・復興に関し、必要な防災体制の整備を行う。

24年度予算額	53百万円
うち復旧・復興枠	53
うち全国防災経費分	53

(20) 「安心・安全公共コモンズ」の普及促進

総務省においては、地域住民への公共情報

の伝達手段として、「安心・安全公共コモンズ」の全国整備を実現するため、平成23年6月からサービスが開始されている「公共情報コモンズ」の普及促進を行う。

(21) 「東日本大震災アーカイブ」の構築

総務省においては、国立国会図書館と連携し、東日本大震災に関する記録をデジタルデータにより収集・保存・公開するためのルール作りを行うとともに、ネット上に分散して存在する東日本大震災に関するデジタルデータを一元的に検索・活用できるポータルサイト「東日本大震災アーカイブ」を構築する。

23年度補正予算額 900百万円

(22) テレワーク普及推進対策

総務省においては、東日本大震災を機に事業継続性・節電対策の観点からニーズが高まっているテレワークについて、情報セキュリティに対する懸念やテレワークシステムに関するノウハウ不足といった導入に関する課題に対応するため、新たなセキュリティガイドラインの策定、全国キャラバンの実施、専門家の派遣等の施策を実施する。

24年度予算額 70百万円

(23) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、住民に瞬時に伝達するシステムであるJ-ALERTについて、情報受信団体における常時良好な受信環境及び安定的な運用を確保するため、主局に加えて副局を含めた送信局の2局体制で運用するとともに、送信局の常時監視等の保守・管理を行う。

24年度予算額 191百万円

23年度予算額 195

差引増△減 △4

(24) 地域防災計画の見直しの推進

消防庁においては、地域防災計画の見直し

を推進するため、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画になるよう、地方公共団体に対し要請・助言等を行う。また、地域防災計画データベースの運用により、地方公共団体間の情報共有による広域的な相互支援の推進等、防災体制の充実を図るとともに、計画内容の比較・検証を通じたより適切な計画への見直しを推進する。

(25) 防災・危機管理教育におけるe-カレッジの運用及び充実・強化

消防庁においては、防災・危機管理教育について、集合教育では受講が困難な者等も対象とできるようにするため、また、教育内容の充実強化を図るため、インターネットを活用した防災・危機管理教育用システムであるe-カレッジを運用するとともに、コンテンツ等の充実・強化を行う。

24年度予算額 20百万円

23年度予算額 34

差引増△減 △14

(26) 防災意識・防災知識の向上

消防庁においては、国民の防災意識の高揚のための各種広報・啓発活動を実施するとともに、地方公共団体に対し、「防災週間」「防災とボランティア週間」等の機会を通じ、地域の実情に即応した広報活動や啓発行事等を実施するよう要請を行う。

24年度予算額 7百万円

23年度予算額 0

差引増△減 7

(27) 地域防災の推進

消防庁においては、地域防災力の向上につなげるため、少年消防クラブ等の育成等により防火・防災意識の高揚を図るほか、自主防災組織連絡協議会の結成促進・充実強化のための出前講座等を通じて自主防災組織の活動の充実強化を図る。

24年度予算額 20百万円

23年度予算額 7

差引増△減 13

(28) 防災ボランティアの活動環境の整備推進

消防庁においては、地方公共団体等における災害ボランティアの活動環境整備の取組状況等の情報を相互に共有する連絡協議会を開催する等して、地方公共団体における災害ボランティアの活動環境整備の促進を図る。

24年度予算額	2百万円
23年度予算額	2
差引増△減	0

(29) 緊急消防援助隊派遣体制及び情報通信機能の整備

消防庁においては、国内の大規模災害発生時における人命救助活動等を迅速かつ効果的に行うため、全国の消防機関の援助体制として創設された緊急消防援助隊の出動が円滑に行われるよう、早期出動体制や各種マニュアル等の見直し、関係機関との連携体制の整備を進めるとともに、隊員の技術向上と部隊間の連携強化のため、全国6つの地域ブロックごとの合同訓練を実施する。

また、動態情報システムの更新に係る訓練を実施する。

24年度予算額	170百万円
23年度予算額	135
差引増△減	35

(30) 緊急消防援助隊の出動経費の確保

消防庁においては、東海地震等の大規模地震災害や毒性物質の発散等の特殊災害の発生に際し、「消防組織法」第44条第5項の規定に基づき全国的観点から消防庁長官の指示を受けて出動する緊急消防援助隊について、その迅速かつ効果的な活動のため、当該緊急消防援助隊の活動により増加又は新たに必要となる消防に要する特殊勤務手当及び時間外勤務手当その他の経費について、国庫負担とするための経費を確保する。

24年度予算額	10百万円
23年度予算額	10
差引増△減	0

(31) 防災情報通信体制の整備

消防庁においては、日本のどの地域が被災

しても被災地の映像が伝送できるように消防庁ヘリコプターから通信衛星に直接伝送する技術（ヘリサット）を備えた施設の整備や、災害現場の映像等を通信衛星を介して消防防災関係機関へ配信することを想定した映像送受信訓練の実施等、大規模災害発生時に映像情報等の災害情報収集・伝達体制に資する各種システムの充実強化を図る。

24年度予算額	294百万円
23年度予算額	838
差引増△減	△544

(32) 消防・救急無線等のデジタル化の推進

消防庁においては、各消防機関の計画的なデジタル化を推進するに当たり、複数の消防本部が早期かつ効率的に無線設備の広域化・共同化を行うため、アドバイザー派遣等の支援を行う。

24年度予算額	45百万円
23年度予算額	20
差引増△減	25

(33) 消防団の充実強化・消防団員の安全確保対策の推進

消防庁においては、消防団の認知度を高めるためのPR、消防団協力事業所表示制度の全国展開、消防団員確保アドバイザーの派遣、女性消防団員の活動の充実強化、全国消防操法大会の開催、消防団・自主防災組織の連携推進シンポジウム等の開催等により、消防団の充実強化を図るとともに、災害対応指導者育成支援事業の実施、大規模災害時の消防団活動の在り方検討会による検討等を通じて消防団員の安全確保対策の推進を図る。

24年度予算額	190百万円
23年度予算額	172
差引増△減	18

(34) 救急業務の充実強化

消防庁においては、救急業務を取り巻く諸課題について調査・検討し、<1>消防機関と医療機関の連携推進、<2>救急隊員の教育の在り方の検討、<3>救急業務における統計学的見地からの評価等を行うことで、救急業務全般の充実強化を行い、救命率の向上を図

る。

24年度予算額	84百万円
23年度予算額	47
差引増△減	37

(35) 救助技術の高度化の推進

消防庁においては、救助技術の高度化を図るため、救助技術の高度化等検討会を設置し、新たな救助事象に対応する活動技術の検討を行うとともに、全国消防救助シンポジウム及び実践的訓練を開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図る。

24年度予算額	24百万円
23年度予算額	18
差引増△減	6

(36) 消防施設整備計画実態調査

消防庁においては、消防力の整備指針に基づく消防力の整備状況及び消防水利基準に基づく消防水利の整備状況の把握を目的として、全国の消防本部を対象にした実態調査を行う。

24年度予算額	1百万円
23年度予算額	0
差引増△減	1

(37) 市町村の消防の広域化の推進

消防庁においては、市町村の消防の広域化についての取組を支援するため、消防広域化推進アドバイザーの派遣、消防の広域化の周知・広報等を行うとともに、消防広域化支援対策として所要の地方財政措置を講じ、市町村の消防の広域化の推進を図る。

24年度予算額	7百万円
23年度予算額	7
差引増△減	0

(38) 大規模災害時等に係る惨事ストレス対策の検討

消防庁において、「大規模災害等に係る惨事ストレス対策研究会（仮称）」を開催し、東日本大震災に係る消防本部等での惨事ストレス対策の実態の調査、分析等をふまえ、今後、大規模災害等が発生した場合に、どのような惨事ストレス対策が必要で効果的である

か等について研究を行う。

24年度予算額	8百万円
うち復旧・復興枠	8
うち全国防災経費分	8

(39) 緊急消防援助隊の機能強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急消防援助隊の大規模災害への対応力を強化するため、国有財産等の無償使用制度（「消防組織法」第50条）を活用して、通信資機材等必要な設備を整備する。

また、被災地へのアクセス道路が相当程度寸断される事態においても確実に被災地に消防力が投入でき、長期に及ぶ活動の後方支援にも資する活動拠点の整備手法について検討し、部隊の運用を念頭に置きつつヘリコプターによる部隊の搬送手法まで含めた検討を実施する。

24年度予算額	391百万円
うち復旧・復興枠	391
うち全国防災経費分	391

(40) 法務省における災害時の対処能力の強化

法務省においては、災害が発生し、庁舎・収容施設等が被災した場合に、法務省の業務を継続し、治安上の問題が生じないようにするため、庁舎・収容施設における防災・保安警備等の対処能力の強化を図る。

24年度予算額	2,004百万円
うち復旧・復興枠	2,004
うち全国防災経費分	2,004

(41) 文教施設の防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全を確保するため、学校施設の防災機能の強化に関する検討や応急危険度判定技術者の養成等、総合的・計画的な防災対策を強化・推進する。

24年度予算額	24百万円
23年度予算額	16
差引増△減	8

(42) 国宝・重要文化財（美術工芸品）の防災対策の促進

文化財（美術工芸品）のより安全な保存・管理環境を確保するために、集中豪雨に伴う土砂災害等及び自然環境の変化による被害を防ぐための課題を析出したうえで、適切な防災設備、保存（活用）施設等の設計及び管理の指針を構築する。

24年度予算額	8百万円
23年度予算額	0
差引増△減	8

(43) 国宝・重要文化財（美術工芸品）の防災対策の促進

文化財の盗難事件等の事例報告や有効な防災対策、国庫補助事業の説明等を内容とした所有者等への研修会を実施することで、防犯・防災対策や補助金事業への理解を深める。

24年度予算額	1百万円
23年度予算額	0
差引増△減	1

(44) 災害派遣医療チーム（DMAT）事務局の体制整備

厚生労働省においては、DMATを統轄し、DMAT隊員の技能継続研修等を行うDMAT事務局の運営の補助を行う。

厚生労働省においては、災害時に被災地の医療に係る被害状況を把握し、迅速かつ的確な医療の確保を図るため、災害医療の専門家が速やかに被災地に入るためのヘリコプターのチャーター費用の補助を行う。

24年度予算額	60百万円
23年度予算額	30
差引増△減	30

(45) 災害拠点病院等の活動支援

厚生労働省においては、以下の補助を行う。

- ・国又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用
- ・災害時に被災地へ派遣された災害派遣医療チーム（DMAT）の活動費

24年度予算額	10百万円
23年度予算額	10
差引増△減	0

(46) 在宅医療連携体制の推進

厚生労働省においては、災害が発生した場合にも、在宅医療を必要とする人が安心して医療サービスを受けることができるよう、地域での多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供に向け、医療機関等による連携の推進に補助を行う。

24年度予算額	1,048百万円
うち復旧・復興枠	1,048
うち全国防災経費分	1,048
23年度予算額	0
差引増△減	1,048

医療機関の主要な診療データを、平時から標準的な形式で外部保存しバックアップすることにより、災害時にも過去の診療情報を参照できる手段を確保し、継続した医療の提供を可能とするとともに、平常時には連携医療機関相互でデータの閲覧を可能とし、質の高い地域医療連携に活用できる医療情報連携・保全基盤を整備する。

24年度予算額	950百万円
うち復旧・復興枠	950
うち全国防災経費分	950

(47) 山地防災情報の周知

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、地域住民に対する山地災害危険地区等の山地防災情報を行政と地域住民とが相互に伝達・共有する体制の整備等のソフト対策を推進する。

(48) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営施設の被災や地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データを収集・整理しリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステム等の整備のため、観測データの転送施設等を整備する。

24年度予算額	538百万円
---------	--------

23年度予算額	1,132
差引増△減	△594

(49) 農地・農業用施設の減災対策の推進

農林水産省においては、重点的・効率的に農地・農業用施設に関する減災対策を実施するための基準・指針等を作成することにより、人的被害を含めた総合的な減災を図る即効性のある対策を推進する。

(50) 災害対応型拠点石油基地等整備事業

東日本大震災に際して、被災地等への石油供給に大きな支障を来したことを踏まえ、各地域で石油の供給拠点となる石油基地、SS、石油ガス充填所等を選定し、当該供給拠点の災害対応能力を抜本的に強化する。

24年度予算額	14,500百万円
うち復旧・復興枠	14,500
うち全国防災経費分	14,500

(51) 中小企業BCP策定に関する支援

株式会社日本政策金融公庫等では、中小企業が策定したBCPに基づき防災設備を設置する者に対する融資制度を推進する。

(52) ライフライン物資供給網強靱化実証事業

経済産業省においては、緊急時における消費財の円滑な供給・調達に資するよう、消費財に関する各企業の在庫・販売情報等を集約し、災害時に政府・自治体等が必要な情報を確認できる情報システムを構築する。

24年度予算額	800百万円
うち復旧・復興枠	800
うち全国防災経費分	800

(53) 国土交通省内の防災情報の一元的提供

国土交通省においては、国土交通省が保有する防災情報を集約し、国民にわかりやすく提供することを目的としたホームページ「防災情報提供センター」(<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>)で、リアルタイム雨量、リアルタイムレーダーや国土交通省の災害対応に関する情報等を容易に入手できるよう一元的な提供を行う。

(54) 災害発生時の緊急輸送ネットワーク確保等のための体制整備

国土交通省においては、災害発生時に最適な輸送モード、最適な体制による緊急輸送を確実にかつ迅速に実施するため、地方運輸局と関係機関、輸送事業者等との適切な連携体制の構築及び輸送の具体的実施方策等について定める緊急輸送マニュアルを作成する。

24年度予算額	31百万円
23年度予算額	18
差引増△減	13

(55) 災害発生時における情報連絡体制の整備

国土交通省においては、災害発生時に道路災害情報を迅速に提供するため、情報連絡本部を設置すること等により、通行規制箇所や規制解除の見通し等の情報を各道路管理者で共有し、一元的に提供する体制を整備する。

(56) 地籍整備の推進

国土交通省においては、東日本大震災の被災地での迅速な復旧・復興に貢献する地籍調査のほか、同被災地以外での災害対応力を高める地籍調査を促進する。また、地籍調査の前段となる調査を国が実施すること等を通じて地籍整備を推進する。

24年度予算額	13,920百万円
うち復旧・復興枠	1,771
うち全国防災経費分	1,771
23年度予算額	12,546
差引増△減	1,374

(57) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による大規模災害時の対応体制の強化

国土交通省においては、大規模自然災害発生時において、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)が行う発災直後の緊急調査に加え、河道閉塞等の緊急的な対応が必要な箇所における被害拡大防止を緊急的に実施する。

24年度予算額	2,070,892百万円の内数
23年度予算額	2,076,706百万円の内数

(58) 土地分類調査の実施

国土交通省においては、土地の改変が進み

不明確となっている土地本来の自然条件や改変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせてわかりやすく提供する土地履歴調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施する。

24年度予算額	81百万円
23年度予算額	90
差引増△減	△9

(59) 災害に強い物流システムの構築

国土交通省においては、東日本大震災にて明確となった災害時における物流の問題点を踏まえ、「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」を設置し、災害時の支援物資物流における官民連携・協力の構築等を推進する。

24年度予算額	14百万円
うち復旧・復興枠	0
うち全国防災経費分	14

(60) 電子国土基本図（地図情報）整備

国土交通省国土地理院においては、従来の地形図データに替わる新たなデジタルの基本図データとして、国土管理や防災に必要な地貌や土地状況及び構造物等の地形情報を表す地理空間情報を、位置の基準である道路、建物等の基盤地図情報に整合させた電子国土基本図を整備する。

24年度予算額	172百万円
23年度予算額	237
差引増△減	△65

(61) 公共的屋内空間における三次元GISデータの基本的仕様と効率的整備方法の開発

国土交通省国土地理院においては、屋外の三次元GISデータと一体として扱えるよう屋内空間のGISデータのデータ項目や位置の表し方、精度等を規定する基本的仕様案を作成するとともに、既存の設計図面等とGISデータを結合させることで公共的屋内空間の三次元GISデータを効率的に整備する方法を開発し、マニュアル案にまとめる。

24年度予算額	9百万円
23年度予算額	9

差引増△減 0

(62) 災害時における訪日外国人旅行者に向けた情報提供の在り方に関する事業

東日本大震災を踏まえ、訪日外国人旅行者が安心して旅行できる環境を整備するため、自然災害等緊急時において、訪日外国人旅行者を対象に正確な情報を迅速に提供するための情報提供の在り方について調査検討を行う。

24年度予算額	30百万円
うち復旧・復興枠	30
うち全国防災経費分	30

(63) 沿岸防災情報図の整備

海上保安庁においては、災害時に海上からの救難・救助活動を迅速かつ適切に実施するため、海岸線、水深等の自然情報、公共機関所在地等の社会情報、災害危険地、避難地等の防災情報を網羅した沿岸防災情報図の整備を引き続き行う。

24年度予算額	2百万円
23年度予算額	2
差引増△減	0

(64) 災害対処能力の向上経費

防衛省においては、無人航空機や無人車両の取得等原子力災害等への対処能力の向上を図る。また、庁舎の耐震化、非常用電源の確保等災害派遣の際に活動の拠点となる駐屯地・基地等の整備を推進する。

24年度予算額	25,254百万円
うち復旧・復興枠	25,254
うち全国防災経費分	25,254

2 地震災害対策

2-1 教育訓練

(1) 緊急地震速報の訓練

内閣府と気象庁においては、国民が緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練を実施できるよう、6月と12月に、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加

を呼びかける。

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、震災発生時の災害応急対策、災害警備活動に従事する警察官の安全の確保等についての教育訓練を行うとともに、緊急災害警備本部の設置運営訓練等各種訓練を実施する。また、都道府県警察に対して、震災対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

また、指定自動車教習所における教習等において、交通の方法に関する教則等を用いて、東海地震に係る警戒宣言発令時及び大規模地震発生時並びに「災害対策基本法」による交通規制時における運転者の採るべき措置について周知徹底が図られるよう、都道府県警察に対し指導する。

(3) 消防庁における教育訓練

消防庁においては、国の総合防災訓練のほか、参集訓練、情報収集訓練等を行うとともに、地域の実情に応じた実践的な各種訓練の実施等、災害に強いまちづくりのために必要となる重要な事項について地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

(4) 大規模津波防災総合訓練

国土交通省においては、総合防災訓練大綱に基づき、国土交通省が作成した計画により、関係地方公共団体、指定公共機関等と連携して、地震津波防災応急対策・地震津波災害応急対策現地訓練を実施する。

(5) 津波警報・注意報の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報・注意報発表の迅速化を図るため、地震発生時における震源の決定及び津波判定並びに津波警報・注意報の発表作業の訓練を全国中枢（本庁・大阪）にて行うとともに、地方公共団体等が行う訓練にも積極的に参加協力する。また、地震予知情報を報告するための異常発見、地震防災対策強化地域判定会、東海地震に関連する情報等に係る業務の円滑な遂行を期するための訓練を実施する。

(6) 海上保安庁における震災対策訓練

海上保安庁においては、9月1日の「防災の日」を中心に国が実施する総合防災訓練に参加するとともに対策本部等の設置運営、情報伝達、巡視船艇・航空機動員手続等の訓練を実施するほか、地方公共団体、関係機関と連携し大規模地震災害対策訓練等を行う。

2-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点施設の維持管理体制の整備

内閣府においては、首都直下地震により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川広域防災基地の維持管理体制の整備を進める。また、東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）においても、広域的オペレーションの展開上必要な本部棟等の維持管理体制の整備を進める。

24年度予算額	127百万円
23年度予算額	245
差引増△減	△118

(2) 公共施設等耐震化事業の推進

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う災害対策拠点となる公共施設や地域防災計画上の避難所とされている公共施設等の耐震化を推進する。

(3) 地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備

財務省及び国土交通省においては、地域の地震防災活動の拠点としての役割を担っている国の庁舎の耐震化の状況が十分とは言えないことを踏まえ、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎の整備を推進する。

24年度予算額	13,844百万円
23年度予算額	5,473
差引増△減	8,371

(4) 国立大学法人等施設の整備

文部科学省においては、地震による建物へ

の被害等を防止し、学生等の安全を確保するため、校舎等の耐震補強整備等への支援を行い、防災機能の強化を推進する。

24年度予算額	40,000百万円
	他に48,122百万円の内数
うち復旧・復興枠	40,000
うち全国防災経費分	40,000
23年度予算額	40,363百万円の内数

(5) 公立学校施設等の整備

文部科学省においては、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難所としての役割も果たす公立学校施設等について、防災機能の強化の観点から、校舎等の耐震化等を図る。

24年度予算額	69,891百万円
	他に59,746百万円の内数
	※内閣府で計上している沖縄分(5,056百万円)を含む
うち復旧・復興枠	69,891百万円
	※内閣府で計上している沖縄分(3,146百万円)を含む
うち全国防災経費分	69,891百万円
	※内閣府で計上している沖縄分(3,146百万円)を含む
23年度予算額	91,194百万円の内数
	※内閣府で計上している沖縄分(10,726百万円)を含む

(6) 私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時における幼児児童生徒及び学生の安全確保を図る観点から、学校施設の耐震化や防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震補強事業のほか非構造部材の耐震対策や備蓄倉庫、太陽光発電、自家発電設備等の防災機能強化のための整備等を支援する。

24年度予算額	12,541百万円
うち復旧・復興枠	10,987
うち全国防災経費分	10,987
23年度予算額	5,181
差引増△減	7,360

(7) 医療施設の耐震化

厚生労働省においては、「地震防災対策特

別措置法」第2条に基づき、都道府県知事が作成した五箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療機関に対し補助を行う。

24年度予算額	3,871百万円の内数
23年度予算額	4,928百万円の内数

また、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行う。

24年度予算額	21百万円
23年度予算額	21
差引増△減	0

さらに、政策医療を担う病院やIs値が0.3未満の建物を有する病院が行う病棟等の建築物の耐震整備に対する補助を行う。

24年度予算額	3,871百万円の内数
23年度予算額	4,928百万円の内数

(8) 緊急時給水拠点確保等事業

厚生労働省においては、地震の被害が予想される地域において、配水管等管路を利用した貯留施設及び緊急遮断弁の整備並びに貯水池容量の増大及び連絡管整備を引き続き促進する。また、配水池や浄水場等の基幹水道構造物の耐震化事業等を推進する。

24年度予算額	7,311百万円
うち復旧・復興枠	7,311
うち全国防災経費分	7,311
23年度予算額	4,136
差引増△減	3,175

(9) 水道管路耐震化等推進事業

厚生労働省においては、地震等による被害を受けやすい老朽化した鑄鉄管等の更新を推進する。

24年度予算額	6,166百万円
うち復旧・復興枠	6,166
うち全国防災経費分	6,166
23年度予算額	6,066
差引増△減	100

(10) 簡易水道等施設整備事業

厚生労働省においては、地震の被害が予想される地域において、簡易水道等施設の耐震化のための鉛製管の更新事業、基幹的な水道構造物の補強事業、緊急遮断弁又は非常用電

源設備の整備及び石綿セメント管更新事業を推進する。

24年度予算額	4,089百万円
うち復旧・復興枠	4,089
うち全国防災経費分	4,089
23年度予算額	9,930百万円の内数

(11) 独立行政法人国立病院機構の施設整備

独立行政法人国立病院機構においては、老朽建物の建替等に取り組み、耐震性の向上を図る。

(12) 山地災害に対する整備

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震等による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設整備等を重点的に実施する。

(13) 漁港・漁村の防災力の向上

農林水産省においては、平成24年3月に策定された新たな「漁港漁場整備長期計画」に基づき、東日本大震災の経験も踏まえ、避難対策や水産業関連事業の継続又は早期再開のための対策とともに、外郭・保留施設の構造強化、避難施設等の整備を推進する。

(14) 国立更生援護機関等の施設整備事業

国立障害者リハビリテーションセンターにおいては、病院の耐震化工事を実施するとともに、秩父学園において、水道管の耐震化工事を実施する。

独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園においては、共同溝と貯水槽の耐震化工事を実施し、心身障害児総合医療療育センターにおいては、高圧非常用発電機の整備を実施する。

24年度予算額	2,927百万円
うち復旧・復興枠	2,927
うち全国防災経費分	2,927
23年度予算額	1,168
差引増△減	1,759

(15) 防災拠点官庁施設等の耐震化

国土交通省においては、大規模地震発生時

に、官庁施設がその機能を十分に発揮できるよう、総合的な耐震安全性を確保した防災拠点となる官庁施設等の整備を推進する。あわせて、防災拠点官庁施設等における業務継続の着実な実施に資するため、官庁施設の機能確保の観点から適切な支援を行う。

24年度予算額	3,151百万円の内数
他に	16,842百万円の内数
うち復旧・復興枠	3,151百万円の内数
うち全国防災経費分	3,151百万円の内数
23年度予算額	17,783百万円の内数

(16) 建設機械の整備

国土交通省においては、災害時の緊急輸送道路確保等に必要な機械を整備する。

24年度予算額	1,936,667百万円の内数
23年度予算額	1,341,464百万円の内数

(17) 地震災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、地震災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備として、次の事業を実施する。

- ・避難地、避難路及び防災活動拠点となる防災公園の整備

24年度予算額	3,813百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置	
うち復旧・復興枠	
社会資本整備総合交付金の内数で措置	
うち全国防災経費分	

23年度予算額	3,970百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置	

- ・密集市街地等において避難路として活用される道路等における街路事業の実施

24年度予算額	1,325,114百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置	

23年度予算額	1,341,464百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置	

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

24年度予算額	1,325,114百万円の内数
---------	-----------------

この他に社会資本整備総合交付金及び地域
自主戦略交付金内で措置

23年度予算額 1,341,464百万円の内数

この他に社会資本整備総合交付金内で措置

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

24年度予算額 1,734百万円の内数

23年度予算額 3,418百万円の内数

- ・三大都市圏のうち、特に地震の際に危険度の高い地区における避難地等と周辺住宅地の一体的な拠点整備

また、地震災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

- ・密集市街地を始めとする防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

24年度予算額

社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略
交付金内で措置

23年度予算額

社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略
交付金内で措置

- ・三大都市圏の木造密集市街地の解消及び避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

24年度予算額

社会資本整備総合交付金内で措置

23年度予算額

社会資本整備総合交付金内で措置

- ・低層木造建築物の密集した既成市街地における市街地再開発事業等の促進

24年度予算額 2,007百万円

他に5,212百万円の内数

この他に社会資本整備総合交付金内で措置

うち復旧・復興枠 2,007百万円

この他に社会資本整備総合交付金内で措置

うち全国防災経費分 2,007百万円

この他に社会資本整備総合交付金内で措置

23年度予算額 4,553百万円の内数

この他に社会資本整備総合交付金内で措置

- ・耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備

24年度予算額

社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略

交付金内で措置

23年度予算額

社会資本整備総合交付金内で措置

- ・都市機能が集積する地域における災害時の滞在者等の安全を確保する都市安全確保促進事業の実施

24年度予算額 340百万円

23年度予算額 0

差引増△減 340

- ・災害時における都市交通施設の有効活用に関する調査

24年度予算額 10百万円

うち復旧・復興枠 10

うち全国防災経費分 10

23年度予算額 0

差引増△減 10

(18) 下水道における震災対策

国土交通省においては、平成21年度に創設した「下水道総合地震対策事業」、平成24年3月に策定した「下水道BCP策定マニュアル（地震・津波編）第2版」等を活用し、地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保するために耐震化を図る「防災」、被災を想定して下水道機能の被害の最小化を図る「減災」（マンホールトイレ、備蓄倉庫の整備等）を組み合わせた総合的な地震対策を推進する。

また、耐震化等の機能高度化を考慮し、長寿命化対策を含めた改築を推進する。

24年度予算額 5,903百万円の内数

この他に社会資本整備総合交付金及び地域
自主戦略交付金内で措置

うち復旧・復興枠

社会資本整備総合交付金の内数で措置

うち全国防災経費分

社会資本整備総合交付金の内数で措置

23年度予算額 11,261百万円の内数

この他に社会資本整備総合交付金及び地域
自主戦略交付金内で措置

(19) 河川の耐震・液状化対策

液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を実施し、被害の防止・軽減を図る。

24年度予算額	39,034百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金内で措置	
うち復旧・復興枠	12,728
うち全国防災経費分	26,306
23年度予算額	61,656百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金内で措置	

(20) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、地震に伴う土砂災害を防止するため、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生に備え、地震に起因する土砂災害により住宅等が被災することがないように、土砂災害対策を重点的に実施する。

また、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震や平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震等の活断層に起因する地震により発生する土砂災害対策等を引き続き重点的に実施するとともに、平成23年（2011年）東日本大震災において発生した土砂災害への対策を推進する。

さらに、土砂災害の危険箇所が集中して存在する都市部における土砂災害対策を推進する。

(21) 道路における震災対策

国土交通省においては、震災が発生した場合においても安全で信頼性の高い道路の通行を確保するため、広域的な幹線道路ネットワークの整備を行うとともに、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強等各種道路事業を実施する。

24年度予算額	35,120百万円
他に1,325,114百万円の内数	
この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置	
うち復旧・復興枠	35,120
うち全国防災経費分	35,120
23年度予算額	1,341,464百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置	

(22) 住宅市街地の防災性の向上の推進

国土交通省においては、不良住宅の密集地区や狭隘な道路の多い地区等において、不良

住宅等を除去し、耐震性・耐火性の高い住宅に建て替えるとともに、地区の住環境の整備を行いつつ地区の防災性の向上を図るため、福岡市大浜地区等において、住宅地区改良事業等を実施する。

24年度予算額	
社会資本整備総合交付金内で措置	
23年度予算額	

社会資本整備総合交付金内で措置
国土交通省においては、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等都市再生の推進に必要な政策課題により機動的に対応するため住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業について補助を行う。

24年度予算額	15,130百万円
この他に社会資本整備総合交付金内で措置	
23年度予算額	12,001百万円
この他に社会資本整備総合交付金内で措置	

(23) 老朽公営住宅の建て替えの推進

国土交通省においては、新耐震基準施行以前に建設された耐震性の低い既存の公営住宅団地について、早急に建て替え事業を実施し、防災性の強化を図る。

24年度予算額	
社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置	
23年度予算額	
社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置	

(24) 港湾の大規模地震対策

国土交通省においては、人口や産業が集中する臨海部において、大規模地震発生時における避難者や緊急物資等の輸送機能、経済活動に資する一定の海上輸送機能を確保するため、基幹的広域防災拠点や耐震強化岸壁を整備するとともに、緊急輸送ルートに接続する臨港道路の耐震強化及び緑地等オープンスペースの確保を行う。

24年度予算額	39,716百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置	
うち復旧・復興枠	13,305百万円の内数

うち全国防災経費分 13,305百万円の内数
 23年度予算額 13,951百万円の内数
 この他に社会資本整備総合交付金及び地域
 自主戦略交付金内で措置

24年度予算額 4,101百万円
 うち復旧・復興枠 2,036
 23年度予算額 2,154
 差引増△減 1,947

(25) 総合的な宅地防災対策の推進

国土交通省においては、大地震等による大規模盛土造成地の被害を軽減するため、大規模盛土造成地の変動予測（大規模盛土造成地マップ作成）に基づく住民への情報提供や大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（宅地耐震化工事）の実施により、宅地の安全性の向上を推進する。

24年度予算額

社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略
 交付金内で措置

うち復旧・復興枠

社会資本整備総合交付金内で措置

うち全国防災経費分

社会資本整備総合交付金内で措置

23年度予算額

社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略
 交付金内で措置

(26) 東日本大震災をふまえた鉄道の防災・減災対策に関する調査

国土交通省においては、東日本大震災による主要な鉄道路線の被災状況や首都圏等の列車運行に関する諸課題を踏まえ、首都圏において地震・津波等の大規模災害が発生した際の鉄道機能の早期復旧等、首都機能維持に焦点をあてた鉄道の防災減災対策の在り方を検討するに当たって必要な調査を実施する。

24年度予算額 30百万円
 うち復旧・復興枠 30
 うち全国防災経費分 30

(27) 東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧・再生

東日本大震災で被災した海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況等を踏まえながら、林帯幅の確保や人工盛土の活用も図りつつ、津波に対する減災機能も考慮した海岸防災林の整備等を推進する。

(28) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進する。

24年度予算額 29,136百万円の内数
 うち復旧・復興枠 4,324百万円の内数
 うち全国防災経費分 4,324百万円の内数
 23年度予算額 26,371百万円の内数

(29) 情報通信基盤の整備

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、河川利用者等への情報提供に資する河川情報通信基盤の整備を推進する。

2-3 その他

(1) 地震対策等の推進

内閣府においては、地方都市等における地震防災の在り方を検討するとともに、東海・東南海・南海地震が連動して発生した場合の被害想定を検討を行う。また、津波避難に関する検討も行う。その他、住宅・建築物の耐震化や火山災害対策、首都圏大規模水害対策、総合防災情報システムの整備、防災見える化等を推進する。

24年度予算額 824百万円
 うち復旧・復興枠 182
 うち全国防災経費分 182
 23年度予算額 931
 差引増△減 △107

(2) 震災対策に資する地域再生推進費による整備

内閣府においては、地方公共団体が緊急に即効性のある地震及び津波対策の防災事業を実施する地域再生計画に対して支援を行う。

24年度予算額 6,100百万円
 うち復旧・復興枠 6,100

うち全国防災経費分 6,100

(3) 都市再生安全確保計画の策定の促進

内閣府においては、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図るため、基礎データの収集・分析等に対して支援を行い、官民による都市再生安全確保計画の作成を促進する。

24年度予算額	150百万円
うち復旧・復興枠	150
うち全国防災経費分	150

(4) 交通対策の推進

警察庁においては、広域交通管制システムを的確に運用するとともに交通安全施設等の整備を推進する。

(5) 建築物の耐震化の推進

法務省においては、矯正施設その他法務官署施設について、庁舎の規模や耐震診断結果等に応じて、耐震改修又は庁舎新営による耐震化を計画的に実施する。

24年度予算額	18,061百万円
うち復旧・復興枠	1,558
うち全国防災経費分	176
23年度予算額	13,991
差引増△減	4,070

(6) 庁舎及び合同宿舎等の耐震化の推進

財務省においては、震災発生時における来庁者等の安全確保の観点から耐震性能の不足している庁舎等について計画的に耐震改修等を実施するとともに、合同宿舎等の耐震診断調査を実施するほか、耐震診断結果に基づき必要な耐震改修等を実施する。

24年度予算額	3,243百万円
うち復旧・復興枠	560
うち全国防災経費分	560
23年度予算額	3,811
差引増△減	△568

(7) 国宝・重要文化財（建造物）の耐震診断・耐震対策の促進

文化庁においては、国宝・重要文化財（建造物）の耐震性の課題を把握するために、建

築専門家を派遣し耐震対策の基礎となる所有者診断を実施する。

24年度予算額	12百万円
23年度予算額	12
差引増△減	0

(8) 鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、地震による鉄道施設の災害を防止するため、鉄道事業者に対して鉄道施設の地震防災対策を推進するよう指導を行う。また、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主要な鉄道駅及び緊急輸送道路と交差又は並走する橋りょう、高架橋の耐震対策に要する費用について一部補助を行い、整備促進を図る。

24年度予算額	862百万円
うち復旧・復興枠	470
うち全国防災経費分	470
23年度予算額	812
差引増△減	50

(9) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な施行に努めるとともに、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について補助を行う。

24年度予算額	548百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置	
23年度予算額	1,000百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置	

(10) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険度判定について、人材の育成、実施体制及び支援体制の整備を推進する。

(11) 空港の耐震化

国土交通省においては、地震災害時の空港

機能の確保を図るため、航空輸送上重要な空港等の耐震化を実施する。

24年度予算額	4,722百万円
うち復旧・復興枠	2,654
うち全国防災経費分	1,676
23年度予算額	3,934
差引増△減	788

(12) 全国活断層帯情報整備

国土交通省においては、首都直下地震や東南海・南海地震等の非常災害発生時に広域的な災害応急対策が円滑に実施できるよう、港湾広域防災拠点支援施設を適切に維持管理し、非常災害時に備えた訓練を実施すると共に事業継続計画（BCP）を策定する。

24年度予算額	18百万円
23年度予算額	12
差引増△減	6

(13) 京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の整備

国土交通省においては、京阪神都市圏における大規模地震発生時の応急復旧活動等の災害対応力の向上を図るため、堺泉北港堺2区において、基幹的広域防災拠点の整備を行う。

24年度予算額	39,716百万円の内数
うち復旧・復興枠	13,305百万円の内数
うち全国防災経費分	13,305百万円の内数
23年度予算額	13,951百万円の内数

(14) 地震予知情報の報告及び東海地震に関連する情報の発表、通報

気象庁長官は、地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に地震予知情報を報告する。また、気象庁は、地震防災対策強化地域に係る観測成果等を東海地震に関連する情報として発表するとともに、防災関係機関、報道機関に通報し、関係機関で適切な防災体制が執られるよう努める。

(15) 緊急地震速報、地震情報等の発表、伝達

気象庁においては、地震観測の結果をもと

に緊急地震速報、地震情報等を発表し、防災関係機関及び報道機関に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

24年度予算額	1,658百万円
23年度予算額	1,925
差引増△減	△267

* 予算額は再掲（第2章2-1（23））

3 津波災害対策

3-1 教育訓練

(1) 大規模津波防災総合訓練

国土交通省においては、総合防災訓練大綱に基づき、国土交通省が作成した計画により、関係地方公共団体、指定公共機関等と連携して、地震津波防災応急対策・地震津波災害応急対策現地訓練を実施する。

(2) 津波災害の防止・軽減のための啓発

内閣府においては、津波災害の防止・軽減のために、11月5日の「津波防災の日」を通じて、国民に対し津波防災に関する啓発を行う。

3-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点施設の維持管理体制の整備

再掲（第3章2-2（1））

内閣府においては、首都直下地震により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川広域防災基地の維持管理体制の整備を進める。また、東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）においても、広域的オペレーションの展開上必要な本部棟等の維持管理体制の整備を進める。

24年度予算額	(127) 百万円
23年度予算額	(245)
差引増△減	(△118)

(2) 河川の津波対策

津波により、甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠

隔操作化等を実施し、被害の防止・軽減を図る。

24年度予算額	39,034百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金内で措置	
うち復旧・復興枠	12,728
うち全国防災経費分	26,306
23年度予算額	61,656百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金内で措置	

(3) 港湾の大規模地震対策

再掲（第3章2-2（24））

国土交通省においては、人口や産業が集中する臨海部において、大規模地震発生時における避難者や緊急物資等の輸送機能、経済活動に資する一定の海上輸送機能を確保するため、基幹的広域防災拠点や耐震強化岸壁を整備するとともに、緊急輸送ルートに接続する臨港道路の耐震強化、緑地等オープンスペースの確保を行う。

24年度予算額	(39,716)百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置	
うち復旧・復興枠	(13,305)百万円の内数
うち全国防災経費分	(13,305)百万円の内数
23年度予算額	(13,951)百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置	

(4) 津波災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、津波災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施する。

- ・避難地、避難路及び防災活動拠点となる防災公園の整備

24年度予算額	3,813百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置	
うち復旧・復興枠	社会資本整備総合交付金内で措置
うち全国防災経費分	社会資本整備総合交付金内で措置
23年度予算額	3,970百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び地域	

自主戦略交付金内で措置

- ・密集市街地等において避難路として活用される道路等における街路事業の実施

24年度予算額	1,325,114百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置	
23年度予算額	1,341,464百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置	

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

24年度予算額	1,325,114百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置	

23年度予算額	1,341,464百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金内で措置	

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

24年度予算額	1,734百万円の内数
23年度予算額	3,418百万円の内数

津波災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

- ・東海、東南海及び南海の地震を始めとする地震による津波被害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

24年度予算額	社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置
うち復旧・復興枠	社会資本整備総合交付金内で措置

うち全国防災経費分	社会資本整備総合交付金内で措置
-----------	-----------------

23年度予算額	社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置
---------	----------------------------

- ・三大都市圏の木造密集市街地の解消及び避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

24年度予算額	社会資本整備総合交付金内で措置
23年度予算額	社会資本整備総合交付金内で措置

- ・低層木造建築物の密集した既成市街地における市街地再開発事業等の促進

24年度予算額 2,007百万円
他に、5,212百万円の内数

この他に社会資本整備総合交付金内で措置
うち復旧・復興枠 2,007百万円

この他に社会資本整備総合交付金内で措置
うち全国防災経費分 2,007百万円

この他に社会資本整備総合交付金内で措置
23年度予算額 4,553百万円の内数

この他に社会資本整備総合交付金内で措置

- ・耐震性貯水槽，備蓄倉庫，避難空間等の施設整備

24年度予算額
社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略
交付金内で措置

23年度予算額
社会資本整備総合交付金内で措置

(5) 官庁施設の津波対策

国土交通省においては，津波発生時における防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るとともに，一時的な避難場所の確保による人命の救済に資するため，官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。

24年度予算額 3,151百万円の内数
他に16,842百万円の内数

うち復旧・復興枠 3,151百万円の内数
うち全国防災経費分 3,151百万円の内数

23年度予算額 17,783百万円の内数

(6) 東日本大震災をふまえた鉄道の防災・減災対策に関する調査

再掲（第3章2-2（26））

国土交通省においては，東日本大震災による主要な鉄道路線の被災状況や首都圏等の列車運行に関する諸課題を踏まえ，首都圏において地震・津波等の大規模災害が発生した際の鉄道機能の早期復旧等，首都機能維持に焦点をあてた鉄道の防災減災対策の在り方を検討するに当たって必要な調査を実施する。

24年度予算額 (30) 百万円
うち復旧・復興枠 (30)
うち全国防災経費分 (30)

(7) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては，津波対策として，大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進する。

24年度予算額 29,136百万円の内数
うち復旧・復興枠 4,324百万円の内数
うち全国防災経費分 4,324百万円の内数
23年度予算額 26,371百万円の内数

(8) 東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧・再生

再掲（第3章2-2（27））

東日本大震災で被災した海岸防災林について，被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況等を踏まえながら，林帯幅の確保や人工盛土の活用も図りつつ，津波に対する減災機能にも考慮した海岸防災林の整備等を推進する。

24年度予算額 (4,101) 百万円
うち復旧・復興枠 (2,036)
23年度予算額 (2,154)
差引増△減 (1,947)

3-3 その他

(1) 地震対策等の推進

再掲（第3章2-3（1））

内閣府においては，地方都市等における地震防災の在り方を検討するとともに，東海・東南海・南海地震が連動して発生した場合の被害想定を検討を行う。また，津波避難に関する検討も行う。その他，住宅・建築物の耐震化や火山災害対策，首都圏大規模水害対策，総合防災情報システムの整備，防災見える化等を推進する。

24年度予算額 (824) 百万円
うち復旧・復興枠 (181)
うち全国防災経費分 (182)
23年度予算額 (931)
差引増△減 (△107)

(2) 震災対策に資する地域再生推進費による整備

再掲（第3章2-3（2））

内閣府においては、地方公共団体が緊急に即効性のある地震及び津波対策の防災事業を実施する地域再生計画に対して支援を行う。

24年度予算額	(6,100) 百万円
うち復旧・復興枠	(6,100)
うち全国防災経費分	(6,100)

(3) 交通対策の推進

警察庁においては、広域交通管制システムを的確に運用するとともに交通安全施設等の整備を推進する。

(4) 津波避難の推進

消防庁においては、中央防災会議での検討を踏まえつつ、現行の「津波対策推進マニュアル（平成14年3月）」の見直しを行う。

24年度予算額	25百万円
---------	-------

(5) 京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の整備

再掲（第3章2-3（13））

国土交通省においては、京阪神都市圏における大規模地震発生時の応急復旧活動等の災害対応力の向上を図るため、堺泉北港堺2区において、基幹的広域防災拠点の整備を行う。

24年度予算額	(39,716百万円の内数)
うち復旧・復興枠	(13,305百万円の内数)
うち全国防災経費分	(13,305百万円の内数)
23年度予算額	(13,951百万円の内数)

(6) 津波警報・注意報等の発表、伝達

気象庁においては、地震観測の結果をもとに津波警報・注意報等を発表し、防災関係機関及び報道機関に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

24年度予算額	1,658百万円
23年度予算額	1,925
差引増△減	△267

4 風水害対策

4-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、風水害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施する。また、都道府県警察に対して、風水害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

4-2 防災施設設備の整備

(1) 医療施設の土砂災害防止整備

厚生労働省においては、「災害弱者関連施設等に係る土砂災害緊急点検調査」（平成10年、建設省）により、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等に所在する医療施設が実施した土砂災害防止整備について補助を行う。

24年度予算額	3,871百万円の内数
23年度予算額	4,928百万円の内数

(2) 治山事業の推進

農林水産省においては、森林の水源のかん養や土砂の流出・崩壊の防止機能等の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土づくり、水源地域の機能強化を図るため、治山施設整備等を推進する。

(3) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、高潮・波浪対策として、浸水被害に対して極めて脆弱なゼロメートル地帯等における海岸保全施設の整備を推進する。

24年度予算額	29,136百万円の内数
うち復旧・復興枠	4,324百万円の内数
うち全国防災経費分	4,324百万円の内数
23年度予算額	26,371百万円の内数

(4) 総合的な農地防災対策

農林水産省においては、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させるためのため池総合整備対策を推進する。

24年度予算額

地域自主戦略交付金内で措置

23年度予算額

地域自主戦略交付金内で措置

(5) 建設機械の整備

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備する。

24年度予算額 611,553百万円の内数

23年度予算額 604,889百万円の内数

(6) 河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等の水文・道路気象データを収集するためのテレメータや、ダム等の放流による河川水位上昇を警報するための警報設備、監視カメラ設備及び大都市圏のゲリラ豪雨を詳細且つリアルタイムで捉えるためのXバンドMPレーダの整備を引き続き行う。また、高機能化を図った河川情報システムの普及を引き続き推進するとともに、各部局及び地方自治体が保有するデータの共有を推進する。さらに、東日本大震災、紀伊半島大水害等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水対策、停電対策等を実施する。

(7) 水防施設の整備

国土交通省においては、気象庁と共同で発表する直轄河川の洪水予報等の情報を迅速かつ的確に通報・伝達するため、観測施設等の整備を行う。

24年度予算額 120百万円

23年度予算額 125

差引増△減 △5

(8) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、土砂災害を防止するため、土砂災害防止施設の整備及び土砂災害に対する警戒避難システム等の整備を実施する。

(9) 道路における防災対策

国土交通省においては、安全で信頼性の高い道路ネットワークの整備を行うとともに、

道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避する道路整備等を実施する。

24年度予算額 1,325,114百万円の内数

この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置

23年度予算額 1,341,464百万円の内数

この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置

4-3 その他

(1) 風水害・土砂災害・雪害対策の推進

内閣府においては、風水害・土砂災害・雪害による被害を軽減するため、平成22年度の災害について総括検証を行った上で、地域コミュニティの力を活かしたハード・ソフト両面についての対策を検討する。

24年度予算額 5百万円

23年度予算額 5

差引増△減 0

(2) 避難における総合的対策の推進

内閣府においては、災害時要援護者の避難支援に関する実態調査を実施し、東日本大震災において災害時要援護者がどのように被災し、避難したかについて実態把握を行い、災害時要援護者対策の見直しの必要性や対策の考え方を検討する。その上で、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）の見直し等必要な対応を行う。

さらに、東日本大震災において実際に避難所へ避難した被災者を対象とした東日本大震災における避難の実態調査等を実施し、課題解決のための検討を行うとともに、避難所の良好な生活環境の確保を図るための取組の指針を作成する。

24年度予算額 45百万円

うち復旧・復興枠 45

うち全国防災経費分 45

23年度予算額 49

差引増△減 △4

(3) 風水害に対する警戒体制の強化

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して、災害危険箇所の事前把握、

災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立、部隊派遣の検討及び実施並びに自治体及び関係機関との連携による迅速な避難誘導の徹底を指示する等、警戒警備体制の強化を図る。

(4) 風水害対策の推進

消防庁においては、災害時要援護者の避難誘導體制を含めた避難体制の整備、避難勧告等の迅速かつ的確な発令・伝達、災害危険個所の把握及び周知、二次災害防災対策の強化、実践的な防災訓練の実施、防災知識の普及等について地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

(5) 災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」（平成11年1月、文部省、厚生省、林野庁、建設省及び消防庁共同通達）等を受け、次の対策を図る。

農林水産省においては、災害時要援護者関連施設を保全するため、本施設に係る山地災害危険地区及び農地地すべり危険箇所等の周知を図るとともに、治山事業及び農地防災事業等による防災対策を推進する。

国土交通省においては、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設が立地する箇所について、砂防設備等の整備を実施するとともに、都道府県の関係部局等の連携強化を図り、土砂災害のおそれのある箇所や施設に関する情報の共有や施設管理者への警戒避難に関する情報の提供、防災訓練の実施、施設の新規立地抑制等の対策を推進する。

(6) 山地災害防止のための普及啓発活動

農林水産省においては、山地災害の未然防止について、住民への周知徹底及び防災意識の高揚に資することを目的に、山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）を実施する。

(7) 河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、生命、財産が集中している主要都市部や、近年、局地的な大雨

等により、水害・土砂災害の被害を受けた地域において、重点的にXバンドMPレーダ網の整備を進めており、平成24年度においては、東日本大震災の被災地である東北、関東等において、XバンドMPレーダ網の整備を進める。また、これらレーダ雨量計のデータを用いたより詳細な流出解析の活用等により、洪水予測の更なる精度向上を図る。

(8) 河川情報の提供の推進

国土交通省においては、災害時における迅速な危機対応が可能となるよう、リアルタイムのレーダ雨量、洪水予報、水防警報等の河川情報を提供する。また、地上デジタル放送等の様々な伝達手段を通じたきめ細やかな河川情報の提供を推進することにより、住民の適切な避難行動等を支援する。

(9) 国土交通省と気象庁との河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換の整備

国土交通省と気象庁においては、「水防法」及び「気象業務法」に基づき共同で実施する洪水予報業務その他の業務の高度化に資するため、それぞれの保有する河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換を行う。

(10) 流域治水対策の実施

国土交通省においては、浸水被害の著しい既成市街地が大部分を占める河川流域等について、河川や下水道の整備、流域の保水・遊水機能の確保等を行うための流域貯留浸透事業等の総合治水対策を推進する。また、内水被害を軽減するため、地方公共団体と協力して、土地利用規制策等のソフト対策と一体となった計画を策定し、総合内水対策を推進する。

(11) 総合的な都市型水害対策の推進

国土交通省においては、平成15年6月に成立した「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、浸水被害等の著しい都市部の河川の流域において、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で流域水害対策計画を作成し、本計画に基づき、河道改修、河道から

離れた雨水貯留浸透施設の河川管理者による整備等を行うことにより、総合的な都市型水害対策を推進する。

(12) 浸水想定区域図等の作成及び公表

国土交通省においては、浸水想定区域図及び土砂災害危険区域図の作成・公表を推進するとともに、市町村が作成する災害が発生した場合の状況を想定した避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を示したハザードマップの作成を支援し、住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図る。浸水想定区域図については、平成17年7月に施行された「改正水防法」により浸水想定区域の指定対象を従来の大河川だけでなく中小河川にまで拡大することに伴い、一層の指定の促進を図るとともに、洪水ハザードマップの作成・普及のための支援を推進する。また、平成21年3月に改定した「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」により内水ハザードマップの作成、活用を支援する。さらに、ハザードマップをweb上で閲覧可能なハザードマップポータルサイトの充実を図る。

(13) 氾濫域対策の推進

国土交通省においては、洪水被害が度々生じているにもかかわらず、上下流バランス等の理由から早期の治水対策が困難である地域において、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等を実施し、住家の洪水による氾濫からの防御を図る。

(14) 総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づき、土砂災害の恐れのある区域の指定を促進し、既存の諸制度と相まって総合的な土砂災害対策を実施する。また、土砂災害による被害の軽減を図るため、「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成19年4月国土交通省砂防部）」及び「土砂災害警戒避難事例集（平成21年9月国土交通省砂防部）」により市町村の警戒避難体制整備を支援するとともに、避難勧告発令

や住民の警戒避難行動を支援するため都道府県と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報の作成・伝達を支援する。

河道閉塞、火山噴火に伴う土石流、地すべり等といった大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の適切な判断を支援するため、改正土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害が想定される土地の区域及び時期の情報を適切に行うために必要な体制の整備を促進し、土砂災害から国民の生命・身体の保護するための取組を推進する。

(15) 土砂災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等を強力に推進し、土砂災害による人命、財産の被害の防止に資することを目的として、土砂災害防止月間及び崖崩れ防災週間を実施する。

月間中には、土砂災害防止「全国の集い」の開催、第7回「土砂災害・全国統一防災訓練」の実施、広報活動の推進、土砂災害防止功労者の表彰、土砂災害防止に関する絵画・作文の募集を行うとともに、各地で講演会、見学会の開催、土砂災害危険区域の周知、砂防ボランティア等と連携し土砂災害危険箇所点検等を実施する。

また、教育関係者等への土砂災害に関する講習会の開催や、教材等の情報提供等、土砂災害防止教育の充実を推進する。

(16) 水防に関する普及啓発活動

国土交通省においては、水防の意識及び重要性について国民の理解と関心を高めるとともに、水防に対する国民の協力を求めるため、水防月間において、都道府県、水防管理団体、その他関係機関とともに各種の行事及び活動を実施する。特に、関係団体と連携して、水防団員等に対して水防技術の習得・研鑽、水防に関する基本的考え方の普及を図るため、利根川等9河川において洪水時に際しての水防工法、情報伝達、救援、救護避難訓練等の総合的な演習を実施する。

また、都道府県及び市町村の職員に対し、水防に関する実務的知識を修得させるため、関係団体と連携の下に水防研修を実施するとともに、主として水防団員の水防技術の向上及び伝承を図るため、水防工法の実技演習を中心とした水防技術講習会を実施する。

(17) 風水害基礎情報整備

国土交通省国土地理院においては、大規模な豪雨災害が懸念される地域及び都市圏域を対象に、地形、表層地質、地盤条件、土地利用等について、資料調査、現地調査及び空中写真判読により防災地形調査を行う。また、これらの調査により得られた成果から土地条件図を作成する。

24年度予算額	36百万円
23年度予算額	44
差引増△減	△8

(18) 航空レーザーデータを用いた土地の脆弱性に関する新たな土地被覆分類の研究

国土交通省国土地理院においては、航空レーザーデータを活用し、樹高や疎密度等の植生関連情報を加えた新たな土地被覆分類手法を構築するとともに、土地被覆が土地の脆弱性に対して与える影響を評価する手法を提示し、これらをマニュアルとして取りまとめる。

24年度予算額	10百万円
23年度予算額	11
差引増△減	△1

(19) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難勧告等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、以下のような防災気象情報の発表及び伝達を行う。

- ・気象、高潮及び洪水に関する予報及び警報（警報は市町村等を対象区域として発表）
- ・「水防法」等に基づく、国土交通大臣又は都道府県知事が指定する洪水予報指定河川を対象とした洪水予報（国土交通省又は都道府県と共同で発表）

- ・土砂災害警戒情報（都道府県と共同で発表）
- ・竜巻注意情報
- ・警報・注意報を補完する情報
- ・降水ナウキャスト、竜巻発生確度ナウキャスト及び雷ナウキャスト

5 火山災害対策

5-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、火山災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施する。また、都道府県警察に対して、火山災害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示する。

5-2 防災施設設備の整備

(1) 火山地域における治山事業の推進

農林水産省においては、火山地域における山地災害の防止・軽減を図るため、土砂流出防止林の造成を推進する。

24年度予算額	1,943百万円の内数
23年度予算額	1,066百万円の内数

(2) 火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における住民の安全確保のため、火山砂防事業及び火山噴火対策の調査を推進する。

(3) 降灰対策用機械の整備

国土交通省においては、桜島降灰除去事業に必要な機械の整備を実施する。

24年度予算額	1,325,114百万円の内数
23年度予算額	1,341,464百万円の内数

5-3 その他

(1) 活動火山対策の推進

消防庁においては、火山噴火災害に対する

防災対策の充実強化を図るため、地域防災計画の整備充実、関係機関との連携、広域的な防災体制の確立、警戒避難体制の整備、防災知識の普及及び実践的な防災訓練の実施等について、関係地方公共団体に対し引き続き要請・助言等を行うとともに、最新の火山防災に関する情報等を共有するため「火山災害関係都道県連絡会議」を開催する。

(2) 火山災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、火山地域の自治体が火山と地域の安全についての理解を深める等により、火山砂防事業の推進に寄与することを目的とした火山砂防フォーラムの開催（於：秋田県仙北市）を支援し、火山災害防止のための啓発活動を行う。

(3) 火山災害基礎情報整備

国土交通省国土地理院においては、活動的火山及び潜在的爆発力を有する火山を対象に、空中写真判読、現地調査等により火山災害基礎情報を整備する。

24年度予算額	2百万円
23年度予算額	3
差引増△減	△1

(4) 火山地域における地殻変動の連続監視

国土交通省国土地理院においては、霧島山をはじめとする火山地域において、火山活動に伴う地殻変動の動向を的確に把握するため、電子基準点（GPS連続観測施設）、GPS火山変動リモート観測装置（REGMOS）、光波測距連続観測装置（APS）等による地殻変動の三次元的な連続監視を行う。

(5) 噴火警報、予報その他の情報の発表、伝達等

気象庁においては、火山観測の結果をもとに噴火警報等を適時適切に発表し、一般及び防災関係機関への警戒等呼びかけることにより、災害の防止・軽減に努めるとともに、必要に応じて火山機動観測班を現地に派遣し、各種の観測及び調査を行う。また、火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて噴火警戒レベルの導入や改善を推進す

る。

24年度予算額	627百万円
23年度予算額	522
差引増△減	105

6 雪害対策

6-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察に対して、地域住民及び関係機関との合同による雪害警備訓練の積極的な実施について指導する。

6-2 防災施設設備の整備

(1) 民間社会福祉施設の雪害防止

厚生労働省においては、特別豪雪地帯における民間社会福祉施設に対し、除雪助成事業を行う。

24年度予算額	60百万円
23年度予算額	60
差引増△減	0

(2) 雪崩防止林造成

農林水産省においては、積雪地帯における雪崩による被害から集落等を守るため、柵工等の整備と一体的に森林の造成等を推進する。

24年度予算額	3,375百万円の内数
23年度予算額	2,154百万円の内数

(3) 冬期における道路交通の確保

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づき、除雪、防雪、凍雪害防止及び除雪機械設備に係る事業を推進する。また、鉄道駅周辺や中心市街地、通学路等、特に安全で快適な歩行空間を確保するため、冬期バリアフリー対策を推進する。

24年度予算額	1,325,114百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び地域	

自主戦略交付金内で措置

23年度予算額 1,341,464百万円の内数

この他に社会資本整備総合交付金及び地域
自主戦略交付金内で措置

(4) 雪に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行い、下水処理水や下水道施設等を活用した積雪対策のより一層の推進を図る。

24年度予算額 5,903百万円の内数

この他に社会資本整備総合交付金及び地域
自主戦略交付金内で措置

23年度予算額 11,261百万円の内数

この他に社会資本整備総合交付金で措置

(5) 雪崩対策

国土交通省においては、環境対策やコスト縮減等に配慮した雪崩防止施設の設計・施工等について調査・研究を行う。

(6) 融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出を防止する施設整備を実施する。

(7) 空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域における航空交通を確保するため、空港の除雪、除雪機械等の整備を行う。

24年度予算額 1,135百万円

23年度予算額 1,106

差引増△減 29

6-3 その他

(1) 風水害・土砂災害・雪害対策の推進

内閣府においては、風水害・土砂災害・雪害による被害を軽減するため、平成22年度の災害について総括検証を行った上で、地域コミュニティの力を活かしたハード・ソフト両面についての対策を検討する。

24年度予算額 5百万円

23年度予算額

5

差引増△減

0

(2) 雪害予防のための広報啓発活動

警察庁においては、雪害の発生実態を的確に把握し、雪害予防のための情報提供に努めるとともに、都道府県警察に対して、雪害の発生実態の分析検討及び部内外の広報紙、パトロール等を通じた広報啓発活動の実施等について指導する。

(3) 雪害対策の推進

消防庁においては、雪害に対する防災態勢の強化を図るため、防災体制の確立、除雪中の事故防止対策の徹底、災害時要援護者の避難誘導體制を含めた避難体制の整備等について、関係地方公共団体に対し引き続き要請・助言等を行う。

(4) 集落における雪崩災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命、財産の被害防止に資することを目的として、雪崩防災週間を実施し、雪崩災害防止に関する広報活動の推進、雪崩災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知、点検、警戒避難訓練等を実施する。

(5) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報その他の情報を発表し、防災関係機関、報道機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

7

火災対策

7-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対し火災予防、火災防御、火災時の救助・救急等に関する教育訓練を行う。

(2) 海上保安庁における教育訓練

海上保安庁においては、船舶火災等に迅速的確に対応するため、研修訓練を実施するとともに、地方公共団体等と合同で消防訓練を実施する。

7-2 防災施設設備の整備

(1) 林野火災の予防対策

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及や予防体制の強化等を地域単位で推進する事業及び防火並びに消火活動の円滑な実施にも資する林道整備を行う。

また、国有林においても防火線の整備、防火林道の整備等を実施する。

24年度予算額	124,906百万円の内数
23年度予算額	141,667百万円の内数

(2) 災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行う。

(3) 空港における消防体制の整備

国土交通省においては、東京、鹿児島及び那覇空港の化学消防車の性能向上を図って更新を行い、北九州空港の空港用給水車の性能向上を図る。また、「空港保安防災教育訓練センター」については、専門的かつ総合的な消火救難訓練等の運用を行う。一方、空港救急医療体制については、老朽化した空港救急医療用資器材等の更新を行う。

24年度予算額	1,320百万円
23年度予算額	1,098
差引増△減	222

(4) 海上消防能力の整備

海上保安庁においては、海上火災に対してよりの確に対処するため、消防機能を備えた巡視船艇を整備する。

7-3 その他

(1) 火災予防体制の整備等

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を図る。

- ・火災予防対策、消防用機械器具業界の指導育成

24年度予算額	2百万円
23年度予算額	2
差引増△減	0

- ・消防庁長官による火災原因調査の実施

24年度予算額	0百万円
23年度予算額	1
差引増△減	△1

- ・製品火災対策の推進

24年度予算額	19百万円
23年度予算額	20
差引増△減	△1

- ・消防用機器等の国際動向への対応

24年度予算額	13百万円
23年度予算額	13
差引増△減	0

- ・住宅防火対策の推進

24年度予算額	20百万円
23年度予算額	21
差引増△減	△1

- ・消防法令に係る違反是正推進

24年度予算額	21百万円
23年度予算額	12
差引増△減	9

- ・消防の技術に関する総合的な企画立案

24年度予算額	13百万円
23年度予算額	15
差引増△減	△2

- ・火災予防に係る規制体系の再構築の検討

24年度予算額	38百万円
23年度予算額	20
差引増△減	18

- ・高齢者や障がい者に適した火災警報設備等の調査検討

24年度予算額	250百万円
23年度予算額	0
差引増△減	250

(2) 林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の普及啓発を行う。また、消防庁においては、林野火災特別地域対策事業の一層の推進に努める。

(3) 建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査、検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進する。

(4) 火災気象通報等

気象庁においては、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、「消防法」に基づきその状況を直ちに都道府県知事に通報し、地方公共団体の火災予防対策に協力する。一般に対しては、乾燥注意報、暴風警報及び強風注意報を適時発表して注意・警戒を喚起する。

8 危険物災害対策**8-1 教育訓練****(1) 消防庁消防大学校における教育訓練**

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職員に対し危険物災害及び石油コンビナート災害予防及び応急対応に関する教育訓練を行う。

(2) 海上防災訓練等

海上保安庁においては、石油コンビナートや国家石油備蓄基地の周辺海域を中心に、官民合同による油等排出事故対策訓練及び消防訓練を実施する。また、危険物管理施設の従業員等を対象に、危険物排出時や海上災害発生時の通報及び応急措置の具体的な方法等について、海上防災講習会等を通じて指導する。

8-2 防災施設設備の整備**(1) 大規模石油災害対策**

経済産業省においては、海上での大規模な原油流出等の災害に対応するため、石油連盟が実施する災害対策用資機材の整備、災害対策技術等に関する調査研究及び国際会議の開催等に補助を行い、原油流出災害等への対応体制の整備を行う。

24年度予算額	935百万円
23年度予算額	705
差引増△減	230

8-3 その他**(1) 火薬類の安全管理対策**

警察庁においては、火薬類取扱事業者等による火薬類の保管管理と取扱いの適正化を図るため、火薬類取扱場所等への立入検査の徹底及び関係機関との連携を図るよう都道府県警察を指導し、併せて火薬類の盗難防止等についての広報啓発活動を推進する。

(2) 各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締りの強化及び安全基準の遵守等についての指導を行うよう都道府県警察に対し指示する。

(3) 危険物規制についての要請・助言等

消防庁においては、「消防法」に基づき、次の予防対策を推進する。

- ・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備（新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査検討、屋外貯蔵タンクの安全対策の促進等）

24年度予算額	50百万円
23年度予算額	55
差引増△減	△5

- ・危険物施設の事故防止対策、危険物災害情報等情報支援システム及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告オンライン処理システムの運用による情報提供

24年度予算額	13百万円
23年度予算額	11

差引増△減	2
・危険物データベースの精度の向上，新規危険性物質の早期把握及び危険性評価	
24年度予算額	20百万円
23年度予算額	7
差引増△減	13

(4) 石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁及び経済産業省においては，石油及び高圧ガスを併せて取り扱う事業所の新設等に際し，事業所内の施設のレイアウトについて規制を実施するとともに，必要な要請，助言等を行う。

24年度予算額	3百万円
23年度予算額	3
差引増△減	0

また，消防庁においては，石油コンビナート等防災本部等への要請を行うとともに，東日本大震災を踏まえ，特定事業所従業員の避難と施設の緊急停止の在り方及び防災アセスメント指針の見直しの検討を行う。

24年度予算額	12百万円
23年度予算額	12
差引増△減	0

(5) 高圧ガス及び火薬類保安対策の強化と拡充

経済産業省においては，高圧ガス及び火薬類に係る事故の原因調査・分析，技術進歩等に対応した技術基準の作成・運用検討を行う。

24年度予算額	90百万円の内数
23年度予算額	95百万円の内数

(6) 高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては，製造事業者等に対する立入検査及び保安教育指導並びに都道府県取締担当者に対する研修等を行う。

(7) 危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては，国際基準の策定・取り入れについて十分な評価検討を行い，危険物の特性に応じた安全対策を講じる。また，危険物の海上輸送における事故を防止す

るため，危険物を運送する船舶に対し立入検査を実施する。

24年度予算額	26百万円
23年度予算額	19
差引増△減	7

(8) 危険物積載船舶及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては，輻輳海域等における危険物積載船舶の航行安全，荷役安全管理体制，大型タンカーバースにおける防災体制等について指導し，荷役時の安全防災対策の充実を図る。また，船舶所有者，施設の設置者等に対し，排出油等防除資機材を備えるように指導する。

(9) 沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては，油流出事故が発生した際の迅速かつ確かな油防除措置等の実施に資するため，沿岸海域の自然的・社会的情報等をデータベース化し，海図データ及び油の拡散・漂流予測結果と併せて電子画面上に表示できる沿岸海域環境保全情報の整備を引き続き行う。

24年度予算額	8百万円
23年度予算額	8
差引増△減	0

(10) 漂流予測体制の強化

海上保安庁においては，油流出事故等による防除作業を的確に行うために精度の高い漂流予測が必要であることから，現場の巡視船からリアルタイムに海象・風等のデータが取得できる「船舶観測データ集積・伝送システム」を運用するとともに，ブイの移動結果から漂流予測の評価・逐次補正を行うための「漂流予測補正用ブイ」を引き続き整備する。

24年度予算額	12百万円
23年度予算額	14
差引増△減	△2

(11) 油防除対策に係る分野別専門家等の登録

海上保安庁においては，「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計

画」に基づき、国内の各種分野の専門家等に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、活用しようとする関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供しうる体制の確保に努める。

9 原子力災害対策

9-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、原子力に関する基礎的な知識、原子力災害発生時の災害応急対策、放射線量のモニタリング及び個人被ばく線量の管理等についての教育訓練を行うとともに、都道府県警察に対して、関係機関と連携した原子力災害警備訓練の実施を指示する。

(2) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県、市町村の防災担当者及び消防職員に対し原子力災害発生時の消防活動に関する教育訓練を行う。

(3) 原子力防災対策のための研修等

文部科学省においては、原子力防災関係者等を対象にモニタリングに係る研修等を行う。

24年度予算額	438百万円
23年度予算額	883
差引増△減	△445

経済産業省においては、原子力災害に対応する防災要員を対象に災害対応能力向上のための研修等を実施する。

24年度予算額	570百万円
23年度予算額	52
差引増△減	518

(4) 放射性物質安全輸送講習会

国土交通省においては、放射性物質安全輸送の確保のため、輸送作業従事者等に対し、法令に基づく基準及び具体的運用方針の普及並びに安全知識の向上を図るとともに、輸送

責任者に対する専門的知識の徹底を図る。

24年度予算額	1百万円
23年度予算額	1
差引増△減	0

9-2 防災施設設備の整備

(1) 原子力関係施設等立地地域の防災対策の支援

文部科学省においては、原子力防災対策の充実強化を図るため、各種防災資機材等の整備・維持を行う。

24年度予算額	1,000百万円
23年度予算額	2,429
差引増△減	△1,429

(2) 原子力施設等の防災対策

独立行政法人原子力安全基盤機構においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備、その他の原子力防災体制整備等を行う。

9-3 その他

(1) 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の運営

内閣官房においては、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会を設置し、同委員会において同種事故の再発防止及び事故時の被害拡大防止等に資するため、事故原因等について包括的な調査・検証を行う。

24年度予算額	180百万円
うち復旧・復興枠	180
うち全国防災経費分	180

(2) 原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体における地域防災計画の見直しの推進、ハンドブック等の活用の普及、原子力防災訓練への助言・協力等を実施するとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、消防職員が安全管理を図った上での確かな消火、救助、救急等の消防活動が実施できるよう消防活動対策マニュアルの見直しを行う。

24年度予算額	3百万円
	他に24百万円の内数
23年度予算額	7

24年度予算額	2百万円
23年度予算額	2
差引増△減	0

(3) 地方公共団体が行う防災対策への支援

文部科学省においては、国及び地方公共団体の原子力防災対策の充実強化を図るため、統合原子力防災ネットワークを含む緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）及び各種防災資機材等の整備・維持を行う。

また、経済産業省においては地方公共団体が実施する防災資機材・施設の整備、訓練の実施等原子力防災の取組に必要な費用を交付し、地方公共団体の防災体制の強化を図る。

24年度予算額	9,878百万円
うち復旧・復興枠	2,740
うち全国防災経費分	2,740
23年度予算額	2,590
差引増△減	7,288

(4) 船員労働災害防止対策

国土交通省においては、第9次船員災害防止基本計画に基づき、船員労働災害の防止を効果的かつ具体的に推進するため、平成24年度船員災害防止実施計画を作成し、各事業者における自主的な船員災害防止体制の確立等を図るとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行う。

24年度予算額	69百万円
23年度予算額	66
差引増△減	3

10-2 その他

(1) 特殊災害対策の充実強化

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため、消防活動や防災体制の検討を行う。

24年度予算額	3百万円
23年度予算額	1
差引増△減	2

(2) 労働災害防止対策

厚生労働省においては、労働災害防止計画に基づき、計画的な労働災害防止対策の展開を図る。また、トンネル工事、橋梁工事等大規模建設工事等に対し、安全衛生管理の徹底のため、監督指導等を行うとともに、計画の事前審査を実施し、自主的労働災害防止活動の促進を図る。さらに、ボイラー・クレーン等特に危険な機械等について検査及び検定制度の適切な運用を図るとともに、プレス、フォークリフト等危険な機械等の定期自主検査制度の定着を図る。

東日本大震災の復旧・復興工事に伴う労働災害を防止するため、岩手、宮城及び福島に安全衛生に関する専門的支援の拠点を置き、専門家による工事現場巡回指導、安全衛生相談及び安全衛生教育の支援を実施する。

24年度予算額	882百万円
---------	--------

10 その他の災害対策

10-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県、市町村の防災担当者及び消防職員に対し生物剤及び化学剤に起因する災害発生時の消防活動に関する教育訓練を行う。

(2) 労働災害防止活動の支援等

厚生労働省においては、各労働災害防止協会が行う自主的な労働災害防止活動の促進事業（安全衛生に関する研修等）に対する補助を行う。

24年度予算額	1,516百万円
23年度予算額	1,844
差引増△減	△328

(3) 船員の災害防止のための教育

国土交通省においては、一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行う。

23年度予算額	433
差引増△減	449

(3) 外国船舶の監督の実施

国土交通省においては、「海上人命安全条約」等の国際基準に適合しない船舶（サブスタンダード船）を排除し、海難事故を未然に防止するため、「外国船舶監督官」の組織を引き続き整備するとともに、我が国に寄港する外国船舶に対する監督（PSC）を的確に実施する。

24年度予算額	101百万円
23年度予算額	106
差引増△減	△5

第4章 国土保全

1 治水事業等

国土交通省においては、東日本大震災対応として、本復旧の速やかな実施や復興に資する整備を着実に実施するとともに、今後発生すると想定されている東海、東南海・南海地震等の大規模地震等への備えを全国で集中的に実施する。

また、新潟・福島豪雨、台風12号、台風15号等による激甚な水害・土砂災害の発生状況も踏まえ、災害が発生した地域における再度災害防止対策を集中的に実施する。

さらに、災害の起こりやすさや災害が発生した際に想定される被害の程度を考慮して、予防的な治水対策を実施する。以下、主要な事業を記載する。

24年度予算額	650,543百万円
この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金で措置	
うち復旧・復興枠	12,728
うち全国防災経費分	26,306
23年度予算額	609,828

1-1 維持管理

既存施設が機能発揮するよう、コスト縮減に努めつつ適切な維持管理を行う。また、増大している老朽化した河川管理施設のうち、著しい劣化等により、機能に重大な支障が生じ、洪水被害を助長するおそれがある等、故障した場合に影響が大きいもの等について、優先的かつ計画的に更新・補修を行う等の戦略的な維持管理・更新を推進する。

24年度予算額	130,110百万円
23年度予算額	123,344
差引増△減	6,766

1-2 災害対応・危機管理対策

災害が発生した地域において再度災害の防止対策を重点的に実施するとともに、危機管理体制の充実を図る。

平成23年7月新潟・福島豪雨により浸水被害が発生した信濃川下流域等、床上浸水が頻発する等繰り返しの水害の発生により、国民の生活に大きな支障が生じている地域において河川改修等を実施する。

また、平成23年9月の台風12号等による土砂災害により甚大な被害が発生した紀伊山地等において再度災害防止対策を図る。

24年度予算額	116,500百万円
23年度予算額	118,300
差引増△減	△1,800

1-3 予防的な治水対策

国民の生活の安全安心を確保するため、災害危険度の高い地域における効果的な災害予防対策を重点的に実施する。

水害が一度発生すると多くの人命・財産が失われ、地域経済活動に多大な影響を与えるだけでなく、事後的な対応にも復旧費用等の多大なコストを要するため、水害を未然に防ぐ対策として、堤防の築造や河道掘削等の改修や堤防等の強化対策を計画的に実施する。また、土石流等の土砂災害による人命被害や生活に深刻な影響を及ぼす被害の軽減対策に重点を置いて、砂防設備の整備、地すべり防止施設の整備等を実施する。

24年度予算額	147,663百万円
23年度予算額	142,415
差引増△減	5,248

1-4 ダム建設事業

直轄事業で34事業、水資源機構事業で7事業及び補助事業で事業を実施する。

24年度予算額	108,428百万円
23年度予算額	138,221
差引増△減	△29,793

2 治山事業

農林水産省においては、安全で安心して暮らせる国土づくり、豊かな水を育む森林づくり、身近な自然の再生等による多様で豊かな

環境づくりを図るため「森林整備保全事業計画」に基づき、治山事業を計画的、かつ総合的に推進する。

特に、近年の集中豪雨の頻発や地震等による大規模な山地災害の発生や生物多様性の保全に対する国民の関心の高まりを踏まえ、地域の安全・安心を確保するため、効果的・効率的な森林の再生のための治山対策を推進する。具体的には、山地災害を防止し、地域の安全性の向上を図るための治山施設の設置等を推進するとともに、重要な水源地や集落の水源地となっている保安林等において、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進する。特に、「東日本大震災」以降、全国的に地震や津波等に対する地域住民の不安が高まっていることに加え、巨大な地震が発生した後は、震源域内の余震の発生、広範囲に渡る地震の誘発のおそれがあること等を踏まえ、東海・東南海地震等の被害想定区域や活断層周辺の山地における被害拡大の危険性が高い既存の崩壊箇所等への治山施設の設置等を実施する。

また、流木災害の防止対策等における他の国土保全に関する施策と連携した取組、既存施設の有効活用による迅速な復旧・コスト縮減対策、生物多様性の保全等に資する治山対策を推進する。

さらに大規模災害発生時には、被害箇所の調査や災害復旧についての助言を行う専門家の派遣等、森林管理局等による都道府県に対する支援を引き続き迅速・円滑に実施する。

2-1 国有林治山事業

国有林野内における治山事業を実施する。

24年度予算額	20,847百万円
23年度予算額	22,063
差引増△減	△1,216

2-2 民有林治山事業

(1) 直轄事業

24年度予算額	5,849百万円
23年度予算額	5,610
差引増△減	239

・治山事業

新規1地区、継続16地区について、民有林直轄治山事業を実施する。

・治山計画等に関する調査

治山事業の効果的な推進を図るため、山地保全調査、治山事業積算基準等分析調査、治山技術高度化調査及び流域山地災害等対策調査を実施する。

・地すべり防止事業

後掲（4章3-1）

(2) 補助事業

・治山事業

荒廃地及び荒廃危険地の復旧整備や保安林の機能を維持強化するための森林整備を実施する。

24年度予算額	27,965百万円
23年度予算額	29,398
差引増△減	△1,433

3 地すべり対策事業

3-1 直轄事業

農林水産省においては、次の事業を実施する。

・直轄地すべり対策事業

農地及び農業用施設に被害を及ぼす恐れが大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について、事業を実施する。

24年度予算額	1,700百万円
23年度決算額	1,900
差引増△減	△200

・地すべり防止事業

林野の保全に係る地すべりについて、継続11地区（直轄治山と重複している地区を含む。）について、直轄地すべり防止事業を実施する。

24年度予算額	3,606百万円
23年度予算額	3,774
差引増△減	△168

・地すべり調査

地すべり災害から農地及び農業用施設を保全するため、地すべり防止に係る調査を実施する。

3-2 補助事業

農林水産省においては、次の事業を実施する。

・地すべり対策事業

農地、農業用施設に被害を及ぼす恐れが大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域に重点を置き、事業を実施する。

24年度予算額	3,869百万円
23年度決算額	2,804
差引増△減	1,065

・地すべり防止事業

集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区について実施する。

24年度予算額	3,706百万円
23年度決算額	3,911百万円
差引増△減	△205

4 海岸事業

(1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、安全で活力のある農村漁村づくりを推進し、ゼロメートル地帯、大規模地震発生による災害リスクが高い地域等において、国土保全上特に重要な海岸における高潮対策、侵食対策を重点的に実施する。

24年度予算額	3,897百万円の内数
23年度予算額	4,053百万円の内数

(2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、津波、高潮及び侵食対策として、近年津波、高潮等による被害が発生した海岸の再度災害対応や、背後に人口・資産集積地区や重要交通基盤・生産基盤を抱える海岸の保全対策を重点的に実施する。

24年度予算額	25,239百万円の内数
---------	--------------

うち復旧・復興枠	4,324百万円の内数
うち全国防災経費分	4,324百万円の内数
23年度予算額	22,318百万円の内数

5 農地防災事業

農林水産省においては、次の農地防災事業を実施する。

5-1 直轄事業

・国営総合農地防災事業等

農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農地、農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用排水施設等の整備を行う事業を実施する。

24年度予算額	17,705百万円
23年度決算額	15,839
差引増△減	1,866

5-2 補助事業

・農地防災事業

農地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、震災対策農業水利施設整備事業、公害防除特別土地改良事業等について実施する。

(注) 農地防災事業のうち、地すべり対策事業を除く。

24年度予算額	3,259百万円
23年度決算額	978

この他に地域自主戦略交付金で措置

・地すべり対策事業

前掲（第4章3-2）

6 災害関連事業

(1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次のとおり災害関連事業を実施する。

・直轄地すべり対策災害関連緊急事業

豪雨等による地すべりに緊急に対処する

事業を実施する。

24年度予算額 50百万円

23年度決算額 50

差引増△減 0

・災害関連緊急地すべり対策事業

豪雨等による地すべりに緊急に対処するため、災害関連緊急地すべり対策事業を実施する。

24年度予算額 566百万円

23年度決算額 566

差引増△減 0

・農業用施設等災害関連事業

農業用施設等の効用を増加し、災害の再発防止のため、農業用施設等災害関連事業を実施する。また、農地等の再度災害を防止するため、農地災害関連区画整備事業を実施する。さらに、海岸保全施設等の再度災害を防止するため、海岸保全施設等災害関連事業を実施するとともに、農村生活環境施設の災害に対処するため、災害関連農村生活環境施設復旧事業を実施する。

24年度予算額 82百万円

23年度決算額 135

差引増△減 △53

・治山等災害関連緊急事業及び災害関連緊急治山等事業

災害の再発防止のため、豪雨等により新たに発生した荒廃林地等について、緊急に復旧整備を行う事業を実施する。

24年度予算額 4,264百万円

23年度予算額 3,974

差引増△減 290

・治山施設災害関連事業

災害の再発防止のため、被災施設の改良等を行う治山施設災害関連事業を実施する。

24年度予算額 10百万円

23年度予算額 10

差引増△減 0

・林地崩壊対策事業

激甚災害に伴い発生した小規模な山腹崩壊地の早期復旧を図るとともに、山地災害危険地区において発生した土砂の崩壊等の災害に緊急に対処する事業を実施する。

24年度予算額 42百万円

23年度予算額 65

差引増△減 △23

・森林災害復旧事業

民有林の激甚災害に係る被害森林の復旧を図る事業を実施する。

24年度予算額 1百万円

23年度予算額 1

差引増△減 0

・国有林森林災害復旧造林事業

激甚災害に係る被害森林の復旧を図る事業を実施する。

24年度予算額 2百万円

23年度予算額 2

差引増△減 0

・漁港関係災害関連事業

再度災害防止のため、被災施設の改良等を行う漁港災害関連事業を実施する。

24年度予算額 8百万円

23年度予算額 5

差引増△減 3

(2) 国土交通省所管事業（河川等）

国土交通省においては、河川等の災害関連事業を次のとおり実施する。

24年度予算額 10,717百万円

23年度予算額 8,299

差引増△減 2,418

・直轄河川等災害関連緊急事業

被災箇所のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合において、災害復旧と併せて必要な改良事業を実施する。また、砂防設備、地すべり防止施設の改良復旧や豪雨等により生じた土砂の崩壊等に関連し、緊急的施工を必要とする砂防工事、地すべり防止工事を実施する。

24年度予算額 2,890百万円

23年度予算額 2,890

差引増△減 0

・河川等災害関連事業

河川、海岸、砂防、地すべり、急傾斜、道路及び橋梁について、災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できないと認められる箇所について、再度災害を防止するため、未被災箇所を含めた改良復旧を実施する。

24年度予算額 1,453百万円の内数
うち復旧・復興枠 108

23年度予算額 865百万円の内数

・河川等災害復旧助成事業

河川又は海岸について、被害が激甚であって災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できないと認められる箇所について、再度災害を防止するため、未被災箇所を含めた改良復旧を実施する。

24年度予算額 2,416百万円の内数

23年度予算額 952百万円の内数

・河川等災害関連特別対策事業

河川、砂防において災害復旧助成事業及び災害関連事業の実施に関し、改良事業による再度災害防止の効果を確保するため、障害物等支障となる原因の除去等を実施する。

24年度予算額 2,416百万円の内数

23年度予算額 952百万円の内数

・災害関連地域防災崖崩れ対策事業

激甚な災害による崖地の崩壊等が発生した箇所等、緊急に施行する必要がある箇所について崖崩れ防止工事を実施する。

・災害関連緊急砂防等事業

平成24年に発生する災害に関連して緊急的施行を必要とする砂防工事、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、雪崩防止工事及び大規模漂着流木対策工事を実施する。

(3) 国土交通省所管事業（港湾）

国土交通省においては、港湾施設及び海岸保全施設の効用を増加し、災害の再発を防止するため、災害関連事業を実施する。また、「後進地域特例法」適用団体等補助率差額を補助する。

24年度予算額 8百万円

23年度予算額 10

差引増△減 △2

7 地盤沈下対策事業

(1) 地下水調査（保全調査）

農林水産省においては、農業用地下水利用

地帯において、地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握、障害発生機構の解明等に関する調査を実施する。

(2) 地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては、地盤沈下防止のため、次の事業を実施する。

・地盤沈下防止対策工業用水道事業

地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進するため、改築1事業を実施する。

24年度予算額 82百万円

※このほか、地域自主戦略交付金（内閣府計上）の内数で対応

23年度予算額 390

・地下水位観測調査

工業用水法に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため、地下水位についての観測を継続的に実施する。

24年度予算額 2百万円

23年度予算額 2

差引増△減 0

(3) 低地対策関連河川事業

国土交通省においては、次の事業を実施する。

・地盤沈下対策調査

河川管理施設の沈下対策を検討するため、水準測量を実施する。

・地下水保全管理調査

地下水を適切に保全及び管理し、地盤沈下等の地下水障害の防止施策の立案に資するため、全国の一級水系の河川近傍において、観測井を利用して地下水の水位及び水質の測定を引き続き行う。

24年度予算額 15百万円

23年度予算額 15

差引増△減 0

・地盤沈下調査関連水準測量

国土交通省国土地理院においては、全国の主要地盤沈下地域において水準測量を行い、地方公共団体の行う調査結果と合わせて地盤沈下実態を明らかにする。

(4) 地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況及び地下水データの収集・整理・分析を行うとともに、持続可能な形で地下水の利用と保全をマネジメントするための「地下水管理方策」を検討する。

24年度予算額	31百万円
23年度予算額	22
差引増△減	9

8 下水道事業

国土交通省においては、都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大に対応して、都市における安全性の確保を図るため、主として市街地に降った雨水を河川等に排除し、浸水被害を防止することを目的とした雨水幹線や貯留浸透施設等の整備を行う公共下水道事業、都市下水路事業等を推進する。

また、「下水道浸水被害軽減総合事業」等を活用し、対象地区を限定し、下水道幹線やポンプ場、雨水貯留施設等の重点的な施設整備を行う。さらに、内水ハザードマップの作成・公表や降雨データのリアルタイム提供等のソフト対策、また、住民自らの取組による自助を組み合わせることにより、総合的かつ効率的な浸水対策を推進し、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図る。

24年度予算額	5,903百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置	
うち全国防災経費分	2,522
23年度予算額	11,261百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金内で措置	

9 その他の事業**(1) 防災対策事業債等**

総務省においては、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、地方公共団

体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する事業について、防災対策事業債（自然災害防止事業）の対象とすることとしている。また、地方公共団体が単独事業として実施する河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等について、一般事業債（河川等事業）の対象とすることとしている。

(2) 保安林整備管理事業

農林水産省においては、全国森林計画等に基づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施する。

24年度予算額	502百万円
23年度予算額	524
差引増△減	△22

(3) 特殊地下壕対策事業

国土交通省及び農林水産省においては、戦時中に築造された防空壕等の特殊地下壕について、現存する危険度が高いものに対して、埋戻し等の対策事業を行う。

農林水産省	
24年度予算額	18百万円
23年度予算額	26
差引増△減	△8
国土交通省	
24年度予算額	250百万円
23年度予算額	250
差引増△減	0

(4) 休廃止鉱山鉱害防止等事業等

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、鉱害防止義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助を行う。

24年度予算額	2,028百万円
23年度予算額	2,091
差引増△減	△63

(5) 鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道株式会社が施行する落石・なだれ等対策及び海岸等保全のための防災事業並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業に対し補助を行う。

24年度予算額	411百万円
23年度予算額	411
差引増△減	0

(6) 災害対策等緊急事業推進費

国土交通省においては、自然災害により被災した地域、又は重大な交通事故が発生した箇所等において、緊急に再度災害の防止対策又は事故の再発防止対策を実施し、住民及び利用者の安全・安心の確保を図る。

24年度予算額	21,300百万円
23年度予算額	27,028
差引増△減	△5,728

(7) 災害に強い国土構造への再構築に関する検討等**① 災害に強い国土構造への再構築に関する検討**

国土審議会政策部会防災国土づくり委員会における「災害に強い国土づくりへの提言」では、巨大災害を想定した場合、個々の施設等の対策を超えた、より広域的、総合的な観点からの国土政策上の対応が必要とされた。国土交通省においては、その提言を受けて、東京圏の機能分散・バックアップ、広域交通基盤の代替性・多重性の確保、長期的な災害リスクの増大に対応した国土利用方策に関する検討を行う。

② 災害に強い国土構造への再構築に資する情報整備

客観的なデータにもとづき災害に強い国土構造の検討・分析を行い、被災地のみならず全国的な国民の安全・安心を確保するため、被災発生時の生活に関連する重要な施設や災害リスクの高い区域及びその詳細情報についてGISデータとして整備を行う。

24年度予算額	159百万円
うち復旧・復興枠	159

第5章 災害復旧等

1 災害応急対策

1-1 自衛隊の災害派遣

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経費については、訓練演習費、油購入費等から充当するとともに、災害派遣手当、災害加給食等に係る経費を計上している。

24年度予算額	74百万円
23年度予算額	118
差引増△減	△44

1-2 災害救助費の国庫負担

厚生労働省においては、「災害救助法」に基づく救助に要する費用を同法に基づき負担する。

24年度予算額	200百万円
23年度予算額	200
差引増△減	0

1-3 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

厚生労働省においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担及び災害援護資金の原資の貸付を行う。

(1) 災害弔慰金等の国庫負担

厚生労働省においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担及び災害援護資金の原資の貸付を行う。

24年度予算額	140百万円
23年度予算額	140
差引増△減	0

(2) 災害援護資金の原資の貸付

市町村が一定規模以上の自然災害によって重傷を負った世帯主及び相当程度の住家並びに家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、

生活の立て直しに資するため貸付ける災害援護資金の原資の貸付を行う。

24年度予算額	200百万円
23年度予算額	200
差引増△減	0

1-4 被災者生活再建支援金の支給

(1) 被災者生活再建支援基金への拠出財源に対する地方財政措置

総務省においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、各都道府県が被災者生活再建支援基金における運用資金のために拠出した経費に係る地方債の元利償還金について、引き続き普通交付税措置を講じる。

1-5 その他の災害応急対策

(1) 災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行う。

24年度予算額	200百万円
23年度予算額	200
差引増△減	0

2 災害復旧事業

2-1 公共土木施設災害復旧事業

(1) 治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

・直轄事業

治山施設について、平成24年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

また、農村振興局所管の地すべり防止施設について、平成24年災害に係る復旧事業の円滑な推進を図る。

さらに、漁港について、平成24年災害にかかる復旧事業の円滑な施行を図る。

24年度予算額	982百万円
23年度予算額	964
差引増△減	18

・補助事業

治山施設について、平成23年災害及び平成24年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

また、農村振興局所管の海岸保全施設及び地すべり防止施設について、平成21年災害の復旧を完了し、平成22年災害及び平成23年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

さらに、漁港及び水産庁所管の海岸について、平成22年災害の復旧を完了し、平成23年災害及び平成24年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

24年度予算額 1,864百万円の内数
23年度予算額 1,063百万円の内数

(2) 河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

24年度予算額 40,980百万円
23年度予算額 43,498
差引増△減 △2,518

・直轄事業

河川、ダム、海岸、砂防設備及び地すべり防止施設について、平成23年災害及び平成24年災害について復旧事業の円滑な施行を図る。また、道路について、平成24年災害の復旧事業の円滑な施行を図る。

24年度予算額 12,251百万円
23年度予算額 9,882
差引増△減 2,369

・補助事業

河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道について、平成22年災害、平成23年災害及び平成24年災害の復旧事業の円滑な施行を図るとともに、火山噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う市町村道に係る降灰除去事業に対してその費用の一部を補助する。

24年度予算額 28,729百万円
23年度予算額 33,616
差引増△減 △4,887

(3) 港湾等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

24年度予算額 1,244百万円
23年度予算額 1,242
差引増△減 2

・直轄事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成22年災害の復旧を完了し、平成23年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

24年度予算額 584百万円
23年度予算額 576
差引増△減 8

・補助事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成21年災害の復旧を完了し、平成22年災害及び平成23年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

24年度予算額 660百万円
23年度予算額 666
差引増△減 △6

2-2 農林水産業施設災害復旧事業

(1) 農林水産業施設

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

・直轄事業

「土地改良法」に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設の災害復旧を行うものであり、災害発生の年を含めて2箇年で復旧を完了する基本方針の下に、平成24年発生災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

24年度予算額 139百万円
23年度予算額 139
差引増△減 0

・補助事業

地方公共団体、土地改良区等が施行する災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の規定により補助し、災害発生の年を含めて3箇年で復旧を完了する方針で、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、農林水産業共同利用施設について

事業の進捗を図る。

24年度予算額	10,222百万円の内数
23年度予算額	10,098百万円の内数

(2) 国有林野事業（治山事業を除く。）

農林水産省においては、国有林野事業（治山事業を除く。）に係る林道施設等の平成23年災害の復旧を完了するとともに、平成24年災害について、所要の復旧事業を実施する。

24年度予算額	1,249百万円
23年度予算額	1,511
差引増△減	△262

2-3 文教施設等災害復旧事業

文部科学省においては、次の学校施設の災害復旧事業を行う。

(1) 国立大学法人等施設災害復旧事業

国立大学法人施設整備費補助金及び独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金をもって、東日本大震災に係る復旧事業（平成23年度に着手できなかったもの）及び平成24年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図る。

24年度予算額	48,122百万円の内数
うち復旧・復興枠	4,600
23年度予算額	40,363百万円の内数

(2) 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設の災害について、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」等により、平成24年発生災害に係る被災施設の復旧に必要な経費の一部補助を行う。

24年度予算額	363百万円
23年度予算額	502
差引増△減	△139

2-4 水道施設等災害復旧事業

厚生労働省においては、水道施設に係る災害について所要の復旧事業を実施する。

24年度予算額	20,350百万円
うち復旧・復興枠	20,000

2-5 その他の災害復旧事業等

(1) 情報通信基盤災害復旧事業費補助金

総務省においては、東日本大震災により被災した地域の地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧事業について支援措置を講じる。

24年度予算額	914百万円
うち復旧・復興枠	914

(2) 保護観察体制の復旧

法務省においては、東日本大震災の被災地域における保護観察処遇等の体制の再構築を図るため、更生保護拠点を運営するとともに、更生保護被災地域就労支援対策強化事業を行う。

24年度予算額	313百万円
うち復旧・復興枠	313

(3) 法務局の復旧

法務省においては、東日本大震災で被災した水戸地方方法務局本局及び仙台北方法務局気仙沼支局について仮庁舎に移転し、事務処理を継続する。

24年度予算額	62百万円
うち復旧・復興枠	62

(4) 都市災害復旧事業等

国土交通省においては、公園の災害の復旧事業に対し、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」により、また、地方公共団体等が施行する街路等の都市施設の災害復旧及び市街地内の堆積土砂除去の事業に対し、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針により補助を行い、平成24年災害の復旧事業の円滑な施行を図るとともに、火山の噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う公園等の施設及び宅地に係る降灰除去事業に対して補助を行う。

24年度予算額	150百万円
23年度予算額	150
差引増△減	0

(5) 公営住宅等

国土交通省においては、地方公共団体が実

施する既設公営住宅等の復旧事業について補助を行い、平成23年度災害に係る復旧事業の円滑な実施を図る。

24年度予算額 100百万円

(6) 鉄道災害復旧事業

国土交通省においては、東日本大震災により被災した三陸鉄道の早期復旧に向けた災害復旧事業や、平成24年度の鉄道軌道事業者が行う地震・豪雨等による鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を行う。

24年度予算額	2,318百万円
うち復旧・復興枠	2,250
23年度予算額	68
差引増△減	2,250

(7) 廃棄物処理施設の災害復旧事業

環境省においては、地方公共団体が実施する災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行う。

3 財政金融措置

3-1 災害融資

(1) 沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においては、沖縄県内の被災した中小企業者、生活衛生関係業者、農林漁業者、医療施設開設者等の再建及び被災住宅の復興に資するため、貸付資金の確保に十分配慮するとともに、必要に応じて貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

(2) 災害融資（私立学校施設）

日本私立学校振興・共済事業団においては、災害により被害を受けた私立学校に対して貸付条件を緩和した復旧措置を講ずる。また、防災（地震）機能強化のための施設の整備事業について優遇措置を講ずる。

24年度予算額	21,100百万円
23年度予算額	100

(3) 独立行政法人福祉医療機構の融資

独立行政法人福祉医療機構の融資においては、病院等の災害復旧に要する経費について貸付資金の確保に十分配慮するとともに、貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

(4) 農林漁業関係融資

農林水産省においては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」等に基づき、農業協同組合等からの災害融資について利子補給費及び損失補償費の補助を行うほか、所要の貸付資金の確保に配慮する。

24年度予算額	41百万円
23年度予算額	89
差引増△減	△48

(5) 株式会社日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）の融資

株式会社日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）においては、被災した農林漁業者の経営維持安定、施設の復旧等に必要な資金を融通する。

(6) 株式会社日本政策金融公庫（中小企業向け業務）による融資

株式会社日本政策金融公庫においては、被災中小企業者等の再建・復興に資するため、所要の貸付資金の確保につき十分配慮するとともに、個々の実情に応じた弾力的な融資措置を講じる。

(7) 信用保証協会の信用保証の特別措置

信用保証協会においては、被災中小企業者の再建・復興に資するため、信用保証の別枠化、保証料率の引下げ等の特例措置を講じる。

(8) 災害復旧高度化事業

大規模な災害により既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が被災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧に当たって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤

整備機構が高度化資金を貸付ける。

差引増△減 15,322

(9) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資を行う。

3-2 災害保険

(1) 地震再保険

財務省においては、「地震保険に関する法律」に基づき地震再保険制度を運営しているところであるが、平成24年度においては、1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を5兆7,120億円と定めて実施する。

24年度予算額	96,541 百万円
23年度予算額	78,346
差引増△減	18,195

(2) 農林漁業災害補償等

農林水産省においては、農林漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補填し、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施する。

- ・「農業災害補償法」に基づき、農業災害に関する農業共済事業を実施する。

24年度予算額	97,349 百万円
23年度予算額	88,071
差引増△減	9,278

- ・「森林国営保険法」に基づき、森林災害に関する森林保険事業を実施する。

24年度予算額	4,360 百万円
23年度予算額	4,575
差引増△減	△215

- ・「漁業災害補償法」に基づき、漁業災害に関する漁業共済事業を実施する。

24年度予算額	14,842 百万円
23年度予算額	10,951
差引増△減	3,891

- ・「漁船損害等補償法」に基づき、漁船損害、漁船積荷損害及び漁船船主責任損害に関する保険事業を実施する。

24年度予算額	22,251 百万円
23年度予算額	6,929

3-3 地方債

総務省においては、災害復旧事業債について平成24年度地方債計画（通常収支対応分）において290億円を計上しており、その内訳は、次のとおりである。

〈過年補助災害〉	46 億円
〈現年補助災害〉	64 億円
〈過年直轄災害〉	4 億円
〈現年直轄災害〉	22 億円
〈過年単独災害〉	33 億円
〈現年単独災害〉	119 億円
〈火災復旧〉	2 億円
24年度予算額	29,000 百万円
23年度予算額	29,000
差引増△減	0

4 災害復興対策等

4-1 被災者生活再建支援金の支給

(1) 被災者生活再建支援金の支給

内閣府においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者に支給される被災者生活再建支援金について、その半額を補助する。

24年度予算額	600 百万円
23年度予算額	352,600
差引増△減	△352,000

4-2 雲仙岳噴火災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、インターネットを通じた情報提供等、火砕流・土石流に対する警戒避難体制の整備促進を図る。また、水無

川流域等において、砂防設備等の整備の促進を図る。

4-3 阪神・淡路大震災に関する復興対策

(1) 震災復興事業に係る特別の地方財政措置

総務省においては、「被災市街地復興特別措置法」に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90%にするとともに、その元利償還金について普通交付税措置を講じる。

(2) 被災者向け住宅確保対策

国土交通省においては、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資により、建築制限の行われている地域で制限解除後6箇月以内に行う住宅の再建について、引き続き支援する。

(3) 被災地域の再生等のための面的整備事業の推進

国土交通省においては、被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市核の整備のため、市街地再開発事業について、引き続き推進・支援する。

4-4 三宅島噴火災害に関する対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、泥流災害及び流木災害防止のため、砂防設備の整備を推進する。

4-5

平成16年（2004年）新潟県中越地震による災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

・治山事業による山地災害対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進する。

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講ずる。

・道路事業

新潟県中越地域の復興と活性化に向けた日本風景街道「よりみち街道『中越』」等の取組を、地域との協働により推進するとともに、新潟県中越地震の教訓を踏まえ、「道の駅」の防災拠点化を引き続き推進する。

・土砂災害対策の推進

砂防関係事業においては、地震によって発生した土砂災害に対応するため、必要な土砂災害対策を推進する。

特に、大規模崩壊等により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい信濃川水系魚野川右支川芋川流域において、直轄砂防事業及び直轄地すべり対策事業により、引き続き集中的かつ迅速な対策を行う。

4-6

平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震による災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、地震によって発生した土砂災害に対応するため、必要な土砂災害対策を推進する。

特に、大規模崩壊等により河道閉塞が発生

する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい栗駒山系において、特定緊急砂防事業により、引き続き集中的かつ迅速な対策を行う。

4-7 霧島山（新燃岳）災害による復興対策

国土交通省においては、火山噴火に起因する土石流対策として、市町が適切に住民の避難指示の判断等が行えるよう、降灰等の調査・解析を行い、降灰による土石流の想定区域及び時期について、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害緊急情報として引き続き情報提供を行う。

また、土石流の発生に備え、土石流検知センサーの設置や既設砂防堰堤に堆積した土砂の撤去、砂防設備の整備等の対策を実施する。

4-8 東日本大震災に関する復興対策

(1) 東日本大震災復興関係事業費の一括計上

復興庁においては、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費を一括して確保するとともに、被災地の要望を踏まえつつ関係行政機関に予算を配分し、執行させることにより、復興に関する行政各部の事業を統括し、推進する。

24年度予算額 1,742,912百万円
うち復旧・復興枠 1,742,912

(主な内訳)

- ① 公共事業等 488,105百万円
三陸沿岸道路の整備、被災地の港湾整備、河川津波対策等、被災地の復興地域づくりに必要な経費及び被災した公共土木施設等（道路、河川、漁港、港湾、下水道、治山施設等）に係る災害復旧等に必要な経費
- ② 原子力災害復興関係 456,950百万円
国による除染、高濃度廃棄物の現状把握及び処理・密閉保管、中間貯蔵に係る調査等に必要な経費
- ③ 災害廃棄物処理事業 344,245百万円
「災害廃棄物処理特措法」に基づき、災害廃棄物処理事業の地方支援を実施するために必要な経費

- ④ 災害関連融資 120,979百万円
被災中小企業に対する債務保証及び低利融資等に必要な経費（104,200百万円）。農林水産業金融支援に必要な経費（16,779百万円）。

- ⑤ その他
「子どもの心のケア」関係
緊急スクールカウンセラー等派遣事業や既存の「安全こども基金」を活用し、子どもの心のケアに対応する。

(2) 東日本大震災復興交付金

復興庁においては、被災地の復興地域づくりに必要な事業を地域が主体となって実施できるように、ハード事業の幅広い一括化、自由度の高い資金の交付、地方負担の軽減等を図り、被災地の復興を支援する。

24年度予算額 286,760百万円
うち復旧・復興枠 286,760

(3) 東日本大震災復興調整費

復興庁においては、地域の柔軟な発想に基づく復興を支援するため、県単位の非公共事業であって、「復興基本方針」や県の作成する復興計画等に位置付けられた施策の実施を推進する。

24年度予算額 5,000百万円
うち復旧・復興枠 5,000

(4) 福島避難解除等区域生活環境整備事業

復興庁においては、福島の避難区域等の解除に伴い、住民の速やかな帰還を実現するため、避難解除等区域の生活環境整備を実施する。

24年度予算額 4,200百万円
うち復旧・復興枠 4,200

(5) 復興特区支援利子補給金

復興庁においては、復興の中核となる事業の実施者が金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、利子補給金を支給することにより、雇用機会の創出等を通じた地域主体の復興を支援する。

24年度予算額 1,120百万円
うち復旧・復興枠 1,120

(6) 震災復興特別交付税

総務省においては、東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災地方公共団体の財政負担をゼロとするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、別枠で「震災復興特別交付税」を確保し、事業実施状況に合わせて決定・配分する。

24年度地方財政計画額 685,530百万円

(7) 防災情報連携基盤

総務省においては、東日本大震災において被害を受けた地方公共団体が、災害関連情報を一元的に管理し情報の共有化を図るための機能や、防災警報等地方公共団体から住民に提供すべき情報を、多様なメディアに一括配信する機能を有する情報通信環境を構築する事業に対して支援を行う。

24年度予算額 4,510百万円の内数

(8) 日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

法務省においては、日本司法支援センター（法テラス）にて、以下の施策を実施する。

- ・被災者の抱える法的問題の解決について増加する専門家による支援の需要に対応するため、被災地の沿岸部に出張所を設置して弁護士による無料法律相談や各種専門家による無料よろず相談を実施するとともに、車内で相談対応可能な自動車を利用した仮設住宅での巡回相談等を実施する。
- ・「震災 法テラスダイヤル（フリーダイヤル0120-078309）」において、二重ローン問題や原発の損害賠償請求等の震災に起因するトラブルについて、その問題の解決や生活再建に役立つ法制度、相談窓口等についての情報提供を実施する。
- ・「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」に基づき、東日本大震災法律援助事業（東日本大震災に際し「災害救助法」が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に平成23年3月11日において住所等を有していた者の東日本大震災に起因する紛争について、その者の資力の状況にか

かわらず、訴訟代理、書類作成、法律相談等に係る援助を行う業務）を実施する。

24年度予算額 2,052百万円
うち復旧・復興枠 2,052

(9) 登記事務処理の復興対策

法務省においては、東日本大震災における被災地復興の前提として、以下の施策を行う。

- ・大規模被災地における地図の修正（土地の境界復元）
- ・登記特設相談所の開設・被災者専用フリーダイヤルの設置
- ・復興に伴う登記事務処理体制の強化
- ・被災した自治体への地図情報提供等を可能とするための地図情報システムの改修

24年度予算額 1,903百万円
うち復旧・復興枠 1,903

(10) 職業訓練等の復興支援体制整備

法務省においては、被災地や避難先における「犯罪を防止する取組」として、復興期に労働需要の高まる土木・建築関係の職業訓練等を実施し、再犯防止につなげる。

また、矯正施設に勤務する職員（心理技官）により、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を抱えた被収容者等の心理的支援を行う。

24年度予算額 371百万円
うち復旧・復興枠 371

(11) 人権擁護活動の強化

法務省においては、人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局・地方法務局及び人権擁護委員）にて、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱いや、仮設住宅での生活の長期化、雇用の不安等から発生するおそれのある人権問題等、震災に伴って生起する様々な人権問題に対し、人権相談を通じて対処するとともに、これらの人権問題をテーマとしたシンポジウムの開催、人権教室の実施等、人権問題の発生を防止するための啓発活動を実施する。

24年度予算額 25百万円
うち復旧・復興枠 25

(12) 治山事業

林野庁においては、東海・東南海地震等により、災害の危険性が高く地域住民の不安が高まっている地域における崩壊地等の集中的な復旧整備、津波等に備えた海岸防災林の防潮堤等の整備を実施する。

24年度予算額 1,197百万円

(13) 森林整備事業

林野庁においては、今後東海・東南海・南海地震への対応が必要な地域を中心に、「災害に強い森林づくり」を推進するため、適切な間伐等の森林施業を実施する。

24年度予算額 2,481百万円

4-9 その他の災害に関する復興対策

農林水産省においては、有珠山において治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

第6章 国際防災協力

差引増△減

0

1 多国間協力

(1) 国際防災協力の推進

内閣府においては、国際防災戦略(UNISDR)事務局を通じた国際防災協力の推進、アジア防災センターを通じた多国間防災協力の推進、日中韓等との地域内防災協力を図るとともに、各種国際会議の場での我が国の知見の発表等により国際防災協力を推進する。また、東日本大震災から得られた知見・教訓共有のため、各国実務レベルの国際会議の開催、各国版防災教育教材の作成・普及啓発、海外支援受入れ円滑化に関する調査を行う。

24年度予算額	236百万円
うち復旧・復興枠	101
うち全国防災経費分	101
23年度予算額	158
差引増△減	78

外務省が内閣府、国土交通省、国連国際防災戦略(UNISDR)事務局等と連携して世界防災閣僚会議 in 東北を開催し、東日本大震災に関する我が国の経験・教訓を各国と共有するとともに防災に関する主要テーマにつき議論を行うことで、2015年の第3回国連防災会議(我が国は開催意図表明済み。)におけるポスト兵庫行動枠組策定の作業につなげる。

24年度予算額	70百万円
うち復旧・復興枠	70

(2) 消防の国際協力及び国際貢献の推進

消防庁においては、我が国が蓄積する知見を効果的に活用した内容の国際セミナーをアジア諸国の消防防災分野に携わる人材を対象に海外で開催し、アジア諸外国の消防防災能力の向上を図る。また、日韓及び日中における消防行政の現状と課題について、情報交換、改善策の検討等を行い、日韓及び日中消防の連携・協力、消防制度の発展、地方レベルでの消防交流等を推進する。

24年度予算額	9百万円
23年度予算額	9

(3) 国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の強化を図るため、迅速な派遣体制の整備を図るとともに、全国3ヶ所において実施する国際消防救助隊の連携訓練や全ての国際消防救助隊登録消防本部を対象にしたセミナーの開催など国際消防救助隊員の教育訓練等の一層の充実を図る。

24年度予算額	17百万円
23年度予算額	35
差引増△減	△18

(4) 国際機関への拠出

外務省においては、国連等と協力し「兵庫行動枠組2005—2015」の着実な実施を推進するため、その中核となる国連国際防災戦略(UNISDR)への拠出を行う。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリリーフウェブ等を管理・運営する国連人道問題調整部(OCHA)の活動を支援する。

24年度予算額	259百万円
23年度予算額	268
差引増△減	△9

※当初予算額のみで、補正予算額を含まない。

(5) 衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

文部科学省においては、アジア太平洋地域において災害関連情報を共有することを目的として我が国が主導する「センチネルアジア」プロジェクトや、参加国が最善の努力で大規模災害被災地の衛星画像を無償提供する国際協力枠組みである国際災害チャータと連携して、陸域観測技術衛星「だいち」によって撮影した被災地のアーカイブデータの提供、超高速インターネット衛星「きずな」により、アジア太平洋地域のブロードバンド環境の整っていない地域等に対し、センチネルアジアの緊急観測データ等の配信を行う等、海外の災害状況把握に貢献する。

24年度予算額	運営費交付金
	119,758百万円の内数

23年度予算額 運営費交付金
122,426百万円の内数

(6) 気象業務の国際協力

気象庁においては、アジア・太平洋域各国へ台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星画像の提供を行う。また、アジア太平洋域各国に台風の解析及び予報に関する資料や、季節予報資料、気候監視情報等を提供するとともに、利用技術や人材育成を支援する活動を行う。

(7) 北西太平洋津波情報、インド洋津波監視情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋関係各国に対して提供する。また、インド洋における津波災害の軽減に資するため、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻等をインド洋沿岸各国に対して提供する。

(8) 地球地図整備

国土交通省国土地理院においては、世界の国家地図作成機関が協力して地球全陸域の統一仕様の地理空間情報を整備する「地球地図プロジェクト」を地球地図国際運営委員会の事務局として推進し、地球地図第2版の整備を進めるとともに、開発途上国における円滑なデータ更新に関わる技術開発を行う。また、整備されたデータを防災分野で役立てる。

24年度予算額	37百万円
23年度予算額	43
差引増△減	△6

2 二国間協力

(1) 開発途上国への協力

外務省等関係省庁においては、我が国の持つ豊富な経験や人材、技術を活用し、引き続き技術協力、無償資金協力及び有償資金協力

により開発途上国に対する防災協力を行う。

(2) 地震防災研究分野における日中間の新たな協力関係の構築

文部科学省においては、「地震分野における科学技術協力の強化に関する覚書」（平成21年5月）及び独立行政法人科学技術振興機構（JST）と中華人民共和国科学技術部合同合作司（MOST）の間における「地震防災」を共同支援する研究分野とすることについての合意（平成23年5月）に基づき、今後の両国の研究協力の進展に資することを目的として、観測・予測研究、構造物の耐震技術、地震減災研究を始めとする研究分野を推進するための体制構築を図る。また、地震調査研究推進本部と中国科学技術部、地震局等との地震調査研究の取組及び最新の成果についての定期的な意見交換会を開催する。

(3) インドネシアにおける地震・火山の総合防災策

外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）及び文部科学省・独立行政法人科学技術振興機構（JST）が連携して実施する地球規模課題対応国際科学技術協力であり、東京大学、東北大学、名古屋大学、京都大学、富士常葉大学、アジア防災センター他が、インドネシア側研究機関と実施する。当研究では、インドネシアにおける地震・津波の予測及び火山噴火の予測に関する基礎的研究、災害に強い社会を作るための液状化対策等のハード的対策、社会文化面に配慮した情報伝達手法や復興施策の研究等のソフト的対策についての研究を行う。さらに、これらを社会に還元するための社会文化的背景を考慮した教育・研修手法の研究開発を実施し、政府・自治体関係者等を含む研究者コミュニティを創設して総合的な地震火山防災力の向上を図る。

(4) クロアチア土砂・洪水災害軽減基本計画構築

外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）及び文部科学省・独立行政法人科学技術振興機構（JST）が連携して実施する地球規模課題対応国際科学技術協力であり、新潟大学、

特定非営利活動法人アイシーエル（ICL：国際斜面災害研究機構）及び京都大学がクロアチア側研究機関と実施する。クロアチアは、アドリア海に面した断層・褶曲帯にあり、複雑な地形・地質構造を有し、地震も多い。特に石灰岩、砂岩・頁岩互層（フリッシュ）及び泥灰岩（マール）地域で、土砂災害・局所的洪水災害（フラッシュ・フラッド）が多発している。当研究では、開発地域・社会的価値の高い地域を対象として、地盤構造・水文特性の科学的解明に立脚した、信頼しうる危険度判定方法を確立し、それに基づく災害軽減のための国土利用ガイドラインを策定する。

（5）フィリピン地震火山監視強化と防災情報の利活用推進

外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）及び文部科学省・独立行政法人科学技術振興機構（JST）が連携して実施する地球規模課題対応国際科学技術協力であり、独立行政法人防災科学技術研究所、名古屋大学及び東海大学がフィリピン共和国側研究機関と実施する。本研究ではフィリピンにリアルタイム広帯域地震・強震・震度観測網と自動解析システムを導入し、より迅速で正確な震度分布と被害推定を行う。さらに地殻変動観測等によるミンダナオ島周辺の大地震の発生ポテンシャル評価、タール火山とマヨン火山のリアルタイム監視システムの構築を行う。これらの地震・火山情報を発信する防災情報ポータルサイトの構築とその利活用促進をあわせて行い、フィリピンの国・地方及び行政・コミュニティの防災力の向上に貢献する。

（6）鉱山での地震被害低減のための観測研究

外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）及び文部科学省・独立行政法人科学技術振興機構（JST）が連携して実施する地球規模課題対応国際科学技術協力であり、立命館大学、東北大学、東京大学及び独立行政法人産業技術総合研究所が南アフリカ共和国側研究機関と実施する。日本で多発する自然地震や、鉱山採掘・トンネル掘進に伴って発生する誘発地震は、人々の安全確保の面から大き

な課題とされ、その発生予測や被害の制御・軽減が強く望まれている。本研究では、高感度・高精度の微小破壊（AE）観測により、被害地震の震源断層を事前にとらえ、断層極近傍の高感度歪観測で較正することで、採掘進行に伴う応力変化の数値予測精度を向上する。また、断層直近での動的応力計測により、強震動の生成機構を解明する。

（7）自然災害の減災と復旧のための情報ネットワーク構築に関する研究

外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）及び文部科学省・独立行政法人科学技術振興機構（JST）が連携して実施する地球規模課題対応国際科学技術協力であり、慶應義塾大学及び東京大学がインド側研究機関と実施する。本研究では、日本とインドを例として、グローバルな情報ネットワークを活用して地震・気象データ等の継続的収集・分析基盤を構築するとともに、災害発生時の救援・救出活動支援及び復旧・復興支援に供する技術基盤を開発する。

（8）ペルーにおける地震・津波減災技術の向上に関する研究

外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）及び文部科学省・独立行政法人科学技術振興機構（JST）が連携して実施する地球規模課題対応国際科学技術協力であり、千葉大学、東北大学、独立行政法人建築研究所及び東京工業大学がペルー共和国側研究機関と実施する。本研究では、ペルーにおける地震・津波災害の軽減を図るため、震源モデルによる地震動予測及び地震観測や微動観測に基づいた地盤ゾーニング、海底地形等を考慮した津波シミュレーションとその結果をまとめた津波減災対策の提示、建物現況調査及び耐震補強効果検討のための構造実験・数値解析、リモートセンシングに基づいた空間基盤データ構築と災害把握手法の開発と地震被害予測、シナリオ地震・津波の被害予測結果に基づいた地域減災計画作成を実施する。

(9) カメルーン火口湖ガス災害防止の総合対策と人材育成

外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）及び文部科学省・独立行政法人科学技術振興機構（JST）が連携して実施する地球規模課題対応国際科学技術協力であり、東海大学等がカメルーン側研究機関と実施する。カメルーンでは1980年代のニオス湖とマヌーン湖での湖水爆発後、ガス災害の再発が懸念されている。湖水爆発を防止するために、湖に溶存しているガスを人為的に除去する作業が進められているが、マグマからのCO₂の供給速度やCO₂の除去量を見積もるためのモニタリングは行われておらず、湖水爆発のメカニズムの詳細についても解明されていない。両湖で湖水に関する地球化学的研究を行い、CO₂流動系と噴火履歴解明を進める。さらに湖水爆発の数値シミュレーションを行い、爆発メカニズムを解明することで、湖の監視体制の確立や防災に向けた総合対策の提案を図る。これらの共同研究を通じて、カメルーンの研究者のキャパシティ・ビルディングを図り、両湖のガス災害を予測するために、湖の観測・研究を継続・発展できる体制の確立を目指す。

(10) マレーシアにおける地すべり災害及び水害による被災低減に関する研究

外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）及び文部科学省・独立行政法人科学技術振興機構（JST）が連携して実施する地球規模課題対応国際科学技術協力であり、千葉大学等がマレーシア側研究機関と実施する。近年、マレー半島では急激な都市化及び温暖化による影響が起因していると思われる集中豪雨が多発しているが、地すべり災害・水害に関してその調査や観測データが不足しており、被災低減策が立ち後れている。マレーシア国内で都市化が著しい地域を対象に、衛星データや無人航空機を使用した現地観測を行うとともに、地すべり災害・水害に関する地形要因、発災歴、降水量等の統計データを収集・評価し、統合データベースとして構築することを目指す。また、地すべり災害・水害の発生危険域と危険度の評価、地図化、事前対策

や早期警戒・避難等の被災低減化を支援するシステムの構築を図り、東アジア諸国における日本の科学技術における貢献を目指す。

(11) ベトナムにおける幹線交通網沿いの斜面災害危険度評価技術の開発

外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）及び文部科学省・独立行政法人科学技術振興機構（JST）が連携して実施する地球規模課題対応国際科学技術協力であり、特定非営利活動法人アイシーエル（ICL：国際斜面災害研究機構）、東北学院大学及び独立行政法人森林総合研究所がベトナム側機関と実施する。ベトナムの山岳地域では、脆弱な地盤、雨期の激しい降雨、熱帯強風化があいまって斜面災害が多発し、基幹道路や山岳域の住民が危険にさらされている。本研究では、中部の基幹道路沿いの斜面や山岳地帯のコミュニティー周辺斜面を対象として、斜面災害危険度評価技術および早期警戒技術の開発と人材育成を実施する。

(12) 津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究

外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）及び文部科学省・独立行政法人科学技術振興機構（JST）が連携して実施する地球規模課題対応国際科学技術協力であり、独立行政法人港湾空港技術研究所、関西大学、独立行政法人海洋研究開発機構及び山口大学がチリ側機関と実施する。本研究では、2010年にチリ中部沿岸で発生した地震及び2011年の東北地方太平洋沖地震による津波に伴う津波による災害からの教訓を踏まえて、チリ、日本、さらには、世界の津波脆弱地域において、津波に強い地域・市民をつくるための知見や技術を開発することを目的として、1) 両国で発生した津波による被害の取りまとめと被害推定技術、2) 今後両国で発生する津波による被害予測や想定被害への対策、3) 高い精度の早期警報手法、4) 津波に強い地域や人づくりプログラムに関する研究を実施する。

(13) 防災に関する国際協力の推進

国土交通省においては、開発途上国等にお

ける災害に強い安全・安心な社会の実現を支援するとともに、我が国と開発途上国等との協力関係の強化を図るため、防災や気候変動対策に関するワークショップの開催、開発途上国における危機管理・防災体制の構築支援や、国際会議・Web化を活用した地球地図への理解促進を進める等の施策を実施する。

24年度予算額	1,113百万円の内数
23年度予算額	29

資料 平成24年度防災関係予算額等集計表

(単位：百万円)

府省庁名／区分	科学技術の研究	災害予防	国土保全	災害復旧等	計
内閣官房		190			190
内閣府		10,409		612	11,021
警察庁		13,308			13,308
復興庁				2,043,290	2,043,290
総務省	3,440	5,591		914	9,945
消防庁	563	9,435			9,998
法務省		20,146		4,726	24,872
外務省		329			329
財務省		17,087		96,541	113,628
文部科学省	22,515	124,291		21,463	168,269
文化庁		21			21
厚生労働省		29,837		20,890	50,727
農林水産省		32,507	103,837	140,092	276,436
経済産業省		16,235	2,112		18,347
国土交通省	1,765	119,476	684,473	42,542	994,486
気象庁	997	21,821			22,818
海上保安庁	142	73,315			73,457
観光庁		30			30
環境省				200	200
原子力規制庁		10,448			10,448
防衛省		25,904		74	25,978
合計	29,422	530,382	790,422	2,371,344	3,867,800

- (注) 1. 本表は、平成24年3月に国会報告した資料に基づき作成している。そのため、その時点では、政府提出法案において使用されていた原子力規制庁の名称が使われている。
2. 平成24年度政府予算案における防災関係予算額を、各項目毎に四捨五入（百万円未満）し、一般会計及び特別会計との間及び政府関係機関との間の重複計数を除いて集計したものである。
3. 合計額は、防災施策関係の額を特定できるものについての合計である。
4. 国土交通省の合計額は社会資本総合整備事業費146,230百万を含むが、その各区分（科学技術の研究～災害復旧等）ごとの内訳を特定できないため、各区分の額の合計とは一致しない。
5. 単位未満四捨五入のため、合計と一致しないことがある。